

平成30年度第1回野田市障がい者基本計画推進協議会 次第

日 時 平成30年8月30日（木）

午後1時15分から

場 所 保健センター3階大会議室

1 開 会

2 議 題

- (1)第3次野田市障がい者基本計画について（諮問）
- (2)団体・法人ヒアリング及び障がい者福祉に関するアンケート結果について
- (3)第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）に基づく取り組みの進捗状況について
- (4)「施策の基本的な方向性について」の意見などについて

3 閉 会

資料 1

団体からの意見要望について

第3次野田市障がい者基本計画・第5期野田市障がい福祉計画の策定にあたり、市内の団体（11団体）から基本計画の分野ごとに、要望、意見などの提出をいただきました。

さらに平成29年9月22日から平成29年9月29日にその内容についての団体ヒアリングを行いました。

各団体から提出された要望、意見あるいは、障がい特性の説明などは、次のとおりです。

要望	○	文末を「してほしい」と表現しています。
意見、障がい特性などの説明	●	上記以外の文末で表現しています。

団体並びはヒアリング順。

団体から要望、意見などがある場合○をつけました。

No.	項目	心の健康を守る会 さくら友の会	親の会	福祉会	ひばり友の会	枝の会	中途失聴者・難聴者の集いみづくの会	聴覚障害者協会	野田そよかぜ	メンタルサポート	自閉症協会	視覚障がい者協会	肢体不自由児者 父母の会
1	生活環境	○	○		○	○	○				○	○	○
2	情報、 意思疎通		○	○		○	○	○			○	○	
3	防災防犯		○	○	○	○	○	○	○		○	○	
4	差別 権利擁護		○								○	○	○
5	意思決定 支援	○	○		○		○				○	○	
6	保健医療		○		○	○	○	○			○	○	
7	行政配慮	○	○		○		○	○			○	○	
8	雇用経済		○		○	○	○				○	○	
9	教育振興		○				○	○			○	○	
10	文化芸術		○				○				○	○	
11	国際		○								○	○	
12	その他		○	○		○	○		○		○	○	○
		3	12	3	6	6	10	5	2		12	12	3

1 <安全・安心な生活環境の整備>

【さくら友の会・心の健康を守る会】

○精神障害者保健福祉手帳の障がい等級2級の医療費を、重度心身障がい者医療費助成の対象にしてほしい。

○精神科以外の医療費も、自立支援医療（精神通院）と同じように自己負担が原則1割負担になるようにしてほしい。

●精神障がいの人の一部には、医療受診することを身につけていない人がいる。

●精神障がいの人の一部には、服薬の認識がない人もおり、精神疾患以外の病気まで悪化させてしまうことがある。

【手をつなぐ親の会】

○地域生活支援拠点事業の本格的な実施が不可欠です。特にグループホームと短期入所、24時間体制の見守りシステムを実現してほしい。

○福祉のまちづくりの取組には、多くの方が感謝していますが、雑草が歩道を覆い危険な箇所があるなど怖い思いをしています。建物のバリアフリーと併せて除草をしてほしい。

○特別支援学校卒業後の進路先の選択肢を増やしてほしい。

●警察署や医師会関係の方々に障がい特性を正しく理解していただく必要性をここ数年の出来事などを通して痛感している。

●会員たちが真に安心し、信頼して生活を送るためには、法律に標榜するとおり、本人に適した施設を選択でき、個別支援計画が実施されなければなりません。その実現のために綿密な福祉計画と人材育成を望みます。

【ひばり友の会】

○オストメイト（人工肛門、膀胱保持者）は、①高齢になって自力でストーマ交換ができなくなる老後の不安、②外出時のオストメイトに対応するトイレの完備、③災害時のストーマの備蓄について不安があり、制度などの整備、充実を図ってほしい。

【枝の会】

○障がいのある人は、地域活動支援センターなどに通所するための交通費がネックになる。交通費助成を継続してほしい。

○通所実績による交通費助成ではなく、前払いによる交通費助成を実施してほしい。

●障がいのある人は、自力での移動手段を持たない場合が多く、まめバスや福祉タクシーなどの公共交通機関の充実は、安心な生活環境を守る上で重要です。

●福祉施設やグループホームの開設に当たり、利用しやすさという面で市の管理する空地や空家を活用することができたら良いと考えます。

●休日の行事に対して、通所手段がまめバスの人の中には、まめバスが運休のため、通所できない人がいます。

●利用者の中には、自立支援医療（精神通院）のみの人など、利用者のおかれている状況はさまざまです。

【中途失聴者・難聴者の集い「みみづくの会」】

○障がいのある人の世帯、高齢者の世帯、ひとり世帯を対象に、防災・防犯の連絡網を整備してほしい。

○日常生活用具として給付する種目を、拡大する方向で見直してほしい。

○耳の不自由な人を対象として、IT講習会を開催してほしい。

○第二の福祉ゾーンに、各身体障がい者団体の活動拠点づくり、市民と障がいのある人がいつでも集える「障がい者交流センター」や「リハビリセンター」を建設してほしい。

【自閉症協会】

- グループホーム建設では、スプリンクラーなどの費用がかかるため、グループホームが増えていかないと考えます。グループホーム建設の補助金を交付してほしい。
- 公共施設の案内表示では、文字だけでなく「マーク」を併用してほしい。

【視覚障がい者協会】

- 人の動線を配慮して、点字ブロック（視覚障がい者誘導ブロック）を敷設してほしい。
（愛宕駅、清水公園駅の大通りの歩道で点字ブロック（視覚障がい者誘導ブロック）になっていない箇所がある）
- エレベーターは、障がいのある人、弱者が乗れるように配慮してほしい。
- まめバスにリフト付車両を検討してほしい。
- まめバス停の時刻表を見やすい位置にし、ソーラーシステムなどを活用し電灯をつけてほしい。
- まめバスに乗車する際、音声で行き先、ルートをアナウンスしてほしい。
- まめバスから降車する際、足元に縁石があると、歩行できず危険です。
- まめバスの車中で、周囲の利用者の声で、バス停の案内が聞こえず乗り越したことがあり、マナー運動や人に対する配慮を心がけてほしい。

【肢体不自由児者父母の会】

- 野田市には、医療的ケアに対応する施設が全くありません。重度の知的障がい、重度の肢体不自由児、寝たきりで吸引など医療的ケアが必要と考えたと、少なくとも15～20名程度が利用できる通所・短期・入所を合わせた施設が必要と考えます。
- 施設で、スペースが有るところが多いので、折り畳み式ベッド（ユニバーサルシート）を設置してほしい。
- 野田市は、肢体不自由児者、医療的ケア児への取組が遅れている。早急に改善してほしい。

2 <情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実>

【手をつなぐ親の会】

○今後、成人の発達障がいの方は増えます。付添いがいない人のためにもコミュニケーションボードの設置やシンボル表記など、丁寧な配慮をしてほしい。

【身体障がい者福祉会】

○外来語の表記ではなく、日本語で書いてほしい。（情報アクセシビリティなど）

○小さい文字で表記しないでほしい。

○さまざまな手段で情報を伝えるよう努めてほしい。

【枝の会】

○障がいのある人の中には、携帯電話を持っていない、自宅の固定電話のみの人もいます。さまざまな連絡体制を想定してほしい。

○情報の利用しやすさを求めるあまり、ＩＣＴ（情報通信技術）活用に重点を置かれることが気がかりです。災害などの非常事態にＩＣＴ（情報通信技術）が機能しなくなった場合の対応についても、対策を講じてほしい。

【中途失聴者・難聴者の集い「みみづくの会」】

○市が主催する講演会、説明会では、参加者への事前に案内、周知において「手話通訳、要約筆記、ヒアリンググループ」を必要とするかの確認をしてほしい。

【聴覚障害者協会】

○手話通訳派遣業務を社会福祉協議会に委託するのではなく、障がい者支援課に配置されている設置通訳者にコーディネーターとして任せ、聴覚障がいの方の情報を一本化できるようにしてほしい。

【自閉症協会】

○まめメールに、福祉、障がいのある人及び家族向けのジャンルをつくり情報を流してほしい。（障がいのある人への情報共有）

【視覚障がい者協会】

○パソコン講座の必要な環境、体制が充実してほしい。

3 <防災、防犯等の推進>

【手をつなぐ親の会】

- 福祉避難所を増やしてほしい。
- 通い慣れている通所施設に避難したいと考える人がいるので、通所施設を二次避難所にしてほしい。
- 避難所で、周囲と距離が置けるように、自閉症の人に配慮してほしい。
- 避難所開設訓練などで、キャラバン隊「まめっ娘」による障がい特性などの説明を実施してほしい。

【身体障がい者福祉会】

- 福祉避難所に車椅子対応のトイレを完備してほしい。

【ひばり友の会】

- 災害時に備えて、ストーマ装具の公的備蓄とストーマ業者との業務協定締結を実施してほしい。

【枝の会】

- 服薬されている利用者に対応するため、災害発生後の非常事態から平常生活に戻るまでの間、どこの病院・薬局が、診察や薬の処方ができるかなどのガイドラインづくりと、その周知を行ってほしい。（精神疾患の利用者の多くは、服薬をしており、薬の効き目があるうちに対応してほしい）

【中途失聴者・難聴者の集い「みみづくの会」】

- 野田市災害時要支援者計画では、聴覚障がいの方は身体障がいの方として、ひとくくりにされており、コミュニケーション支援を必要とする障がいのある人に対する具体的な配慮がないので、見直してほしい。
- 的確な情報伝達ができるように、関係団体と登録手話通訳者並びに登録要約筆記者と協働した情報支援ネットワークづくりを構築してほしい。

【聴覚障害者協会】

- 災害時は、平易な文字で必要な情報を伝えてほしい。
- 音での情報がわからないため、中央公民館や総合福祉会館などの公共施設にパトライト（音を感知し、光で知らせる）を付けてほしい。

【メンタルサポート野田そよかぜ】

- グループホームに対して、災害における備蓄品を配布してほしい。

【自閉症協会】

- 避難所に行くまでの道順を示した標示がほしい。
- 自閉症や知的障がいの軽度の方が、消費者トラブルに巻き込まれる事例があるので、当事者への啓発の機会がほしい。
- 避難所マニュアルに、自閉症への配慮した内容を掲載してほしい。

【視覚障がい者協会】

- 避難所は、同じ障がいのある人同士のスペースを確保してほしい。
- 障がいのある人に対して、声掛けを密にして情報を伝えてほしい。
- 防災訓練では、障がいのある人を助けるという意識を持つために、誘導などの訓練に参加者が障がいのある人に、付添うように歩いてほしい。

4 <差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止>

【手をつなぐ親の会】

- 障害者虐待防止法では、学校に通報義務が課されていないため、心理的虐待やネグレクトなど表面化していない問題や実態があると考えます。安心した学校生活を送るため、教育委員会との連携を深めてほしい。
- 学校の教師には、自分のクラスに関わらず、虐待やイジメがないか気を配ってほしい。
- 「障害者差別解消法の研修を受けていない」と発言した職員がいた。研修を充実させてほしい。

【自閉症協会】

- 成年後見制度を利用する際の費用助成や支援内容を充実してほしい。
- 障がいのある人の後見人に選任された場合、おそらく後見人としての活動期間は長くなります。それに対応する支援を検討してほしい。
- 長期引きこもりや不登校の中には、発達障がいを抱えている場合があるので、その支援をしてほしい。
- 手帳を所持しないグレーゾーンの子どもを持つ親への支援を行ってほしい。
- 障がいのある人が通所している事業所に対して、差別をしてはいけないことや虐待禁止の啓発活動を行ってほしい。

【視覚障がい者協会】

- 「市報」などで、ほんの数行でいいですから、継続してさまざまな場面での配慮、優しさを伝えてほしい。

【肢体不自由児者父母の会】

○差別解消及び虐待防止について、野田市は真剣に取り組んでいないと思います。母親の苦しみを感じてほしい。

5 <自立した生活の支援・意思決定支援の推進>

【さくら友の会・心の健康を守る会】

○当事者を取り巻く環境改善のため、家族の理解が必要であり、野田市が、家族の学習の場として「家族学習会」を開催してほしい。

●精神障がいの人がいる家庭が、悩みや困りごと、家庭だけで抱え込まないでほしい。

【手をつなぐ親の会】

○グループホームの利用希望者が年々増えています。家賃助成を継続してほしい。

○地域生活支援拠点において、グループホーム、短期入所、24時間体制の見守りシステムを実現してほしい。

○グループホーム入居者募集情報を、相談支援事業所だけでなく、団体にも情報提供してほしい。

○言葉での表現が困難な人たちが会員には多くいます。言葉以外の意思表示を酌み取るためには、障がい特性を正しく理解する必要があります。そのための工夫などを職員で提案し合ってほしい。

【ひばり友の会】

○市内の公的設備には、ストーマ対応トイレを標準設置してほしい。

【中途失聴者・難聴者の集い「みみづくの会」】

○専門職、専従者として対人援助やケースワークが出来る取組が必要で、手話通訳者の設置だけでなく、専門性のある要約筆記者を設置してほしい。

○中途失聴者や難聴者の自立と社会参加を促進するために「中途失聴者・難聴者のための手話講習会」や中度の難聴者や高齢難聴者に適した「補聴援助システムの利用方法などの講習会」を開催してほしい。

○聴覚障がいの人全員に、情報保障に関することが伝わるように、市報やホームページだけでなく、ダイレクトメールなどで個別宛に通知してほしい。

○聴覚障がいの人が、利用できる情報通信機器を日常生活用具の対象となるように見直し、インターネットが手軽に利用できるような環境にしてほしい。

【自閉症協会】

○自宅からグループホーム入居の事例はあるが、施設入所からグループホーム入居への事例はほとんどない。グループホームに入居したい人が何人いるか把握してほしい。

○障がいのある人の高齢化、重度化、親亡き後を見据え、どのような機能をどれだけ整備していくのか、地域生活支援拠点の機能について、実態をどう把握し、どう対応するのか、面的整備をどう構築していくのか具体的に示してほしい。

○児童の入所施設がないことについて、検討してほしい。

○余暇支援について、検討してほしい。

○障がいのある児の親が、ひとり親の場合の支援について検討してほしい。

【視覚障がい者協会】

○相談支援体制を構築してほしい。

（質問、意見に対する回答をする時期を明確に知らせてほしい）

6 <保健・医療の推進>

【手をつなぐ親の会】

- 子ども支援室が、切に必要としている家族の拠りどころとなるように改善してほしい。
- 発達障がいに関する専門職を配置してほしい。
- 強度行動障がいのある人にならない支援をしてほしい。
- ライフサポートファイルを導入してほしい。
- 発達支援センターに関する予算を計上してほしい。
- 身近に相談できる「発達センター」の設置と、質の高い「早期療育の場」を設置してほしい。

【ひばり友の会】

- 医療関係者のストーマ交換、補助は可能となっているが、その認知度は低い。平成29年度から厚生労働省の補助により「医療関係者（介護職員、介護担当者）」を対象に「ストーマケア研修会」が実施されることから、野田市としても積極的に取り組んでほしい。
- 看護学校など医療教育機関に「ストーマ知識、体験」を教育カリキュラムとして働きかけてほしい。

【枝の会】

- 自己負担が1割となる自立支援医療（精神通院）は精神疾患に対応している。それ以外の治療は資力がないため治療を受けない利用者がいる。精神障害者保健福祉手帳の障がい等級2級の医療費も、重度心身障がい者医療費助成の対象にしてほしい。

【中途失聴者・難聴者の集い「みみづくの会」】

- 国で推奨されている生後間もない新生児に対する聴覚スクリーニング検査を、野田市でも乳幼児の早期定期健診に位置付けてほしい。
- 人工内耳装用者の場合、医療保険や介護保険でカバーされない事象があります。福祉制度でカバーできるようにしてほしい。
- 現在の重度心身障がい者医療費助成制度を今後も継続してほしい。
- 人工内耳装用の費用（ボタン電池の給付、スピーチプロセッサの修理・買換えなど）を、福祉制度で助成してほしい。
- 生後間もない新生児に対する聴覚スクリーニング検査（ＡＢＲ）を早期定期健診に位置づけて実施してほしい。

【聴覚障害者協会】

- 健聴者に聞くことが、恥ずかしいと思うことがある。

【自閉症協会】

- 市内の病院に、専門医が不足している。特に児童精神科医は見当たらない。市外の病院まで連れていく大変さを理解してほしい。医師会と協力して児童精神科医を招へいしてほしい。
- ３歳児検診、５歳児検診、入学時前検診などで、発達障がいのスクリーニングを実施してほしい。

【視覚障がい者協会】

- 視覚障がいの人が就く仕事で、針、灸、マッサージがあります。それらの仕事ができる場所（公共施設）を提供してほしい。

7 <行政等における配慮の充実>

【さくら友の会・心の健康を守る会】

○市役所（障がい者支援課）窓口に精神保健福祉士を常駐してほしい。

【手をつなぐ親の会】

○職員に対して、合理的配慮や障がい特性の研修を充実してほしい。

●障がい者支援課と防災安全課の連携ができていない。

【ひばり友の会】

○オストメイト（人工肛門・膀胱保持者）の組織として設立した。孤独しがちな会員の情報交換、社会参画の場として活動したく、会員増加、情報伝達など行政から支援してほしい。

【中途失聴者・難聴者の集い「みみづくの会」】

○「みみづくの会」の紹介など積極的な仲間づくりをサポートしてほしい。

○聴覚障がいの人に対する情報提供は、市報やホームページだけでは不十分なので見直してほしい。

○市が主催する講演会、説明会では、参加者への事前に案内、周知において「手話通訳、要約筆記、ヒアリンググループ」を必要とするかの確認をしてほしい。また、会場となる公民館などの公的施設では、①手話通訳者の立ち位置・要約筆記者の作業スペースの確保、②OHC・プロジェクター・スクリーンの常備、③補聴援助装置であるヒアリンググループを常備し、情報保障の普及促進を図ってほしい。

○市職員は、聴覚障がいの方のコミュニケーション手段としての要約筆記のことや各種機材についての知識を習得し、人事異動など担当者が交代するときは、引継ぎを確実にしてほしい。

【聴覚障害者協会】

- 市職員は、手話を覚えてほしい。
- 設置通訳者の1日の勤務時間を、現在の4時間勤務から一般職員と同じ勤務時間にしたい。

【自閉症協会】

- 選挙の立候補者が、障がいのある人を対象にした演説会や講演会を実施してほしい。
- 療育手帳の次回判定年月について連絡がほしい。

【視覚障がい者協会】

- 日本点字図書館と日本盲人会連合のカatalogを、障がい者支援課か社会福祉協議会の窓口においてほしい。
- 白杖、拡大読書機、レンズなど視覚障がい者の人に必要な物を、サンプルとして障がい者支援課か社会福祉協議会に配備してほしい。
- デイジーの録音できる機器を、障がい者支援課か社会福祉協議会の窓口においてほしい。
- 視覚障がいの人すべてが、点字を読めるわけではありませんが、点字を読める人もいるので、市が送付する郵便物の差出人である課名だけでも点字で打ってほしい。
- 障がい福祉ガイドブックの説明で、視覚障がいの人に対しては「声の市報」があることを伝えてほしい。
- 投票所で、点字投票が滞りなくできるようにしてほしい。

8 <雇用・就業、経済的自立の支援>

【手をつなぐ親の会】

- 職員からアイデア募集などを行い、積極的に障害者優先調達推進法をすすめてほしい。
- 障がいのある人を、公用車清掃やシュレッダー処理で雇用（役務を発注）してほしい。
- 障がいのある人の実習先を拡大してほしい。

【ひばり友の会】

- 日常生活用具支給（ストーマ装具）などの制度のさらなる充実、継続をしてほしい。

【枝の会】

- ジョブコーチ制度の充実、ジョブコーチの育成を実施してほしい。
- 障がいのある人を雇用する職場に対して、障がいのある人に対する理解や認識を深めるため指導してほしい。
- 創作活動や生産活動を行う地域活動支援センターの利用者が、賃金が得られるという理由から、就労継続支援A型事業所に移り、体調を崩してしまう人がいる。

【中途失聴者・難聴者の集い「みみづくの会」】

- さまざまな障がいのある人の能力、持てる力に合った適材適所の雇用機会の創出と処遇面での改善を行ってほしい。また、自営業や起業家志向の障がいのある人には、特別融資や助成対策を講じてほしい。

【自閉症協会】

- 障がいのある人が就労している事業所に対して、差別をしてはいけないことや虐待禁止の啓発活動を行ってほしい。

【視覚障がい者協会】

- 視覚障がいの人は「就労すること」から取り残されている。
- 市役所 8 階旧レストランを、障がいのある人の集まる場所にしてほしい。
- 市の調整により、支援施設などでマッサージの仕事ができるようにしてほしい。
- 日常生活用具の展示会やセミナーなどを実施して、障がいのある人の生活支援に結びつく支援をしてほしい。

9 <教育の振興>

【手をつなぐ親の会】

- 課題作文などで、心のバリアフリーや障がいについて題材にしてほしい。
- 学校の先生は教育のプロですが、障がいの専門家ではないので、生徒と教育の発展のために大きな心で、保育所等訪問支援などを受入れ、協力体制を構築してほしい。
- 学校において、車椅子体験と同じように知的障がいや自閉症スペクトラムの人たちへの理解を深める講座を行ってほしい。

【中途失聴者・難聴者の集い「みみづくの会」】

- 言語中枢の発達する時期に、早期の補聴器や人工内耳用による言語取得を実施する療育支援体制（聴覚言語指導など）を整えてほしい。
- 乳幼児の言語習得のための通所施設、小・中学校における特殊学級（難聴学級）を充実させるなど、統合教育を普及推進してほしい。

【聴覚障害者協会】

- 小学校で、手話のことを学ぶ授業をしてほしい。
（中央小学校と東部小学校に手話クラブがあり参加している。清水台小学校の総合学習に招かれている。北部小学校で教師向けの手話講座を開催する）

【自閉症協会】

- 専門家を交えて、学校、通級教室、家庭、福祉関係、医療、相談機関とのすり合わせをしてほしい。
（家族の障がいに対する受容、学校が障害福祉サービスの制度を知らないなど）
- アセスメントをとれる人材の確保をしてほしい。

【視覚障がい者協会】

○さまざまなレベルの人が学べるパソコン教室を開催してほしい。

10 <文化芸術活動・スポーツ等の振興>

【手をつなぐ親の会】

- 知的障がいの人だけの競技会などを開催してほしい。
- 余暇支援充実のために、知的障がいや自閉症スペクトラムの人を対象とした講座（集会）を開催してほしい。

【中途失聴者・難聴者の集い「みみづくの会」】

- 観客席にいる障がいのある人への配慮はあるが、スポーツをする障がいのある人や舞台などに立つ障がいのある人への配慮が無いように思う。

【自閉症協会】

- レクリエーション協会や各スポーツ団体に、障がいのある人の参加を受入れてほしい。
- 「スペシャルオリンピクス 野田 陸上」を支援してほしい。

【視覚障がい者協会】

- スポーツ指導員を養成してほしい。
- パラリンピックの千葉県での開催競技に、障がいのある人が観戦できるように、観戦ツアーなどを実施してほしい。
- 障がいのある人にとって、総合福祉会館は利用しやすい場所です。総合福祉会館を会場に、障がいのある人ができるカーリングなどのスポーツを常備してほしい。

1 1 <国際協力の推進>

【手をつなぐ親の会】

- 学齢期前の通所事業所や学校に外国籍の障がいのある児が増え、家族の支援にあわせて、直接、間接的な見守りが大切になってきており「発達支援センター」の役割が大きくなっている。

【自閉症協会】

- 障がい児を持つ外国籍の家に対する、支援体制の充実と情報提供を実施してほしい。

【視覚障がい者協会】

- 欧米諸国のように、人にやさしい、弱者・障がいのある人にやさしい、日本社会になるように教育、PR、人格の向上につなげてほしい。

12 <その他>

【手をつなぐ親の会】

- 野田市の福祉施策の方向性がはっきりと見えません。必要不可欠な事業への予算措置がされないため、事業が進みません。限られた大切な予算であることは、充分承知しておりますが、必要不可欠な事業は、予算措置し事業を進めてほしい。
- 障がい者支援課窓口で、番号札を配布した場合、今何番目の人が対応中で、待っている人が何人いて、自分は何番目の順番かわかるようにしてほしい。
- 障がい者支援課窓口と生活支援課窓口の境をはっきりしてほしい。
- 窓口の椅子について、介助者用椅子は、介助者用椅子と明記してほしい。
- 窓口の椅子に番号を振り、呼ばれた時に座りやすいようにしてほしい。

【身体障がい者福祉会】

- 駐車場の車両スペースの中心にカラーコーンを置かないでほしい。
(車両スペースにカラーコーンを置くことで、一般車両が駐車できないことを促しているが、障がいのある人が運転する車両を駐車する時も、障がいのある人が自らカラーコーンを移動させることができない場合もあるので、カラーコーンは車両スペースの端に置く配慮をしてほしい。)
- 障がい者等用駐車場スペースに障がい者のシンボルマークがない車が停まっていて利用できないことがある。

【枝の会】

- 個人情報保護法が障壁となり、関連機関との情報共有が難しい場面がある。
- 「野田市障がい者基本計画」「野田市障がい福祉計画」の表記について、簡潔で分かりやすい文言にしてほしい。(略字や横文字の多用は、わかりづらい)

【中途失聴者・難聴者の集い「みみづくの会」】

- 毎月実施している「当事者関係者相談」を、相談しやすい環境に改善し、ピアサポートのより一層の充実を図ってほしい。
- 福祉のまちづくりパトロールは、小学校や公民館などの周辺道路が対象となっているが、建物の内部の設備なども対象としてほしい。
- 福祉関係の予算措置は、障がい種別ごとに均衡のある予算にしてほしい。

【メンタルサポート野田そよかぜ】

- 地域活動支援センターすまいるは、スタッフの人件費は、勤続年数なども考慮し年々上昇している。地域活動支援センター運営費補助金を増額してほしい。
- 相談支援センターそよかぜは、ひとりの相談支援専門員が約100人の利用者を担当し勤務状況が過酷であり、また、収入が介護給付費だけでは相談支援事業所は赤字です。利用者を多く抱えている相談支援事業所に、市単独の補助金を交付してほしい。

【自閉症協会】

- 専門性を高め、教育、仕事、生活の場面で適切な支援ができるようにしてほしい。
- 緊急時の受入先を確保してほしい。

【視覚障がい者協会】

- 人事異動があっても、引き継ぎをきちんとしてほしい。
- 選挙の際、投票所までのガイドヘルパー料を無料にしてほしい。
- 通院や買い物で、ガイドヘルパーによる車利用システムを導入してほしい。
- ガイドヘルパーが守秘義務を守れていない。知識不足も目立つので、研修を行ってほしい。
- ガイドヘルパーや、障がい者支援課職員が、アイマスク体験を行い、見ないことでの危険を理解してほしい。

- 同行援護の支給量が自治体により違う。交通事業の悪い野田市なので、同行援護の支給量を増やしてほしい。
- 日常生活用具について、必要な品目を増やし、耐用年数も弾力的にし、利用しやすくしてほしい。
- 歩行訓練を、手軽に地元の野田市でできるようにしてほしい。
- 通行支援や障がいのある人を支援してくれるボランティアの育成をしてほしい。
- 柳沢の国道 16 号（旧警察前）にある信号機を音声信号にしてほしい。
- 埼玉県深谷市に視覚障がい者入所施設「ひとみ園」があります。施設を見学し、視覚障がいの人への理解を深め、同様の施設を設置するなど施策の参考にしてほしい。

【肢体不自由児者父母の会】

- おむつ手当の相談をしたが、日常生活用具におけるおむつ手当（用具の名称：紙おむつ等）のことを市職員が理解していなかった。
- 特別支援学校の場所を知らない市職員がいた。

資料 2

法人からの意見要望について

第3次野田市障がい者基本計画の策定にあたり、市内の法人（5法人）から基本計画の分野ごとに、意見・要望などの提出をいただきました。

さらに平成30年5月8日から平成30年5月15日にその内容についての法人ヒアリングを行いました。

各法人から提出された要望、意見あるいは、障がい特性の説明などは、次のとおりです。

要望	○	文末を「してほしい」と表現しています。
意見、障がい特性などの説明	●	上記以外の文末で表現しています。

法人並びはヒアリング順。

法人からの要望、意見などがある場合○をつけました。

No.	項目	野田芽吹会	野田みどり会	野田市社会福祉協議会	いちいの会	はーとふる
1	生活環境		○		○	○
2	情報 意思疎通		○			○
3	防災防犯	○	○		○	○
4	差別 権利擁護		○	○	○	○
5	意思決定 支援	○	○	○	○	○
6	保健医療		○			○
7	行政配慮	○	○			○
8	雇用、経済		○			○
9	教育振興	○				○
10	文化芸術	○				
11	国際					○
12	その他	○	○		○	
		6	9	2	5	10

1 <安全・安心な生活環境の整備>

【野田みどり会】

- 相談援助ができる生活支援拠点を中心とした住まいや日中活動の場は、小学校区程度の単位が必要です。
- 障がいのある人に配慮した街づくりには、障がいのある人の目線で意見収集が必要です。

【いちいの会】

- 各事業所の安心・安全な生活のためのバリアフリー、耐震、防犯カメラ、改修などの費用を補助してほしい。
- 生活介護事業所、グループホームなどの開設費を補助してほしい。
- 住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業の充実と周知をしてほしい。
- グループホーム入居者が、特別養護老人ホーム船形サルビア荘に入居できる体制にしてほしい。
- グループホームの整備推進とともに重度障がいのある人にも対応した体制の充実を図ってほしい。

【はーとふる】

- 障がいのある人や高齢者を対象とした24時間対応の安心コールセンターを設置（基幹相談センターを含む、地域生活支援拠点の早期実現）してほしい。
- 野田船形310番地先付近は、多くのトラックが往来するため、第二の福祉ゾーンをスクールゾーンのようにしてほしい。

2 <情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実>

【野田みどり会】

- 多様な障がい種別ごとに、専門的に対応できる人材の育成、確保により、意思疎通支援への取組が必要です。

【はーとふる】

- 野田市内のお店などに、文字のみの提示だけでなく絵や写真などを多くしてほしい。コミュニケーションツールとして使用しているデバイスツールや絵カードについての認識を増やしてほしい。

3 <防災、防犯等の推進>

【野田芽吹会】

- 福祉避難所に指定されているが、実際に災害が起きた時にどのような事態になり、どのような人が福祉避難所を利用するかわからないので、福祉避難所を利用した訓練を行ってほしい。
- 避難所の機能が、難民避難所より劣ることがないようにしてほしい。

【野田みどり会】

- 相談援助ができる生活支援拠点を中心とした住まいや日中活動の場に、福祉避難所の機能を兼ね備えることが必要です。

【いちいの会】

- FAXやEメールなどで通報できるような障がいのある人の円滑な通報を可能とする環境の整備を進めてほしい。
- 水害時の福祉避難所について考えてほしい。

【は一とふる】

- 避難所における障がい特性に応じた配慮を周知徹底してほしい。

4 ＜差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止＞

【野田みどり会】

- 障がいへの理解と配慮がなされる環境づくりや教育が求められる。

【野田市社会福祉協議会】

- 成年後見制度の適切な利用の促進を図るため、市、社会福祉協議会、さまざまな支援機関で構成する地域連携ネットワークを構築してほしい。

【いちいの会】

- 権利擁護に関する要綱及びハラスメント防止規程を制定し、各事業所にご意見箱を設置し、権利擁護委員会や権利擁護報告会を定期的を開催し、権利擁護の推進及び虐待やハラスメントの防止に取り組んでいます。

【は一とふる】

- 障害者虐待防止法では、学校に通報義務は課せられていないが、虐待を見過ごすことのないよう教育委員会と取り決めてほしい。

5 <自立した生活の支援・意思決定支援の推進>

【野田芽吹会】

○グループホーム利用者の休日の過ごし方で、まめバスを利用して外出できるよう（充実させるため）に、運行ルートにグループホームがある場所を経由するようにしてほしい。

【野田みどり会】

●相談支援事業の体制充実と、継続性が担保できる運営体制の確立が必要です。

【野田市社会福祉協議会】

○成年後見制度や日常生活自立支援事業を適切に利用するためには、相談支援専門員や施設職員を対象に、制度理解を目的とした研修会を実施してほしい。

【いちいの会】

○障害福祉サービス事業所の職員が共同社会の理念を理解し、意思決定支援ができるための研修を開催してほしい。

【は一とふる】

○障がいのある人もその親も高齢になる。年度計画を建ててグループホームを増やしてほしい。
○相談支援専門員の更新研修の要件が強化されることを見込み、相談支援専門員の増員と助成支援をしてほしい。

6 ＜保健・医療の推進＞

【野田みどり会】

○精神医療、リハビリテーションの地域展開、体制づくりを推進してほしい。

【はーとふる】

○知的障がいを伴わないＡＳＤ（自閉症・アスペルガー症候群）の人たちへの支援体制（発達障がい児・者支援センターの設置）を充実してほしい。

○市内に発達障害、高次脳機能障害、肢体不自由児対応の医療機関がありません。通院することも大変なので、支援してほしい。

7 ＜行政等における配慮の充実＞

【野田芽吹会】

○障がいのある人に、どのような選挙なのか、候補者の氏名、性別、年齢、公約など、説明しやすい選挙（内容）にしてほしい。

【野田みどり会】

○障がいのある人にやさしいまちづくりに取り組むことで、市民が啓発されるように、行政が先導して取り組んでほしい。（英国ロンドンがそうであるように）

【は一とふる】

○障がい者と家族の生命に関わることにに関して、優先的に取り組んでほしい。

○市内法人職員の専門性向上を目指し、賃金体系の処遇改善、研修実施にあたり、金銭的なフォローをしてほしい。

8 ＜雇用・就業、経済的自立の支援＞

【野田みどり会】

- 企業と就業者の間を、相談・助言を行う援助者を育成し、両者の円滑な関係をサポートすることが必要です。

【はーとふる】

- ＡＳＤ（自閉症・アスペルガー症候群）への就労サポート支援機関がほしい。
- 農業と福祉が連携した事業を推進してほしい。
- 中小企業（従業員４５．５人未満）における障がいのある人の雇用への配慮（助成金など）を充実してほしい。

9 ＜教育の振興＞

【野田芽吹会】

○小中学校の教育の中で、障害者支援施設などを社会体験（見学、交流）の場に活用し、障がいについて理解を深めてほしい。

【はーとふる】

○障がいがある人、障がいの疑いがある人などが高等学校卒業後、就労にあたり支援機関として、障害者就業・生活支援センターがサポートできることを知ってほしい。

（行政が、障害者就業・生活支援センターの役割を発信してほしい。）

○校長・教頭などの管理職におけるインクルーシブ教育の理解を進めてほしい。

○通常学級担当教員が障がいについて、更に理解を深めてほしい。

10 ＜文化芸術活動・スポーツ等の振興＞

【野田芽吹会】

- サンスマイル、おひさまといっしょになどの事業実施に感謝していますが、各学校や障がい者団体の発表の場となっている気がする。

1 1 <国際協力の推進>

【は一とふる】

○外国籍の利用が増えてきている。市が、障がい児通所事業所などに外国語に対応できる職員（通訳者）を派遣してほしい。

12 <その他>

【野田芽吹会】

○障害者支援施設に入居している障がいのある人が、介護保険施設を申込みしやすい体制・ルールにしてほしい。

【野田みどり会】

●障がいのある人が特異な存在でなく個性のひとつと捉え、また、制度による配慮ではなく社会に溶け込むことでノーマライゼーションに近づいていくと考えます。

【いちいの会】

○相談支援事業所への運営費を補助してほしい。

○相談支援事業所とのやりとりを簡素化してほしい。

障がい者福祉に関するアンケート調査報告書

アンケートの概要

1 目的

第3次野田市障がい者基本計画の策定の資料とするために、障がいのある人へのアンケートを次のとおり実施しました。

2 調査対象者

調査対象	平成３０年１月１日までに身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人														
送付者	2，０００人 <table><tr><td>身体障がい</td><td>１８歳以上 １８歳未満</td><td>１，３６２人 <u> 2４人 </u> １，３８６人</td></tr><tr><td>知的障がい</td><td>１８歳以上 １８歳未満</td><td>２１６人 <u> 8５人 </u> ３０１人</td></tr><tr><td>精神障がい</td><td>１８歳以上 １８歳未満</td><td>２９９人 <u> 1４人 </u> ３１３人</td></tr><tr><td></td><td>１８歳以上 １８歳未満</td><td>１，８７７人 <u> 123人 </u> ２，０００人</td></tr></table> ※ 重複障がいの人は、ひとつに障がいに含む			身体障がい	１８歳以上 １８歳未満	１，３６２人 <u> 2４人 </u> １，３８６人	知的障がい	１８歳以上 １８歳未満	２１６人 <u> 8５人 </u> ３０１人	精神障がい	１８歳以上 １８歳未満	２９９人 <u> 1４人 </u> ３１３人		１８歳以上 １８歳未満	１，８７７人 <u> 123人 </u> ２，０００人
身体障がい	１８歳以上 １８歳未満	１，３６２人 <u> 2４人 </u> １，３８６人													
知的障がい	１８歳以上 １８歳未満	２１６人 <u> 8５人 </u> ３０１人													
精神障がい	１８歳以上 １８歳未満	２９９人 <u> 1４人 </u> ３１３人													
	１８歳以上 １８歳未満	１，８７７人 <u> 123人 </u> ２，０００人													
回収数	１，０７７人（５３．９％） （身体障がい ８６５人）（知的障がい ２０２人） （精神障がい １８６人） 計１，２５３人（※重複障がいあり）														

3 調査の実施方法及び調査期間

調査の実施方法：郵送配布、郵送回収

調査期間：平成30年3月9日（金）～同年3月28日（水）

4 報告書

選択肢の語句が長い場合、文字や表、グラフ中で省略した表現を用いていることがあります。

表、グラフ中、整数は回答者数（単位：人または件）を小数第1位までの数値は百分率（単位：%）をそれぞれ表しています。

調査結果の比率は、その質問の回答数を基数として、小数第2位を四捨五入して算出しています。そのため、合計が100%にならない場合があります。

複数回答式の場合、回答比率の合計は通常100%を超えます。

(1) アンケートの記入者について

このアンケートにご記入いただく方はどなたですか

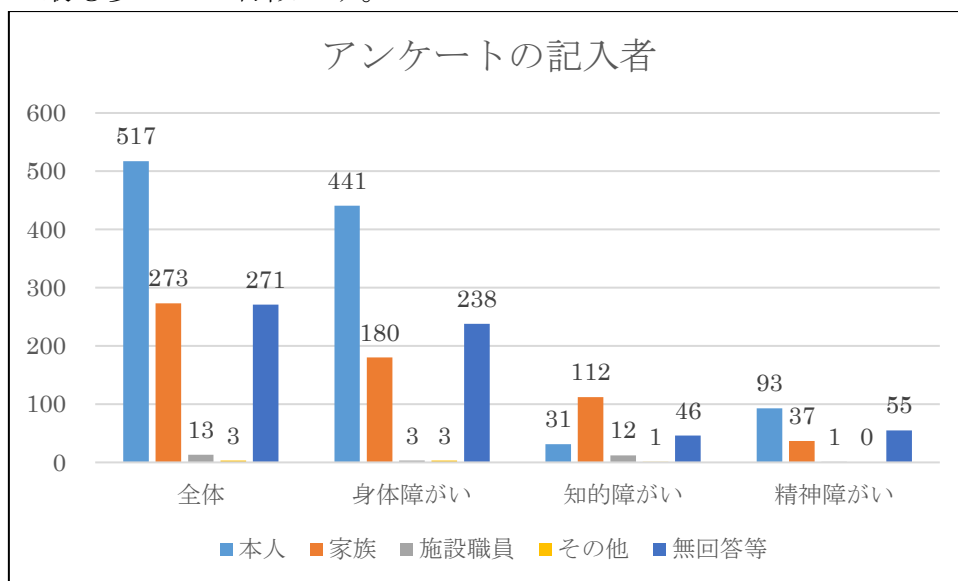
1. 「本人」(宛名の本人)
2. 「家族」
3. 「施設職員」(施設・病院職員)
4. 「その他」
5. 「無回答等」

【基数＝回答数】

全体 1,077 人 身体障がい 865 人 知的障がい 202 人 精神障がい 186 人

全体では「本人」が 517 人(48.0%)で最も多く、次いで「家族」273 人(25.3%)、「無回答等」271 人(25.2%)です。

障がい種別では、身体障がいと精神障がいは、「本人」が各 441 人(51.0%)、93 人(50.0%)と最も多いのですが、知的障がいは、「家族」が 112 人(55.4%)で最も多いのが特徴です。



(2) 障がいのある人の年齢層について

平成30年1月1日現在で満何歳ですか

1. 「0～5歳」
2. 「6～17歳」
3. 「18～29歳」
4. 「30～49歳」
5. 「50～64歳」
6. 「65歳以上」
7. 「無回答」

【基数＝回答数】

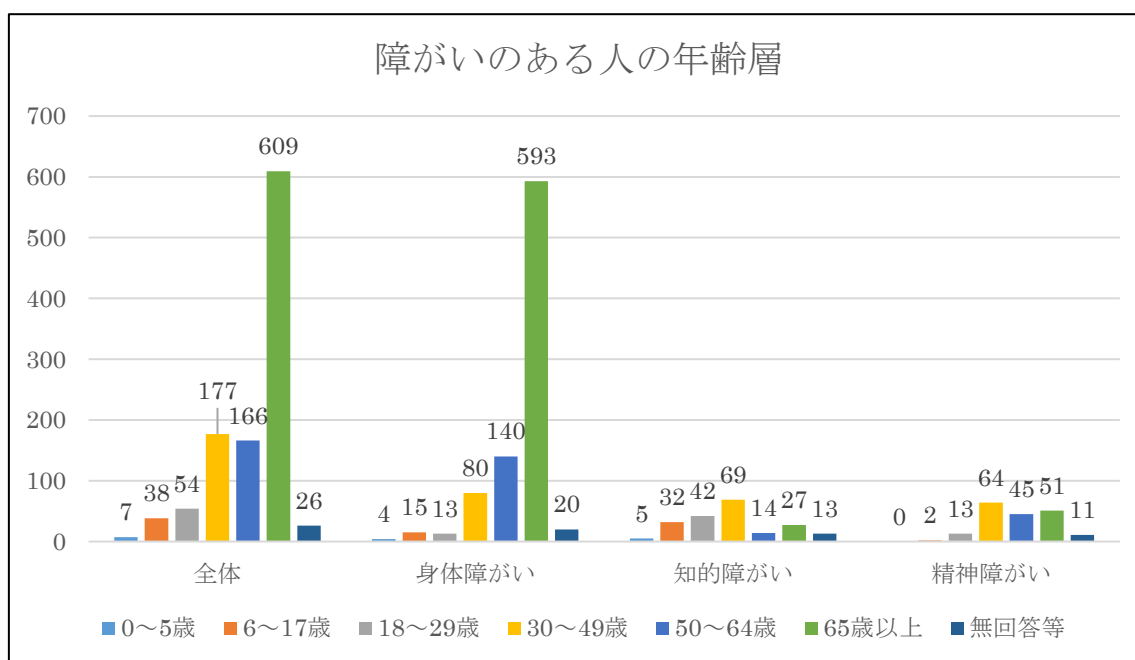
全体 1,077 人 身体障がい 865 人 知的障がい 202 人 精神障がい 186 人

全体では「65歳以上」が609人（56.5%）で最も多く、次いで「30～49歳」177人（16.4%）、「50～64歳」166人（15.4%）の順です。

障がい種別では、身体障がいは「65歳以上」が593人（68.6%）で最も多く、次いで「50～64歳」140人（16.2%）、「30～49歳」80人（9.2%）の順です。

知的障がいは「30～49歳」が69人（34.2%）で最も多く、次いで「18～29歳」（20.8%）、「6～17歳」32人（15.8%）の順です。

精神障がいは、「30～49歳」が64人（34.4%）、次いで「65歳以上」51人（27.4%）、「50～64歳」45人（24.2%）の順です。



(3) 障がいのある人の性別について

障がいのある人の性別は

1. 「男」
2. 「女」
3. 「無回答」

【基数＝回答数】

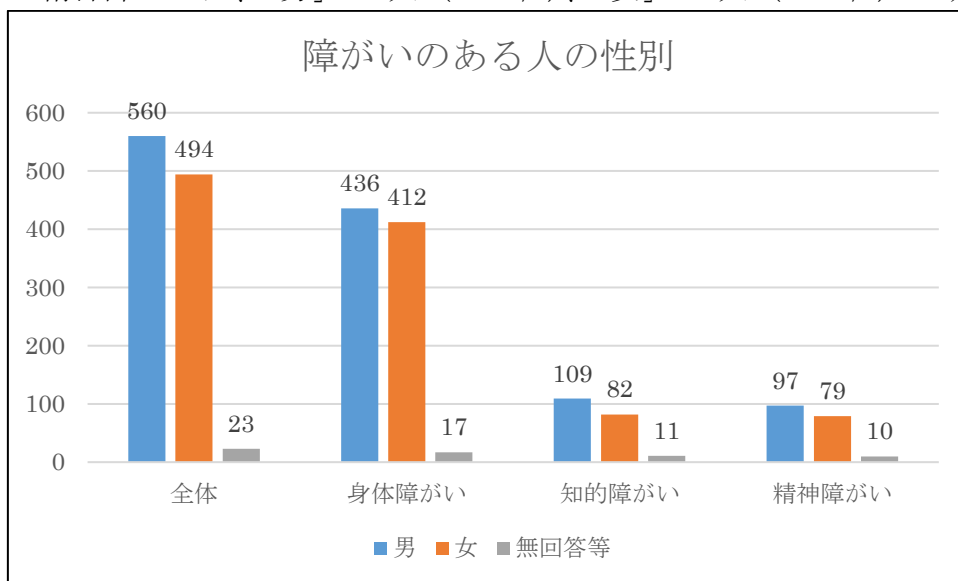
全体 1,077 人 身体障がい 865 人 知的障がい 202 人 精神障がい 186 人

全体では「男」560人（52.0%）、「女」494人（45.9%）です。

障がい種別では、身体障がいは「男」436人（50.4%）、「女」412人（47.6%）です。

知的障がいは、「男」109人（54.0%）、「女」82人（41.0%）です。

精神障がいは、「男」97人（52.2%）、「女」79人（42.5%）です。

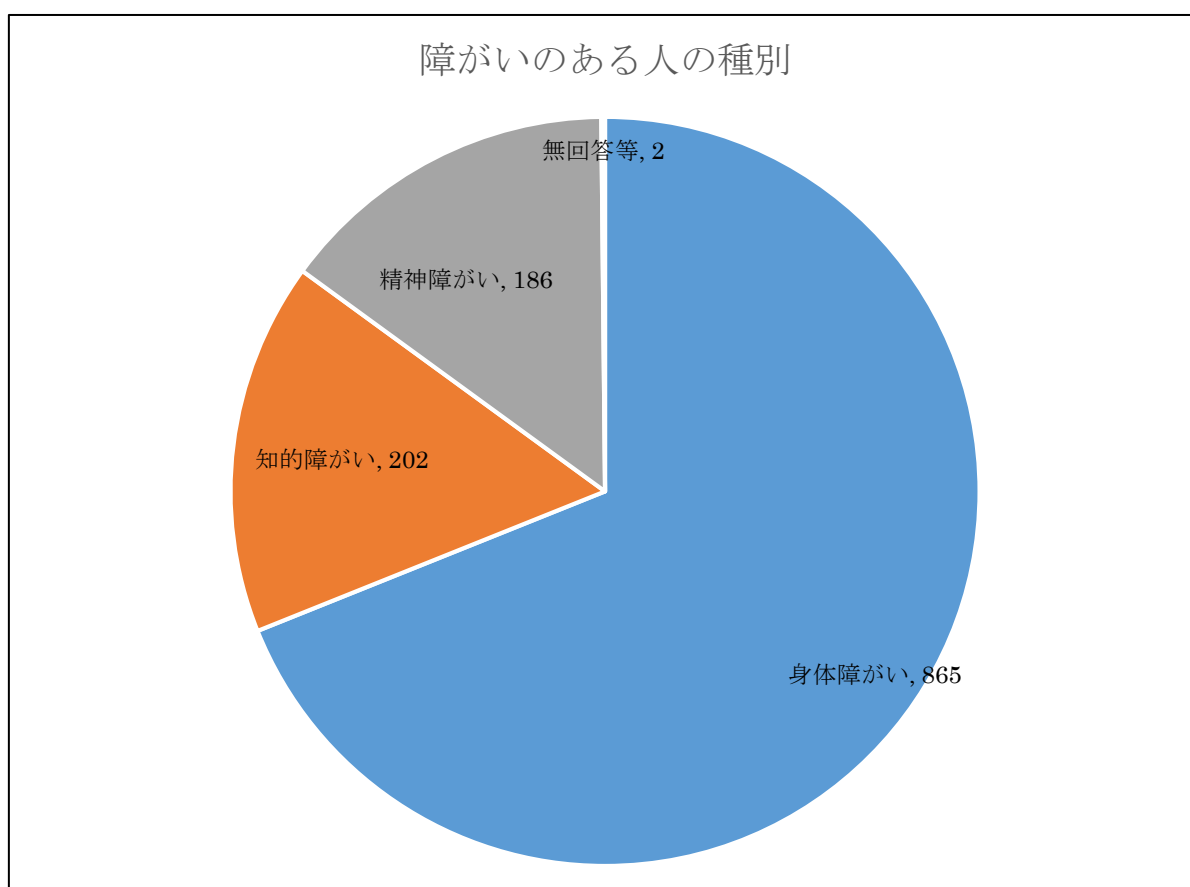


(4) 障がいのある人の種別について

障がいのある人の種別は

1. 「身体障がい」(身体障害者手帳を所持している)
2. 「知的障がい」(療育手帳を所持している)
3. 「精神障がい」(精神障害者保健福祉手帳を所持している)
4. 「無回答等」

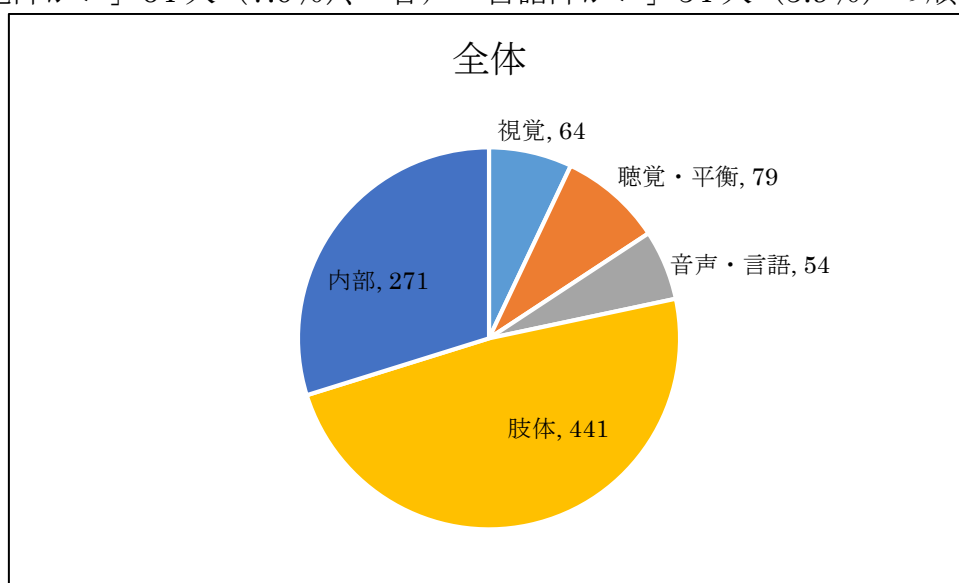
「身体障がい」は 865 人 (68.9%)、「知的障がい」は 202 人 (16.1%)、「精神障がい」は 186 人 (14.8%) です。



身体障がいの種類は次のとおりです。

1. 「視覚障がい」
2. 「聴覚・平衡障がい」
3. 「音声・言語障がい」
4. 「肢体不自由」
5. 「内部障がい」

身体障がいの種類は、「肢体不自由」が 441 人（48.5%）で最も多く、次いで「内部障がい」 271 人（29.8%）、「聴覚・平衡障がい」 79 人（8.7%）、「視覚障がい」 64 人（7.0%）、「音声・言語障がい」 54 人（5.9%）の順です。



【基数＝回答数】

身体障がい 909 人

身体障がいの種類別の等級の傾向は次のとおりです。

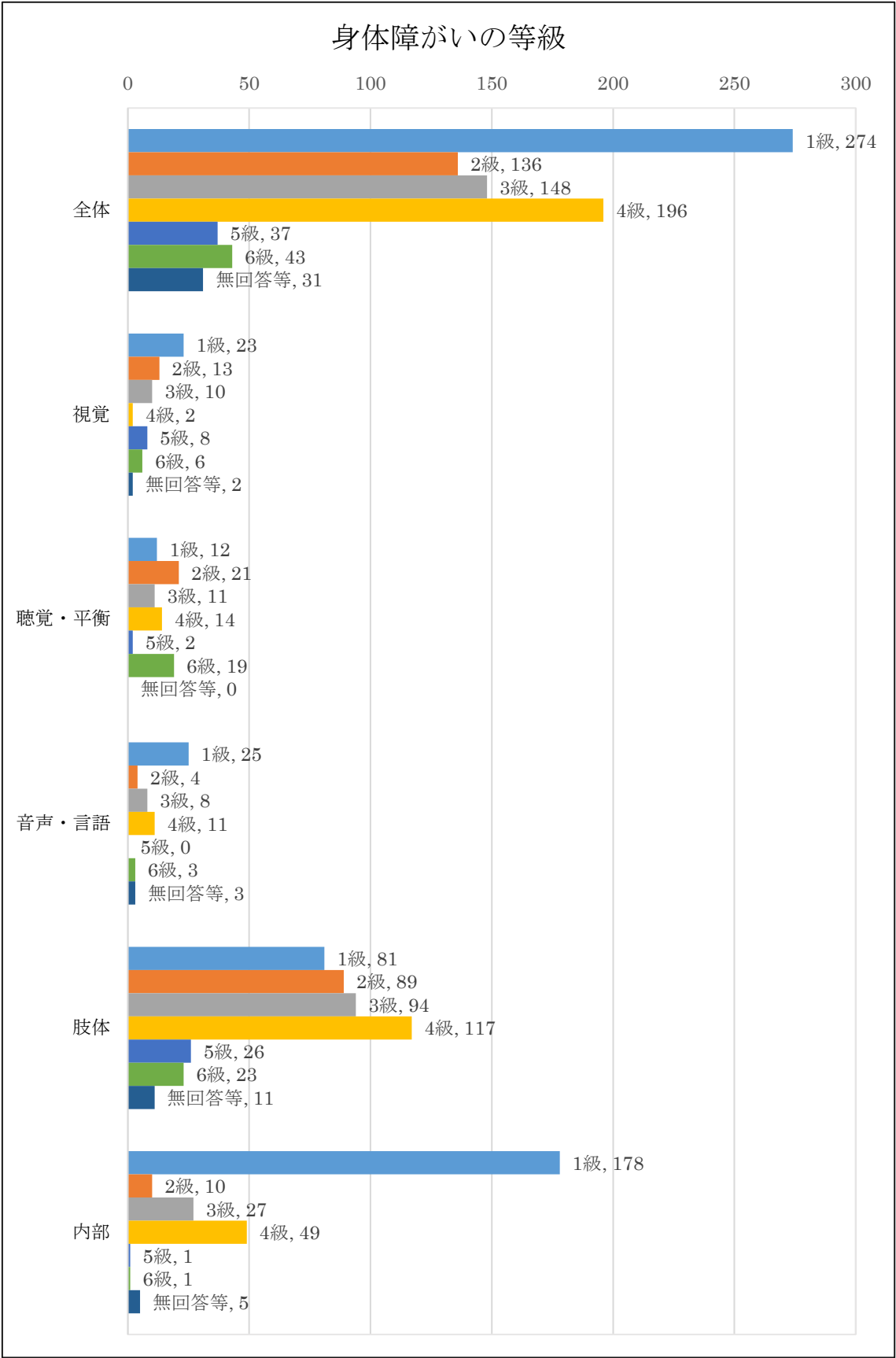
視覚障がいのうち、1 級が 23 人（36.0%）で最も多く、次いで 2 級 13 人（20.3%）、3 級 10 人（15.6%）の順です。

聴覚・平衡機能障がいのうち、2 級が 21 人（26.6%）で最も多く、次いで 6 級 19 人（24.1%）、4 級 14 人（17.7%）の順です。

音声・言語機能障がいのうち、1 級が 25 人（46.3%）で最も多く、次いで 4 級 11 人（20.4%）、3 級 8 人（14.8%）の順です。

肢体不自由のうち、4 級が 117 人（26.5%）で最も多く、次いで 3 級 94 人（21.3%）、2 級 89 人（20.2%）、1 級 81 人（18.4%）の順です。

内部障がいのうち、1 級が 178 人（65.7%）で最も多く、次いで 4 級 49 人（18.1%）、3 級 27 人（10.0%）、2 級 10 人（3.7%）の順です。

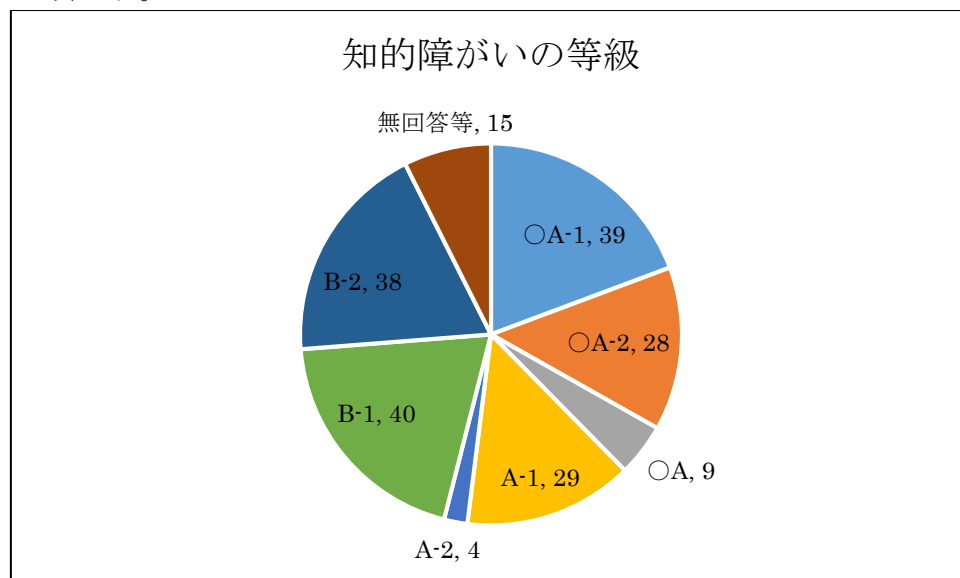


知的障がいの療育手帳の等級は、次のとおりです。

1. 「㊤－１」
2. 「㊤－２」
3. 「㊤」
4. 「Ａ－１」
5. 「Ａ－２」
6. 「Ｂ－１」
7. 「Ｂ－２」
8. 「無回答等」

知的障がいの等級の傾向は次のとおりです。

「Ｂ－１」が 40 人（19.8%）で最も多く、次いで「㊤－１」 39 人（19.3%）、
「Ｂ－２」 38 人（18.8%）、「Ａ－１」 29 人（14.4%）、「㊤－２」 28 人（13.9%）
の順です。



【基数＝回答数】

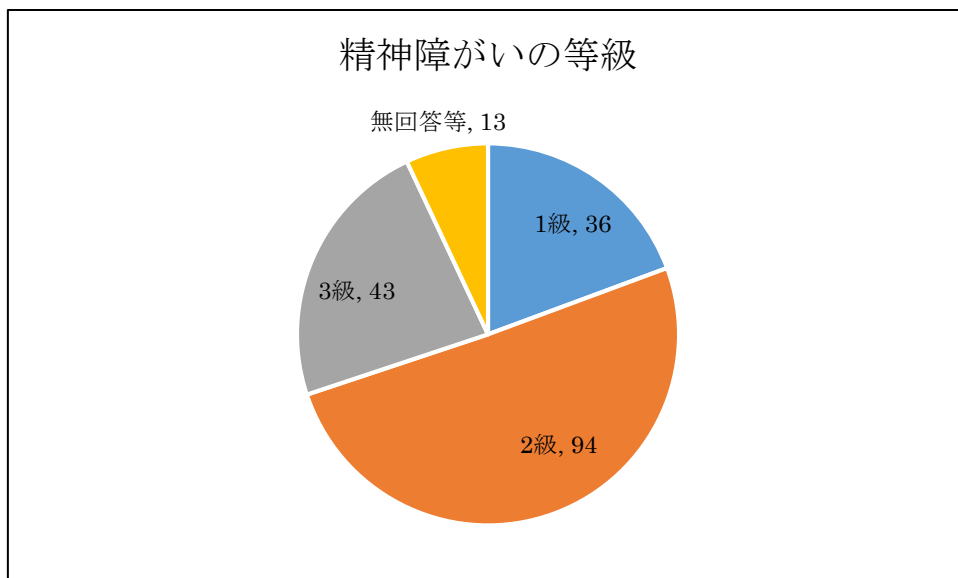
知的障がい 202 人

精神障害者保健福祉手帳の等級は、次のとおりです。

1. 「1 級」
2. 「2 級」
3. 「3 級」
4. 「無回答」

精神障がい者の等級の傾向は次のとおりです。

「2 級」が 94 人（50.5%）で最も多く、次いで「3 級」43 人（23.1%）、「1 級」36 人（19.4%）、「無回答」13 人（7.0%）の順です。



【基数＝回答数】

精神障がい 186 人

(5) その他の障がいの状況は

手帳の交付を受けていて、その他の障がい状況は

複数回答可

1. 「難病」 (難病 (特定疾患) 認定を受けている)
2. 「発達障がい」 (発達障がいがある)
3. 「高次脳」 (高次脳機能障がいがある)
4. 「自立支援」 (自立支援医療制度 (精神通院) を利用している)
5. 「無回答」 (該当なし、無回答の場合)

基数

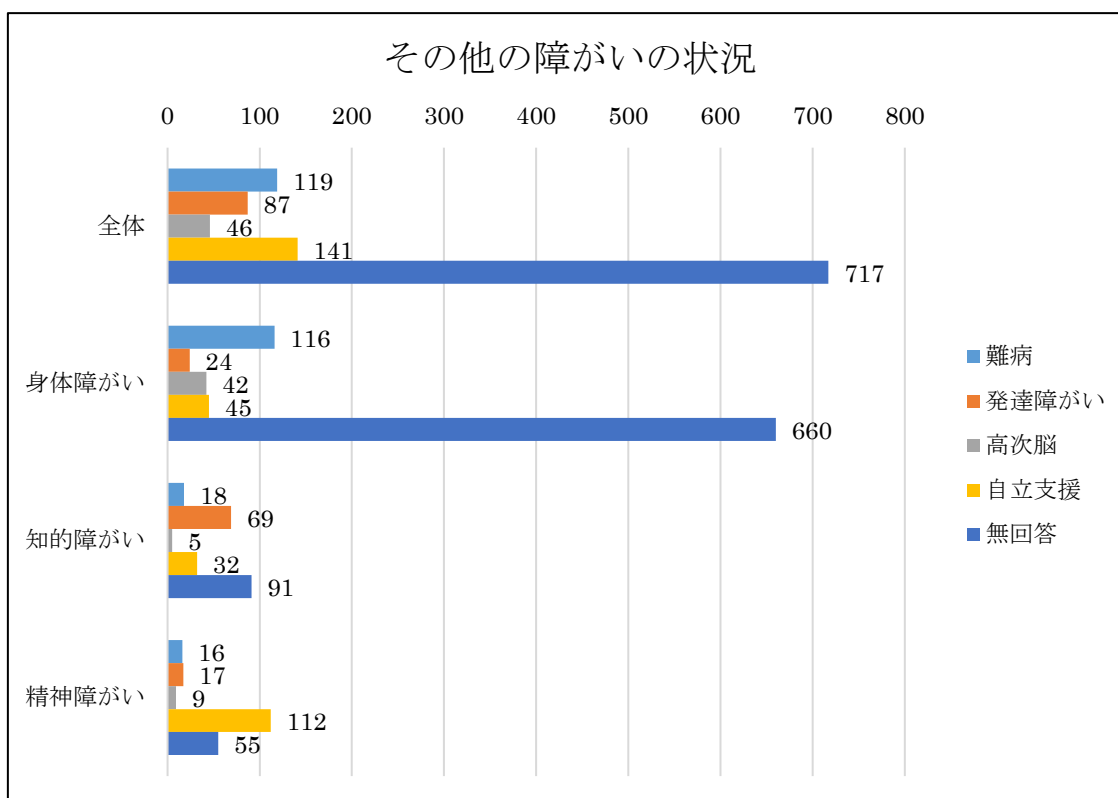
全体 1,110 人 身体障がい 887 人 知的障がい 215 人 精神障がい 209 人

全体では、該当がない「無回答」が 717 人 (64.6%) で最も多いです。

障がい種別では、身体障がいは、該当がない「無回答」が 660 人 (74.4%) で最も多く、次いで「難病」116 人 (13.1%) の順です。

知的障がいは、該当がない「無回答」が 91 人 (42.3%) で最も多く、次いで「発達障がい」69 人 (32.1%) の順です。

精神障がいは、自立支援が 112 人 (53.6%) で最も多く、次いで該当がない「無回答」55 人 (26.3%) の順です。



(6) 年齢が 40 歳以上の障がいのある人は、介護認定を受けていますか

年齢が 40 歳以上で、介護認定を受けている場合、次のいずれですか

1. 「要支援 1」(介護認定済み)
2. 「要支援 2」(介護認定済み)
3. 「要介護 1」(介護認定済み)
4. 「要介護 2」(介護認定済み)
5. 「要介護 3」(介護認定済み)
6. 「要介護 4」(介護認定済み)
7. 「要介護 5」(介護認定済み)
8. 「未認定」
9. 「無回答」

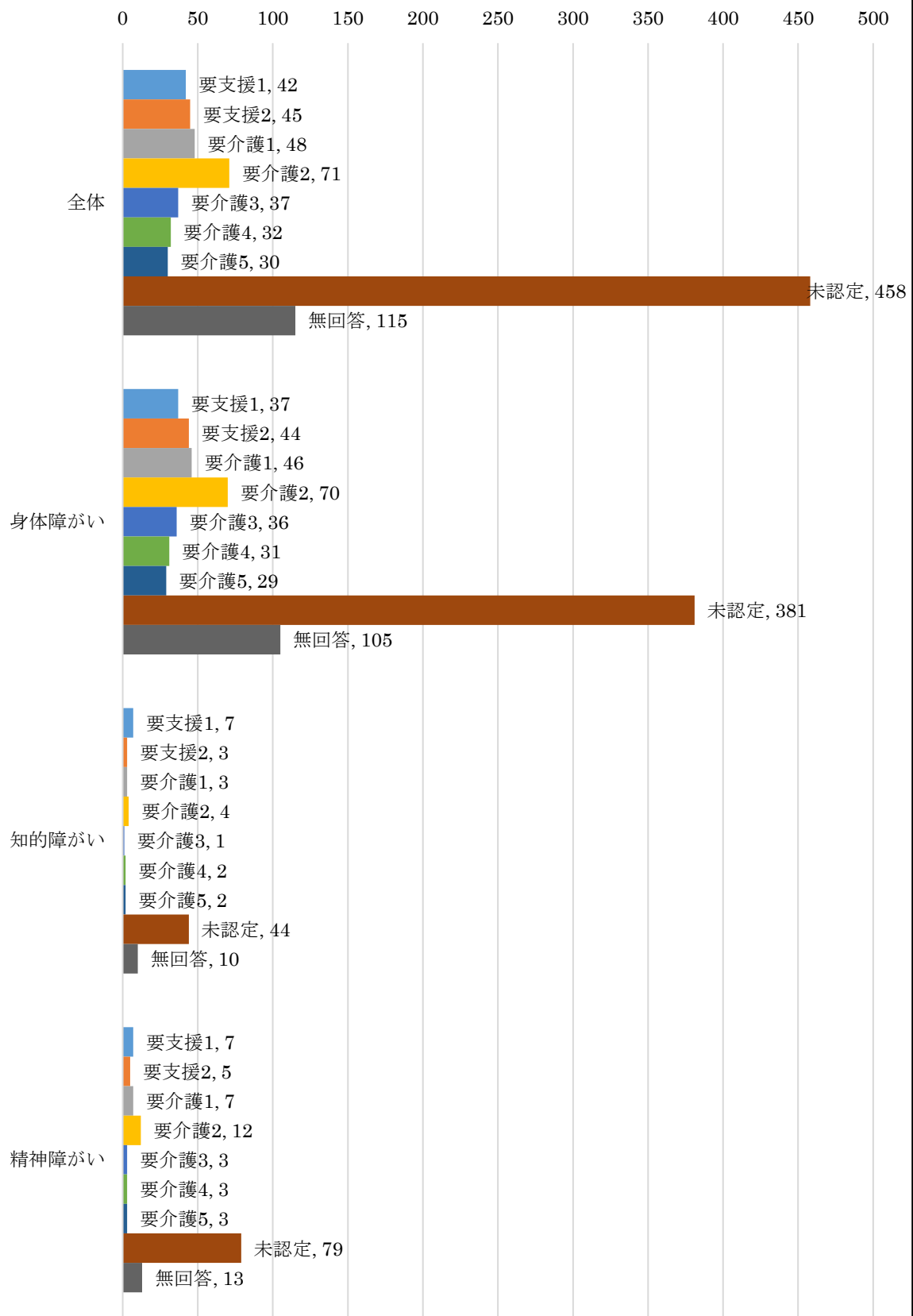
【基数＝回答数】

全体 878 人 身体障がい 779 人 知的障がい 76 人 精神障がい 132 人

全体では、介護保険の認知を受けていない「未認定」が 458 人 (52.2%) で最も多く、次いで「無回答」115 人 (13.1%) の順です。

障がい種別では、身体障がい、知的障がい、精神障がいとも「未認定」が各 381 人 (48.9%)、44 人 (57.9%)、79 人 (59.8%) で最も多く、次いで「無回答」が各 105 人 (13.5%)、10 人 (13.2%)、13 人 (9.8%) の順です。

介護保険の認定状況（40歳以上の人に限る）



(7) どなたと一緒に生活していますか

一緒に生活している人は、どなたですか（複数回答可）

1. 「親」
2. 「配偶者」（夫または妻）
3. 「子ども」
4. 「兄弟姉妹」
5. 「祖父母」
6. 「他知人」（友人など）
7. 「施設職員」
8. 「一人暮らし」
9. 「その他」
10. 「無回答」

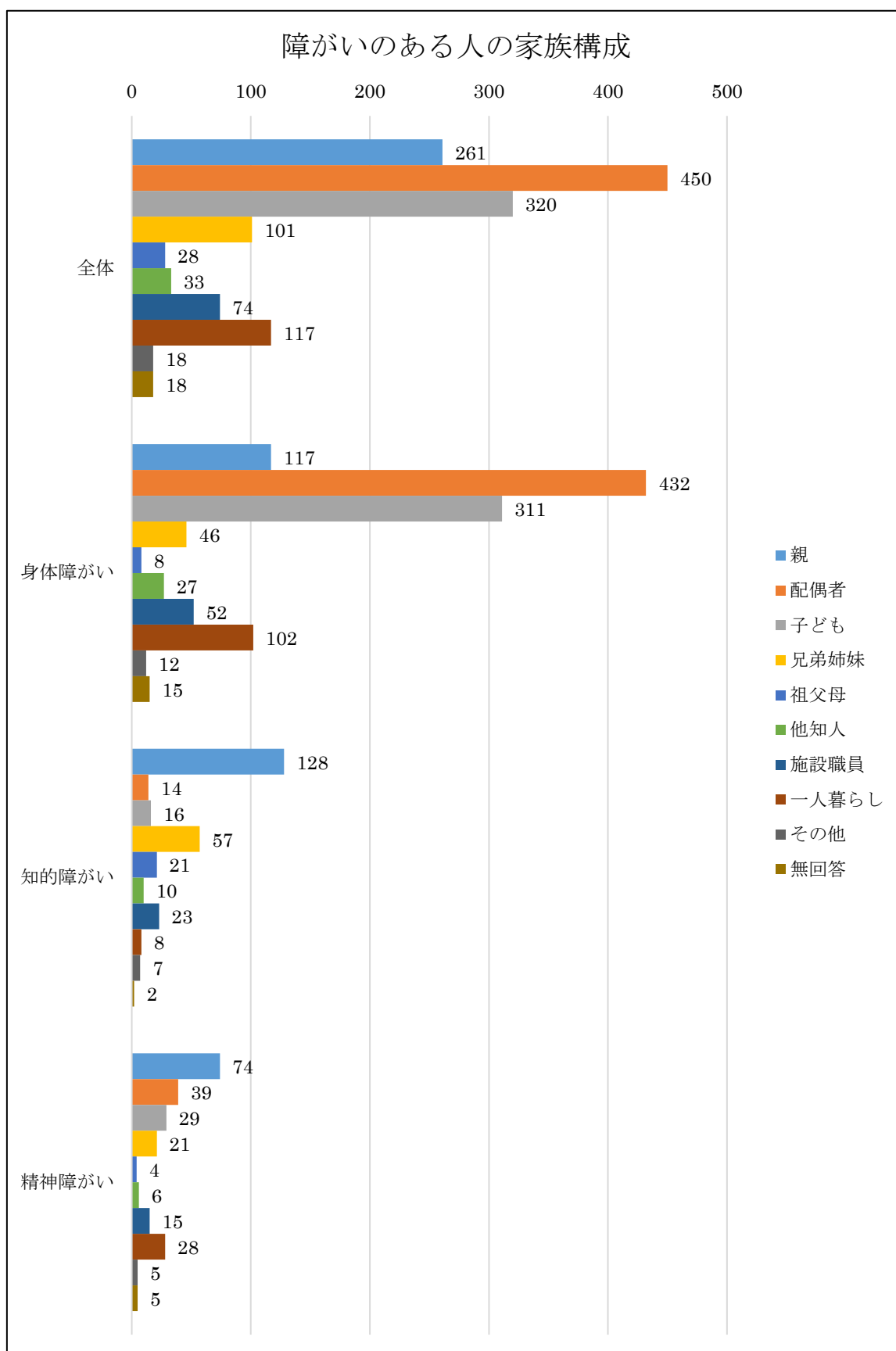
【基数＝回答数】

全体 1,420 人 身体障がい 1,122 人 知的障がい 286 人 精神障がい 226 人

全体では「配偶者」が 450 人（31.7%）で最も多く、次いで「子ども」320 人（22.5%）、「親」261 人（18.4%）、「一人暮らし」117 人（8.2%）の順です。

障がい種別では、身体障がいは、「配偶者」が 432 人（38.5%）で最も多く、次いで「子ども」311 人（27.7%）、「親」117 人（10.4%）、「一人暮らし」102 人（9.1%）の順です。

知的障がい、精神障がいは、「親」が最も多く、各 128 人（44.8%）、74 人（32.7%）ですが、それ以降、知的障がいは、「兄弟姉妹」57 人（19.9%）、「施設職員」23 人（8.0%）の順です。精神障がいは、「配偶者」39 人（17.3%）、「子ども」29 人（12.8%）の順です。



(8) どこで生活していますか

どこで生活していますか

1. 「本人持家」
2. 「家族持家」
3. 「民間賃貸」
4. 「公営住宅」(市営住宅など)
5. 「GH」(グループホーム)
6. 「障がい施設」(障害者支援施設)
7. 「介護施設」(特別養護老人ホームなど)
8. 「介護施設」(療養介護事業所など)
9. 「その他」
10. 「無回答」

【基数＝回答数】

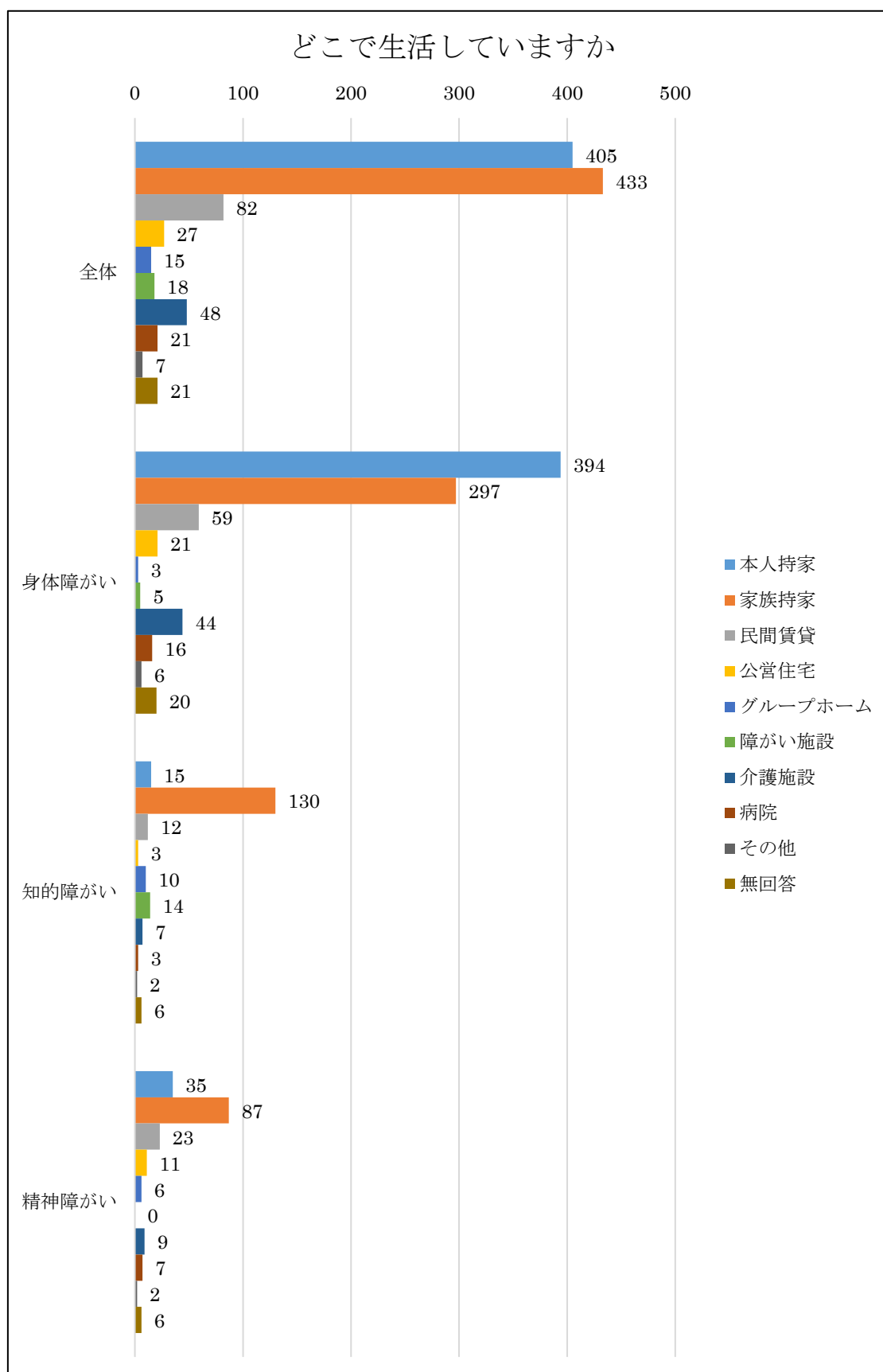
全体 1,077 人 身体障がい 865 人 知的障がい 202 人 精神障がい 186 人

全体では「家族持家」が 433 人 (40.2%) で最も多く、次いで「本人持家」405 人 (37.6%)、「民間住宅」82 人 (7.6%) の順です。

障がい種別では、身体障がいは、「本人持家」が 394 人 (45.5%) で最も多く、次いで「家族持家」297 人 (34.3%)、「民間賃貸」59 人 (6.8%) の順です。

知的障がい、精神障がいは、「家族持家」が最も多く、各 130 人 (64.4%)、87 人 (46.8%)、次いで「本人持家」が各 15 人 (7.4%)、35 人 (18.8%) の順です。

それ以降、知的障がいは、「障がい施設」14 人 (6.9%)、精神障がいは、「民間賃貸」23 人 (12.4%) の順です。



(9) 将来、どのように生活したいですか

将来、どのように生活したいですか

1. 「今のまま」
2. 「GH」(グループホーム)
3. 「家族と」(家族・親族と一緒に)
4. 「友人と」(友人知人と一緒に)
5. 「一人暮らし」(一般住宅で一人暮らし)
6. 「施設入所」(障害者支援施設)
7. 「介護施設」(特別養護老人ホームなど)
8. 「その他」
9. 「わからない」
10. 「無回答」

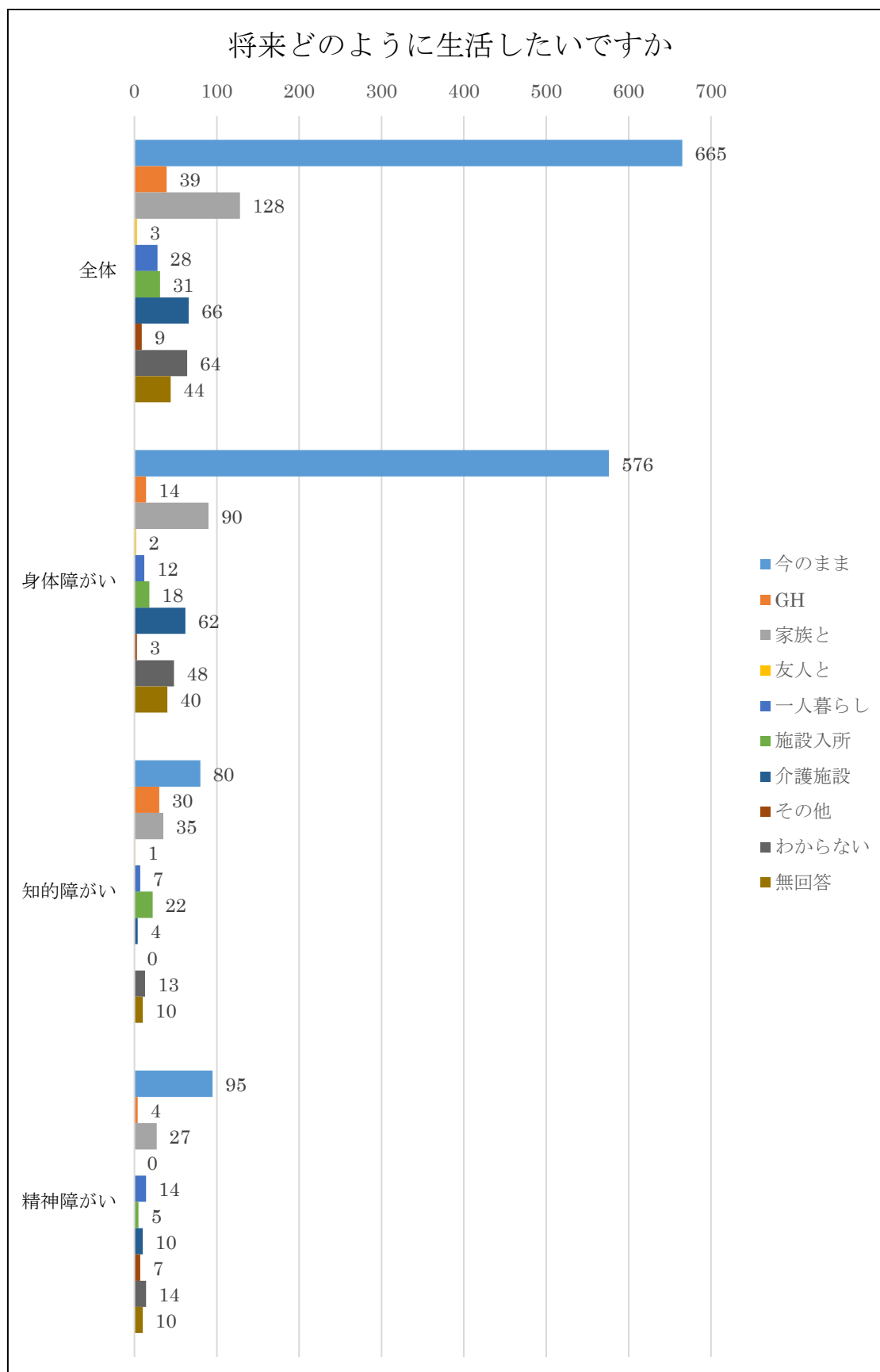
【基数＝回答数】

全体 1,077 人 身体障がい 865 人 知的障がい 202 人 精神障がい 186 人

全体では「今のまま」が 665 人 (61.7%) で最も多く、次いで「家族と」128 人 (11.9%) の順です。

障がい種別では、身体障がい、知的障がい、精神障がいとも「今のまま」が最も多く、各 576 人 (66.6%)、80 人 (39.6%)、95 人 (51.1%)、次いで「家族と」が各 90 人 (10.4%)、35 人 (17.3%)、27 人 (14.5%) の順です。

それ以降、身体障がいは「介護施設」62 人 (7.2%)、知的障がいは「GH」30 人 (14.9%)、精神障がいは「一人暮らし」と「わからない」が各 14 人 (7.5%) の順です。



(10) 地域で生活するために、どのような支援が必要か

地域で生活するためにどのような支援が必要か（複数回答可）

1. 「在宅医療」（在宅で、導尿、経管栄養、たんの吸引など医療ケアの実施）
2. 「住居確保」（障がいのある人に適した住居確保）
3. 「在宅サービス」（必要な在宅サービスが適切に受けられる）
4. 「生活訓練」
5. 「経済的負担軽減」
6. 「相談支援充実」
7. 「地域住民などの理解」
8. 「コミュニケーション支援」
（意思疎通などのコミュニケーションへの支援）
9. 「その他」
10. 「無回答」

【基数＝回答数】

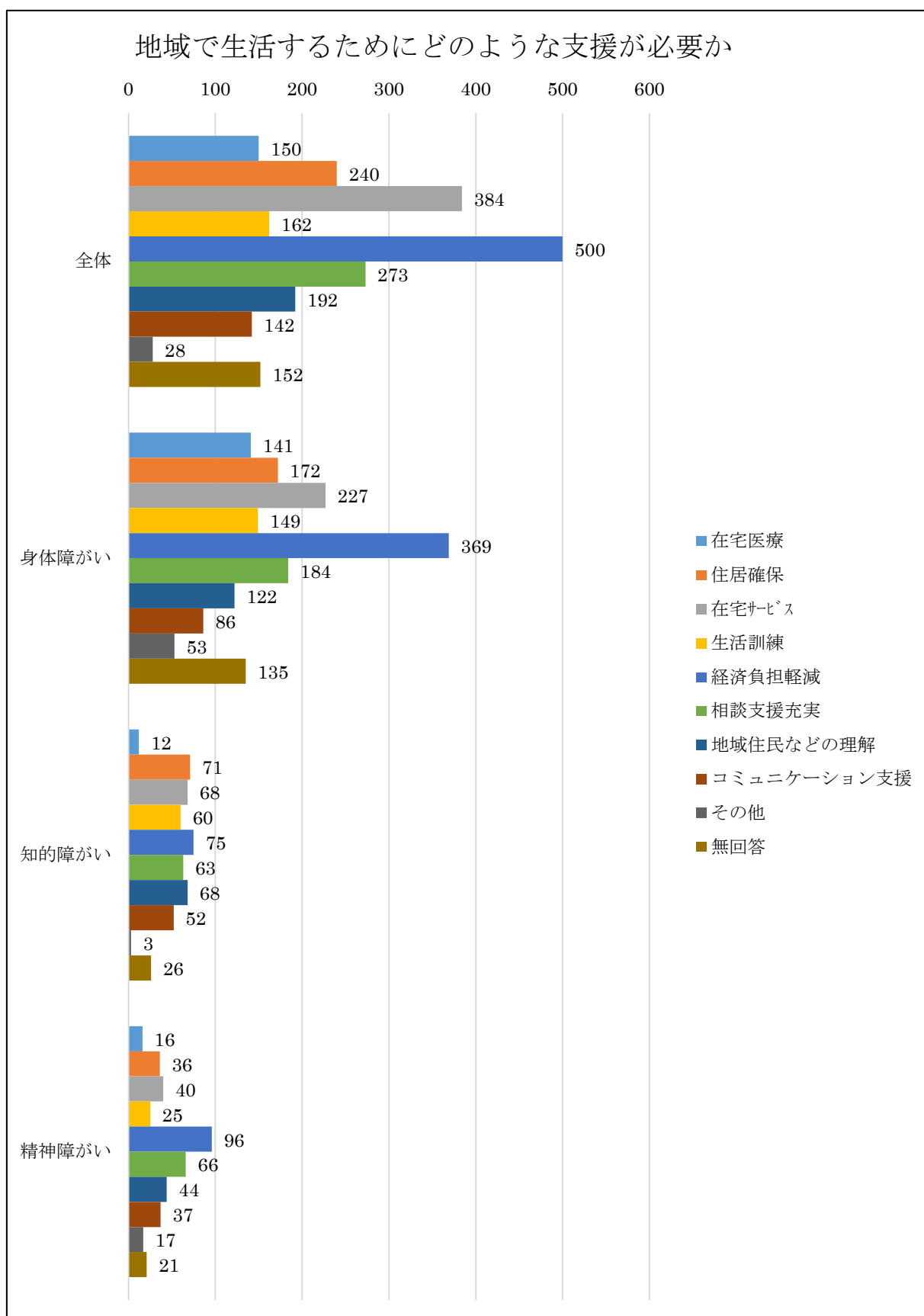
全体 2,223 件 身体障がい 1,638 件 知的障がい 498 件 精神障がい 398 件

全体では「経済的負担軽減」が 500 件（22.5%）で最も多く、次いで「在宅サービス」384 件（17.3%）、「相談支援充実」273 件（12.3%）、「住居確保」240 件（10.8%）の順です。

障がい種別では、身体障がい、知的障がい、精神障がいとも「経済的負担軽減」が最も多く、各 369 件（22.5%）、75 件（15.1%）、96 件（24.1%）、次いで、身体障がいは、「在宅サービス」227 件（13.9%）、「相談支援充実」184 件（11.2%）、「住居確保」172 件（10.5%）の順です。

知的障がいは、「住居確保」71 件（14.3%）、「在宅サービス」と「地域理解」が各 68 件（13.7%）の順です。

精神障がいは、「相談支援充実」66 件（16.6%）、「地域理解」44 件（11.1%）、「在宅サービス」40 件（10.1%）の順です。



(11) 主たる収入について

主たる収入は何ですか

1. 「給与・事業収入」(就労継続支援A型を含む給与、自営業などの収入)
2. 「作業工賃」(就労継続支援B型などの工賃)
3. 「障害年金」
4. 「その他の年金」(障害年金以外)
5. 「福祉手当」(特別障害者手当、身体障がい者福祉手当など)
6. 「生活保護」
7. 「扶養援助」(家族、親族による援助など)
8. 「その他」
9. 「無回答等」

【基数＝回答数】

全体 1,077 件 身体障がい 865 件 知的障がい 202 件 精神障がい 186 件

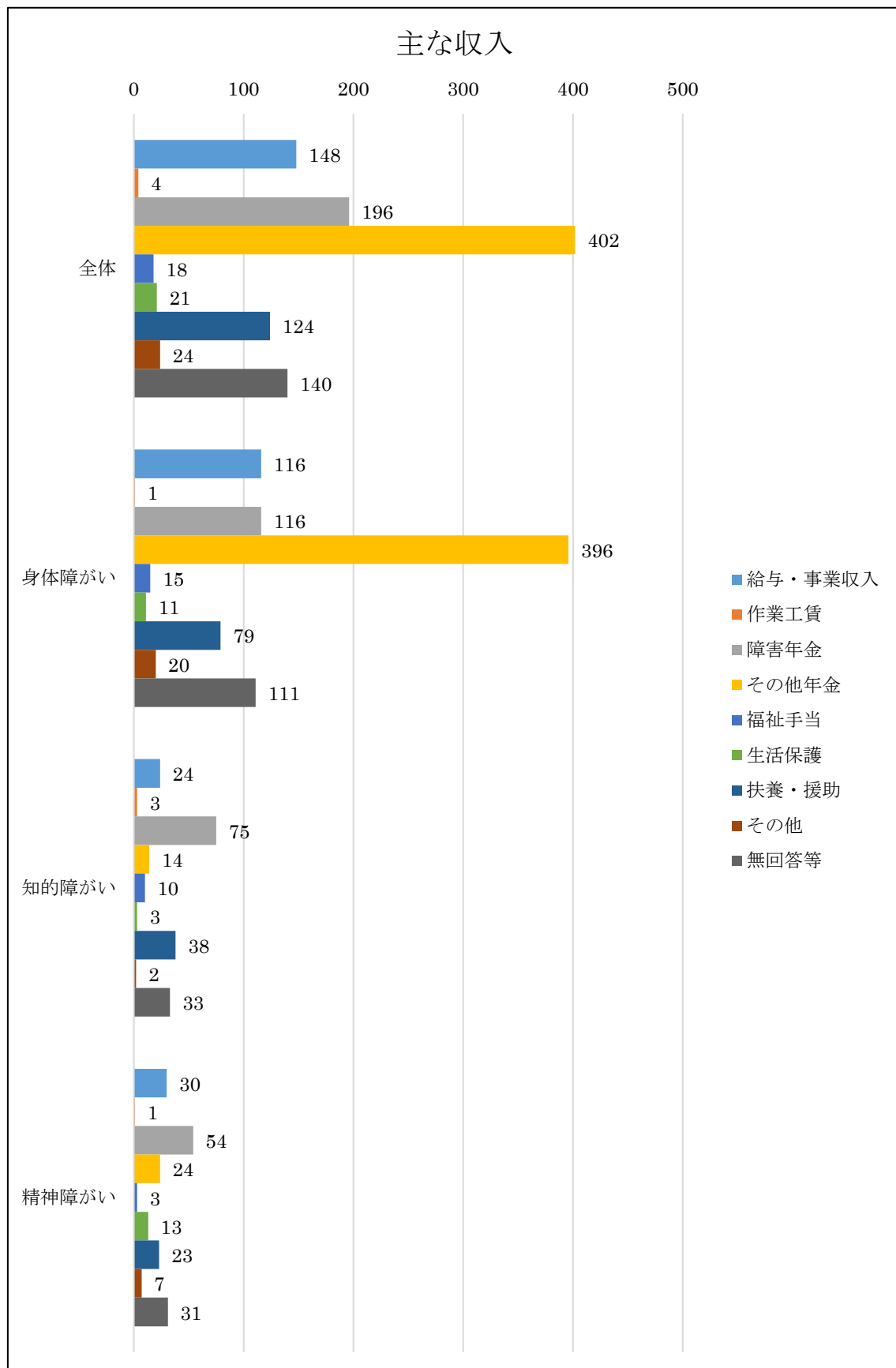
全体では「その他年金」が 402 件 (37.3%) で最も多く、次いで「障害年金」196 件 (18.2%)、「給与・事業収入」148 件 (13.7%)、「無回答等」140 件 (13.0%) の順です。

障がい種別では、身体障がいは、「その他の年金」が最も多く、396 件 (45.8%)、で最も多く、次いで「給与・事業収入」と「障害年金」が各 116 件 (13.4%)、「無回答等」111 件 (12.8%)、「扶養援助」79 件 (9.1%) の順です。

知的障がいと精神障がいは、「障害年金」が最も多く、各 75 件 (37.1%) と 54 件 (29.0%) です。

次いで、知的障がいは「扶養援助」38 件 18.8%、「無回答等」33 件 (16.3%)、「給与・事業収入」24 件 (11.9%) の順です。

精神障がいは、「無回答等」31 件 (16.7%)、「給与・事業収入」30 件 (16.1%)、「その他の年金」24 件 (12.9%)、「扶養援助」23 件 (12.4%) の順です。



(12) 平日の日中の過ごし方について

平日の日中、主にどこで（何をして）過ごしていますか

- | | |
|-------------------|----------------------|
| 1. 「保育所」 | |
| 2. 「幼稚園」 | |
| 3. 「特別支援学校」 | |
| 4. 「小中学校（特別支援学級）」 | 小学校、中学校の特別支援学級 |
| 5. 「小中高校（普通学級）」 | 小学校、中学校、高等学校の普通学級 |
| 6. 「大学など」 | 大学、短大、専門学校、職業訓練校 |
| 7. 「福祉的就労施設」 | 障害福祉サービスの就労継続支援事業所など |
| 8. 「左以外施設」 | 7以外の施設 |
| 9. 「施設病院」 | 病院、療養介護事業所など |
| 10. 「就労自営」 | 正社員、自営業で働いている |
| 11. 「パート等」 | パート、アルバイトで働いている |
| 12. 「ボランティア」 | サークル活動、ボランティア活動をしている |
| 13. 「自宅」 | 自宅、働いていない |
| 14. 「その他」 | |
| 15. 「無回答等」 | |

【基数＝回答数】

全体 1,077 件 身体障がい 865 件 知的障がい 202 件 精神障がい 186 件

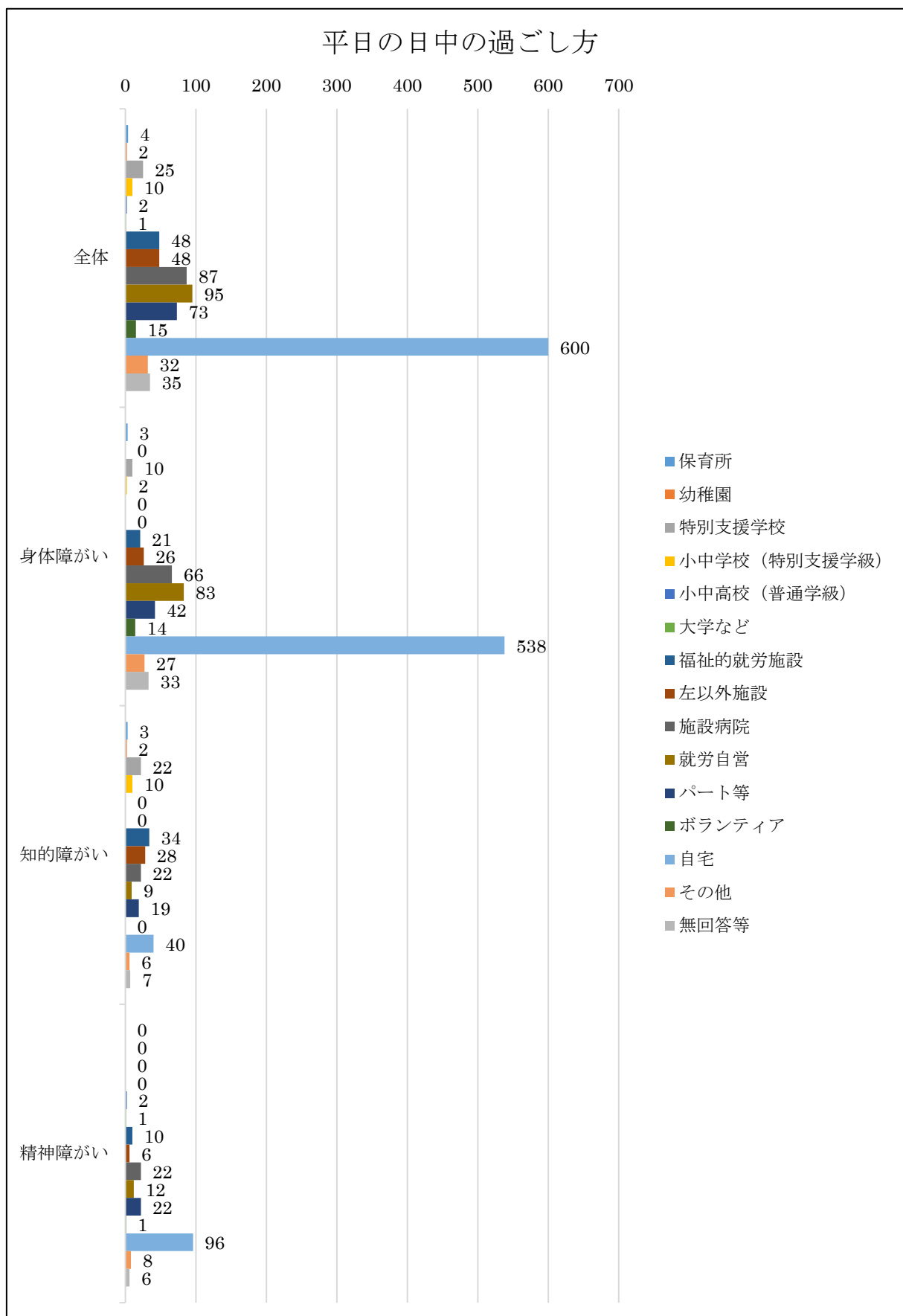
全体では「自宅」が 600 件（55.7%）で最も多く、次いで「就労自営」95 件（8.8%）、「施設病院」87 件（8.1%）、「パート等」73 件（6.8%）の順です。

障がい種別では、身体障がい、知的障がい、精神障がいとも「自宅」が各 538 件（62.2%）、40 件（19.8%）、96 件（51.6%）で最も多いです。

次いで以降は、身体障がいは、「就労自営」83 件（9.6%）、「施設病院」66 件（7.6%）、「パート等」42 件（4.9%）の順です。

知的障がいは、「福祉的就労支援」34 件（16.8%）、「左以外施設」28 件（13.9%）の順です。

精神障がいは、「施設病院」と「パート等」が 22 件（11.8%）、「就労自営」12 件（6.5%）の順です。



(13) 平日の日中過ごす施設の場所は

平日の日中過ごす(12)で選んだ施設は、市内外のどちらですか

1. 「市内」
2. 「市外」
3. 「無回答等」

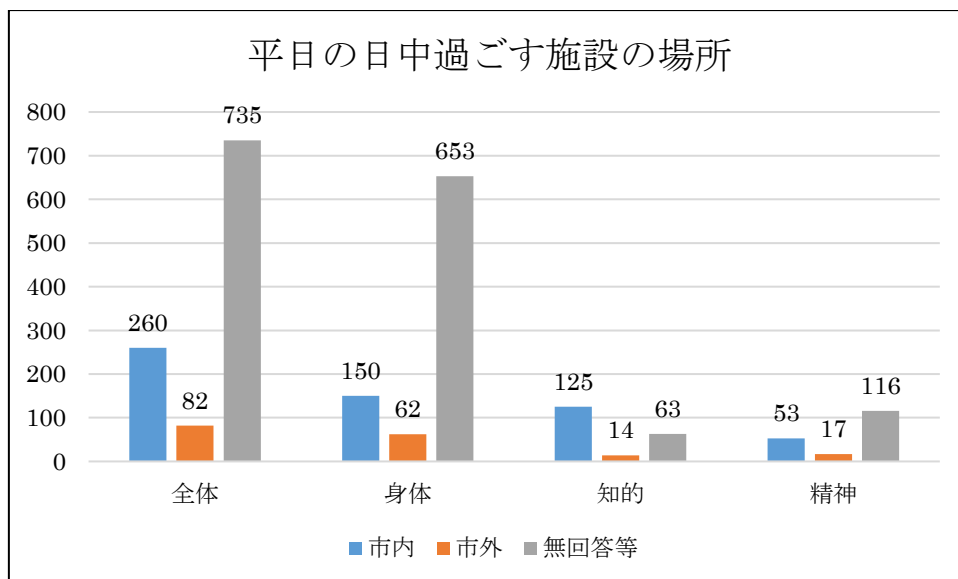
【基数＝回答数】

全体 1,077 件 身体障がい 865 件 知的障がい 202 件 精神障がい 186 件

全体では「無回答等」が 735 件(68.2%)で最も多く、次いで「市内」260 件(24.1%)、「市外」82 件(7.6%)の順です。

障がい種別では、身体障がい、精神障がいは「無回答等」が各 653 件(75.5%)、116 件(62.4%)で最も多く、次いで「市内」が各 150 件(17.3%)、53 件(28.5%)、「市外」が各 62 件(7.2%)、17 件(9.1%)の順です。

知的障がいは「市内」が 125 件(61.9%)で最も多く、次いで「無回答等」63 件(31.2%)、「市外」14 件(6.9%)の順です。



(14) 通学で困っていること

通学で困っていることは何ですか【(12)で4から6のいずれかの人のみ】

複数回答可

1. 「つきそい」
2. 「事故が心配」
3. 「設備不足」
4. 「健常者と一緒に学べない」
5. 「先生の配慮」
6. 「周囲の無理解」
7. 「交流不足」
8. 「障がいに応じた指導」
9. 「ない」(無回答等含む)

【基数＝回答数】

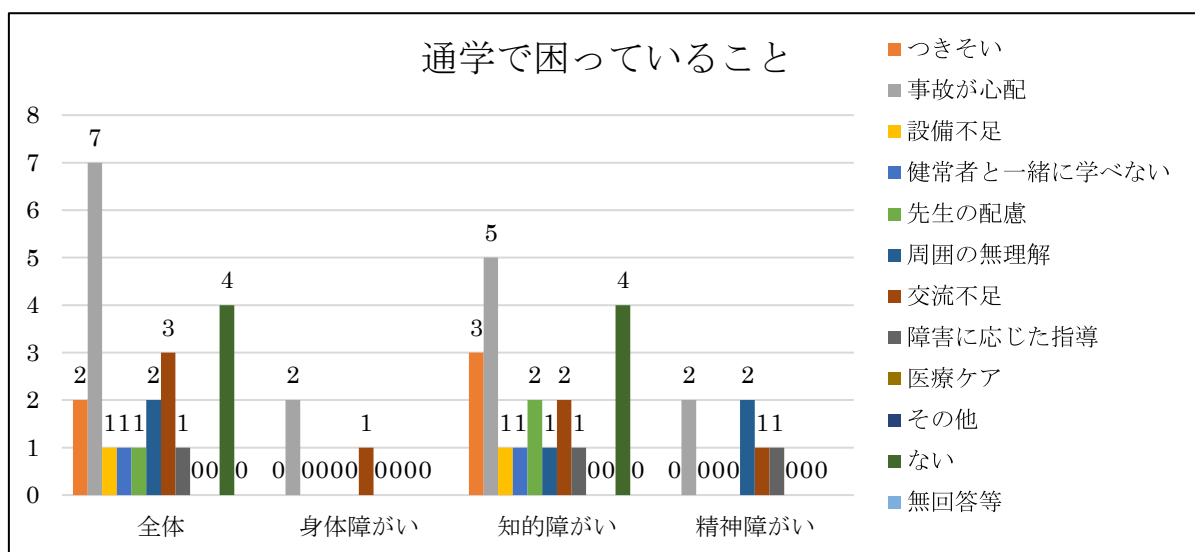
全体 22 件 身体障がい 3 件 知的障がい 20 件 精神障がい 6 件

全体では「事故が心配」が 7 件 (31.8%) で最も多く、次いで「ない」4 件 (18.2%)、「交流不足」3 件 (13.6%) の順です。

障がい種別では、身体障がいは「事故が心配」が 2 件 (66.7%)、次いで「交流不足」1 件 (33.3%) の順です。

知的障がいは「事故が心配」が 5 件 (25.0%)、次いで「ない」4 件 (20.0%)、「つきそい」3 件 (15.0%) の順です。

精神障がいは「事故が心配」と「健常者と一緒に学べない」が各 2 件 (33.3%)、次いで「交流不足」と「障がいに応じた指導」が各 1 件 (16.7%) の順です。



(15) 就労で必要なこと

就労で必要なことは【就労している人、これから就労予定の人への質問】

複数回答可

1. 「職場施設のバリアフリー」
2. 「通勤経路のバリアフリー」
3. 「自力通勤するための訓練」
4. 「病状に応じた勤務体制」
5. 「ジョブコーチ等からの支援」
6. 「総合的な相談支援」
7. 「コミュニケーション支援」
8. 「自分に合った仕事や求人情報」
9. 「自分に合った仕事を見つける支援」
10. 「企業内就労体験」
11. 「障がい特性にあった職業訓練」
12. 「障がいについての職場の理解促進」
13. 「その他」
14. 「とくにない」
15. 「わからない」

【基数＝回答数】

全体 998 件 身体障がい 515 件 知的障がい 331 件 精神障がい 359 件

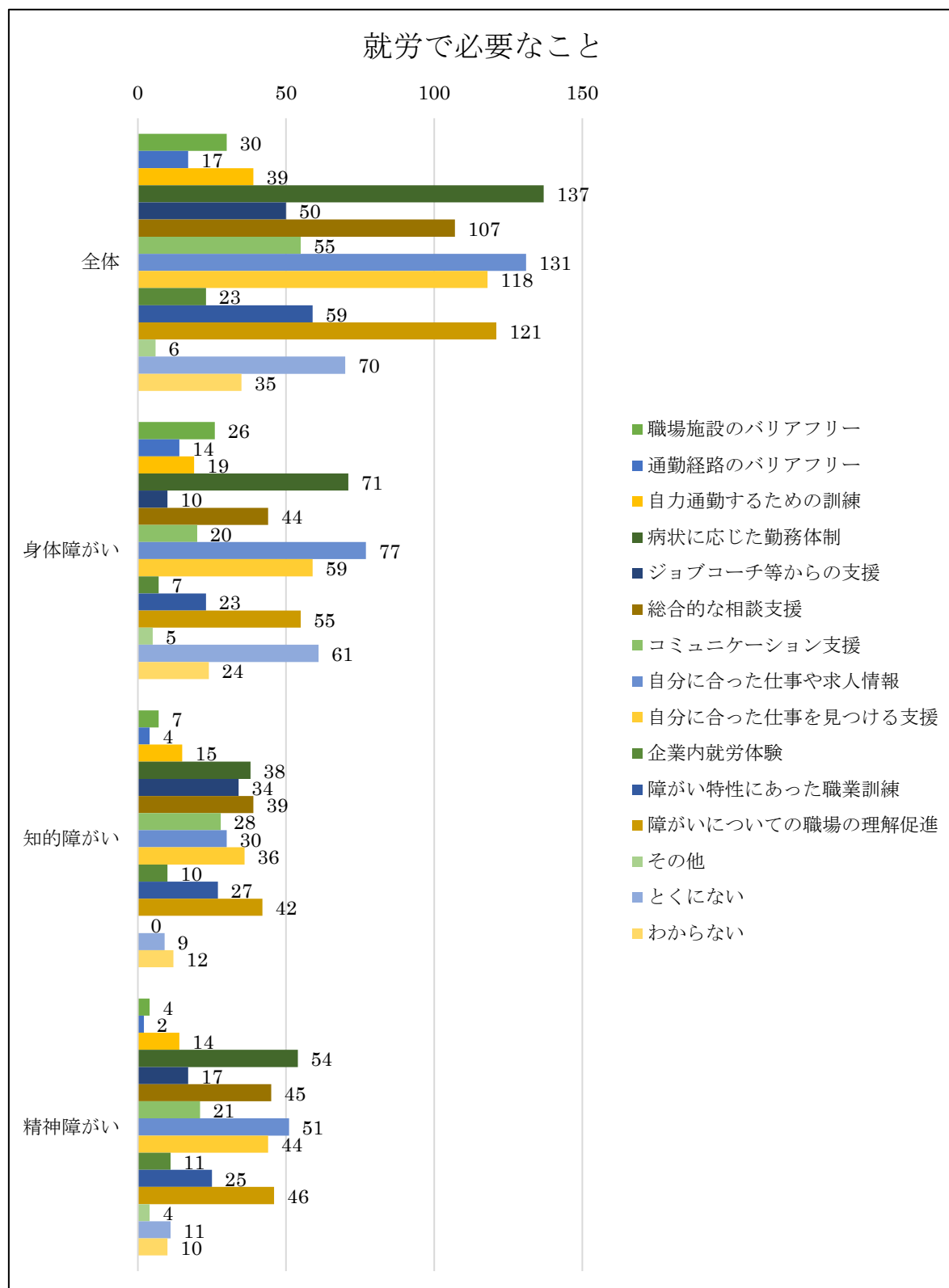
全体では「病状に応じた勤務体制」が 137 件（13.7%）で最も多く、次いで「自分に合った仕事や求人情報」131 件（13.1%）、「障がいについての職場の理解促進」121 件（12.1%）、「自分に合った仕事を見つける支援」118 件（11.8%）、「総合的な相談支援」107 件（10.7%）の順です。

障がい種別では、身体障がいは「自分に合った仕事や求人情報」が 77 件（15.0%）で最も多く、次いで「病状に応じた勤務体制」71 件（13.8%）、「とくにない」61 件（11.8%）、「自分に合った仕事を見つける支援」59 件（11.5%）の順です。

知的障がいは「障がいについての職場の理解促進」が 42 件（12.7%）で最も多く、次いで「総合的な相談支援」39 件（11.8%）、「病状に応じた勤務体制」38 件（11.5%）、「自分に合った仕事を見つける支援」36 件（10.9%）の順です。

精神障がいは「病状に応じた勤務体制」が 54 件（15.0%）で最も多く、次いで「自分に合った仕事や求人情報」51 人（14.2%）、「障がいについての職場の

理解促進」46件（12.8%）、「総合的な相談支援」45件（12.5%）、「自分に合った仕事を見つける支援」44件（12.3%）の順です。



(16) 日中の過ごし方で困っていること

困っていることは【17歳までの方、あるいは保護者への質問】

複数回答可

1. 「近くに通える学校、施設がない」
2. 「学校、施設などの設備、教材が、十分に障がいのある子の利用に配慮されていない」
3. 「学校、施設に、理解や配慮が足りない」
4. 「障がいの特性に応じた指導が受けられない」
5. 「医療的ケアが受けられるか不安がある」
6. 「障がいのない子と一緒に行動できない」
7. 「周りの子に、障がいが理解されない」
8. 「周りの子と、交流の機会が少ない」
9. 「本人の成長に不安がある」
10. 「事故や災害など緊急時の対応が心配である」
11. 「代わりの付添いを頼める人がいない」
12. 「身体的、精神的な負担が大きい」
13. 「経済的な負担が大きい」
14. 「その他」
15. 「特に困っていない」
16. 「無回答等」

【基数＝回答数】

全体 128 件 身体障がい 57 件 知的障がい 110 件 精神障がい 17 件

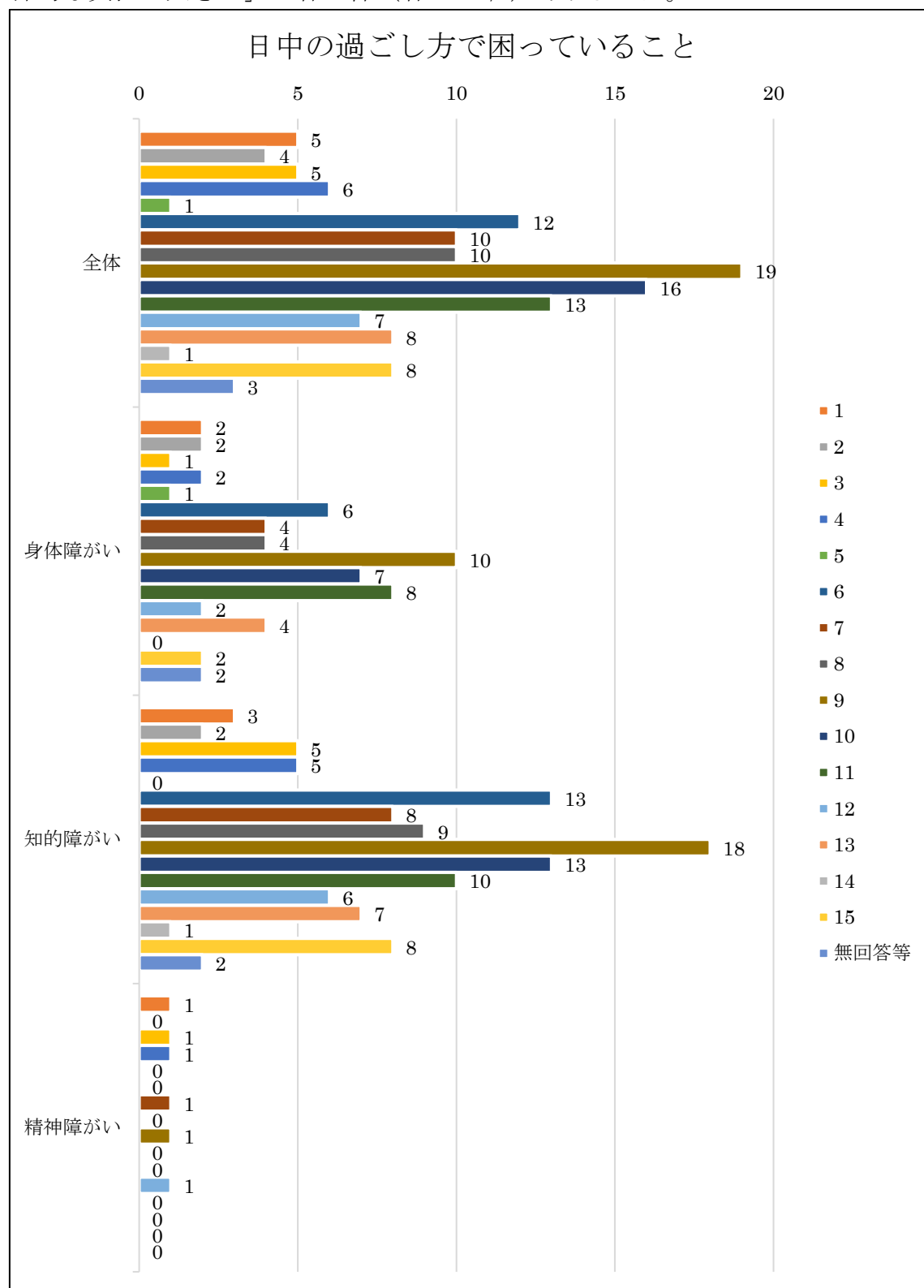
全体では「本人の成長に不安がある」が 19 件（14.8%）で最も多く、次いで「事故や災害など緊急時の対応が心配である」16 件（12.5%）、「代わりの付添いを頼める人がいない」13 件（10.2%）、「障がいのない子と一緒に行動できない」12 件（9.4%）の順です。

障がい種別では、身体障がいは「本人の成長に不安がある」が 10 件（17.5%）で最も多く、次いで「代わりの付添いを頼める人がいない」8 件（14.0%）、「事故や災害など緊急時の対応が心配である」7 件（12.3%）の順です。

知的障がいは「本人の成長に不安がある」が 18 件（16.4%）で最も多く、次いで「障がいのない子と一緒に行動できない」と「事故や災害など緊急時の対応が心配である」13 件（11.8%）、「代わりの付添いを頼める人がいない」10 件（9.1%）の順です。

精神障がいは「近くに通える学校、施設がない」と「学校、施設に、理解や配慮が足りない」と「障がいの特性に応じた配慮が受けられない」と「周りの

子に、障がい者が理解されない」と「本人の成長に不安がある」と「身体的、精神的な負担が大きい」が各 1 件（各 16.7%）ありました。



(17) 外出の頻度について

外出の頻度はどのくらいですか

1. 「毎日」(ほぼ毎日外出する)
2. 「週2、3回」(週に2回から3回くらい外出する)
3. 「月2、3回」(月に2回から3回くらい外出する)
4. 「しない」(ほとんど外出しない)
5. 「無回答等」

【基数＝回答数】

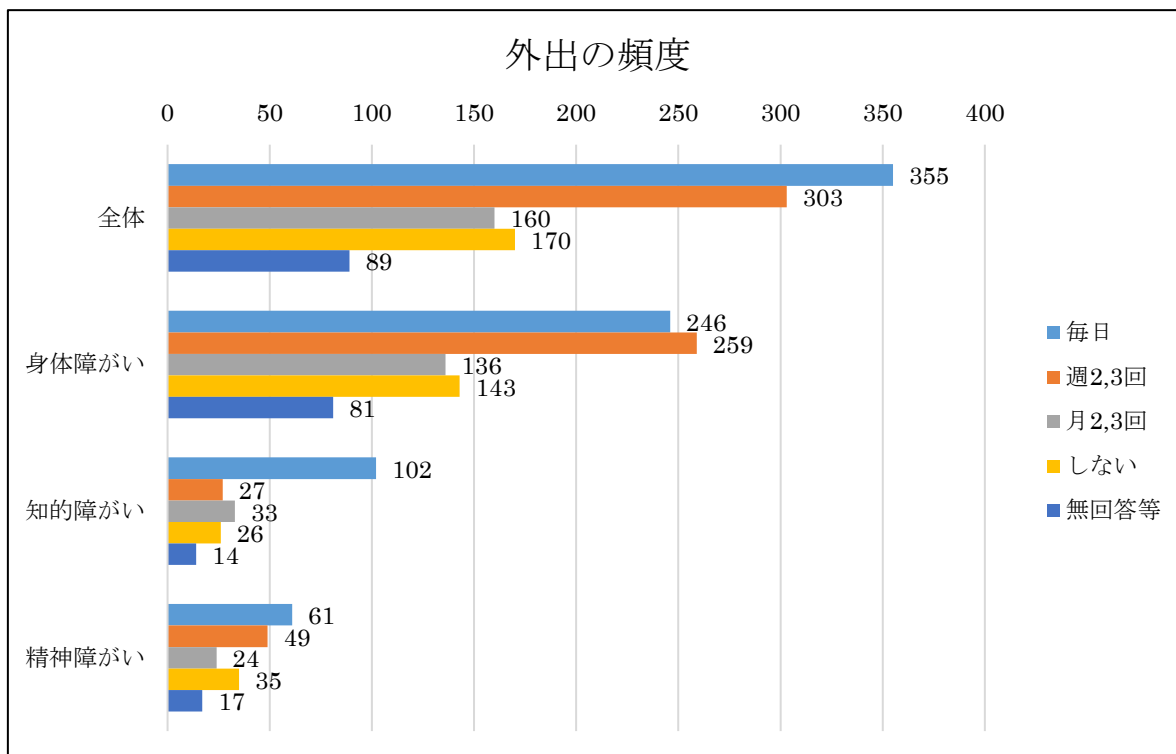
全体 1,077 人 身体障がい 865 人 知的障がい 202 人 精神障がい 186 人

全体では「毎日」は 355 人 (33.0%) で最も多く、次いで「週2、3回」303 人 (28.1%)、「しない」170 人 (15.8%) の順です。

障がい種別では、身体障がいは「週2、3回」259 人 (29.9%) で最も多く、次いで「毎日」246 人 (28.4%)、「しない」143 人 (16.5%) の順です。

知的障がいは「毎日」が 102 人 (50.5%) で最も多く、次いで「月2、3回」33 人 (16.3%) の順です。

精神障がいは「毎日」が 61 人 (32.8%) で最も多く、次いで「週2、3回」49 人 (26.3%) 「しない」35 人 (18.8%) の順です。



(18) 外出する目的について

どのような目的で外出していますか、また今後外出したいと思う目的
複数回答可

1. 「通勤」
2. 「通園、通学」
3. 「事業所、施設への通所」
4. 「通院」
5. 「訓練、リハビリ」
6. 「買い物」
7. 「趣味」
8. 「散歩」
9. 「人との交流」
10. 「スポーツ、レクリエーション」
11. 「その他」
12. 「無回答」

【基数＝回答数】

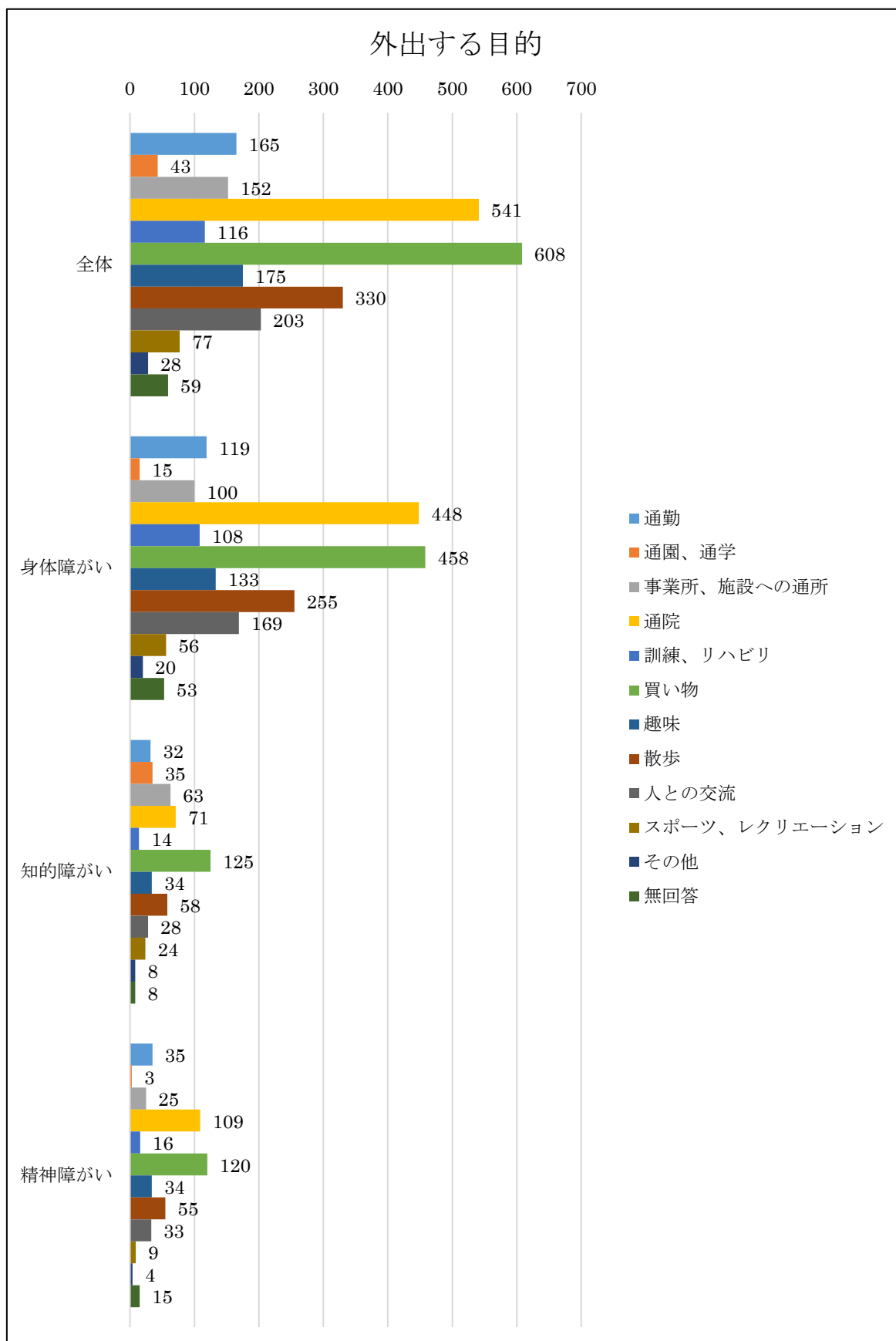
全体 2,497 件 身体障がい 1,934 件 知的障がい 500 件 精神障がい 458 件

全体では「買い物」が 608 件（24.3%）で最も多く、次いで「通院」541 件（21.7%）、「散歩」330 件（13.2%）の順です。

障がい種別では、身体障がいは「買い物」が 458 件（23.7%）で最も多く、次いで「通院」448 件（23.2%）、「散歩」255 件（13.2%）の順です。

知的障がいは「買い物」が 125 件（25.0%）で最も多く、次いで「通院」71 件（14.2%）、「事業所、施設への通所」63 件（12.6%）の順です。

精神障がいは「買い物」が 120 件（26.2%）で最も多く、次いで「通院」109 件（23.8%）、「散歩」55 件（12.0%）の順です。



(19) 外出する時の交通手段について

主な交通手段は何ですか

複数回答可

1. 「徒歩」
2. 「自転車」
3. 「オートバイ」
4. 「自動車（自分で運転）」
5. 「自動車（家族、保護者が運転）」
6. 「改造車、車椅子対応などの自動車（自分で運転）」
7. 「改造車、車椅子対応などの自動車（家族、保護者が運転）」
8. 「電車」
9. 「路線バス」
10. 「まめバス」
11. 「施設などの送迎バス」
12. 「タクシー」
13. 「福祉タクシー（リフト付きタクシー）」
14. 「社会福祉協議会の貸出車両」
15. 「その他」
16. 「無回答等」

【基数＝回答数】

全体 2,486 件 身体障がい 1,907 件 知的障がい 497 件 精神障がい 438 件

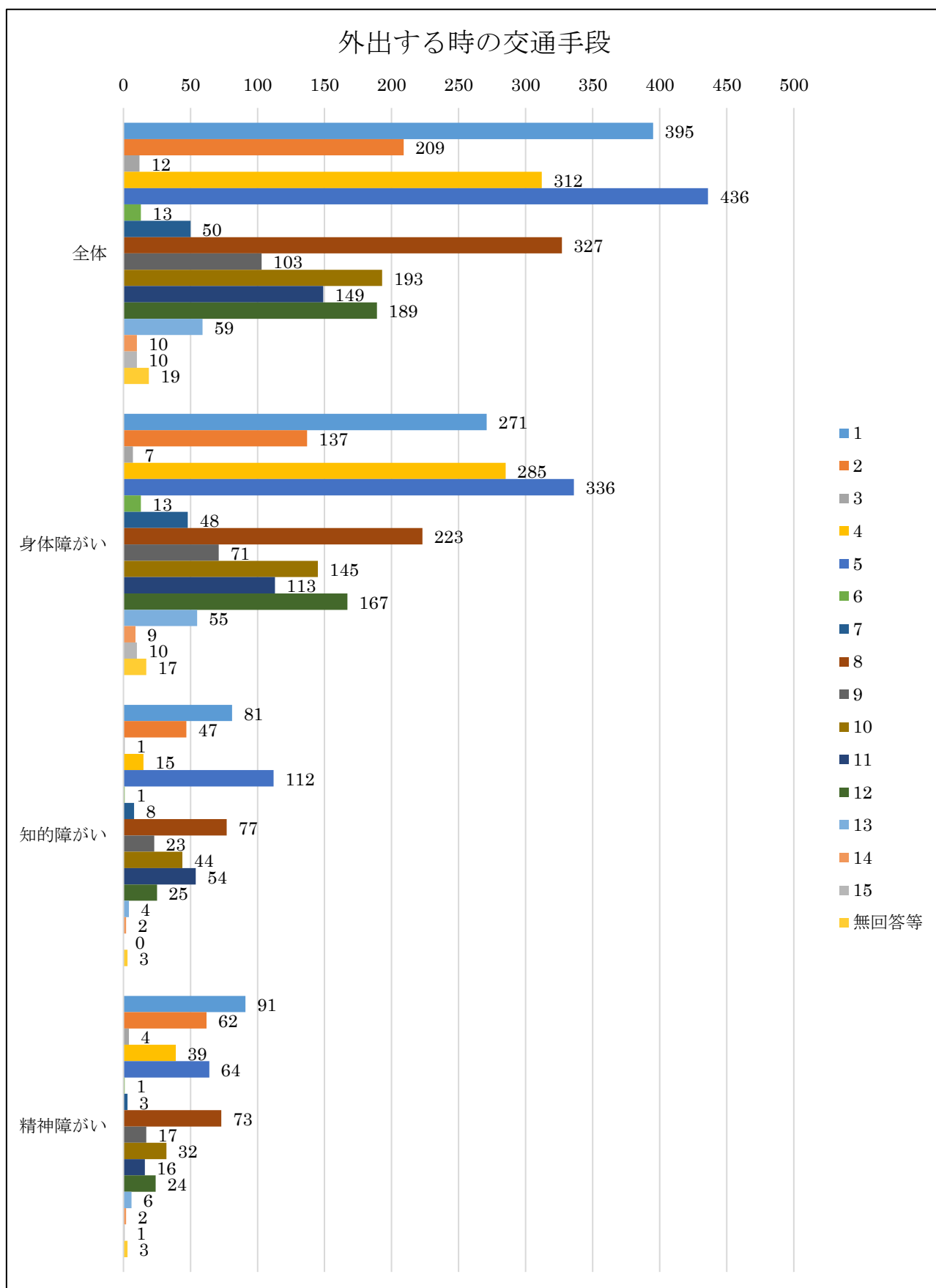
全体では「自動車（家族、保護者が運転）」が 436 件（17.5%）で最も多く、次いで「徒歩」395 件（15.9 件）、「電車」327 件（13.2 件）、「自動車（自分で運転）」312 件（12.6%）の順です。

障がい種別では、身体障がいは「自動車（家族、保護者が運転）」が 336 件（17.6%）で最も多く、次いで「自動車（自分で運転）」285 件（14.9%）、「徒歩」271 件（14.2%）、「電車」223 件（11.7%）の順です。

知的障がいは「自動車（家族、保護者が運転）」が 112 件（22.5%）で最も多く、次いで「徒歩」81 件（16.3%）、「電車」77 件（15.5%）の順です。

精神障がいは「徒歩」が 91 件（20.8%）で最も多く、次いで「電車」73 件（16.7%）、

「自動車（家族、保護者が運転）」64 件（14.6%）、「自転車」62 件（14.2%）の順です。



(20) 外出する時に必要なものについて

外出時に必要なものは何ですか

複数回答可

1. 「介助者の支援」
2. 「手話通訳者・要約筆記者の派遣」
3. 「バリアフリー」(歩道や出入り口などの段差解消)
4. 「駐車場の整備」(障がい者に対応したもの)
5. 「点字ブロックの敷設」
6. 「音響式信号機の設置」(視覚障がい者用)
7. 「案内表示の設置」
8. 「エレベーター、スロープ、自動ドアの設置」
9. 「通路、階段の手すりの設置」
10. 「公共施設に車椅子を常設」
11. 「多目的、多機能トイレ」(障がいのある人が利用しやすいトイレの設置)
12. 「ノンステップバスなどの利用しやすい交通手段の充実」
13. 「まめバスの充実」(ルート、運行時間など)
14. 「交通費助成の充実」(通所福祉タクシー、施設通所交通費)
15. 「無回答等」

【基数＝回答数】

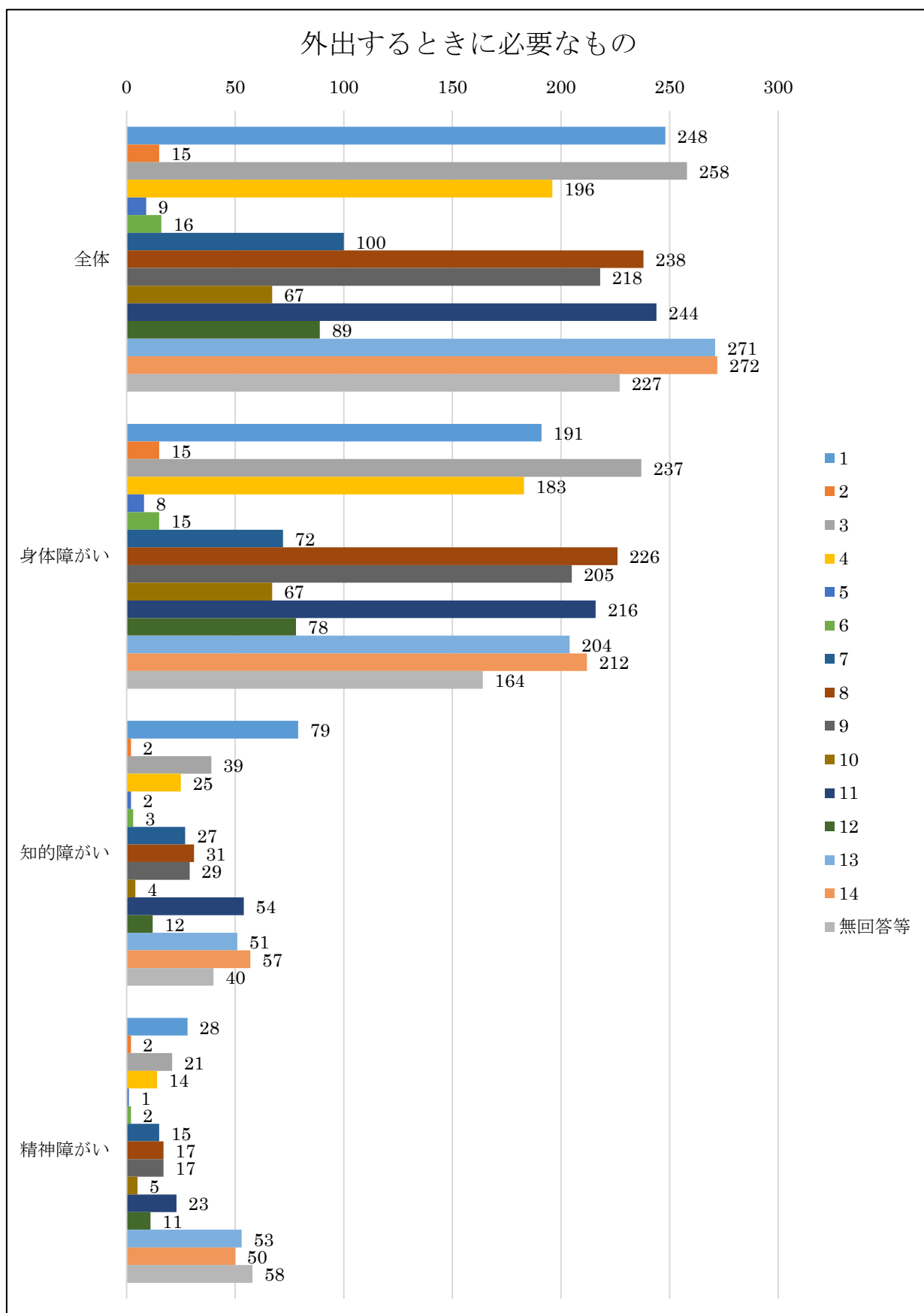
全体 2,468 件 身体障がい 2,093 件 知的障がい 455 件 精神障がい 317 件

全体では「交通費助成の充実」が 272 件 (11.0%) で最も多く、次いで「まめバスの充実」271 件 (11.0%)、「バリアフリー」258 件 (10.5%)、「介護者の支援」248 件 (10.0%)、「多目的、多機能トイレ」244 件 (9.9%) の順です。

障がい種別では、身体障がいは「バリアフリー」が 237 件 (11.3%) で最も多く、次いで「エレベーター、スロープ、自動ドアの設置」226 件 (10.8%)、「多目的、多機能トイレ」216 件 (10.3%)、「交通費助成の充実」212 件 (10.1%)、「通路、階段の手すりの設置」205 件 (9.8%)、「まめバスの充実」204 件 (9.7%) の順です。

知的障がいは「介助者の支援」が 79 件 (17.4%) で最も多く、次いで「交通費助成の充実」57 件 (12.5%)、「多目的、多機能トイレ」54 件 (11.9%)、「まめバスの充実」51 件 (11.2%) の順です。

精神障がいは「無回答等」が 58 件 (18.3%) で最も多く、次いで「まめバスの充実」53 件 (16.7%)、「交通費助成の充実」50 件 (15.8%) の順です。



(21) 社会活動への参加について

これまでに、どのような社会活動に参加しましたか

複数回答可

1. 「趣味の活動」
2. 「スポーツ、文化芸術、レクリエーションの活動」
3. 「子どもや高齢者を支援する活動」
4. 「障がいのある人を支援する活動」
5. 「自治会の活動」
6. 「学校、施設等のイベント」
7. 「自然体験活動」
8. 「学習活動」
9. 「その他の活動」
10. 「参加なし」(参加したことが無い)
11. 「無回答」

【基数＝回答数】

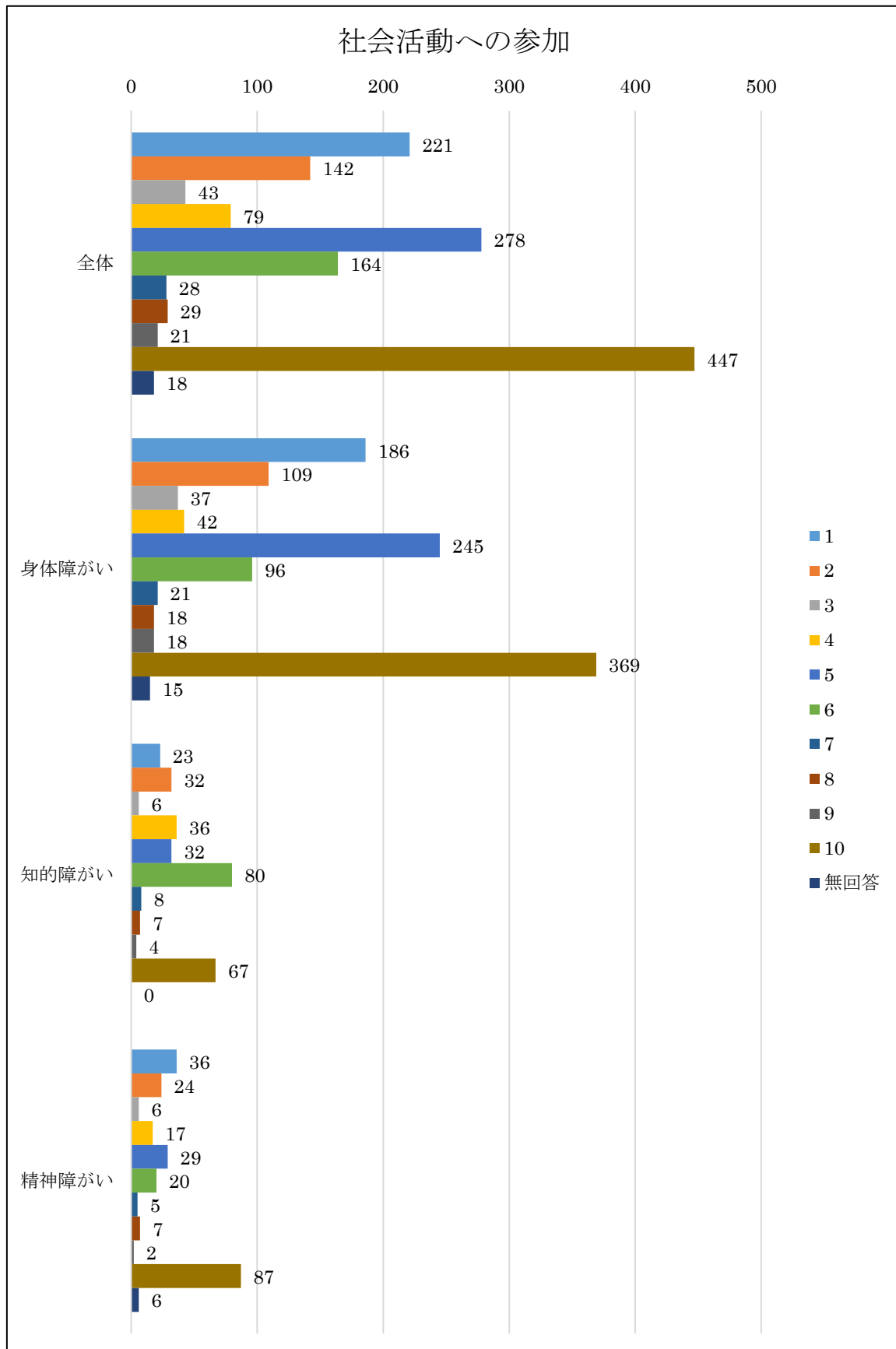
全体 1,470 件 身体障がい 1,156 件 知的障がい 295 件 精神障がい 239 件

全体では「参加なし」が 447 件 (30.4%) で最も多く、次いで「自治会の活動」が 278 件 (18.9%)、「趣味の活動」221 件 (15.0%)、「学校、施設等のイベント」164 件 (11.2%) の順です。

障がい種別では、身体障がいは「参加なし」が 369 件 (31.9%) で最も多く、次いで「自治会の活動」245 件 (21.2%)、「趣味の活動」186 件 (16.1%) の順です。

知的障がいは「学校、施設等のイベント」が 80 件 (27.1%) で最も多く、次いで「参加なし」67 件 (22.7%)、「障がいのある人を支援する活動」36 件 (12.2%) の順です。

精神障がいは「参加なし」が 87 件 (36.4%) で最も多く、次いで「趣味の活動」36 件 (15.1%)、「自治会の活動」29 件 (12.1%) の順です。



(22) 社会活動に参加したことがない人について

今後、社会活動に参加したいですか【(21) で10と回答した人のみ】

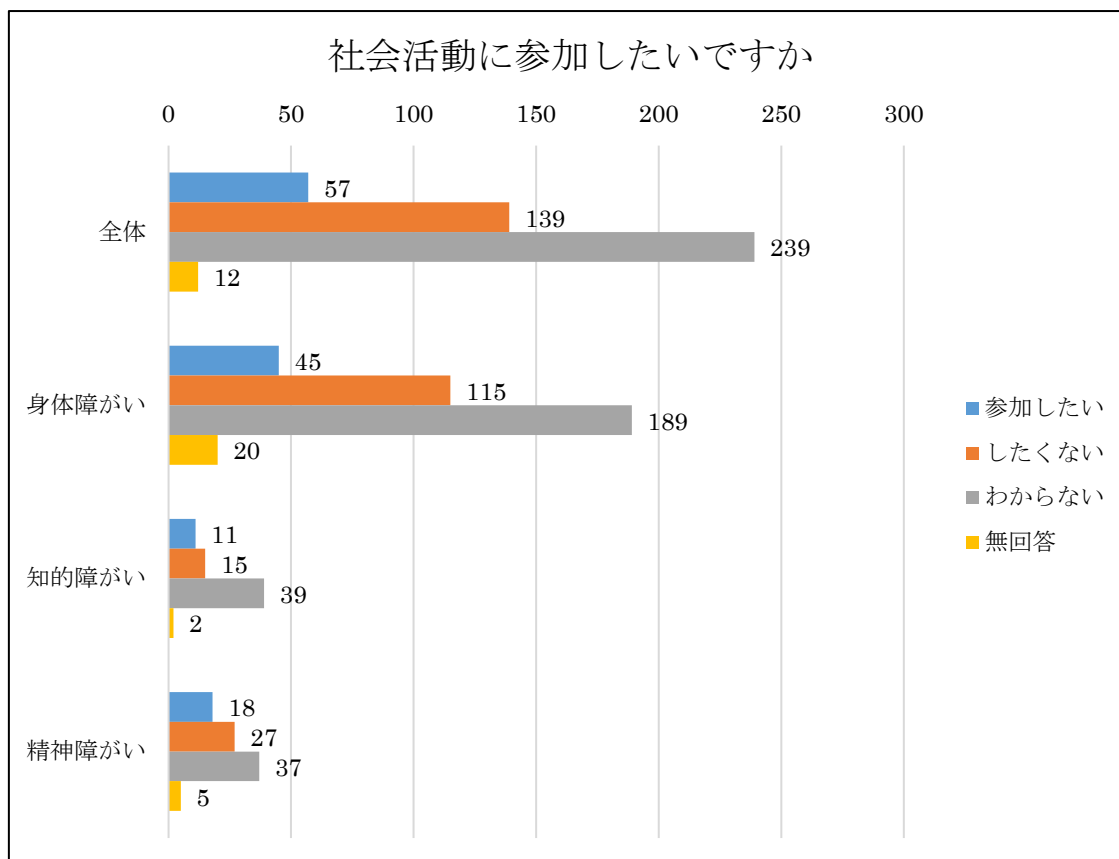
1.参加したい 2.(参加) したくない 3.わからない 4.無回答

【基数＝回答数】

全体 447 人 身体障がい 369 人 知的障がい 67 人 精神障がい 87 人

全体では「わからない」が 239 人 (53.5%) で最も多く、次いで「参加したくない」 139 人 (31.1%)、「参加したい」 57 人 (12.8%) の順です。

障がい種別では、身体障がい、知的障がい、精神障がいとも「わからない」が各 189 人 (51.2%)、39 人 (58.2%)、37 人 (42.5%) で最も多く、次いで「参加したくない」各 115 人 (31.2%)、15 人 (22.4%)、27 人 (31.0%)、「参加したい」45 人 (12.2%)、11 人 (16.4%)、18 人 (20.7%) の順です。



(23) 社会参加のために地域で行ってほしいことについて

社会参加のために地域で行ってほしいことは

複数回答可

1. 「周囲の人が手伝う」(障がいのある人への手助けを行う)
2. 「施設のバリアフリー」
3. 「障がいのある人への理解、配慮」
4. 「障がいのある人を孤立させない」
5. 「行事、イベントに障がいのある人の参加を促す」
6. 「障がいを学ぶ機会への参加」
7. 「障がい者団体のイベントへの参加」
8. 「その他」
9. 「特にない」
10. 「無回答」

【基数＝回答数】

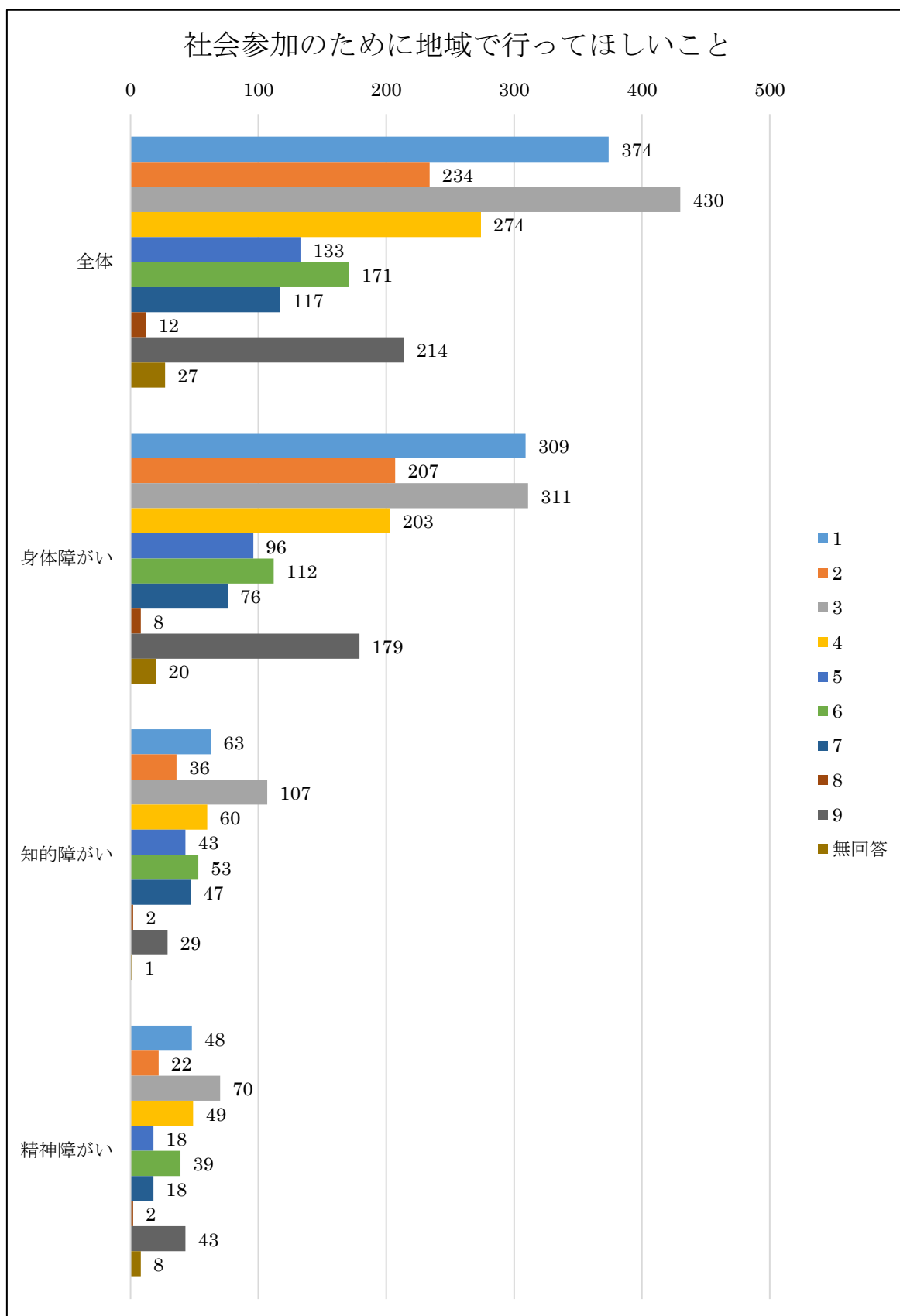
全体 1,986 件 身体障がい 1,521 件 知的障がい 441 件 精神障がい 317 件

全体では「障がいのある人への理解、配慮」が 430 件 (21.7%) で最も多く、次いで「周囲の人が手伝う」374 件 (18.8%)、「障がいのある人を孤立させない」274 件 (13.8%) の順です。

障がい種別では、身体障がいは「障がいのある人への理解、配慮」が 311 件 (20.4%) で最も多く、次いで「周囲の人が手伝う」309 件 (20.3%)、「施設のバリアフリー」207 件 (13.6%) の順です。

知的障がいは「障がいのある人への理解、配慮」が 107 件 (24.3%) で最も多く、次いで「周囲の人が手伝う」63 件 (14.3%)、「障がいのある人を孤立させない」60 件 (13.6%) の順です。

精神障がいは「障がいのある人への理解、配慮」が 70 件 (22.1%) で最も多く、次いで「障がいのある人を孤立させない」49 件 (15.5%)、「周囲の人が手伝う」48 件 (15.1%) の順です。



(24) 生活上の悩みや心配があるとき、相談する人について

生活上の悩みや心配があるとき、相談する人は

複数回答可

1. 「家族」
2. 「友人」
3. 「市役所」
4. 「野田市障がい者相談員」
5. 「地域相談員」
6. 「同じ障がいのある人やその家族」
7. 「医療機関」
8. 「中核地域生活支援センター」
9. 「障害福祉サービス事業所」
10. 「相談支援事業所」
11. 「障害者就業・生活支援センター」
12. 「民生委員・児童委員」
13. 「社会福祉協議会」
14. 「県の相談機関」(健康福祉センター、障害者相談センター、児童相談所)
15. 「教育機関」(学校など)
16. 「保育機関」(保育所など)
17. 「その他」
18. 「相談相手がいらない、相談できない」
19. 「無回答」

【基数＝回答数】

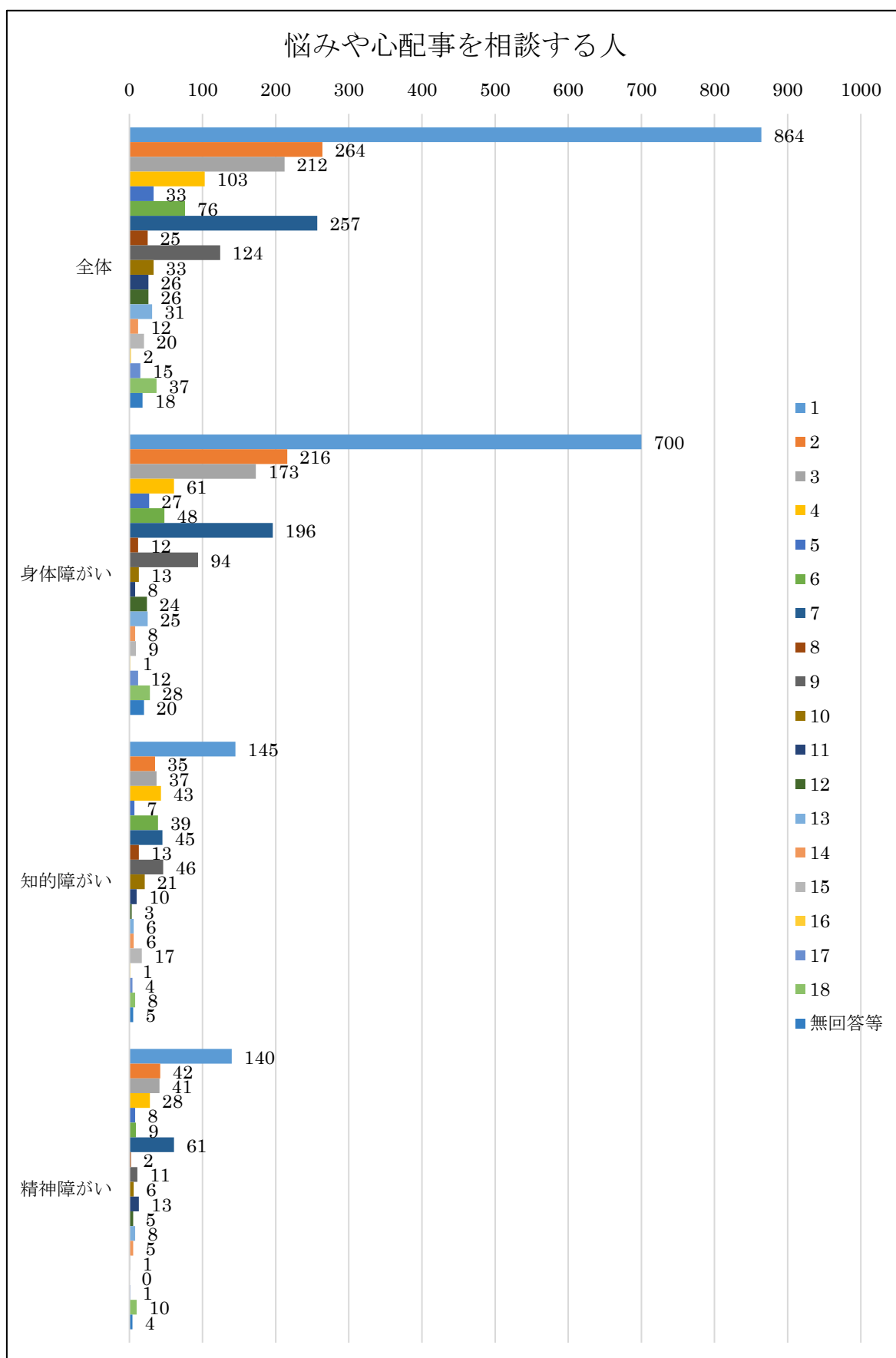
全体 2,178 件 身体障がい 1,675 件 知的障がい 491 件 精神障がい 395 件

全体では「家族」が 864 件(39.7%)で最も多く、次いで「友人」264 人(12.1%)、「医療機関」257 件(11.8%)、「市役所」212 件(9.7%)の順です。

障がい種別では、身体障がいは「家族」が 700 件(41.8%)で最も多く、次いで「友人」216 件(12.9%)、「医療機関」196 件(11.7%)、「市役所」173 件(10.3%)の順です。

知的障がいは「家族」が 145 件(29.5%)で最も多く、次いで「障害福祉サービス事業所」46 件(9.4%)、「医療機関」45 件(9.2%)、「野田市障がい者相談員」43 件(8.8%)の順です。

精神障がいは「家族」が 140 件(35.4%)で最も多く、次いで「医療機関」61 件(15.4%)、「友人」42 件(10.6%)、「市役所」41 件(10.4%)の順です。



(25) 相談したいと思っていることについて

相談したいと思っていることがありますか

1. 「ある」 2. 「ない」 3. 「わからない」 4. 「無回答等」

【基数＝回答数】

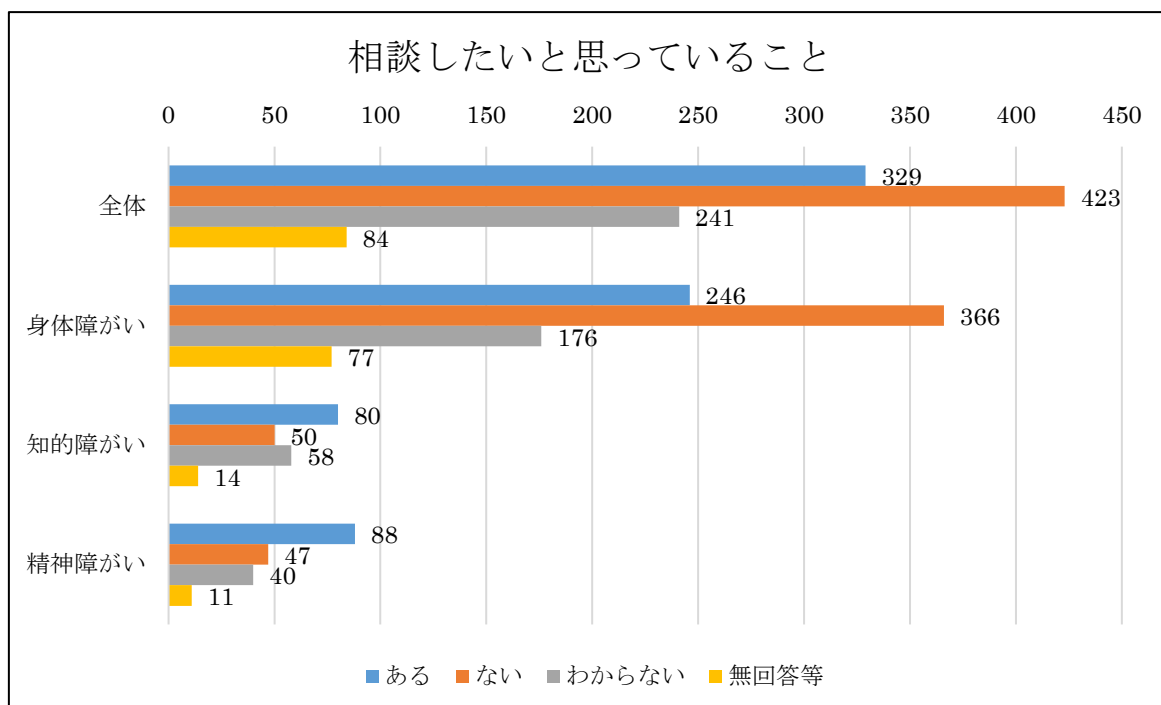
全体 1,077 件 身体障がい 865 件 知的障がい 202 件 精神障がい 186 件

全体では「ない」が 423 人(39.3%)で最も多く、次いで「ある」329 人(30.5%)、「わからない」 241 人(22.4%) の順です。

障がい種別では、身体障がいは「ない」が 366 人(42.3%)で最も多く、次いで「ある」 246 人(28.4%)、「わからない」 176 人(20.3%) の順です。

知的障がいは「ある」が 80 人(39.6%)で最も多く、次いで「わからない」 58 人(28.7%)、「ない」 50 人(24.8%) の順です。

精神障がいは「ある」が 88 人(47.3%)で最も多く、次いで「ない」 47 人(25.3%)、「わからない」 40 人(21.5%) の順です。



(26) 相談したいと思っている人の相談内容について

相談したい人は、何を相談したいか【(25)で1と回答した人のみ】

複数回答可

1. 「住む場所」
2. 「就労のこと」
3. 「経済的なこと」
4. 「障がい特性、病気のこと」
5. 「日常生活のこと」
6. 「家族関係のこと」
7. 「友人のこと」
8. 「教養や趣味のこと」
9. 「虐待や差別のこと」
10. 「将来のこと」
11. 「その他」
12. 「無回答」

【基数＝回答数】

全体 727 件 身体障がい 475 件 知的障がい 195 件 精神障がい 253 件

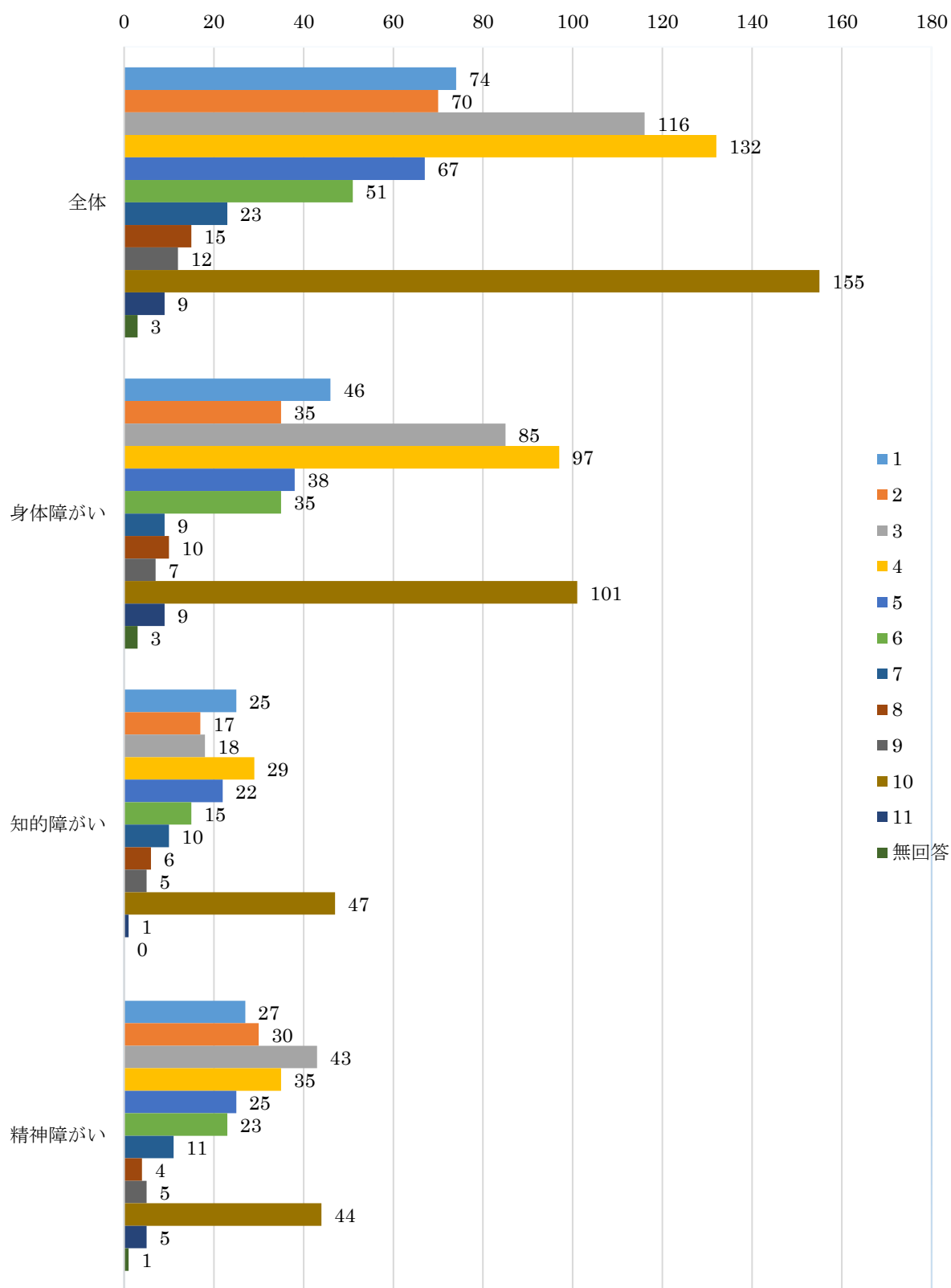
全体では「将来のこと」が 155 件 (21.3%) で最も多く、次いで「障がい特性、病気のこと」132 件 (18.2%)、「経済的なこと」116 件 (16.0%) の順です。

障がい種別では、身体障がいは「将来のこと」が 101 件 (21.3%) で最も多く、次いで「障がい特性、病気のこと」97 件 (20.4%)、「経済的なこと」85 件 (17.9%) の順です。

知的障がいは「将来のこと」が 47 件 (24.1%) で最も多く、次いで「障がい特性、病気のこと」29 件 (14.9%)、「住む場所」25 件 (12.8%) の順です。

精神障がいは「将来のこと」が 44 件 (17.4%) で最も多く、次いで「経済的なこと」43 件 (17.0%)、「障がい特性、病気のこと」35 件 (13.8%) の順です。

相談したいと思っている人の相談内容



(27) 相談することで、困っていることについて

相談することで、困っていることは

複数回答可

1. 「夜間、休日に相談したい」(緊急な出来事について)
2. 「どこに相談すべきか」
3. 「満足できる回答がない」
4. 「担任制の相談者がいない」
5. 「プライバシー保護が不安」
6. 「その他」
7. 「特にない」
8. 「無回答」

【基数＝回答数】

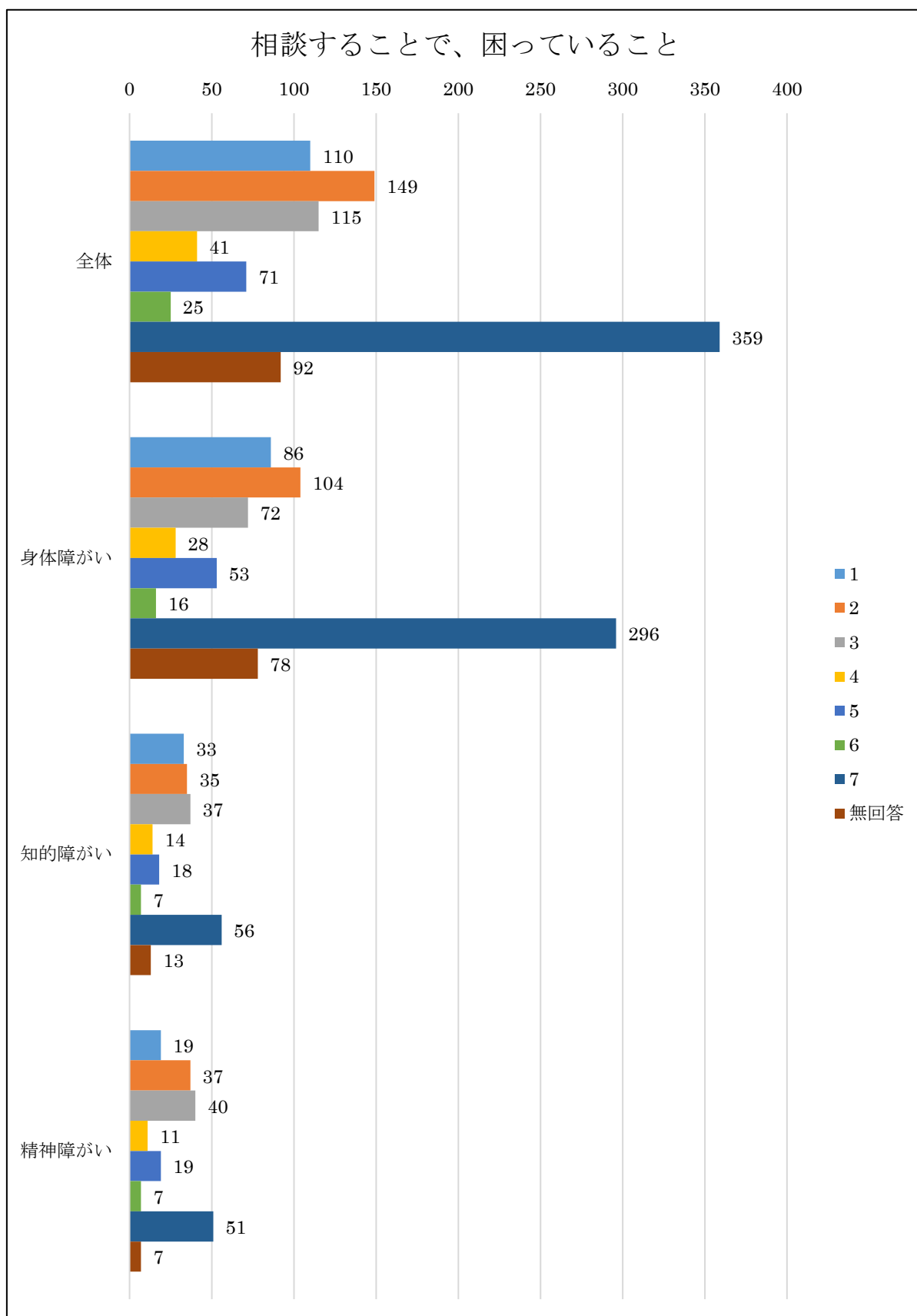
全体 962 件 身体障がい 733 件 知的障がい 213 件 精神障がい 191 件

全体では「特にない」が 359 件 (37.3%) で最も多く、次いで「どこに相談すべきか」149 件 (15.5%)、「満足できる回答がない」115 件 (12.0%)、「夜間、休日に相談したい」110 件 (11.4%) の順です。

障がい種別では、身体障がいは「特にない」が 296 件 (40.4%) で最も多く、次いで「どこに相談すべきか」104 件 (14.2%)、「夜間、休日に相談したい」86 件 (11.7%)、「満足できる回答がない」72 件 (9.8%) の順です。

知的障がいは、「特にない」が 56 件 (26.3%) で最も多く、次いで「満足できる回答がない」37 件 (17.4%)、「どこに相談すべきか」35 件 (16.4%)、「夜間、休日に相談したい」33 件 (15.5%) の順です。

精神障がいは「特にない」が 51 件 (26.7%) で最も多く、次いで「満足できる回答がない」40 件 (20.9%)、「どこに相談すべきか」37 件 (19.4%)、「夜間、休日に相談したい」と「プライバシー保護が不安」19 件 (9.9%) の順です。



(28) 障害支援区分認定について

障害支援区分の有無は

1. 「認定を受けている」(区分 1)
2. 「認定を受けている」(区分 2)
3. 「認定を受けている」(区分 3)
4. 「認定を受けている」(区分 4)
5. 「認定を受けている」(区分 5)
6. 「認定を受けている」(区分 6)
7. 「未認定」(認定を受けていないを含む)
8. 「無回答」

【基数＝回答数】

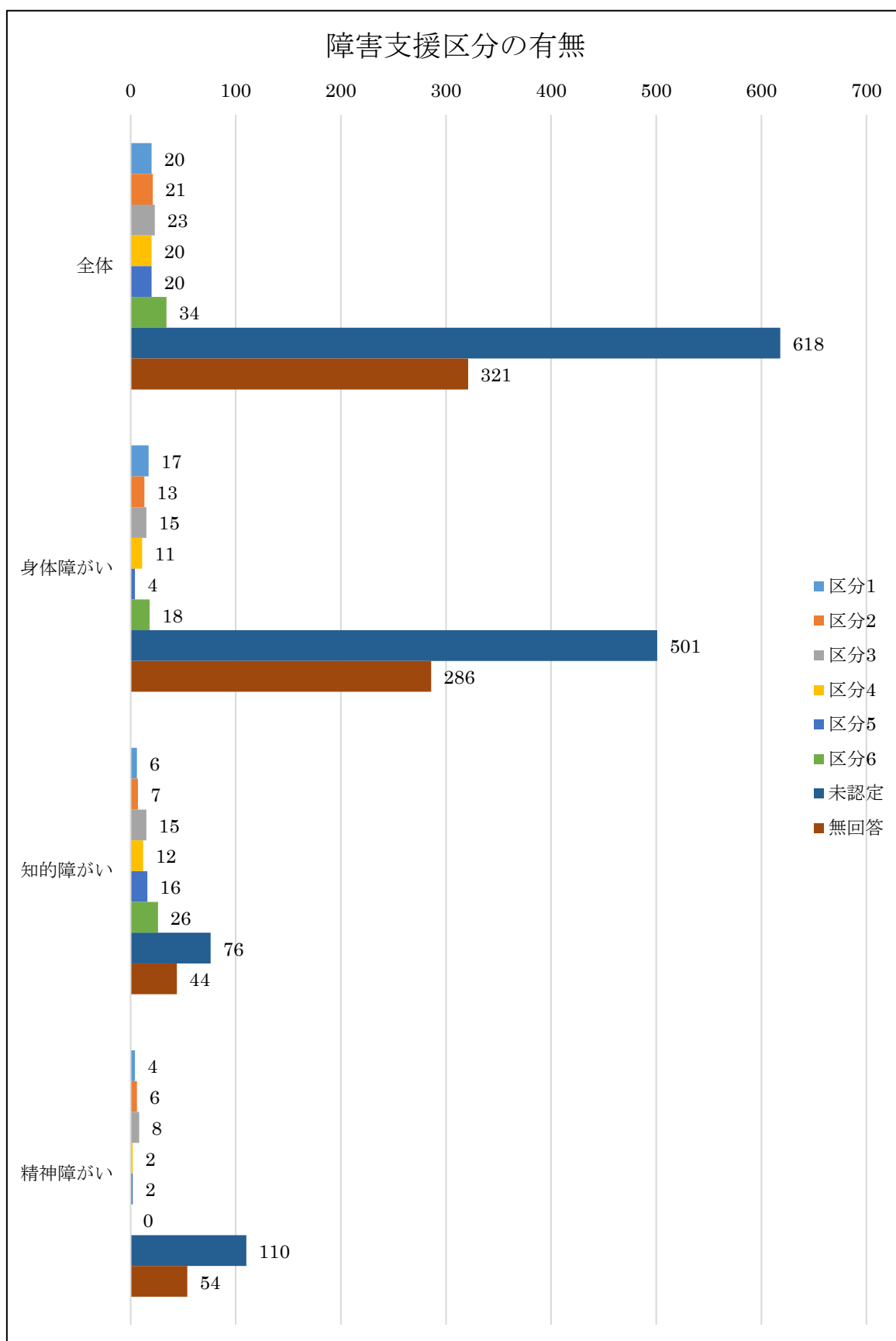
全体 1,077 件 身体障がい 865 件 知的障がい 202 件 精神障がい 186 件

全体では「未認定」が 618 件 (57.4%) で最も多く、次いで「無回答」321 件 (29.8%) の順です。なお 1 から 6 の「認定を受けている」は 138 件 (12.8%) です。

障がい種別では、身体障がいは「未認定」が 501 件 (57.9%) で最も多く、次いで「無回答」286 件 (33.1%)、1 から 6 の「認定を受けている」が 78 件 (9.0%) の順です。

知的障がいは 1 から 6 の「認定を受けている」が 82 件 (40.6%) で最も多く、次いで「未認定」76 件 (37.6%)、「無回答」44 件 (21.8%) の順です。

精神障がいは「未認定」が 110 件 (59.1%) で最も多く、次いで「無回答」54 件 (29.0%)、1 から 6 の「認定を受けている」22 件 (11.8%) の順です。



(29) 障害福祉サービスの利用について

①居宅介護を「現在利用」しているか「今後利用」したいか

【基数＝回答数】

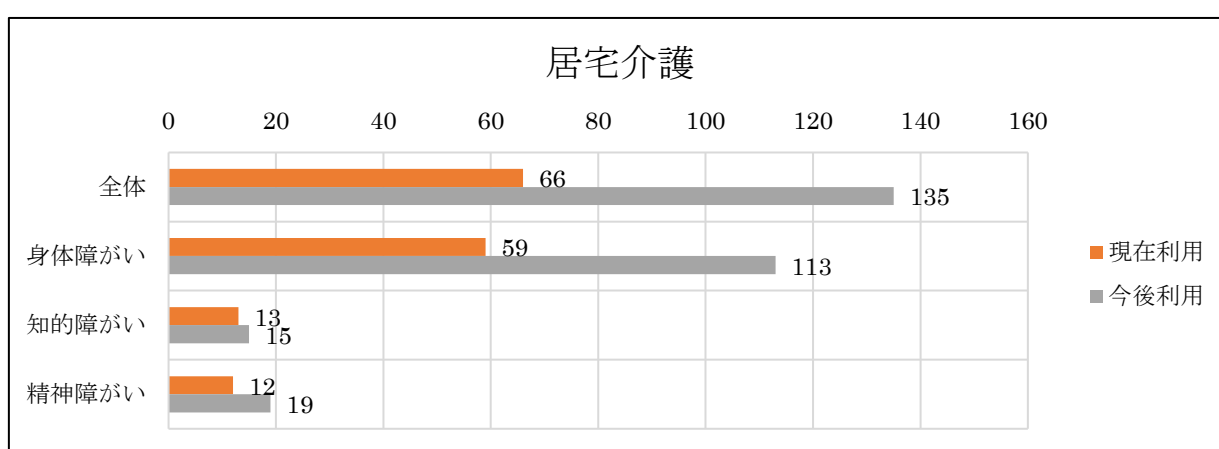
全体 201 件 身体障がい 172 件 知的障がい 28 件 精神障がい 31 件

「現在利用」66 件で「今後利用」135 件です。

障がい種別では、身体障がいは「現在利用」59 件で「今後利用」113 件です。

知的障がいは「現在利用」13 件で「今後利用」15 件です。

精神障がいは「現在利用」12 件で「今後利用」19 件です。



②重度訪問介護を「現在利用」しているか「今後利用」したいか

【基数＝回答数】

全体 66 件 身体障がい 56 件 知的障がい 11 件 精神障がい 14 件

「現在利用」10 件で「今後利用」56 件です。

障がい種別では、身体障がいは「現在利用」8 件で「今後利用」48 件です。

知的障がいは「現在利用」3 件で「今後利用」8 件です。

精神障がいは「現在利用」3 件で「今後利用」11 件です。



③同行援護を「現在利用」しているか「今後利用」したいか

【基数＝回答数】

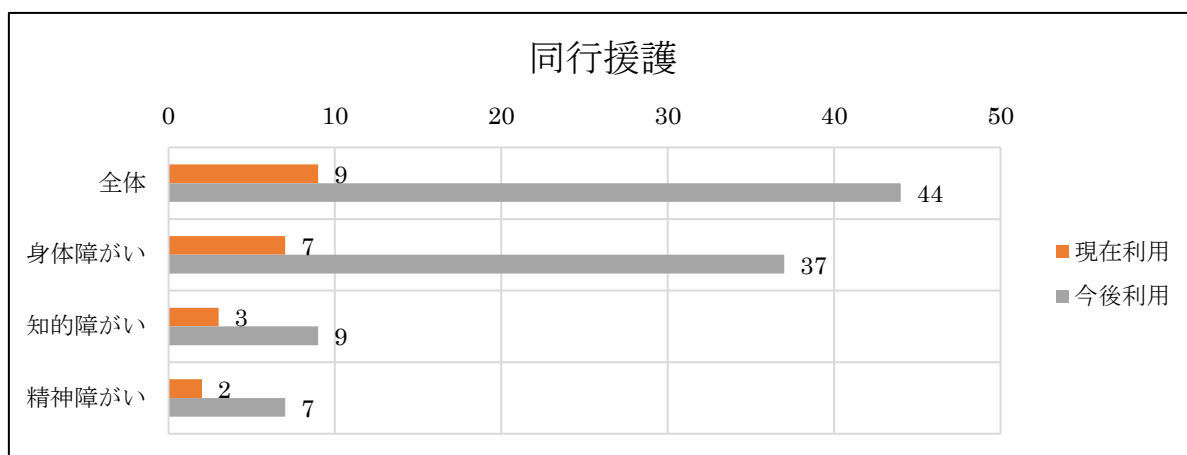
全体 53 件 身体障がい 44 件 知的障がい 12 件 精神障がい 9 件

「現在利用」9 件で「今後利用」44 件です。

障がい種別では、身体障がいは「現在利用」7 件で「今後利用」37 件です。

知的障がいは「現在利用」3 件で「今後利用」9 件です。

精神障がいは「現在利用」2 件で「今後利用」7 件です。



④行動援護を「現在利用」しているか「今後利用」したいか

【基数＝回答数】

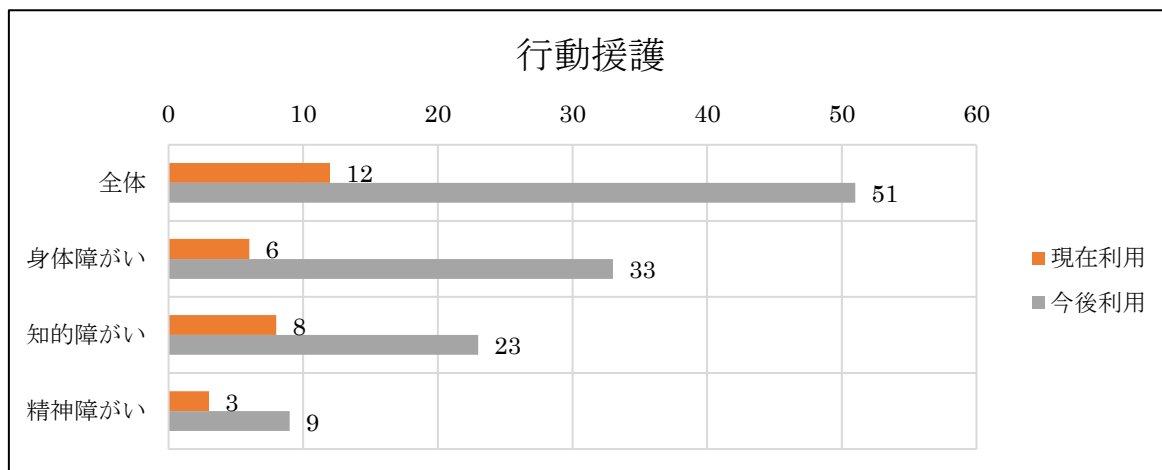
全体 63 件 身体障がい 39 件 知的障がい 31 件 精神障がい 12 件

「現在利用」12 件で「今後利用」51 件です。

障がい種別では、身体障がいは「現在利用」6 件で「今後利用」33 件です。

知的障がいは「現在利用」8 件で「今後利用」23 件です。

精神障がいは「現在利用」3 件で「今後利用」9 件です。



⑤重度障害者等包括支援を「現在利用」しているか「今後利用」したいか

【基数＝回答数】

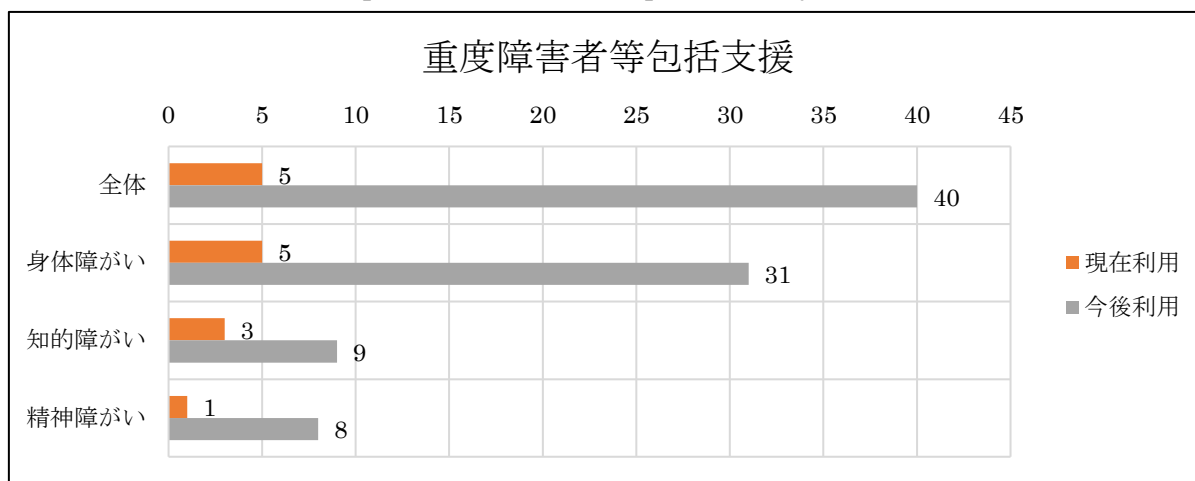
全体 45 件 身体障がい 36 件 知的障がい 12 件 精神障がい 9 件

「現在利用」5 件で「今後利用」40 件です。

障がい種別では、身体障がいは「現在利用」5 件で「今後利用」31 件です。

知的障がいは「現在利用」3 件で「今後利用」9 件です。

精神障がいは「現在利用」1 件で「今後利用」8 件です。



⑥生活介護を「現在利用」しているか「今後利用」したいか

【基数＝回答数】

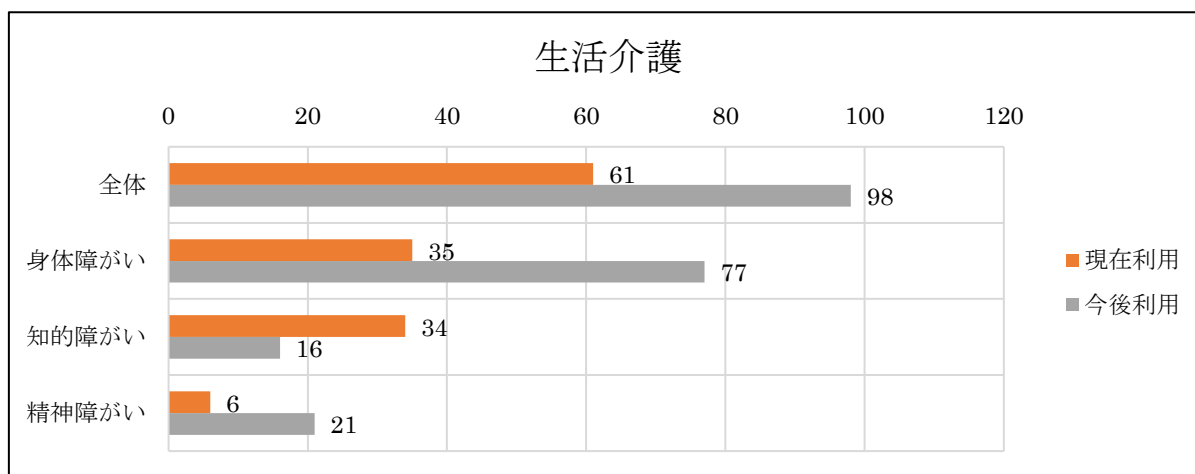
全体 159 件 身体障がい 112 件 知的障がい 50 件 精神障がい 27 件

「現在利用」61 件で「今後利用」98 件です。

障がい種別では、身体障がいは「現在利用」35 件で「今後利用」77 件です。

知的障がいは「現在利用」34 件で「今後利用」16 件です。

精神障がいは「現在利用」6 件で「今後利用」21 件です。



⑦機能訓練を「現在利用」しているか「今後利用」したいか

【基数＝回答数】

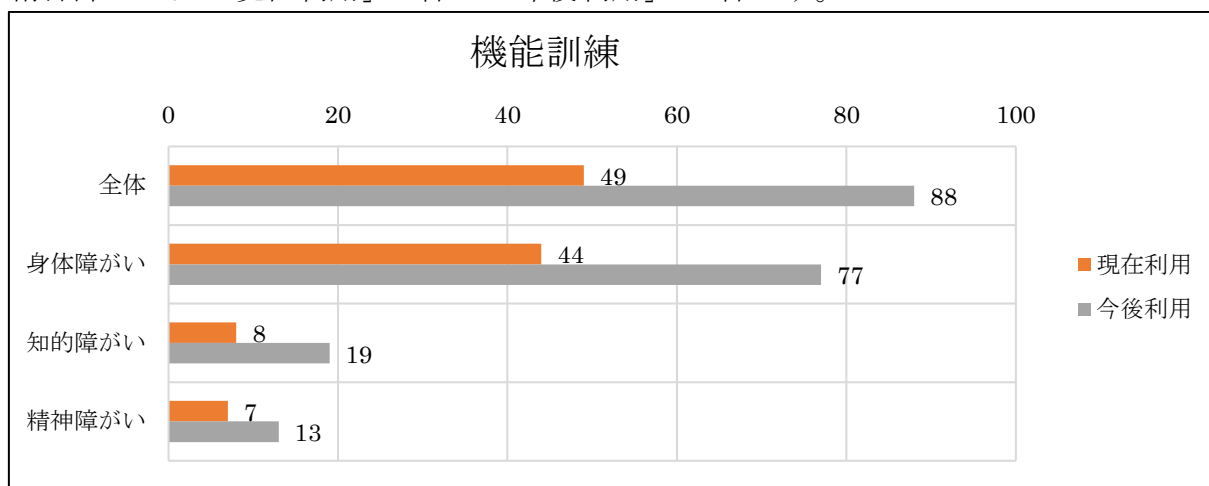
全体 137 件 身体障がい 121 件 知的障がい 27 件 精神障がい 20 件

「現在利用」49 件で「今後利用」88 件です。

障がい種別では、身体障がいは「現在利用」44 件で「今後利用」77 件です。

知的障がいは「現在利用」8 件で「今後利用」19 件です。

精神障がいは「現在利用」7 件で「今後利用」13 件です。



⑧生活訓練を「現在利用」しているか「今後利用」したいか

【基数＝回答数】

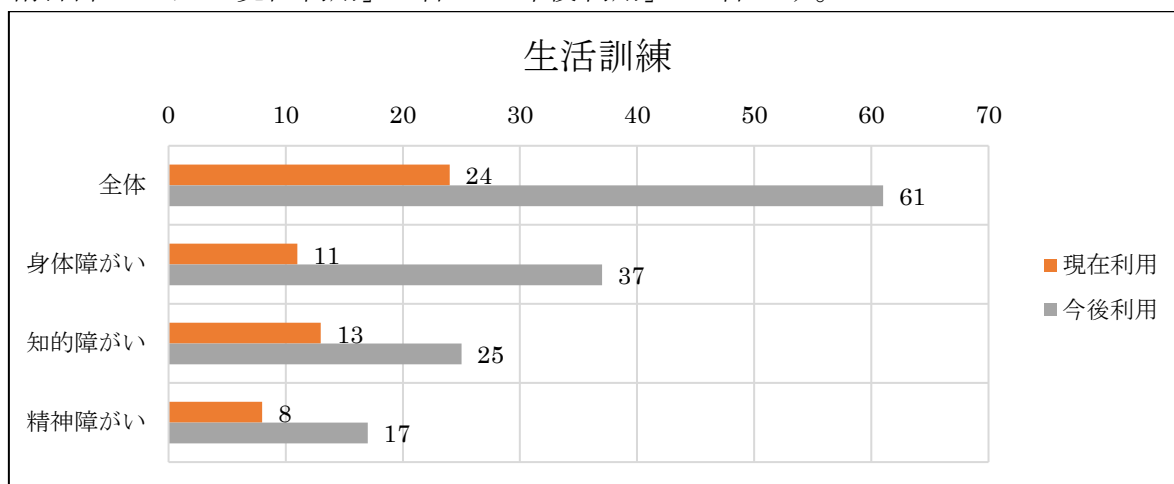
全体 85 件 身体障がい 48 件 知的障がい 38 件 精神障がい 25 件

「現在利用」24 件で「今後利用」61 件です。

障がい種別では、身体障がいは「現在利用」11 件で「今後利用」37 件です。

知的障がいは「現在利用」13 件で「今後利用」25 件です。

精神障がいは「現在利用」8 件で「今後利用」17 件です。



⑨就労移行支援を「現在利用」しているか「今後利用」したいか

【基数＝回答数】

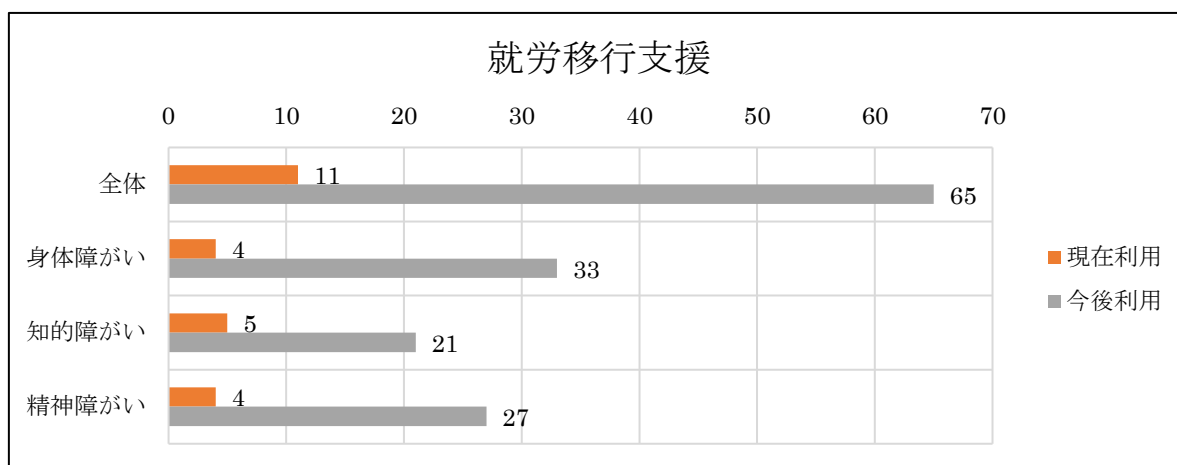
全体 76 件 身体障がい 37 件 知的障がい 26 件 精神障がい 31 件

「現在利用」11 件で「今後利用」65 件です。

障がい種別では、身体障がいは「現在利用」4 件で「今後利用」33 件です。

知的障がいは「現在利用」5 件で「今後利用」21 件です。

精神障がいは「現在利用」4 件で「今後利用」27 件です。



⑩就労継続支援 A 型を「現在利用」しているか「今後利用」したいか

【基数＝回答数】

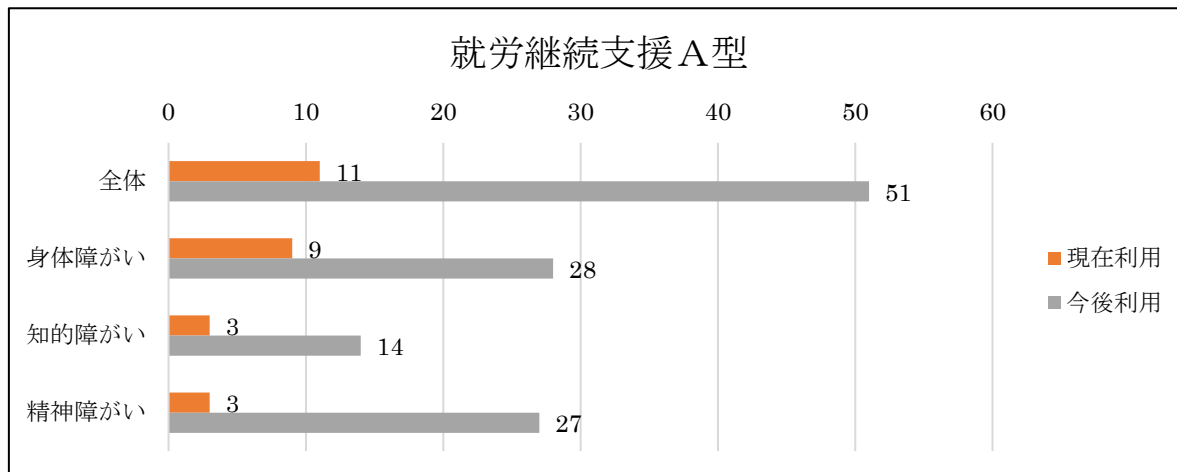
全体 62 件 身体障がい 37 件 知的障がい 17 件 精神障がい 30 件

「現在利用」11 件で「今後利用」51 件です。

障がい種別では、身体障がいは「現在利用」9 件で「今後利用」28 件です。

知的障がいは「現在利用」3 件で「今後利用」14 件です。

精神障がいは「現在利用」3 件で「今後利用」27 件です。



⑪就労継続支援B型を「現在利用」しているか「今後利用」したいか

【基数＝回答数】

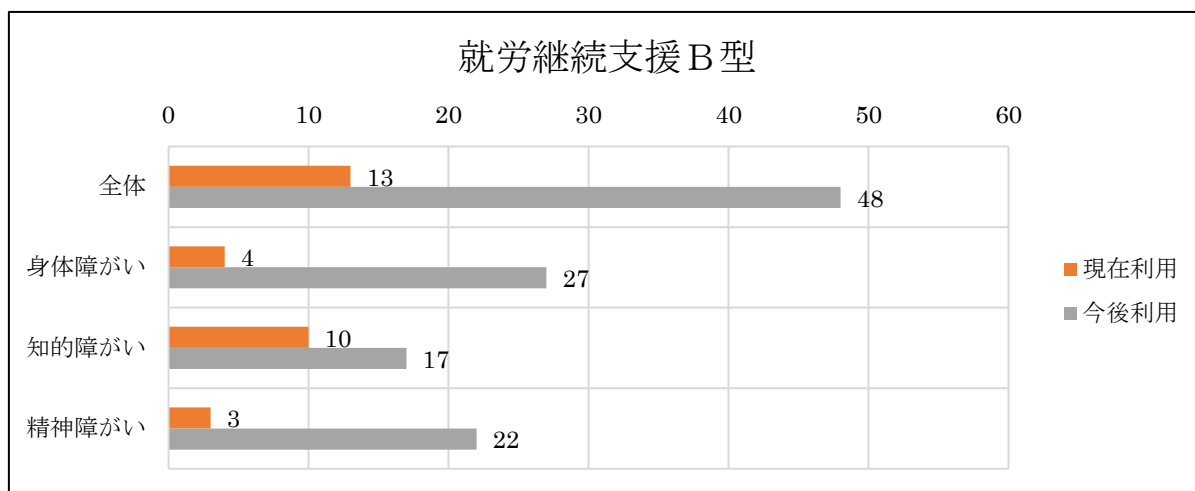
全体 61 件 身体障がい 31 件 知的障がい 27 件 精神障がい 25 件

「現在利用」13 件で「今後利用」48 件です。

障がい種別では、身体障がいは「現在利用」4 件で「今後利用」27 件です。

知的障がいは「現在利用」10 件で「今後利用」17 件です。

精神障がいは「現在利用」3 件で「今後利用」22 件です。

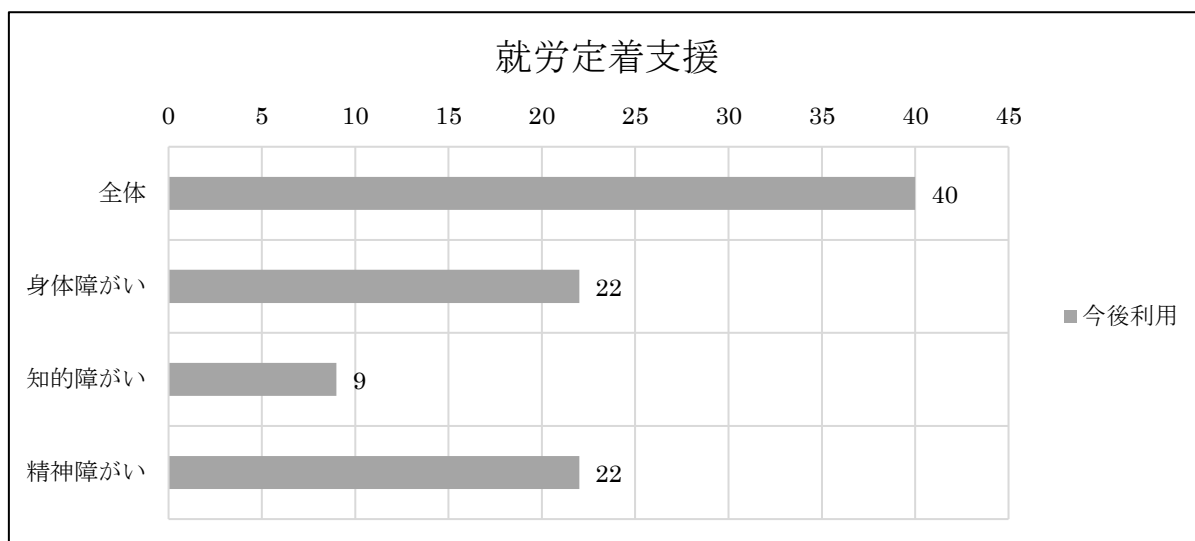


⑫就労定着支援を「今後利用」したいか

※平成30年度新規障害福祉サービスのため、調査時点の利用者はありません。

【基数＝回答数】

全体 40 件 身体障がい 22 件 知的障がい 9 件 精神障がい 22 件です。



⑬療養介護を「現在利用」しているか「今後利用」したいか

【基数＝回答数】

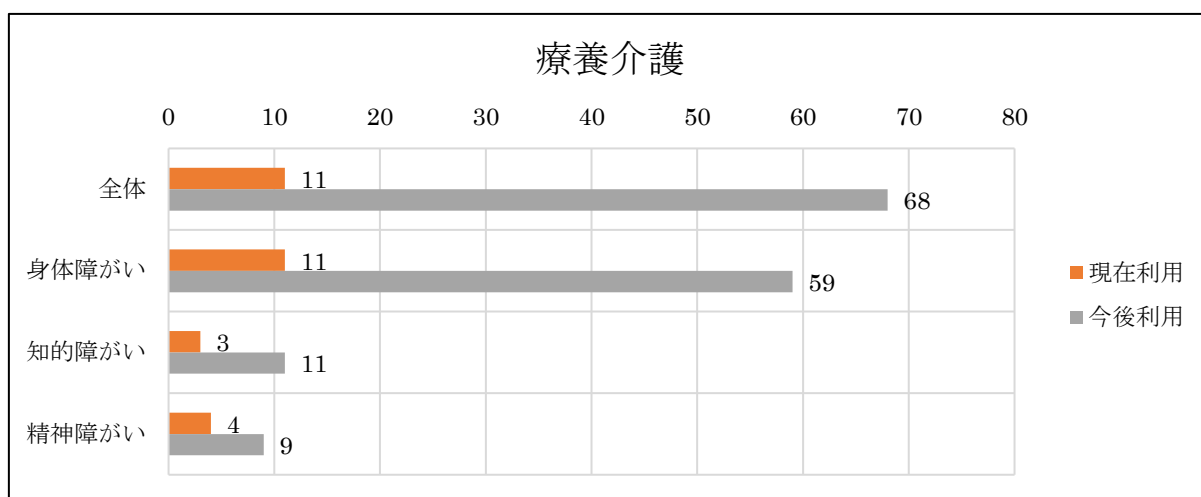
全体 79 件 身体障がい 70 件 知的障がい 14 件 精神障がい 13 件

「現在利用」11 件で「今後利用」68 件です。

障がい種別では、身体障がいは「現在利用」11 件で「今後利用」59 件です。

知的障がいは「現在利用」3 件で「今後利用」11 件です。

精神障がいは「現在利用」4 件で「今後利用」9 件です。



⑭短期入所を「現在利用」しているか「今後利用」したいか

【基数＝回答数】

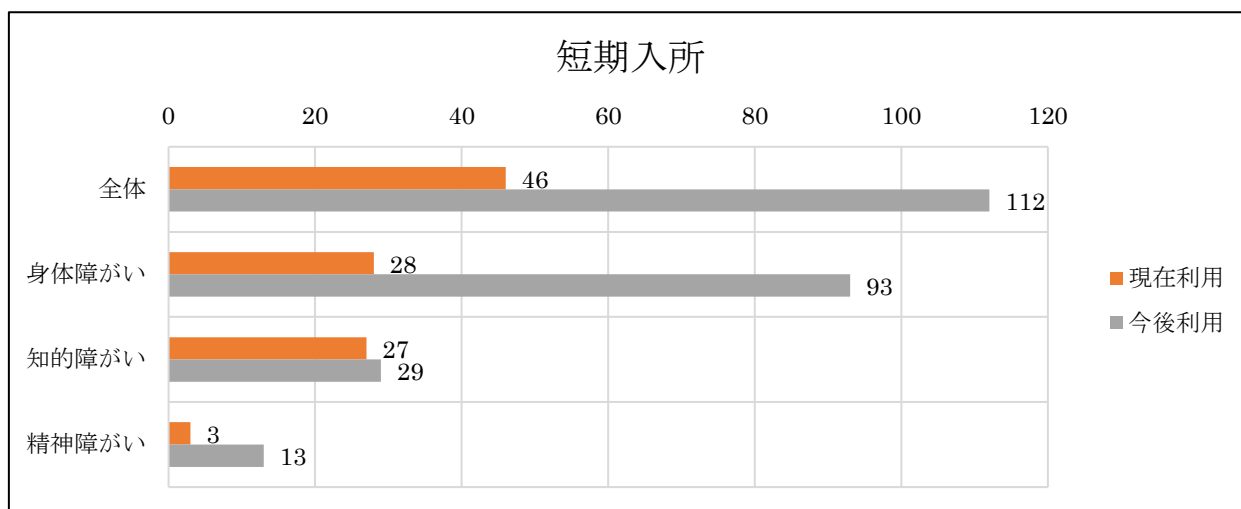
全体 158 件 身体障がい 121 件 知的障がい 56 件 精神障がい 16 件

「現在利用」46 件で「今後利用」112 件です。

障がい種別では、身体障がいは「現在利用」28 件で「今後利用」93 件です。

知的障がいは「現在利用」27 件で「今後利用」29 件です。

精神障がいは「現在利用」3 件で「今後利用」13 件です。

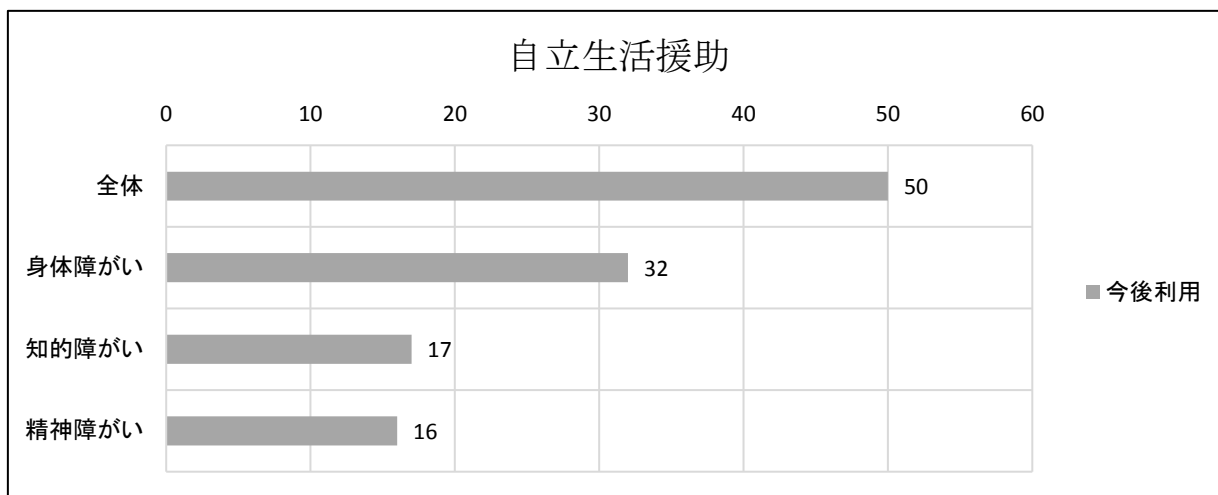


⑮自立生活援助を「今後利用」したいか

※平成30年度新規障害福祉サービスのため、調査時点の利用者はありません。

【基数＝回答数】

全体 50 件 身体障がい 32 件 知的障がい 17 件 精神障がい 16 件です。



⑯共同生活援助を「現在利用」しているか「今後利用」したいか

【基数＝回答数】

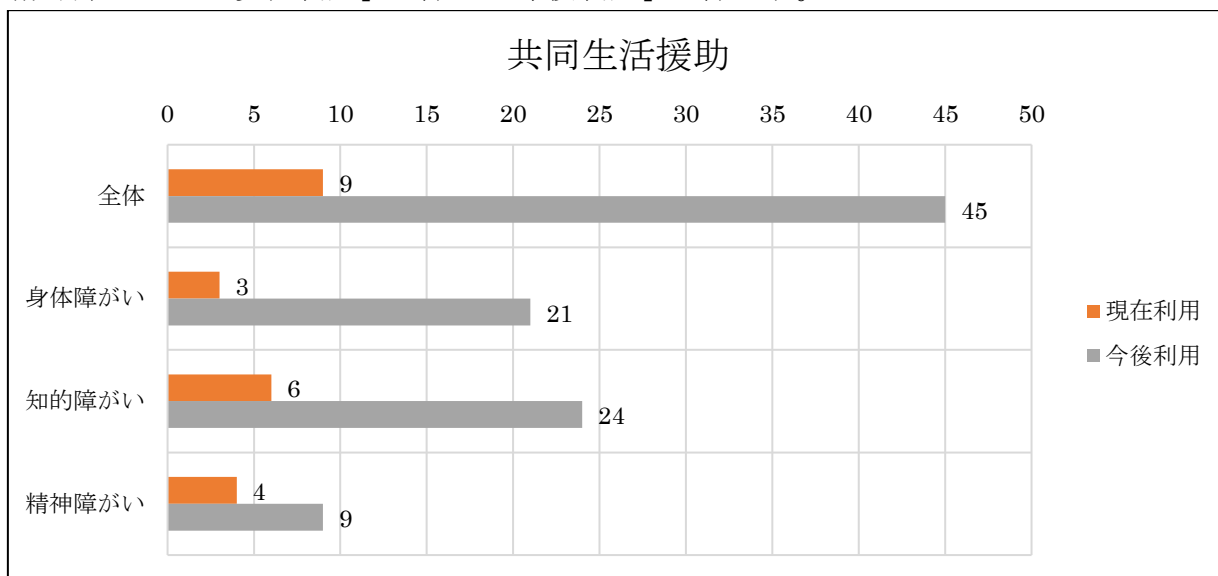
全体 54 件 身体障がい 24 件 知的障がい 30 件 精神障がい 13 件

「現在利用」9 件で「今後利用」45 件です。

障がい種別では、身体障がいは「現在利用」3 件で「今後利用」21 件です。

知的障がいは「現在利用」6 件で「今後利用」24 件です。

精神障がいは「現在利用」4 件で「今後利用」9 件です。



⑰施設入所支援を「現在利用」しているか「今後利用」したいか

【基数＝回答数】

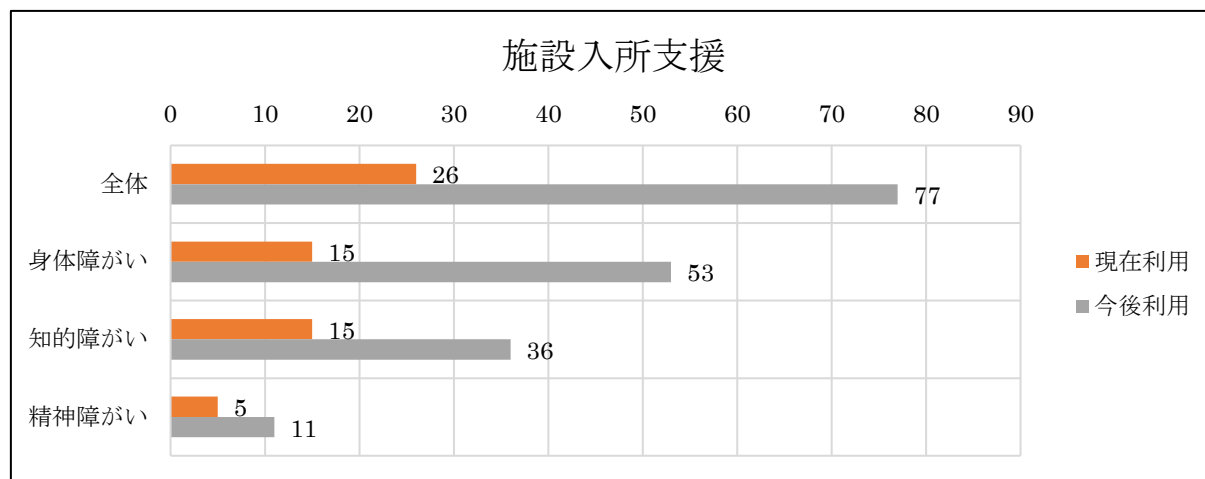
全体 103 件 身体障がい 68 件 知的障がい 51 件 精神障がい 16 件

「現在利用」26 件で「今後利用」77 件です。

障がい種別では、身体障がいは「現在利用」15 件で「今後利用」53 件です。

知的障がいは「現在利用」15 件で「今後利用」36 件です。

精神障がいは「現在利用」5 件で「今後利用」11 件です。



⑱補装具を「現在利用」しているか「今後利用」したいか

【基数＝回答数】

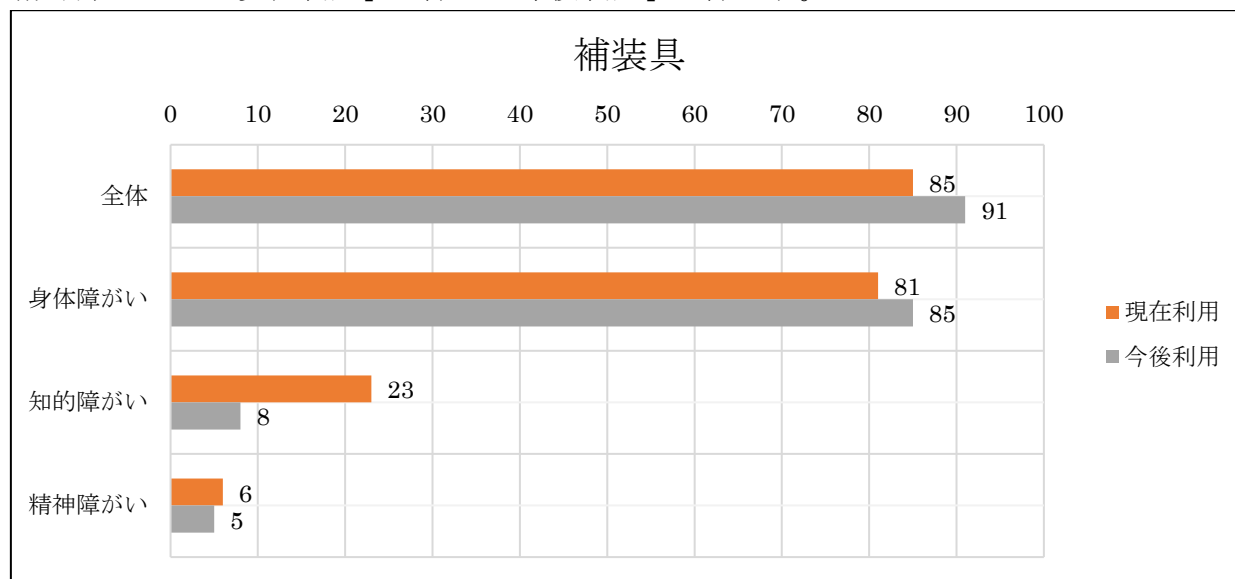
全体 176 件 身体障がい 166 件 知的障がい 31 件 精神障がい 11 件

「現在利用」85 件で「今後利用」91 件です。

障がい種別では、身体障がいは「現在利用」81 件で「今後利用」85 件です。

知的障がいは「現在利用」23 件で「今後利用」8 件です。

精神障がいは「現在利用」6 件で「今後利用」5 件です。



⑭地域移行支援を「現在利用」しているか「今後利用」したいか

【基数＝回答数】

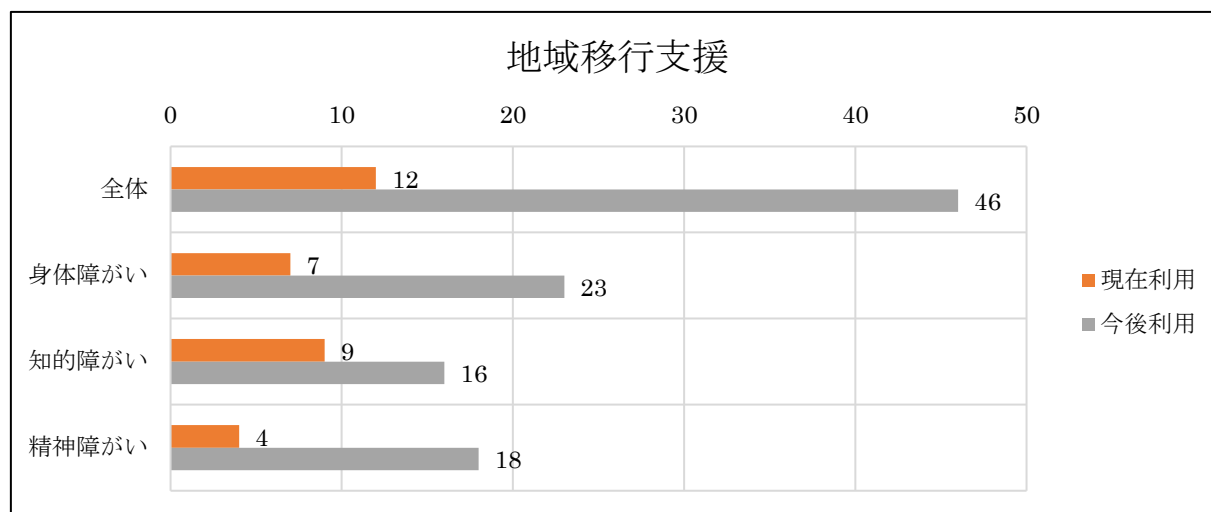
全体 58 件 身体障がい 30 件 知的障がい 25 件 精神障がい 22 件

「現在利用」12 件で「今後利用」46 件です。

障がい種別では、身体障がいは「現在利用」7 件で「今後利用」23 件です。

知的障がいは「現在利用」9 件で「今後利用」16 件です。

精神障がいは「現在利用」4 件で「今後利用」18 件です。

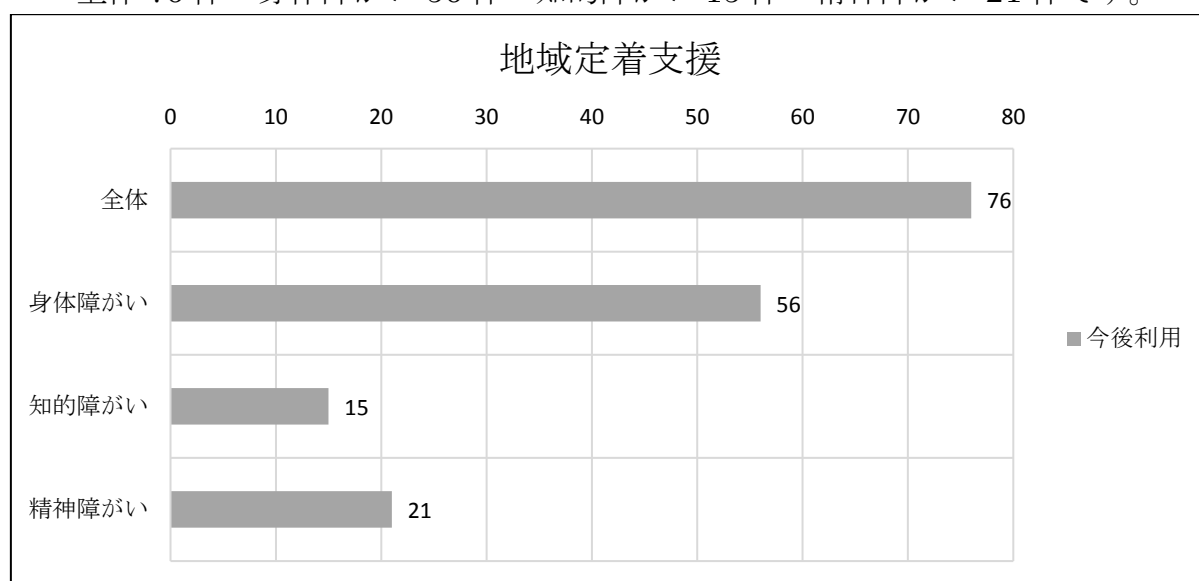


⑮地域定着支援を「今後利用」したいか

※平成 30 年度新規障害福祉サービスのため、調査時点の利用者はありません。

【基数＝回答数】

全体 76 件 身体障がい 56 件 知的障がい 15 件 精神障がい 21 件です。



②児童発達支援を「現在利用」しているか「今後利用」したいか

【基数＝回答数】

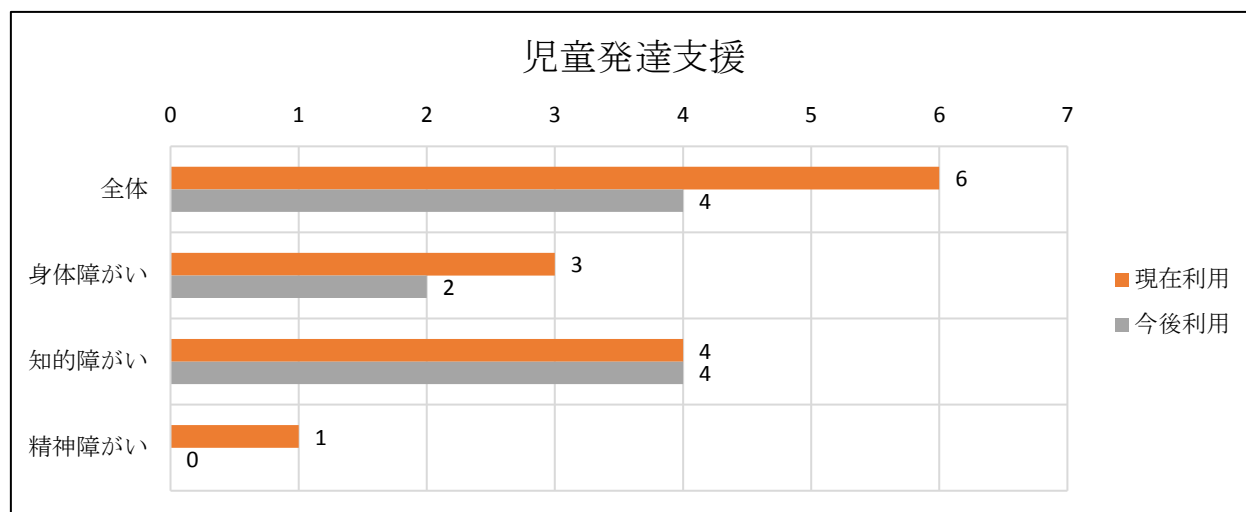
全体 10 件 身体障がい 5 件 知的障がい 8 件 精神障がい 1 件

「現在利用」6 件で「今後利用」4 件です。

障がい種別では、身体障がいは「現在利用」3 件で「今後利用」2 件です。

知的障がいは「現在利用」4 件で「今後利用」4 件です。

精神障がいは「現在利用」1 件で「今後利用」0 件です。



②医療型児童発達支援を「現在利用」しているか「今後利用」したいか

【基数＝回答数】

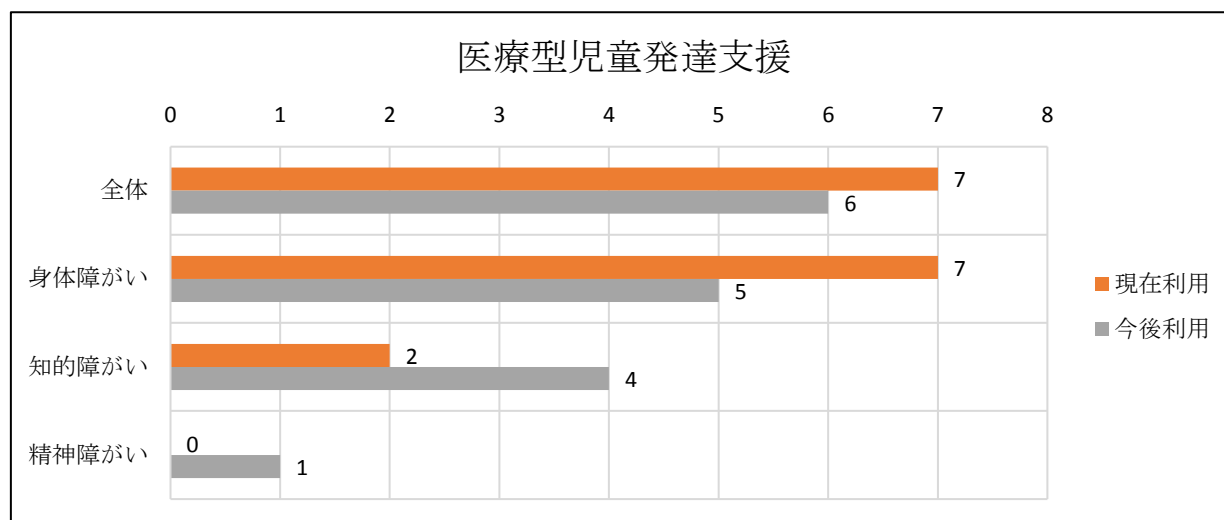
全体 13 件 身体障がい 12 件 知的障がい 6 件 精神障がい 1 件

「現在利用」7 件で「今後利用」6 件です。

障がい種別では、身体障がいは「現在利用」7 件で「今後利用」5 件です。

知的障がいは「現在利用」2 件で「今後利用」4 件です。

精神障がいは「現在利用」0 件で「今後利用」1 件です。



②放課後等デイサービスを「現在利用」しているか「今後利用」したいか

【基数＝回答数】

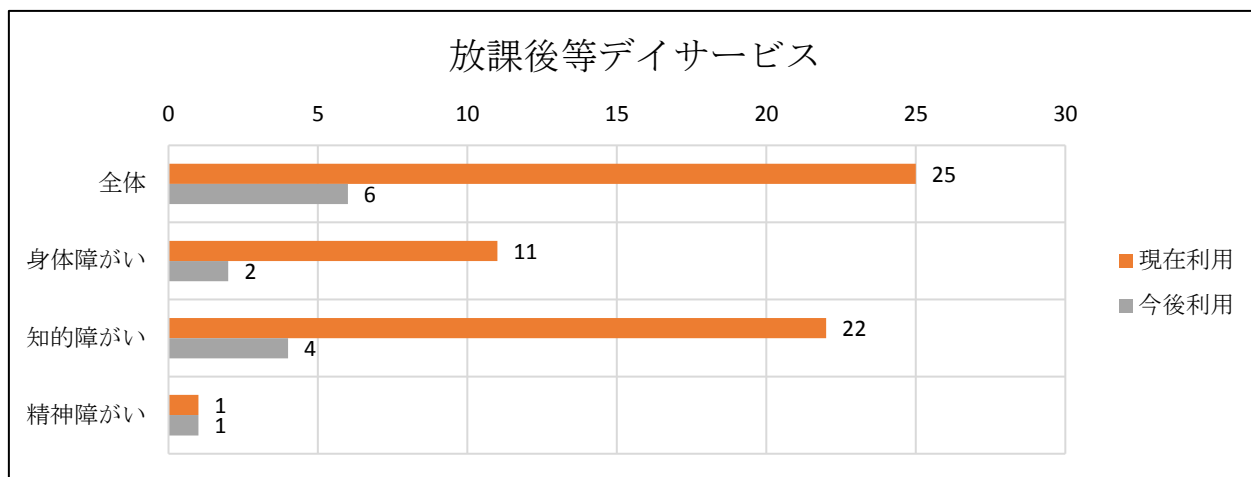
全体 31 件 身体障がい 13 件 知的障がい 26 件 精神障がい 2 件

「現在利用」 25 件で「今後利用」 6 件です。

障がい種別では、身体障がいは「現在利用」 11 件で「今後利用」 2 件です。

知的障がいは「現在利用」 22 件で「今後利用」 4 件です。

精神障がいは「現在利用」 1 件で「今後利用」 1 件です。



②保育所等訪問支援を「現在利用」しているか「今後利用」したいか

【基数＝回答数】

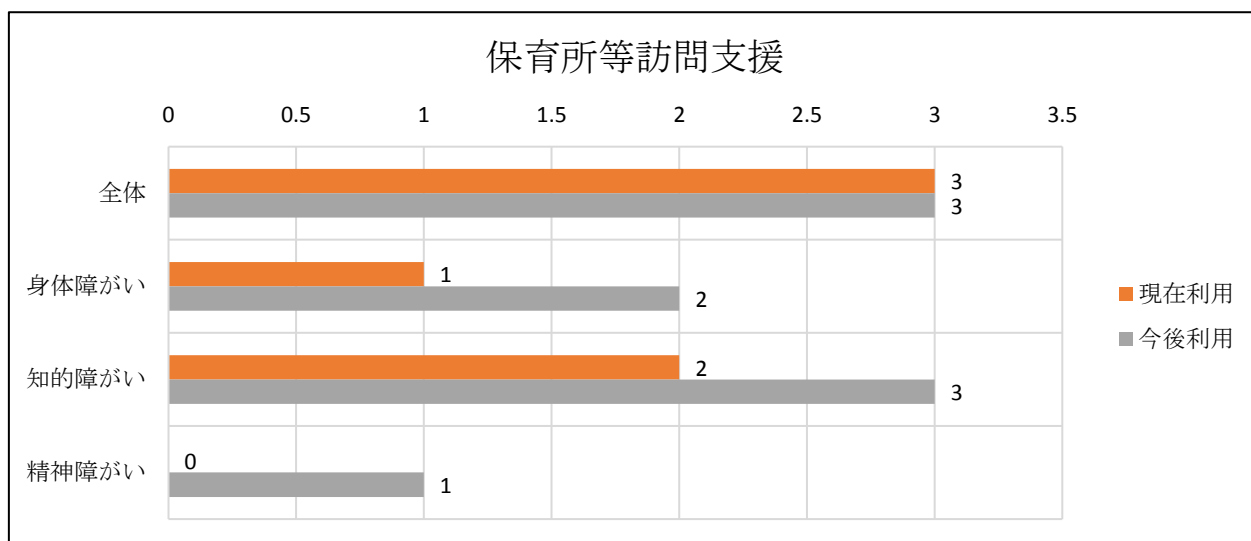
全体 6 件 身体障がい 3 件 知的障がい 5 件 精神障がい 1 件

「現在利用」 3 件で「今後利用」 3 件です。

障がい種別では、身体障がいは「現在利用」 1 件で「今後利用」 2 件です。

知的障がいは「現在利用」 2 件で「今後利用」 3 件です。

精神障がいは「現在利用」 0 件で「今後利用」 1 件です。

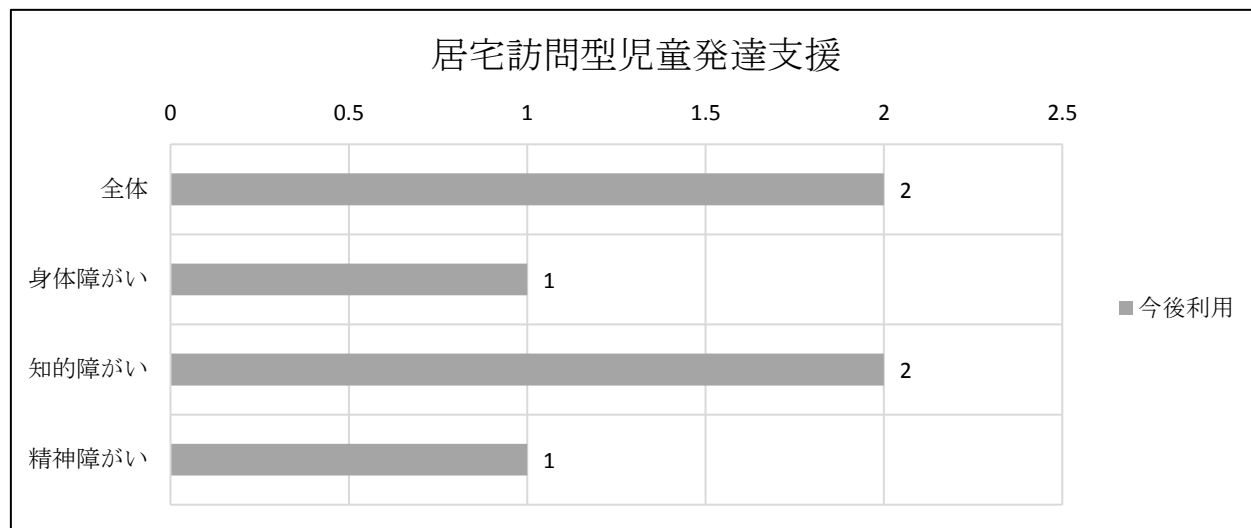


⑤居宅訪問型児童発達支援を「今後利用」したいか

※平成 30 年度新規障害福祉サービスのため、調査時点の利用者はありません。

【基数＝回答数】

全体 2 件 身体障がい 1 件 知的障がい 2 件 精神障がい 1 件です。



⑥障害児相談支援を「現在利用」しているか「今後利用」したいか

【基数＝回答数】

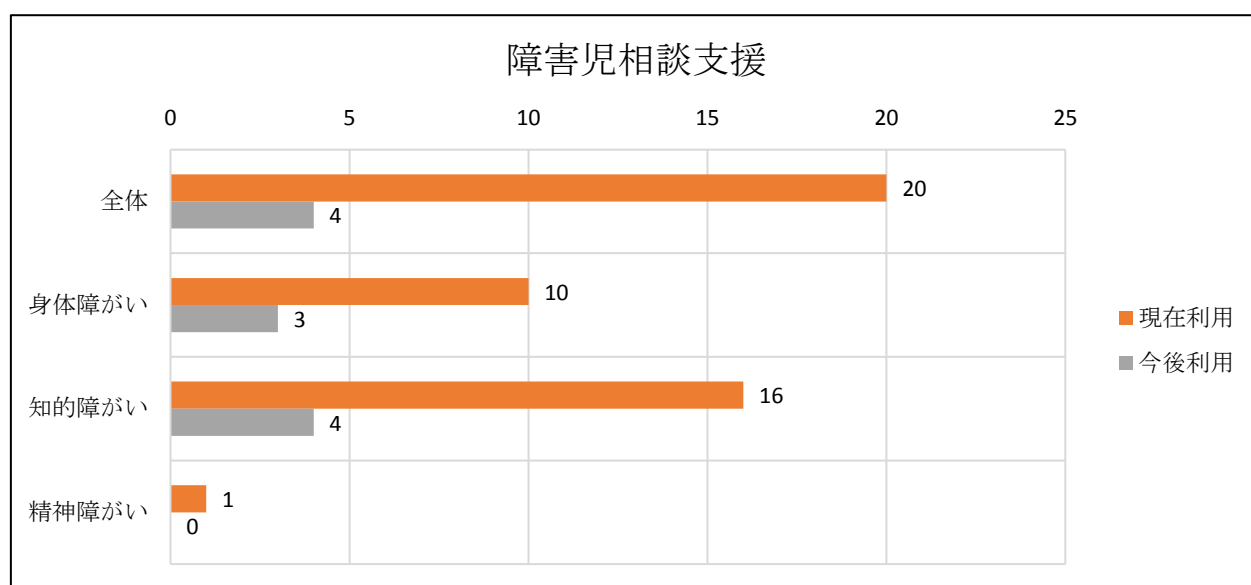
全体 24 件 身体障がい 13 件 知的障がい 20 件 精神障がい 1 件

「現在利用」20 件で「今後利用」4 件です。

障がい種別では、身体障がいは「現在利用」10 件で「今後利用」3 件です。

知的障がいは「現在利用」16 件で「今後利用」4 件です。

精神障がいは「現在利用」1 件で「今後利用」0 件です。



②⑦障害児入所支援を「現在利用」しているか「今後利用」したいか

【基数＝回答数】

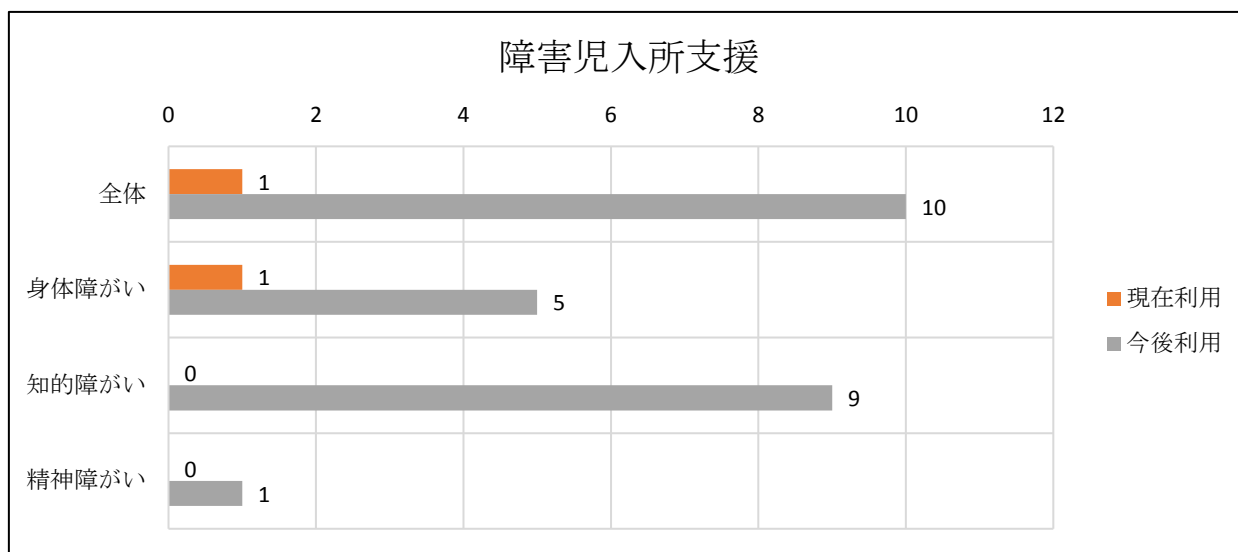
全体 11 件 身体障がい 6 件 知的障がい 9 件 精神障がい 1 件

「現在利用」1 件で「今後利用」10 件です。

障がい種別では、身体障がいは「現在利用」1 件で「今後利用」5 件です。

知的障がいは「現在利用」0 件で「今後利用」9 件です。

精神障がいは「現在利用」0 件で「今後利用」1 件です。



(30) 地域生活支援事業の利用について

①相談支援を「現在利用」しているか「今後利用」したいか

【基数＝回答数】

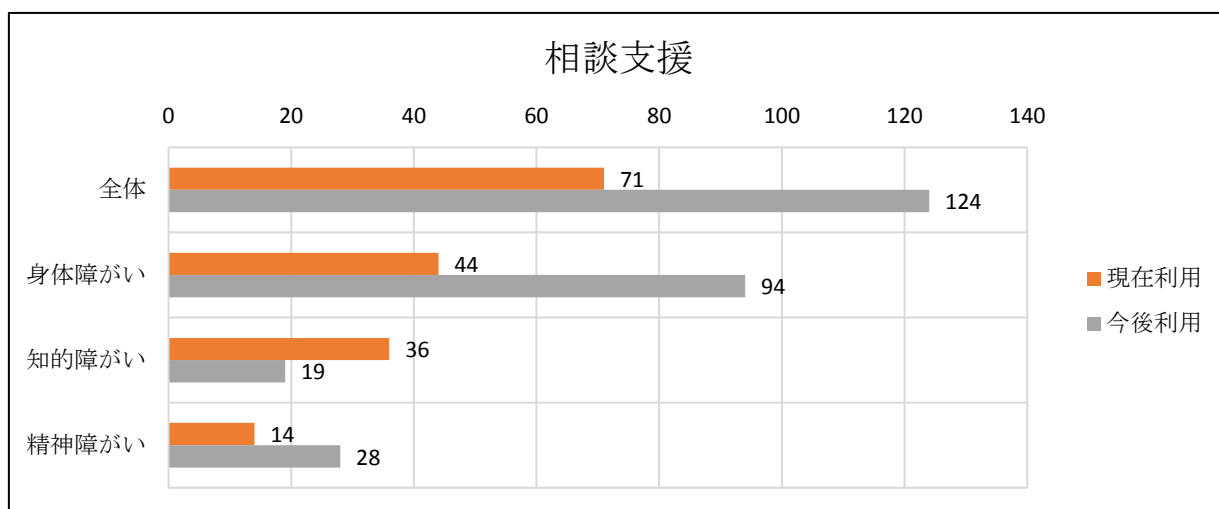
全体 195 件 身体障がい 138 件 知的障がい 55 件 精神障がい 42 件

「現在利用」71 件で「今後利用」124 件です。

障がい種別では、身体障がいは「現在利用」44 件で「今後利用」94 件です。

知的障がいは「現在利用」36 件で「今後利用」19 件です。

精神障がいは「現在利用」14 件で「今後利用」28 件です。



②コミュニケーション支援を「現在利用」しているか「今後利用」したいか

【基数＝回答数】

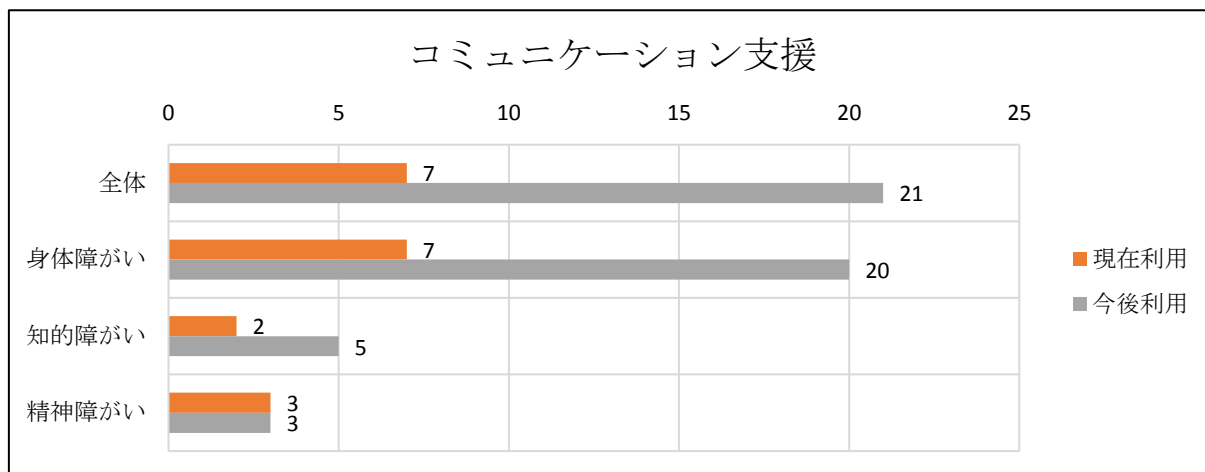
全体 28 件 身体障がい 27 件 知的障がい 7 件 精神障がい 6 件

「現在利用」7 件で「今後利用」21 件です。

障がい種別では、身体障がいは「現在利用」7 件で「今後利用」20 件です。

知的障がいは「現在利用」2 件で「今後利用」5 件です。

精神障がいは「現在利用」3 件で「今後利用」3 件です。



③日常生活用具を「現在利用」しているか「今後利用」したいか

【基数＝回答数】

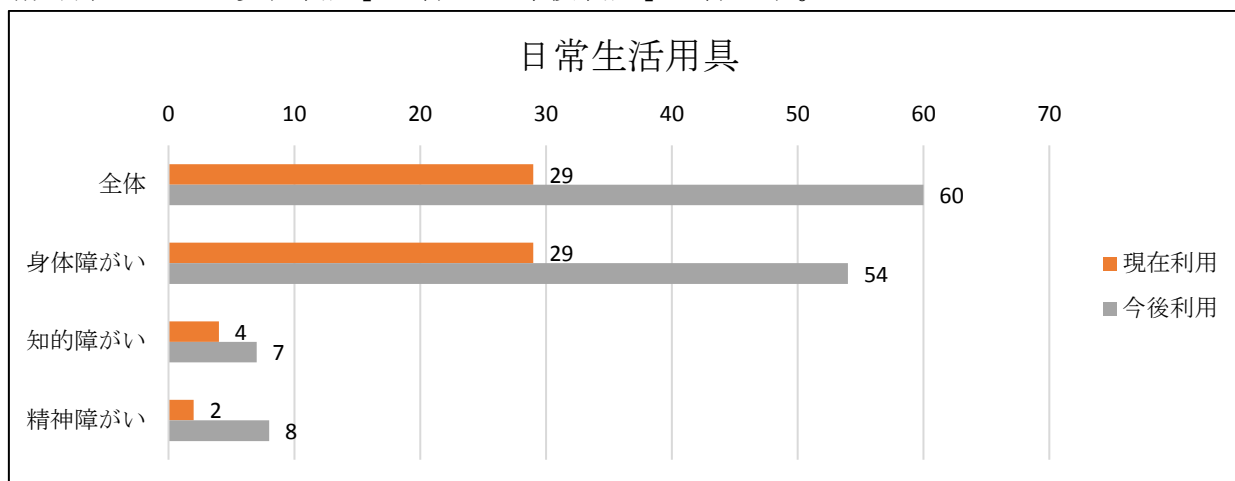
全体 89 件 身体障がい 83 件 知的障がい 11 件 精神障がい 10 件

「現在利用」29 件で「今後利用」60 件です。

障がい種別では、身体障がいは「現在利用」29 件で「今後利用」54 件です。

知的障がいは「現在利用」4 件で「今後利用」7 件です。

精神障がいは「現在利用」2 件で「今後利用」8 件です。



④移動支援を「現在利用」しているか「今後利用」したいか

【基数＝回答数】

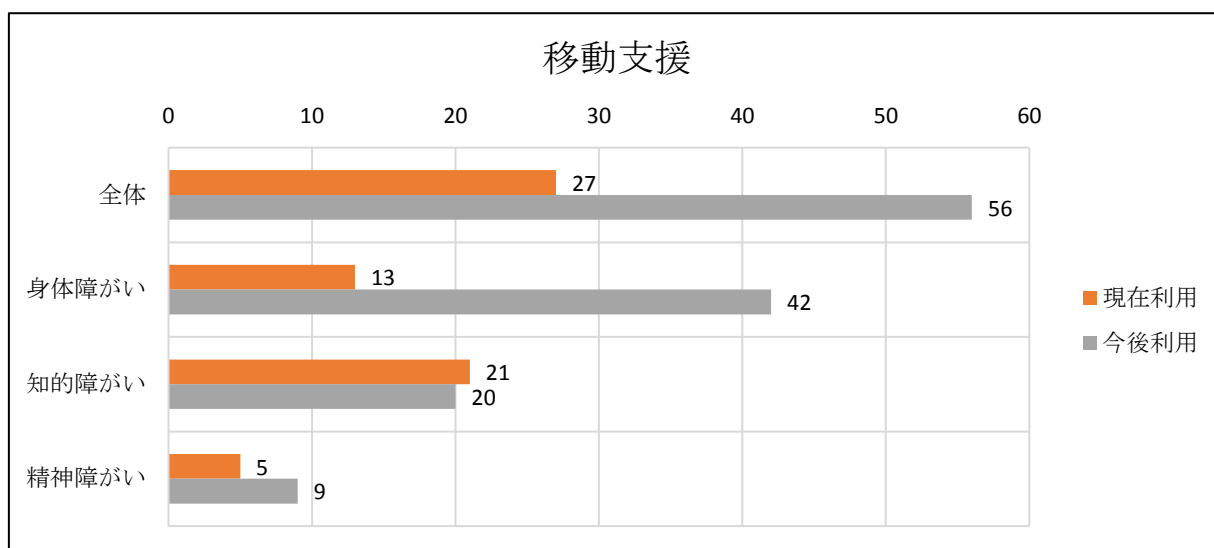
全体 83 件 身体障がい 55 件 知的障がい 41 件 精神障がい 14 件

「現在利用」27 件で「今後利用」56 件です。

障がい種別では、身体障がいは「現在利用」13 件で「今後利用」42 件です。

知的障がいは「現在利用」21 件で「今後利用」20 件です。

精神障がいは「現在利用」5 件で「今後利用」9 件です。



⑤日中一時を「現在利用」しているか「今後利用」したいか

【基数＝回答数】

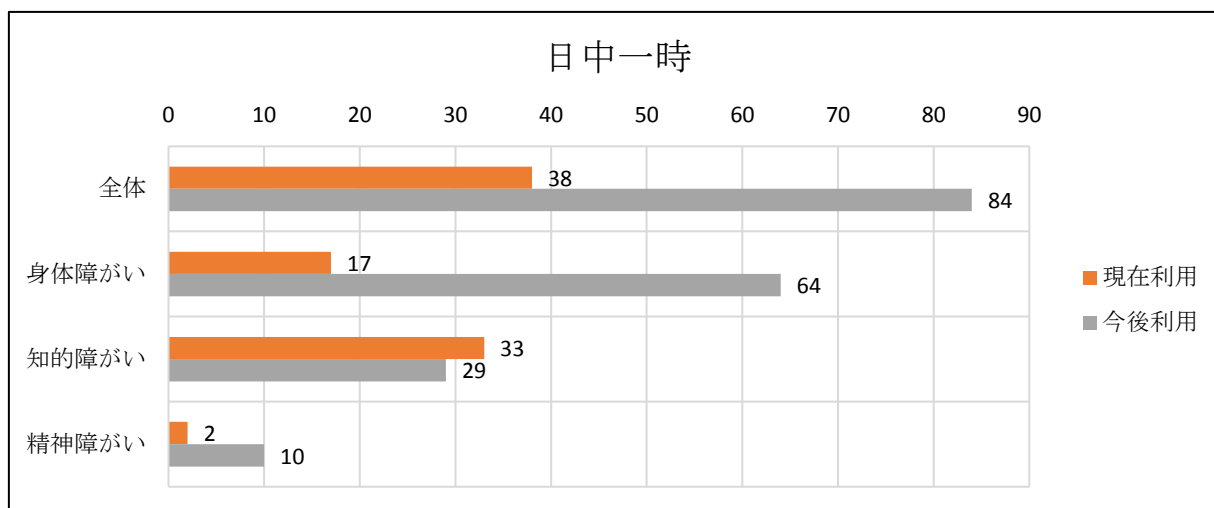
全体 122 件 身体障がい 81 件 知的障がい 62 件 精神障がい 12 件

「現在利用」38 件で「今後利用」84 件です。

障がい種別では、身体障がいは「現在利用」17 件で「今後利用」64 件です。

知的障がいは「現在利用」33 件で「今後利用」29 件です。

精神障がいは「現在利用」2 件で「今後利用」10 件です。



⑥地域活動支援センターを「現在利用」しているか「今後利用」したいか

【基数＝回答数】

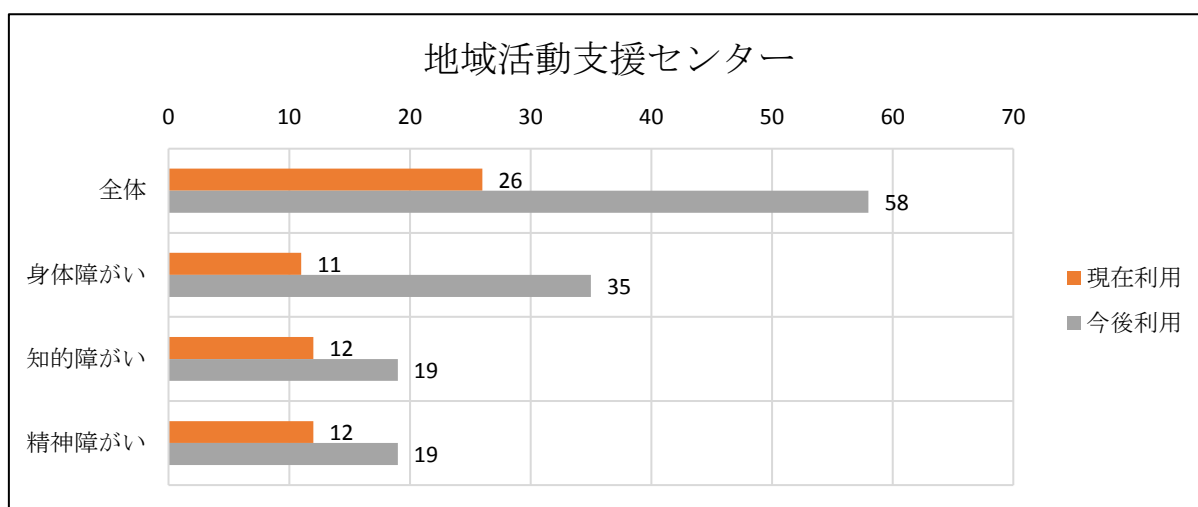
全体 84 件 身体障がい 46 件 知的障がい 31 件 精神障がい 31 件

「現在利用」26 件で「今後利用」58 件です。

障がい種別では、身体障がいは「現在利用」11 件で「今後利用」35 件です。

知的障がいは「現在利用」12 件で「今後利用」19 件です。

精神障がいは「現在利用」12 件で「今後利用」19 件です。



⑦各種手当を「現在利用」しているか「今後利用」したいか

【基数＝回答数】

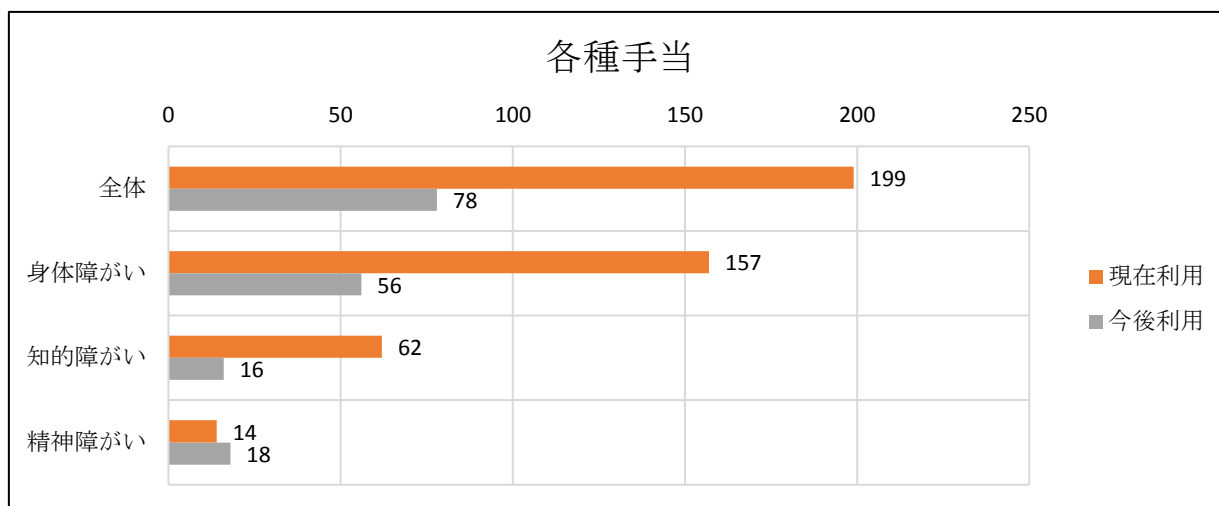
全体 277 件 身体障がい 213 件 知的障がい 78 件 精神障がい 32 件

「現在利用」199 件で「今後利用」78 件です。

障がい種別では、身体障がいは「現在利用」157 件で「今後利用」56 件です。

知的障がいは「現在利用」62 件で「今後利用」16 件です。

精神障がいは「現在利用」14 件で「今後利用」18 件です。



⑧医療費助成を「現在利用」しているか「今後利用」したいか

【基数＝回答数】

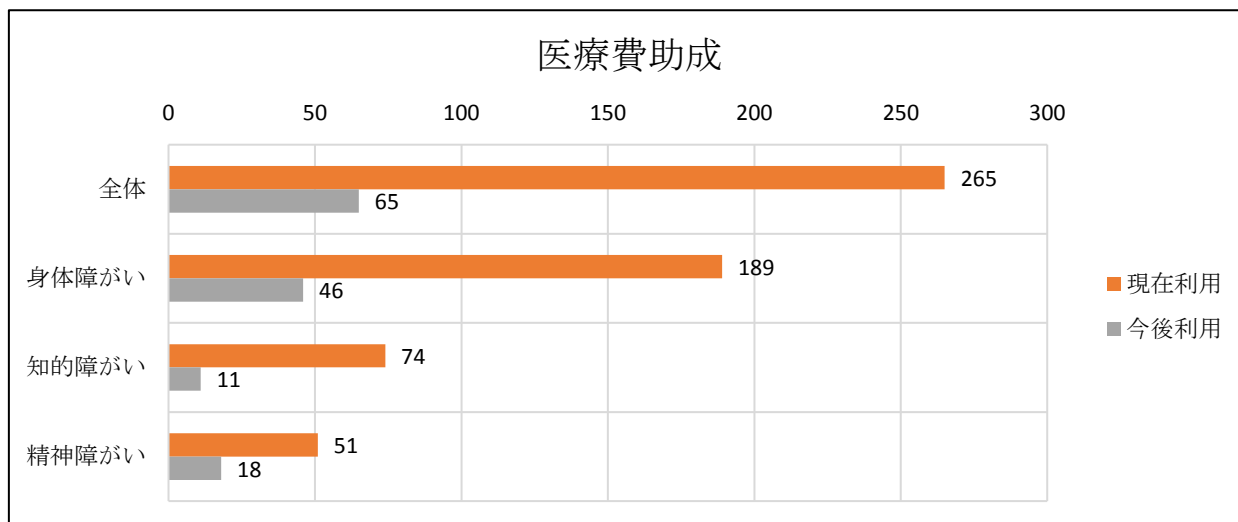
全体 330 件 身体障がい 235 件 知的障がい 85 件 精神障がい 69 件

「現在利用」265 件で「今後利用」65 件です。

障がい種別では、身体障がいは「現在利用」189 件で「今後利用」46 件です。

知的障がいは「現在利用」74 件で「今後利用」11 件です。

精神障がいは「現在利用」51 件で「今後利用」18 件です。



⑨福祉タクシーを「現在利用」しているか「今後利用」したいか

【基数＝回答数】

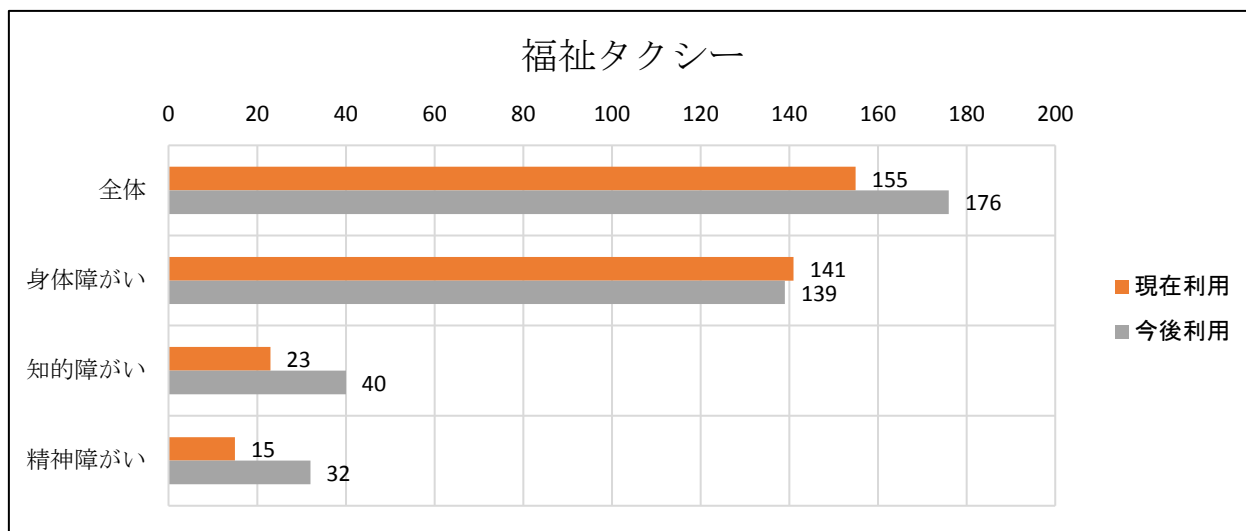
全体 331 件 身体障がい 280 件 知的障がい 63 件 精神障がい 47 件

「現在利用」155 件で「今後利用」176 件です。

障がい種別では、身体障がいは「現在利用」141 件で「今後利用」139 件です。

知的障がいは「現在利用」23 件で「今後利用」40 件です。

精神障がいは「現在利用」15 件で「今後利用」32 件です。



(31) 障害福祉サービスの利用で不便なこと、困ったことについて

障害福祉サービス利用で困ったこと、不便なことは

複数回答可

1. 「近くに事業所、施設がない」(利用したいサービスが受けられない)
2. 「近くの事業所、施設が定員いっぱい」(利用したいサービスが受けられない)
3. 「サービスの量が不十分である」(時間、回数)
4. 「自分にあう事業所が見つからない」
5. 「契約方法がわかりにくい」
6. 「市の窓口案内、情報発信がわかりにくい」
7. 「事業所、施設とトラブルになったことがある」
8. 「利用者負担があるとサービスが使いづらい」
9. 「その他」
10. 「特にない」
11. 「サービスを利用していない」
12. 「無回答」

【基数＝回答数】

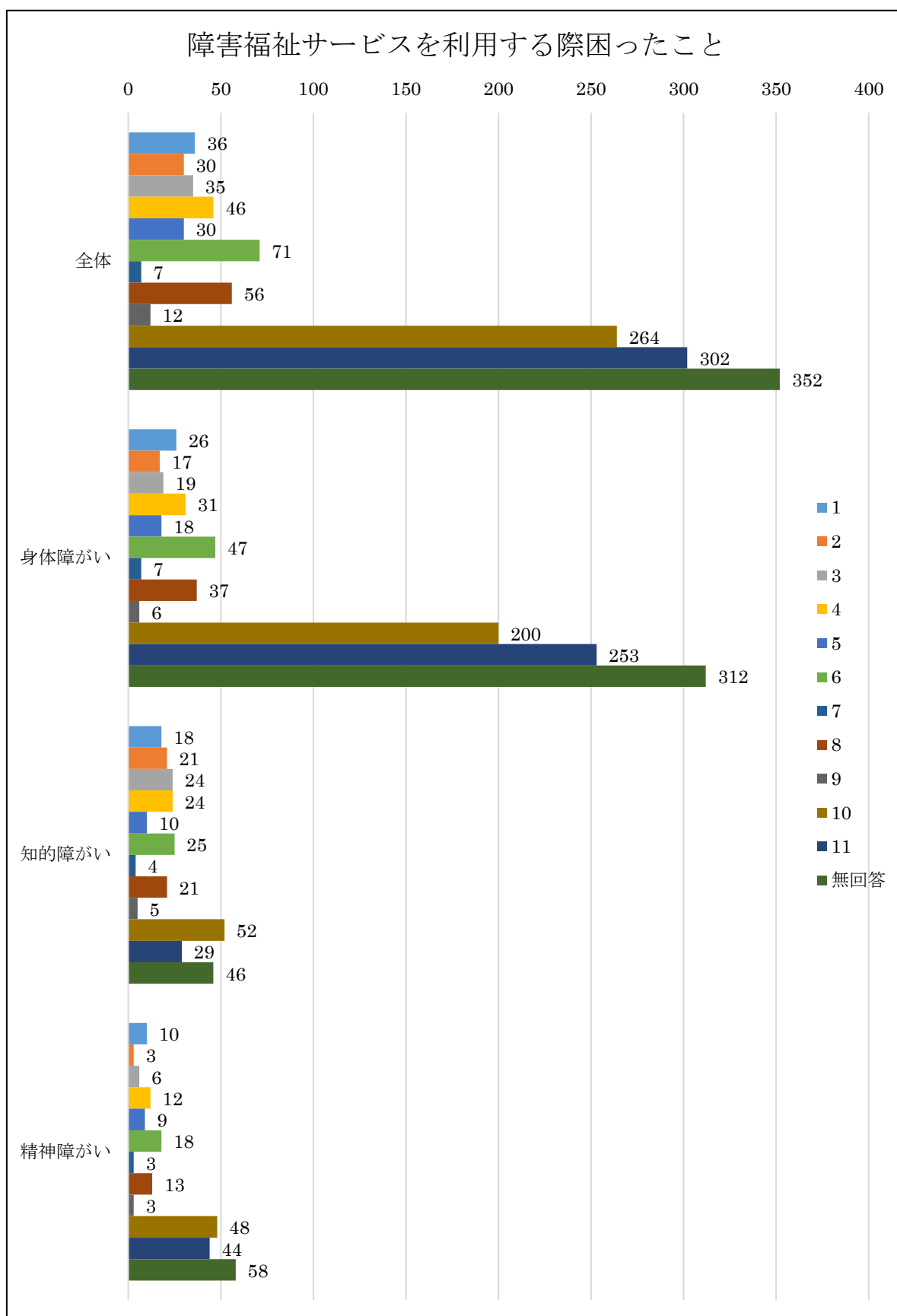
全体 1,241 件 身体障がい 973 件 知的障がい 279 件 精神障がい 227 件

全体では「無回答」が 352 件 (28.4%) が最も多く、次いで「サービスを利用していない」302 件 (24.3%)、「特にない」264 件 (21.3%) の順です。

障がい種別では、身体障がいは「無回答」が 312 件 (32.1%) が最も多く、次いで「サービスを利用していない」253 件 (26.0%)、「特にない」200 件 (20.6%) の順です。

知的障がいは「特にない」が 52 件 (18.6%) で最も多く、次いで「無回答」46 件 (16.5%)、「サービスを利用していない」29 件 (10.4%) の順です。

精神障がいは「無回答」が 58 件 (25.6%) で最も多く、次いで「特にない」48 件 (21.1%)、「サービスを利用していない」44 件 (19.4%) の順です。



(32) 現在の健康状態について

現在の健康状態は

1. 「健康である」
2. 「健康とはいえない」(病院に行くことないが)
3. 「定期通院」(ときどき受診含む)
4. 「ときどき入院」
5. 「在宅でねたきり」(体調はよい)
6. 「在宅でねたきり」(体調はわるい)
7. 「入院中」
8. 「その他」
9. 「無回答等」

【基数＝回答数】

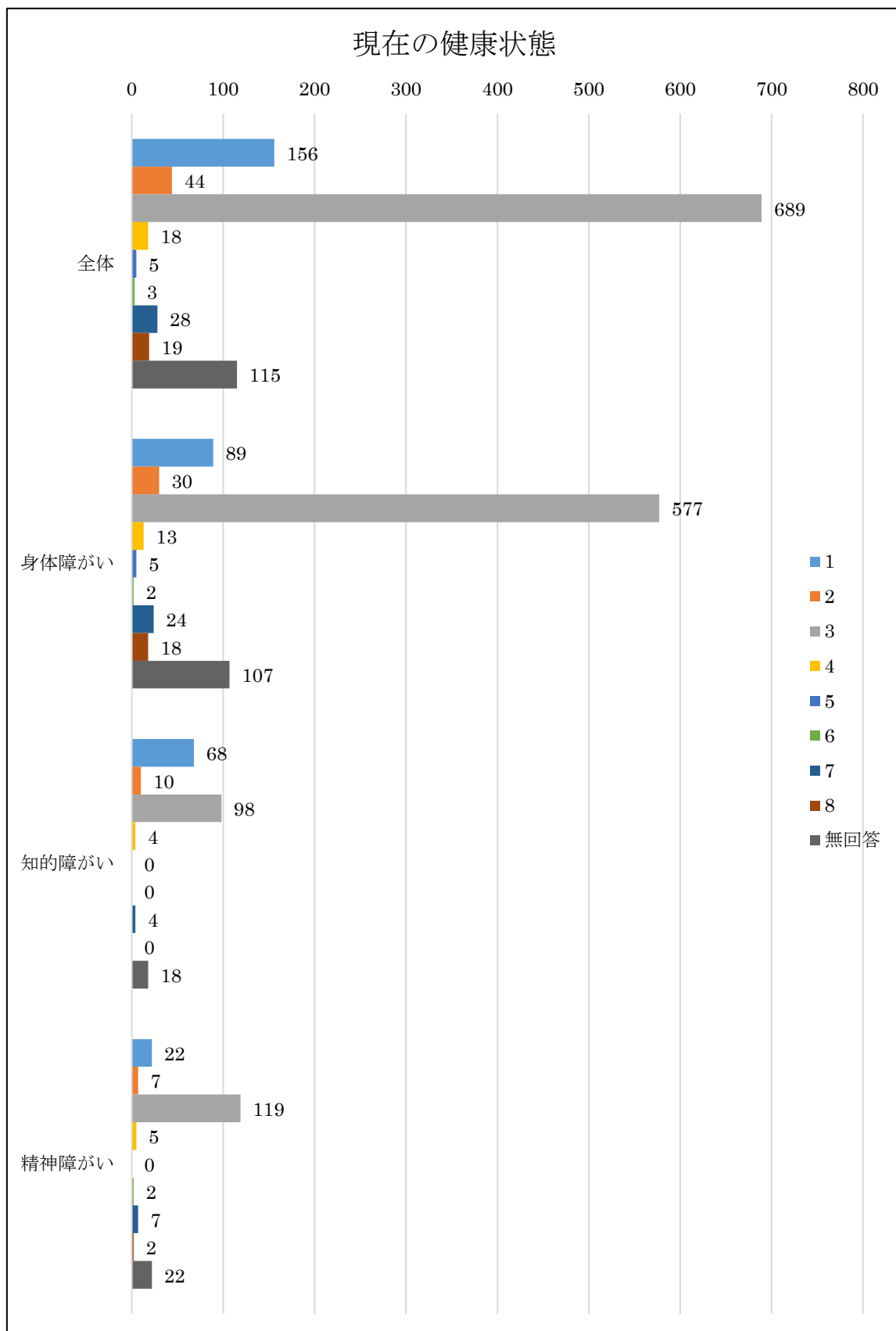
全体 1,077 件 身体障がい 865 件 知的障がい 202 件 精神障がい 186 件

全体では「定期通院」が 689 件 (64.0%) で最も多く、次いで「健康である」156 件 (14.5%)、「無回答」115 件 (10.7%) の順です。

障がい種別では、身体障がいは「定期通院」が 577 件 (66.7%) で最も多く、次いで「無回答」107 件 (12.4%)、「健康である」89 件 (10.3%) の順です。

知的障がいは「定期通院」が 98 件 (48.5%) で最も多く、次いで「健康である」68 件 (33.7%)、「無回答」18 件 (8.9%) の順です。

精神障がいは「定期通院」が 119 件 (64.0%) で最も多く、次いで「健康である」と「無回答」22 件 (11.8%) の順です。



(33) 必要な医療ケアはありますか

必要な医療ケアはありますか

複数回答可

1. 「人口呼吸器」
2. 「気管切開」
3. 「たんの吸引」
4. 「在宅酸素」
5. 「経管栄養」
6. 「ストーマ」
7. 「導尿」
8. 「点滴」(IVHを含む)
9. 「インシュリン注射」
10. 「人口透析」
11. 「吸入」(ネブライザー)
12. 「パルスオキシメーター」
13. 「その他」
14. 「必要ない」
15. 「無回答等」

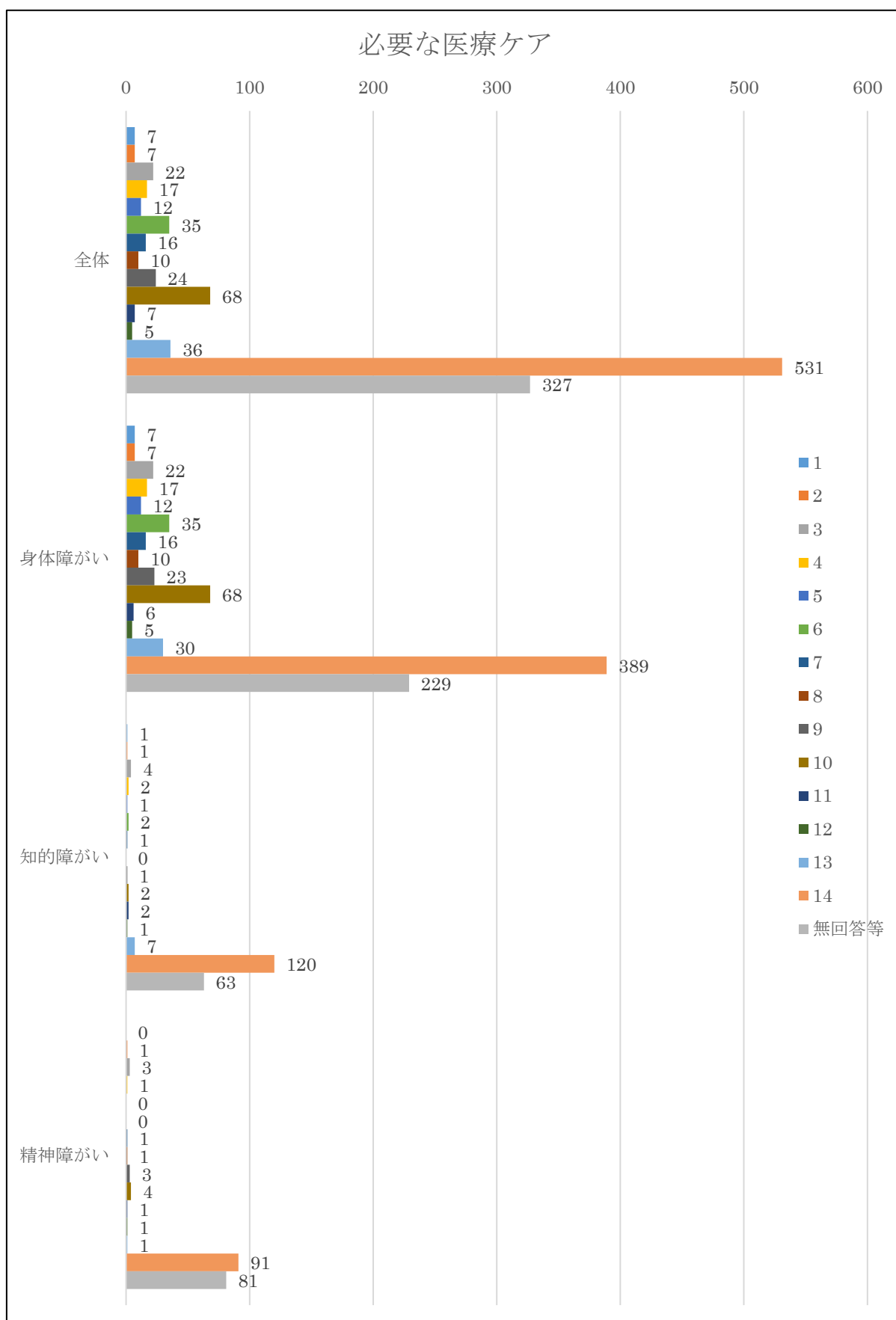
【基数＝回答数】

全体 1,124 件 身体障がい 876 件 知的障がい 208 件 精神障がい 189 件

全体では「必要ない」が 531 件 (47.2%) で最も多く、次いで「無回答」327 件 (29.1%)、「人口透析」68 件 (6.0%) の順です。

障がい種別では、身体障がい、知的障がい、精神障がいは「必要ない」が各 389 件 (44.4%)、120 件 (57.7%)、91 件 (48.1%) で最も多く、次いで「無回答」229 件 (26.1%)、63 件 (30.3%)、81 件 (42.9%) の順です。

なお、身体障がいについては「人口透析」68 件 (7.8%) が続きます。



(34) 健康管理や医療について、困っていることについて

健康管理や医療について、困っていることは 複数回答可

1. 「通院時の付添い」
2. 「近くに専門の医療機関がない」(障がいに関する専門医療機関)
3. 「医療機関が遠い」(かぜなどを含む)
4. 「往診や訪問看護をしてくれない」
5. 「障がいを理由に断られる」
6. 「障がいがネックになり、気軽に受診できない」
7. 「障がいの特性に配慮された受診環境でない」
8. 「医師や看護師の説明がよくわからない」
9. 「障がいのため症状が正確に伝わらず、必要な治療が受けられない」
10. 「医療費の負担が大きい」
11. 「通院費、交通費の負担が大きい」
12. 「医療と福祉の連携がない」(または弱い)
13. 「その他」
14. 「特にない」
15. 「無回答等」

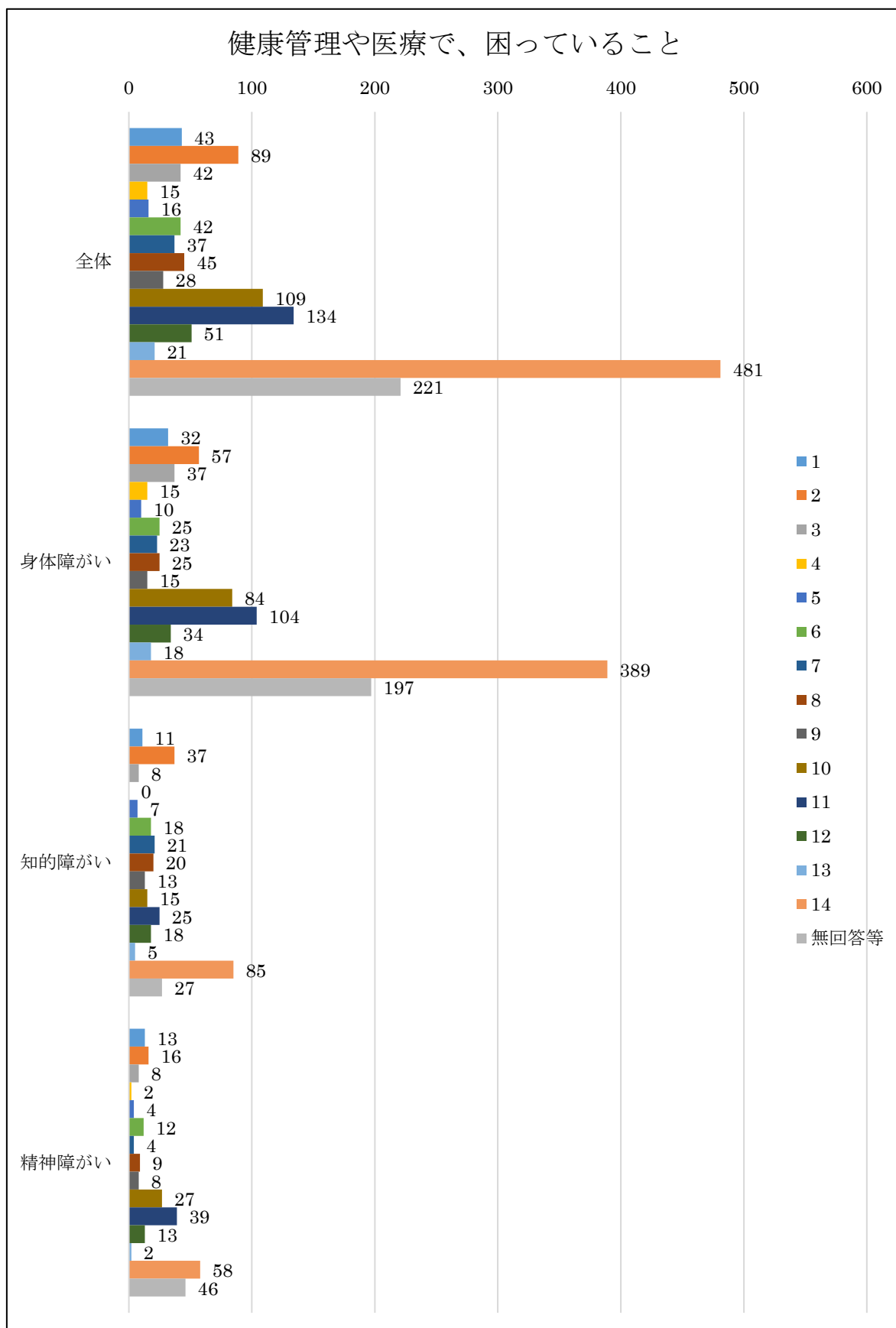
【基数＝回答数】

全体 1,374 件 身体障がい 1,065 件 知的障がい 310 件 精神障がい 261 件

全体では「特にない」が 481 件 (35.0%) で最も多く、次いで「無回答等」221 件 (16.1%)、「通院費、交通費の負担が大きい」134 件 (9.8%)、「医療費の負担が大きい」109 件 (7.9%) の順です。

障がい種別では、身体障がい、精神障がいは「特にない」各 389 件 (36.5%)、58 件 (22.2%) で最も多く、次いで「無回答等」各 197 件 (18.5%)、46 件 (17.6%)、「通院費、交通費の負担が大きい」各 104 件 (9.8%)、39 件 (14.9%)「医療費の負担が大きい」各 84 件 (7.9%)、27 件 (10.3%) の順です。

知的障がいは「特にない」85 件 (27.4%) で最も多く、次いで「近くに専門の医療機関がない」37 件 (11.9%)、「無回答等」27 件、(8.7%) の順です。



(35) ①警察や消防への通報について

緊急時に警察や消防に通報できますか

1. 「通報できる」 2. 「通報できない」 3. 「無回答等」

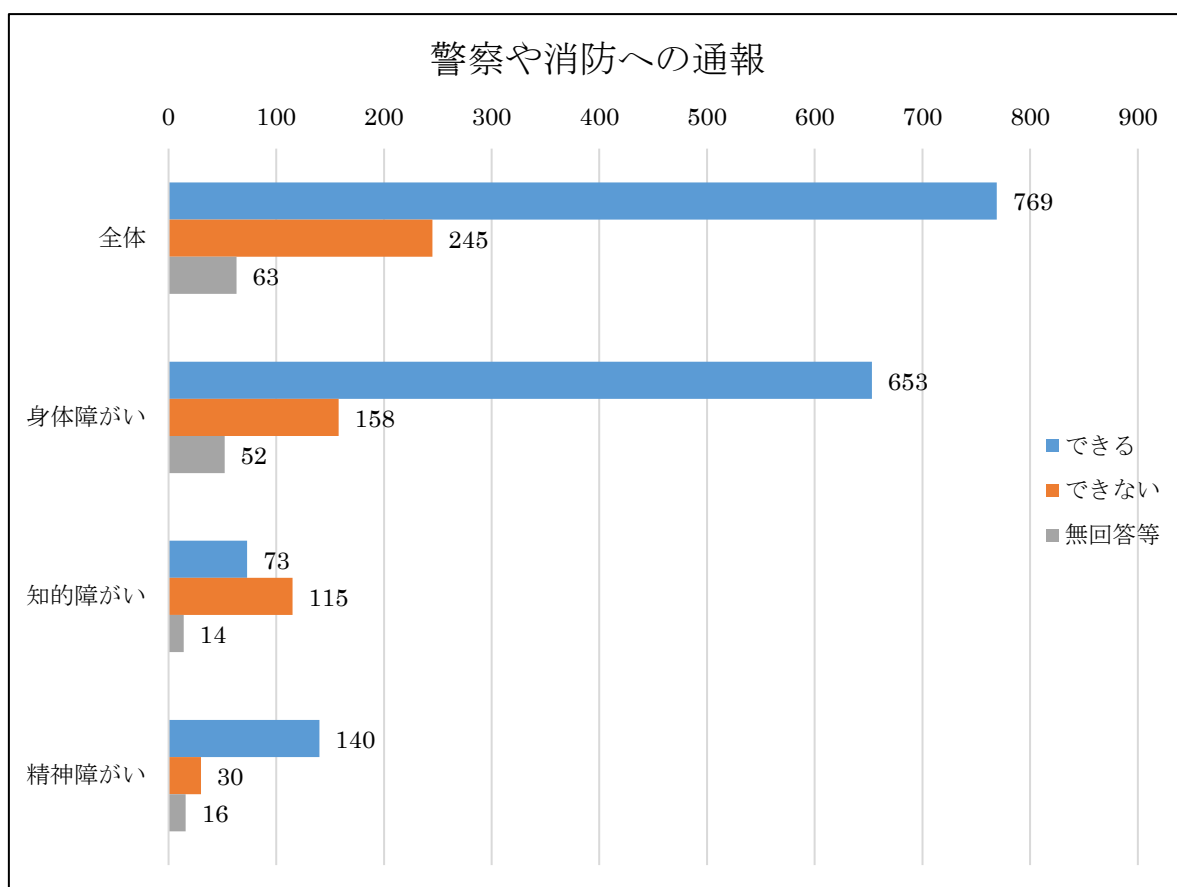
【基数＝回答数】

全体 1,077 件 身体障がい 863 件 知的障がい 202 件 精神障がい 186 件

全体では「通報できる」が 769 件 (71.4%) で最も多く、次いで「通報できない」245 件 (22.7%)、「無回答等」63 件 (5.8%) の順です。

障がい種別では、身体障がい、精神障がいは「通報できる」各 653 件 (75.7%)、140 件 (75.3%) で最も多く、次いで「通報できない」各 158 件 (18.3%)、30 件 (16.1%)、「無回答等」各 52 件 (6.0%)、16 件 (8.6%) の順です。

知的障がいは「通報できない」115 件 (56.9%)、「通報できる」73 件 (36.1%)、「無回答等」14 件 (6.9%) の順です。



(35) ②通報できる場合の、通報手段について

通報できる場合の通報手段は

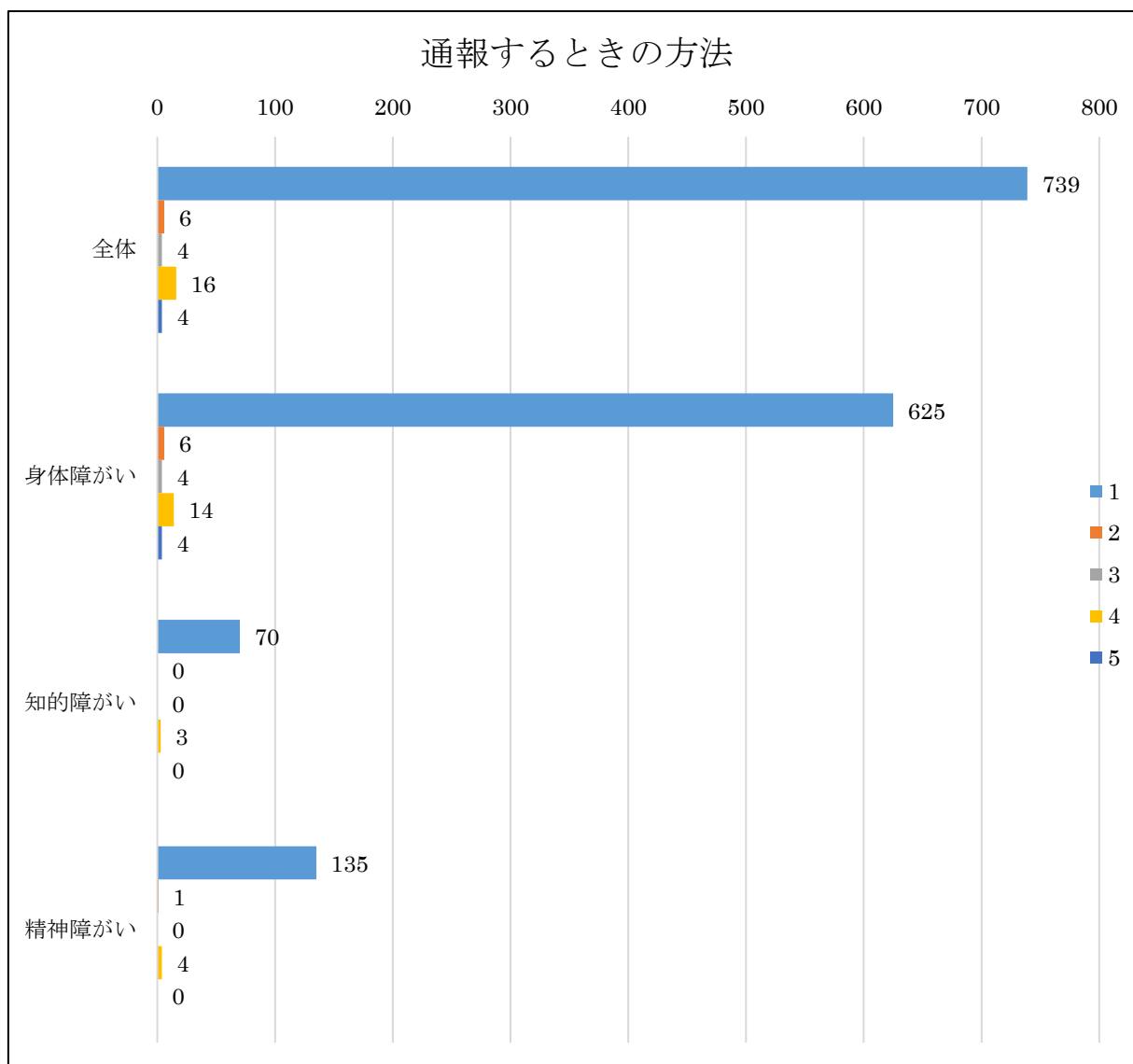
- 1.「電話」 2.「ファクス」 3.「メール」 4.「NET119」 5.「その他」

【基数＝回答数】

全体 769 件 身体障がい 653 件 知的障がい 73 件 精神障がい 140 件

全体では「電話」が 739 件（96.1%）で最も多く、次いで「NET119」16 件（2.1%）の順です。

障がい種別では、身体障がい、知的障がい、精神障がいとも「電話」が各 625 件（95.7%）、70 件（95.9%）、135 件（96.4%）で最も多く、次いで「NET119」各 14 件（2.1%）、3 件（4.1%）、4 件（2.9%）の順です。



(36) 災害時、ひとりで避難することについて

災害時、ひとりで避難することができるか

1. 「避難できる」 2. 「避難できない」 3. 「わからない」 4. 「無回答」

【基数＝回答数】

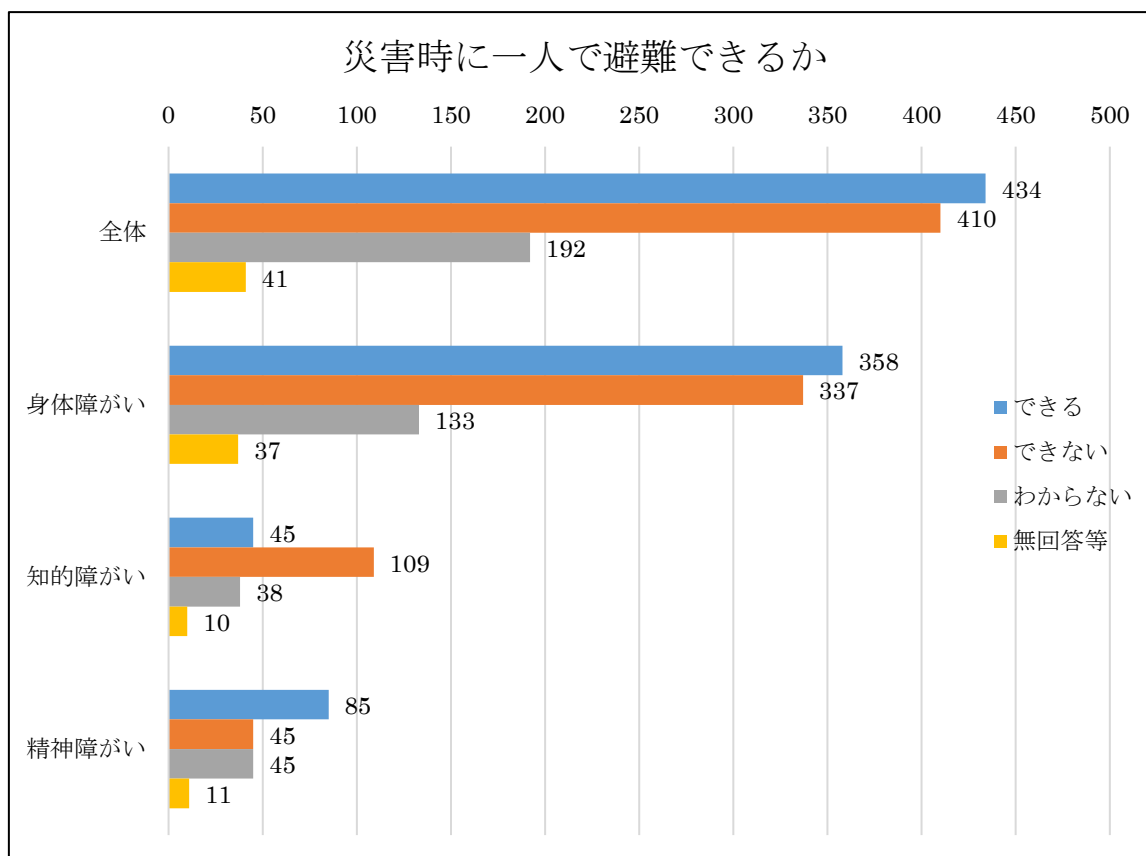
全体 1,077 人 身体障がい 865 人 知的障がい 202 人 精神障がい 186 人

全体では「避難できる」が 434 人 (40.3%) で最も多く、次いで「避難できない」 410 人 (38.1%)、「わからない」 192 人 (17.8%) の順です。

障がい種別では、身体障がいは「避難できる」が 358 人 (41.4%) で最も多く、次いで「避難できない」 337 人 (39.0%)、「わからない」 133 人 (15.4%) の順です。

知的障がいは「避難できない」が 109 人 (54.0%) で最も多く、次いで「避難できる」 45 人 (22.3%)、「わからない」 38 人 (18.8%) の順です。

精神障がいは「避難できる」が 85 人 (45.7%) で最も多く、次いで「避難できない」と「わからない」 45 人 (24.2%) の順です。



(37) 避難行動要支援者支援制度の登録について

避難行動要支援者支援制度に登録しているか

【(36) で2、3を回答した人のみ】

- 1.「登録している」
- 2.個人情報の共有に抵抗があるため「登録していない」
- 3.施設入所などにより、在宅でない「登録していない」
- 4.制度がよくわからないため「登録していない」
- 5.登録方法がわからないため「登録していない」
- 6.「その他」
- 7.「登録しているかわからない」
- 8.「無回答等」

【基数＝回答数】

全体 602 人 身体障がい 470 人 知的障がい 147 人 精神障がい 90 人

全体では2から5までの「登録していない」が282人(46.8%)で最も多く、次いで「登録しているかわからない」143人(23.8%)の順です。

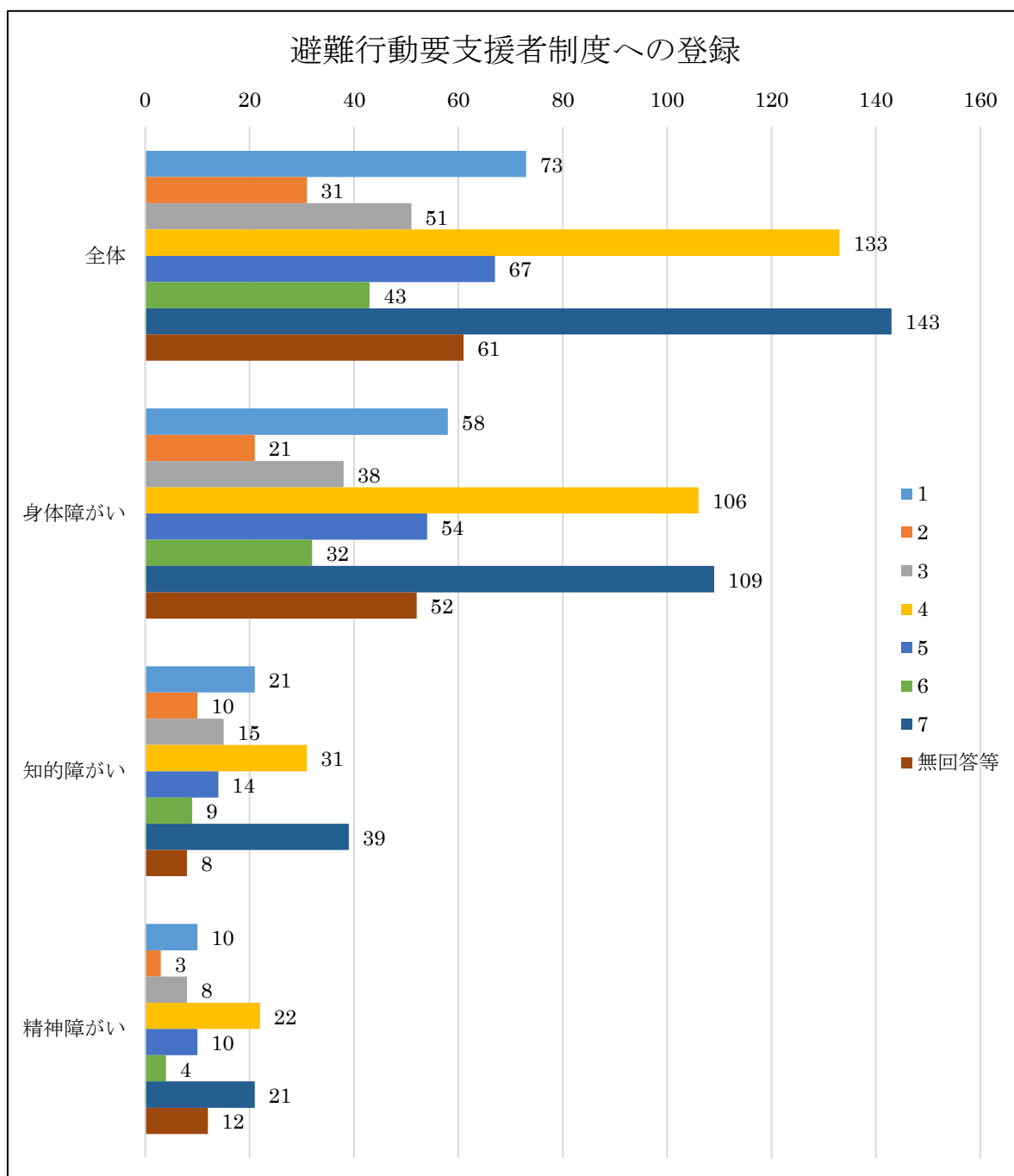
なお、「登録していない」理由は「制度がよくわからないため」が133人(22.1%)で最も多く、次いで「登録方法がわからないため」67人(11.1%)の順です。

障がい種別では、身体障がい、精神障がいは2から5までの「登録していない」が各219人(46.6%)、43人(47.8%)で最も多く、次いで「登録しているかわからない」各109人(23.2%)、21人(23.3%)の順です。

なお、「登録していない」理由は「制度がよくわからないため」が各106人(22.6%)、22人(24.4%)で最も多く、次いで「登録方法がわからないため」各54人(11.5%)、10人(11.1%)の順です。

知的障がいは2から5までの「登録していない」が70人(47.6%)で最も多く、次いで「登録しているかわからない」39人(26.5%)の順です。

なお、「登録していない」理由は「制度がよくわからないため」が31人(21.1%)で最も多く、次いで「施設入所などにより在宅でない」15人(10.2%)の順です。



(38) 災害が起きた時の不安について

災害が起きた時、不安に思うことがありますか

複数回答可

1. 「避難先がわからない」
2. 「援助してくれる人がいない」
3. 「自力で避難先まで行けない」
4. 「生活上必要なものの確保」
5. 「投薬、治療、医療的ケアの対応」(避難所での対応)
6. 「福祉サービスの利用」(避難所での対応)
7. 「補そう具の利用が困難になる」
8. 「補そう具や日常生活用具の入手が困難」
9. 「不特定多数の人との生活」(避難所での対応)
10. 「必要な情報が得られるか」
11. 「家族との連絡方法」
12. 「その他」
13. 「特にない」
14. 「無回答等」

【基数＝回答数】

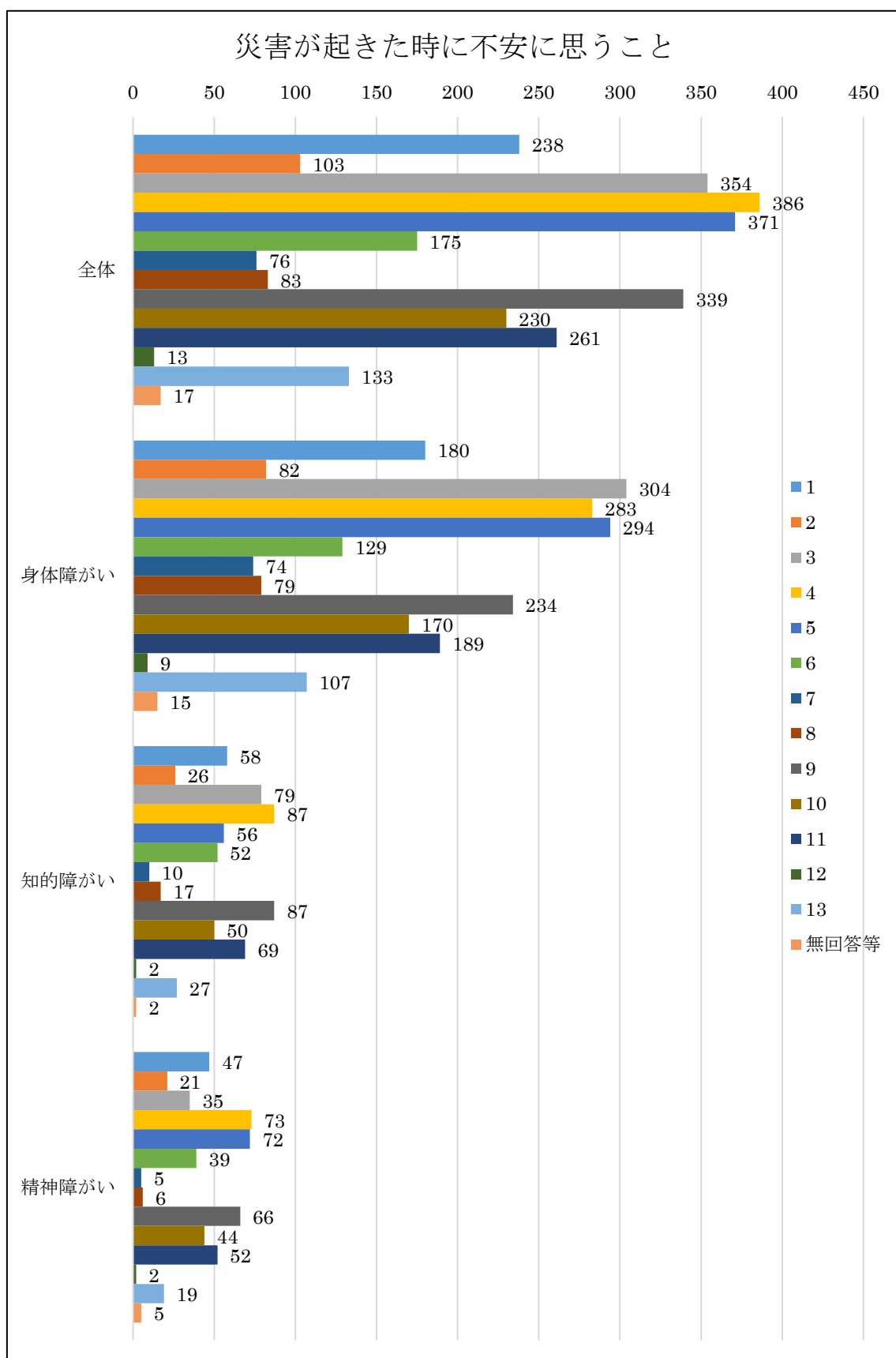
全体 2,779 件 身体障がい 2,149 件 知的障がい 622 件 精神障がい 486 件

全体では「生活上必要なものの確保」が 386 件 (13.9%) で最も多く、次いで「投薬、治療、医療的ケアの対応」371 件 (13.4%)、「自力で避難先まで行けない」354 件 (12.7%)、「不特定多数の人との生活」339 件 (12.2%) の順です。

障がい種別では、身体障がいは「自力で避難先まで行けない」が 304 件 (14.1%) で最も多く、次いで「投薬、治療、医療的ケアの対応」294 件 (13.7%)、「生活上必要なものの確保」283 件 (13.2%)、「不特定多数の人との生活」234 件 (10.9%) の順です。

知的障がいは「生活上必要なものの確保」と「不特定多数の人との生活」が 87 件 (14.0%) で最も多く、次いで「自力で避難先まで行けない」79 件 (12.7%)、「家族との連絡方法」69 件 (11.1%) の順です。

精神障がいは「生活上必要なものの確保」が 73 件 (15.0%) で最も多く、次いで「投薬、治療、医療的ケアの対応」72 件 (14.8%)、「不特定多数の人との生活」66 件 (13.6%) の順です。



(39) 福祉避難所において必要なものについて

福祉避難所に一番必要なものは

1. 「物資の確保」(食料、水、医薬品など)
2. 「施設のバリアフリー化」(段差、障がい特性に配慮したトイレなど)
3. 「情報機器関連」(ラジオ、電光掲示版など)
4. 「有資格者の配置」(看護師や精神保健福祉士など)
5. 「移動手段」(福祉避難所への移動手段)
6. 「わからない」
7. 「無回答等」

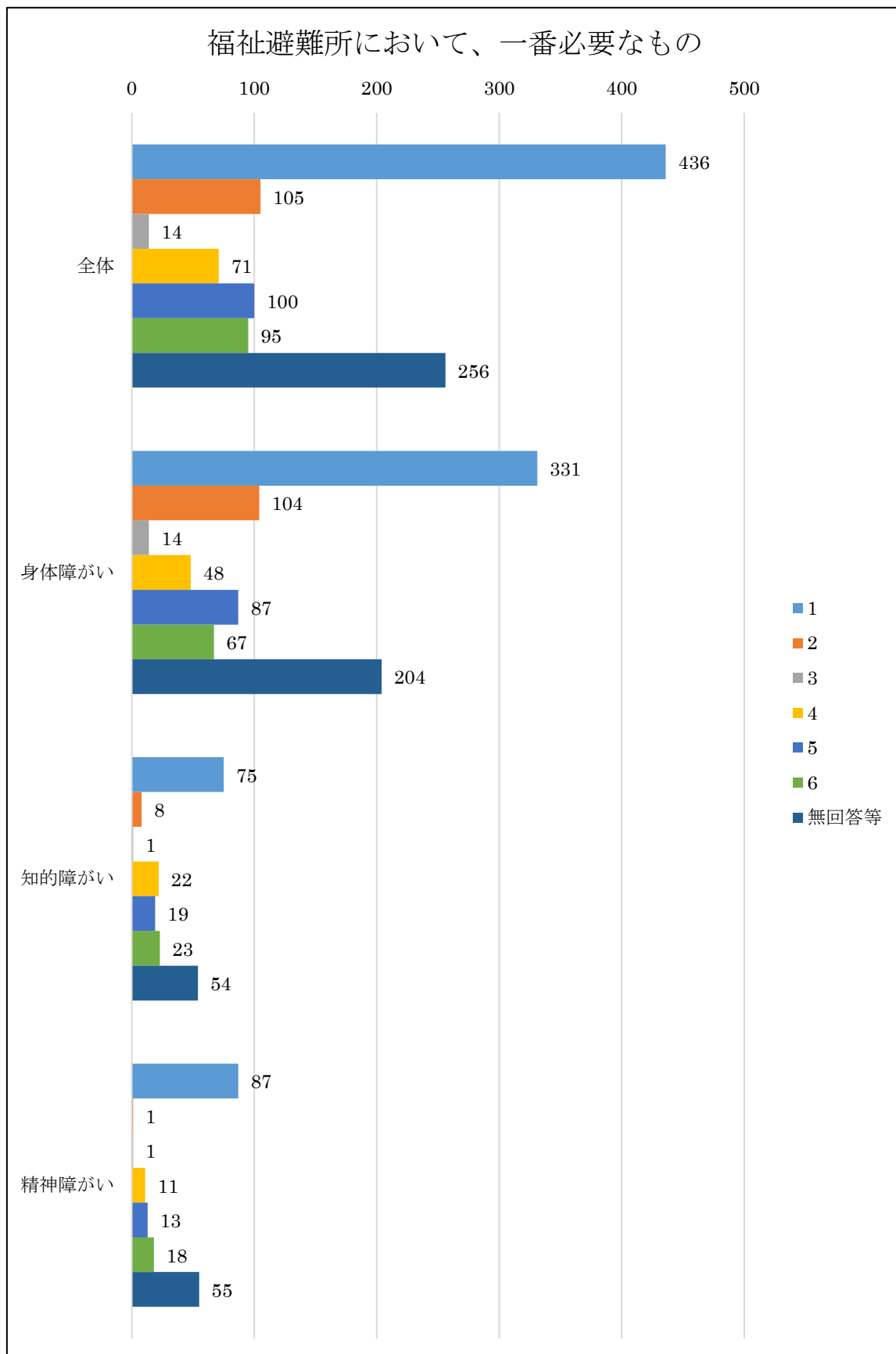
【基数＝回答数】

全体 1,077 件 身体障がい 855 件 知的障がい 202 件 精神障がい 186 件

全体では、「物資の確保」が 436 件 (40.5%) で最も多く、次いで「無回答等」256 件 (23.8%)、「施設のバリアフリー化」105 件 (9.7%) の順です。

障がい種別では、身体障がいは「物資の確保」が 331 件 (38.7%) で最も多く、次いで「無回答等」204 件 (23.9%)、「施設のバリアフリー化」104 件 (12.2%) の順です。

知的障がい、精神障がいは「物資の確保」が各 75 件 (37.1%)、87 件 (46.8%) で最も多く、次いで「無回答等」54 件 (26.7%)、55 件 (29.6%)、「わからない」23 件 (11.4%)、18 件 (9.7%) の順です。



(40) 障がいのある人への理解について

障がいがあることで、差別や嫌な思いをする（した）ことは

1. 「ある」 2. 「ない」 3. 「わからない」 4. 「無回答等」

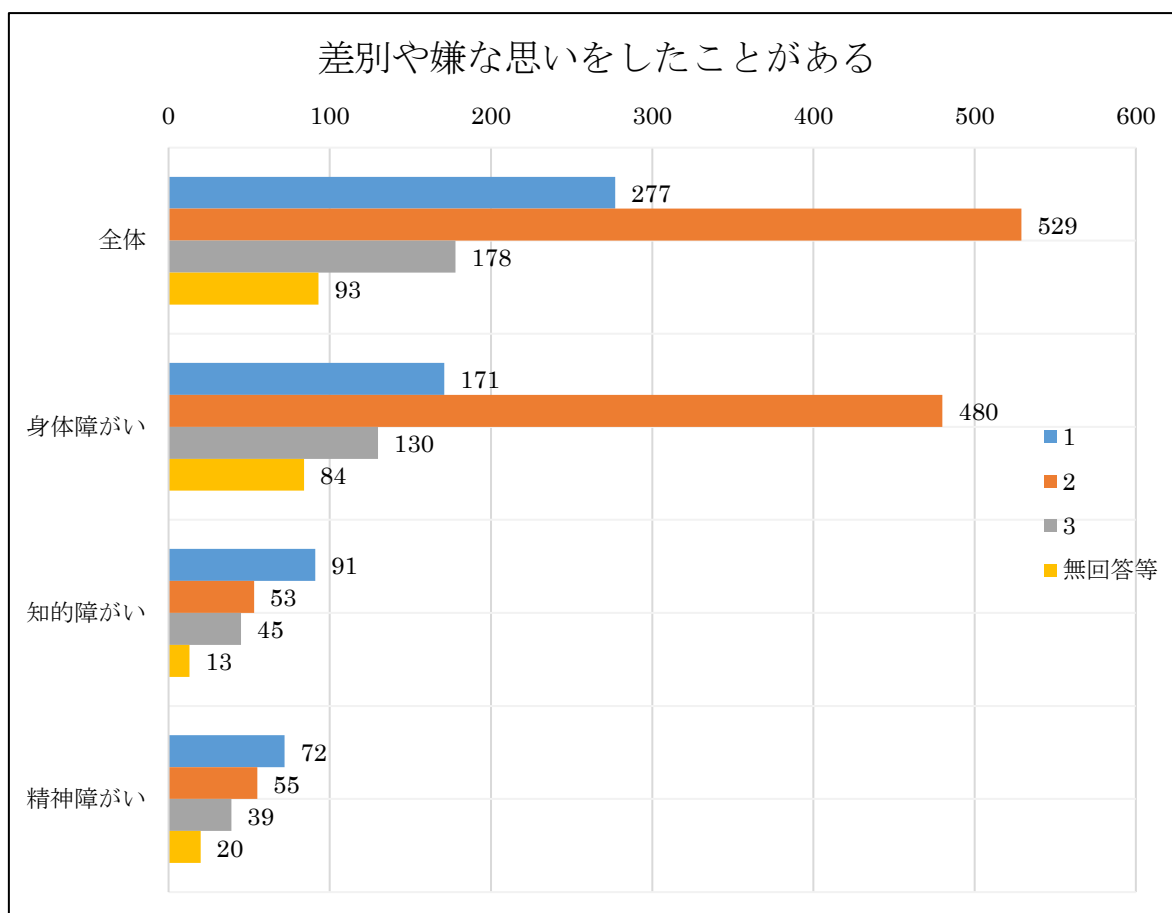
【基数＝回答数】

全体 1,077 人 身体障がい 865 人 知的障がい 202 人 精神障がい 186 人

全体では「ない」が 529 人 (49.1%) で最も多く、次いで「ある」277 人 (25.7%)、「わからない」178 人 (16.5%) の順です。

障がい種別では、身体障がいは「ない」が 480 人 (55.5%) で最も多く、次いで「ある」171 人 (19.8%)、「わからない」130 人 (15.0%) の順です。

知的障がい、精神障がいは「ある」が各 91 人 (45.0%)、72 人 (38.7%) で最も多く、次いで「ない」各 53 人 (26.2%)、55 人 (29.6%)、「わからない」各 45 人 (22.3%)、39 人 (21.0%) の順です。



(41) どのような時に、差別、嫌な思いをする(した)かについて

どのような時に、差別、嫌な思いをする(した)か

【(40)で1を回答した人のみ】

複数回答可

- 1.「希望した学校、施設などに入学、入所できなかった」
- 2.障がいを理由に「希望する仕事に就けなかった」
- 3.「退職、退所を迫られた」(障がいを理由に)
- 4.「職場での労働条件や給料が、周囲の人に比べて低い」
- 5.「差別用語」を使われた
- 6.障がいを理由に「電車、施設の利用を断られた」
- 7.「親族の冠婚葬祭への出席を断れた。または開催を知らされなかった」(障がいを理由に)
- 8.障がいを理由に「賃貸物件への入居、移転を断られた、嫌がられた」
- 9.障がいを理由に「店舗、ホテルの利用を断られた、嫌がられた」
- 10.障がいを理由に「受診、治療を断られた、嫌がられた」
- 11.外出時に、周囲から「好奇の目」で見られて嫌な思いをした
- 12.「その他」
- 13.「特にない」
- 14.「無回答等」

【基数＝回答数】

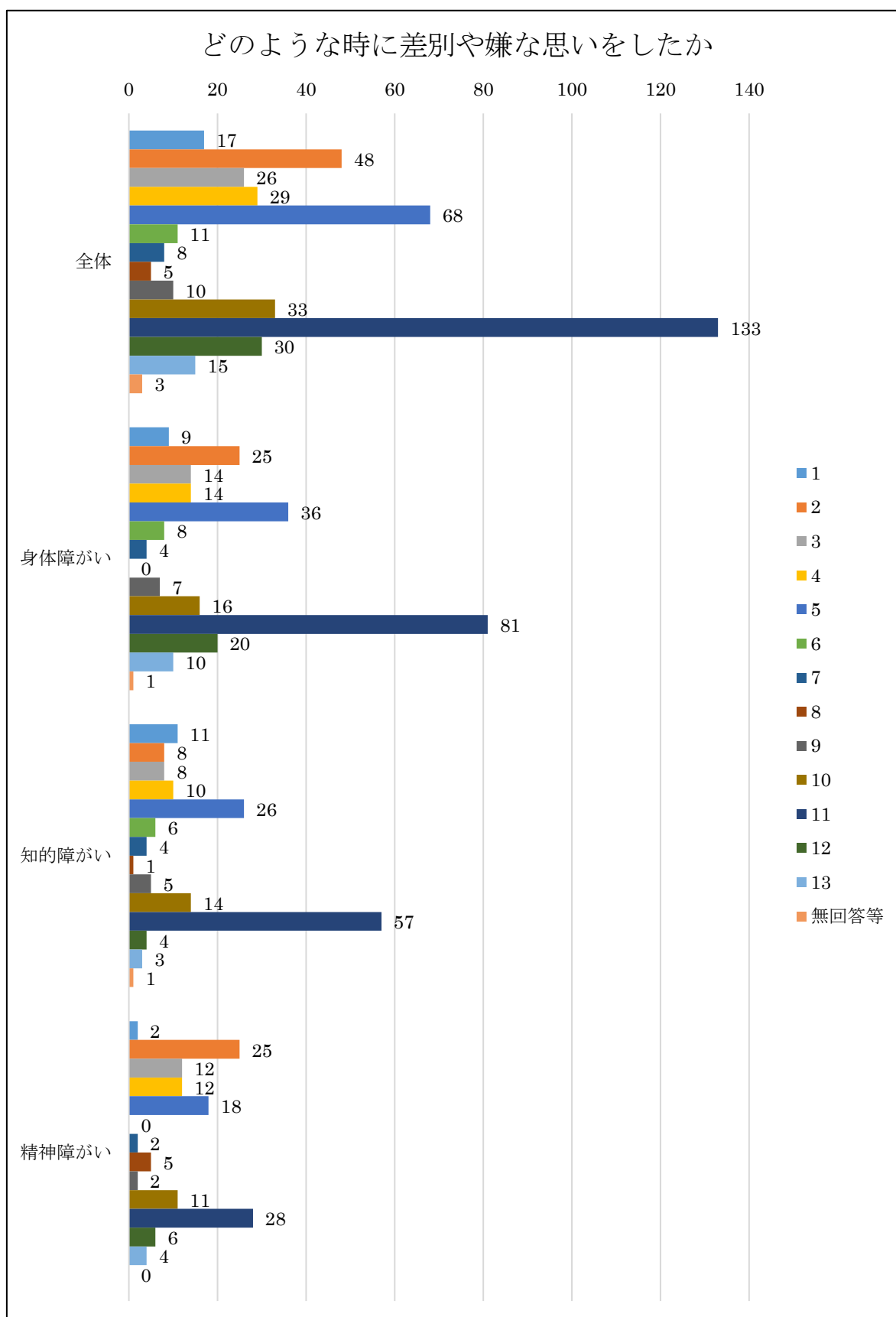
全体 436 件 身体障がい 245 件 知的障がい 158 件 精神障がい 127 件

全体では「好奇の目」が 133 件 (30.5%) で最も多く、次いで「差別用語」 68 件 (15.6%)、「希望する仕事に就けなかった」 48 件 (11.0%) の順です。

障がい種別では、身体障がいは「好奇の目」が 81 件 (33.1%) で最も多く、次いで「差別用語」36件(14.7%)、「希望する仕事に就けなかった」25件(10.2%) の順です。

知的障がいは「好奇の目」が 57 件 (36.1%) で最も多く、次いで「差別用語」 26 件 (16.5%)、「受診、治療を断られた、嫌がられた」 14 件 (8.9%) の順です。

精神障がいは「好奇の目」が 28 件 (22.0%) で最も多く、次いで「希望する仕事に就けなかった」 25 件 (19.7%)、「差別用語」 18 件 (14.2%) の順です。



(42)「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」
について

障害者差別解消法を知っていますか、相談窓口(障がい者支援課)を知っていますか

- 1.「法律も、相談窓口も知っている」
- 2.「法律は知っているが、相談窓口は知らない」
- 3.「法律は知らないが、相談窓口は知っている」
- 4.「法律も、相談窓口も知らない」
- 5.「無回答等」

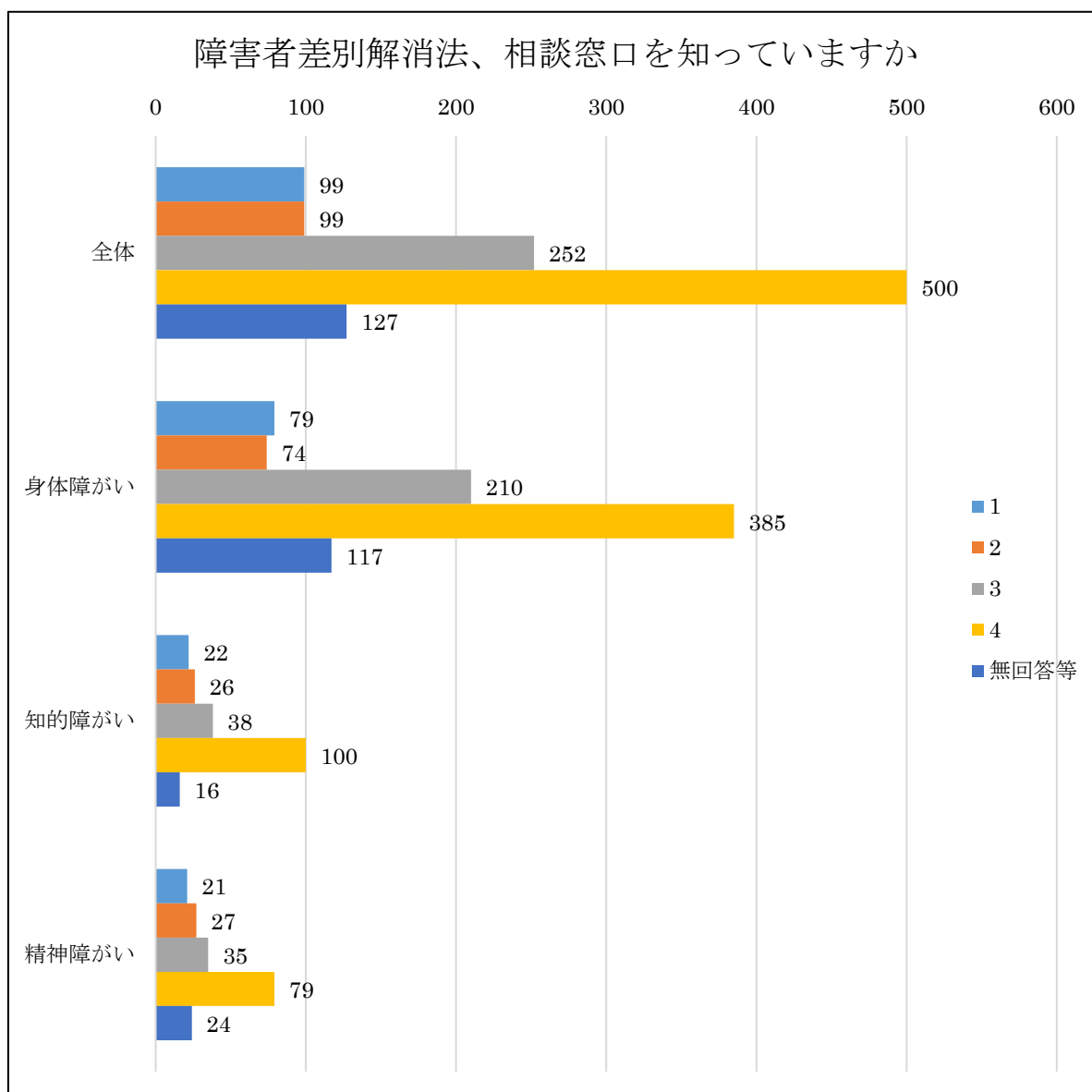
【基数＝回答数】

全体 1,077 件 身体障がい 865 件 知的障がい 202 件 精神障がい 186 件

全体では「法律も、相談窓口も知らない」が 500 件(46.4%)で最も多く、次いで「法律は知らないが、相談窓口は知っている」252 件(23.4%)、「無回答等」127 件(11.8%)の順です。

障がい種別では、身体障がいは「法律も、相談窓口も知らない」が 385 件(44.5%)で最も多く、次いで「法律は知らないが、相談窓口は知っている」210 件(24.3%)、「無回答等」117 件(13.5%)の順です。

知的障がい、精神障がいは「法律も、相談窓口も知らない」が各 100 件(49.5%)、79 件(42.5%)で最も多く、次いで「法律は知らないが、相談窓口は知っている」各 38 件(18.8%)、35 件(18.8%)、「法律は知っているが、相談窓口は知らない」各 26 件(12.9%)、27 件(14.5%)の順です。



(43)「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」
(障害者虐待防止法) について

障害者虐待防止法を知っていますか、相談・通報窓口（障がい者支援課）を知っていますか

1. 「法律も、相談・通報窓口も知っている」
2. 「法律は知っているが、相談・通報窓口は知らない」
3. 「法律は知らないが、相談・通報窓口は知っている」
4. 「法律も、相談・通報窓口も知らない」
5. 「無回答等」

【基数＝回答数】

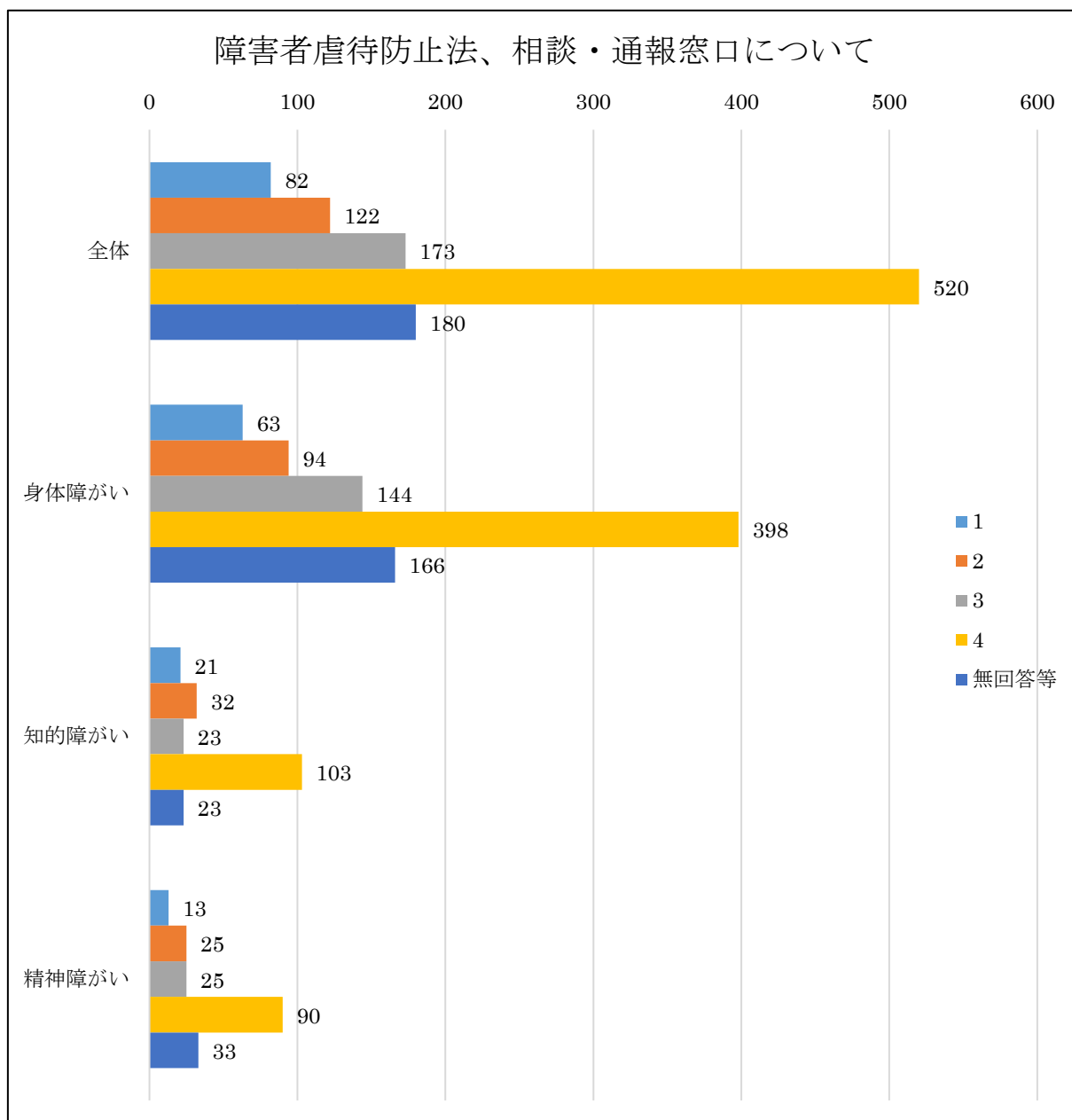
全体 1,077 件 身体障がい 865 件 知的障がい 202 件 精神障がい 186 件

全体では「法律も、相談・通報窓口も知らない」が 520 件（48.3%）で最も多く、次いで「無回答等」180 件（16.7%）、「法律は知らないが、相談・通報窓口は知っている」173 件（16.1%）の順です。

障がい種別では、身体障がいは「法律も、相談・通報窓口も知らない」が 398 件（46.0%）で最も多く、次いで「無回答等」166 件（19.2%）、「法律は知らないが、相談・通報窓口は知っている」144 件（16.6%）の順です。

知的障がいは「法律も、相談・通報窓口も知らない」が 103 件（51.0%）で最も多く、次いで「法律は知っているが、相談・通報窓口は知らない」32 件（15.8%）、「法律は知らないが、相談・通報窓口は知っている」と「無回答等」23 件（11.4%）の順です。

精神障がいは「法律も、相談・通報窓口も知らない」90 件（48.4%）で最も多く、次いで「無回答等」33 件（17.7%）、「法律は知っているが、相談・通報窓口は知らない」と「法律は知らないが、相談・通報窓口は知っている」25 件（13.4%）の順です。



(4 4) 虐待について

虐待を受けている（受けた）、または虐待に関して知っていることは
複数回答可

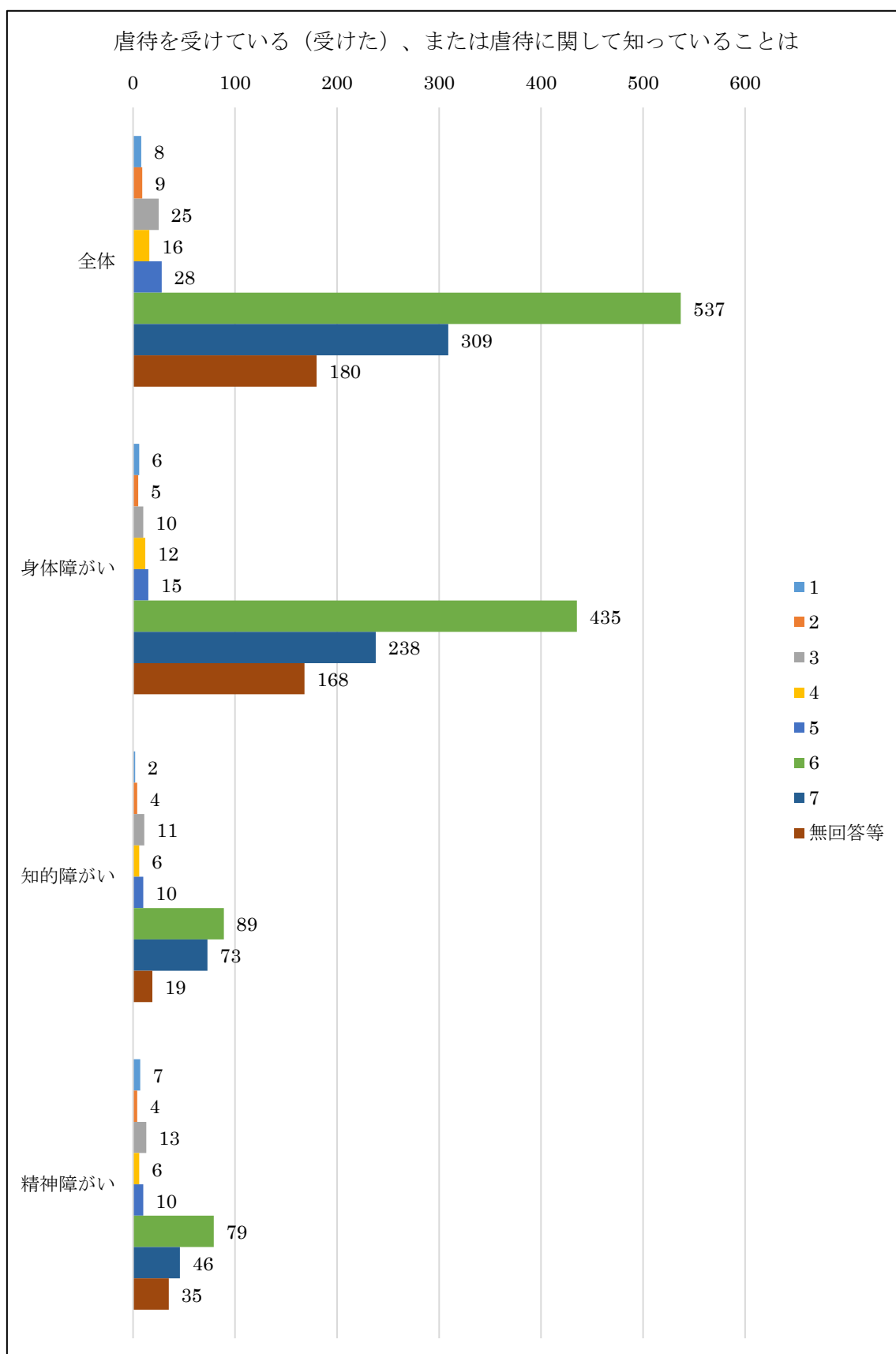
1. 「虐待を受けている」
2. 「虐待を受けている障がいのある人を知っている」
3. 「過去に虐待を受けたことがある」
4. 「過去に虐待を受けた障がいのある人を知っている」
5. 「自分または知人が受けている行為が、虐待に当たるかわからない」
6. 「虐待を受けたことがない」
7. 「わからない」
8. 「無回答等」

【基数＝回答数】

全体 1,112 件 身体障がい 889 件 知的障がい 214 件 精神障がい 200 件

全体では「虐待を受けたことがない」が 537 件（48.3%）で最も多く、次いで「わからない」309 件（27.8%）、「無回答等」180 件（16.2%）の順です。

障がい種別では、身体障がい、知的障がい、精神障がいは「虐待を受けたことがない」が各 435 件（48.9%）、89 件（41.6%）、79 件（39.5%）で最も多く、次いで「わからない」各 238 件（26.8%）、73 件（34.1%）、46 件（23.0%）、「無回答等」各 168 件（18.9%）、19 件（8.9%）、35 件（17.5%）の順です。



(45) 虐待の相談・通報について

虐待について、相談・通報したか 【(44) で1から5で回答した人】

1.「相談・通報した」 2.「相談・通報しなかった」 3.「無回答等」

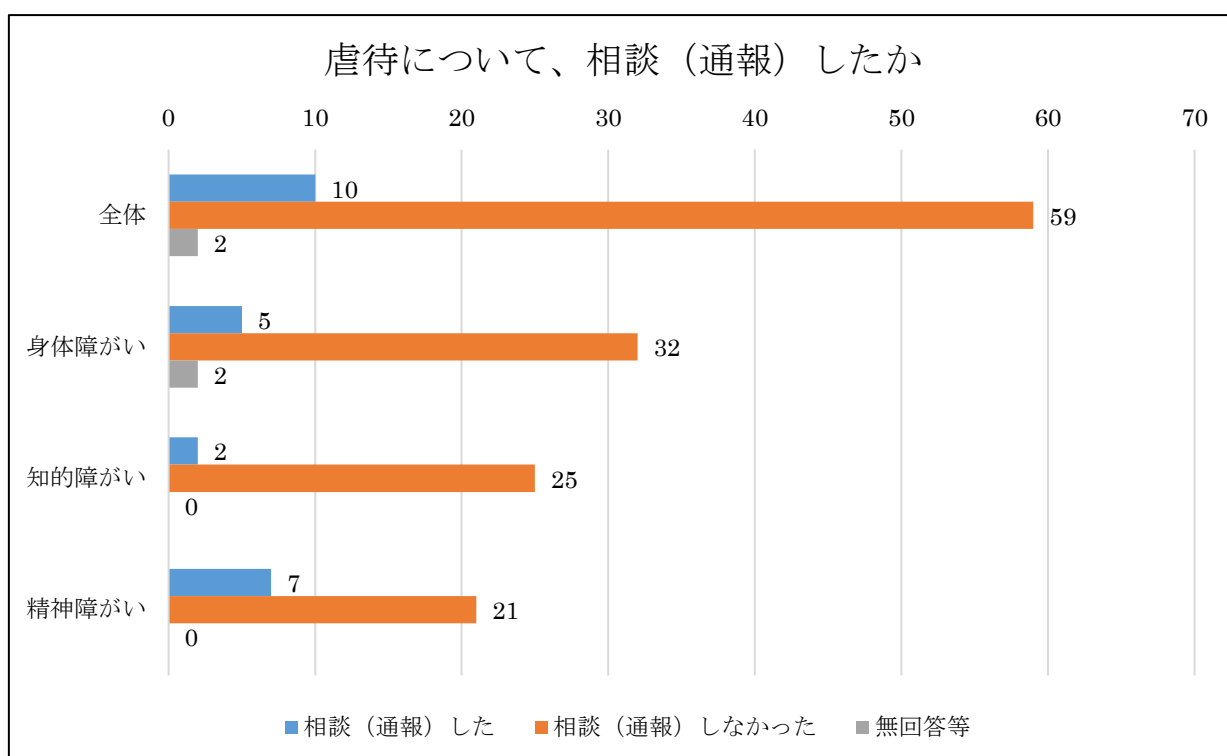
【基数＝回答数】

全体 71 件 身体障がい 39 件 知的障がい 27 件 精神障がい 28 件

全体では「相談・通報しなかった」が 59 件 (83.1%) で最も多く、次いで「相談・通報した」10 件 (14.1%)、「無回答等」2 件 (2.8%) の順です。

障がい種別では、身体障がいは「相談・通報しなかった」が 32 件 (82.1%) で最も多く、次いで「相談・通報した」5 件 (12.8%)、「無回答等」2 件 (5.1%) の順です。

知的障がい、精神障がいは「相談・通報しなかった」が各 25 件 (92.6%)、21 件 (75.0%) で最も多く、次いで「相談・通報した」が各 2 件 (7.4%)、7 件 (25.0%) の順です。



(46) 虐待の相談・通報をしなかったことについて

虐待の相談・通報をしなかった理由は

複数回答可

1. 「どこに相談・通報してよいかわからないため」
2. 「虐待かどうかわからないため」
3. 「相談・通報により、さらに虐待が悪化するのを恐れたため」
4. 「相談・通報しても解決しないと考えたため」
5. 「障がい者支援課に相談・通報することに抵抗があるため」
6. 「相談・通報した後の対応が不安のため」
7. 「障がい者支援課以外のところに相談・通報したため」
8. 「その他」
9. 「無回答等」

【基数＝回答数】

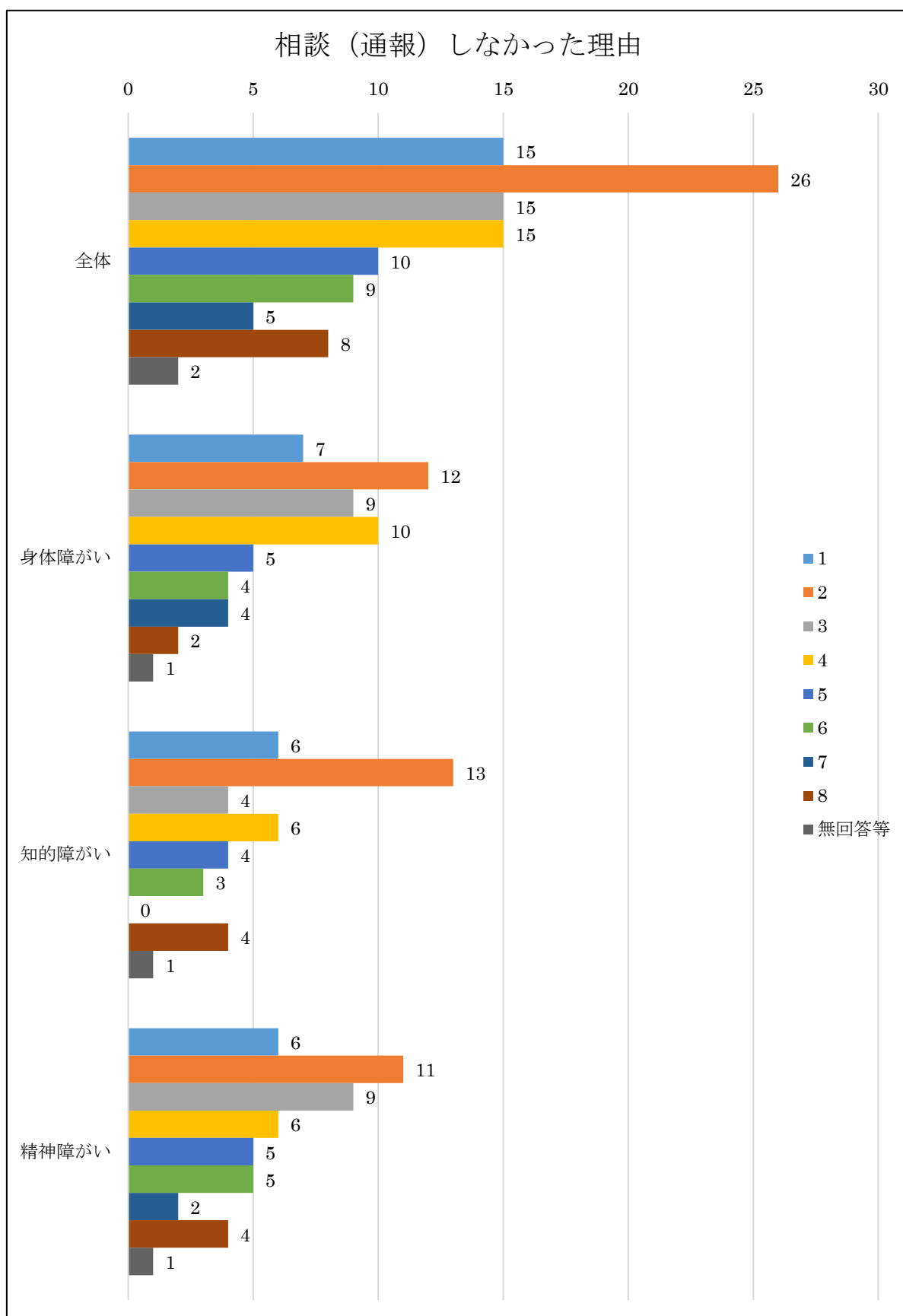
全体 105 件 身体障がい 54 件 知的障がい 41 件 精神障がい 49 件

全体では「虐待かどうかわからないため」が 26 件 (24.8%) で最も多く、次いで「どこに相談・通報してよいかわからないため」と「相談・通報により、さらに虐待を悪化するのを恐れたため」と「相談・通報しても解決しないと考えたため」15 件 (14.3%) の順です。

障がい種別では、身体障がいは「虐待かどうかわからないため」が 12 件 (22.2%) で最も多く、次いで「相談・通報しても解決しないと考えたため」10 件 (18.5%)、「相談・通報により、さらに虐待が悪化するのを恐れたため」9 件 (16.7%)、「どこに相談・通報してよいかわからないため」7 件 (13.0%) の順です。

知的障がいは「虐待かどうかわからないため」が 13 件 (31.7%) で最も多く、次いで「どこに相談・通報してよいかわからないため」と「相談・通報しても解決しないと考えたため」6 件 (14.6%) の順です。

精神障がいは「虐待かどうかわからないため」が 11 件 (22.4%) で最も多く、次いで「相談・通報により、さらに虐待を悪化するのを恐れたため」9 件 (18.4%)、「どこに相談・通報してよいかわからないため」と「相談・通報しても解決しないと考えたため」6 件 (12.2%) の順です。



(47) 日常生活において、必要な情報の収集について

日常生活において、必要な情報を集める時に、困っていることは

1. 「ある」 2. 「ない」 3. 「どちらとも言えない」 4. 「無回答等」

【基数＝回答数】

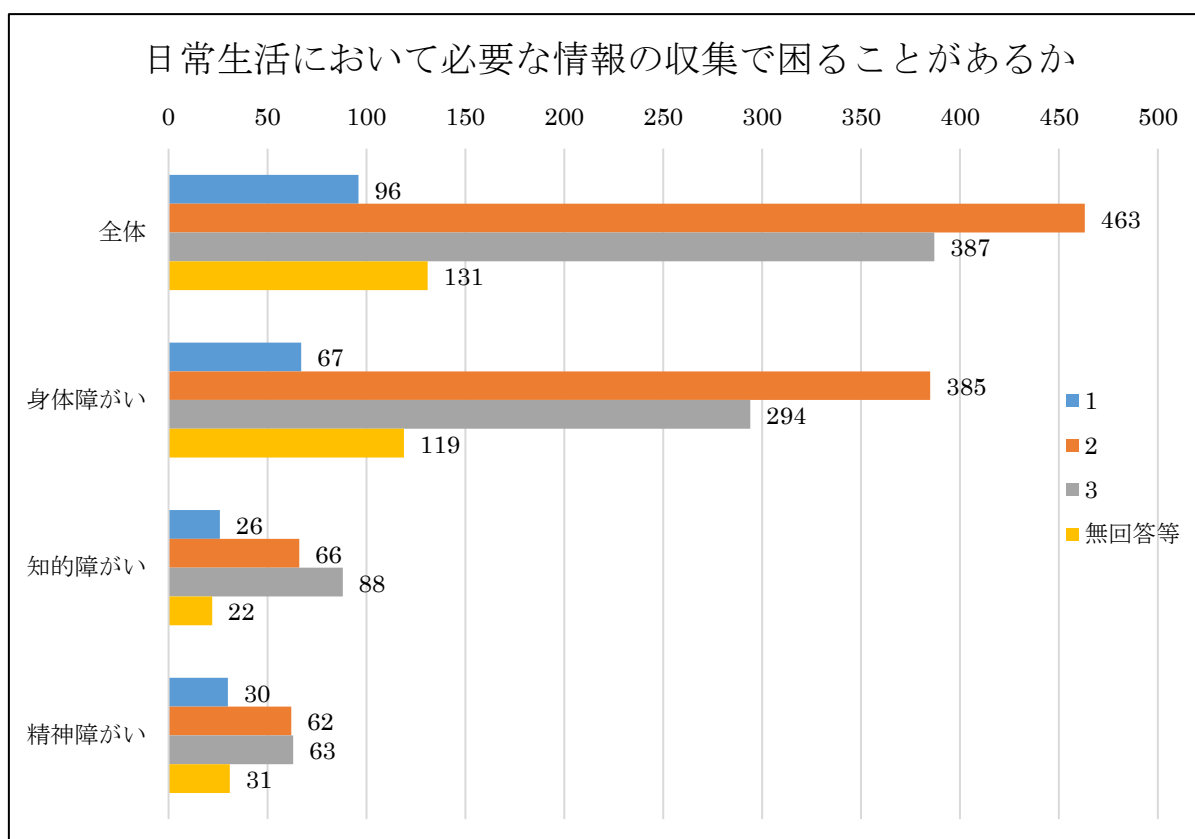
全体 1,077 件 身体障がい 865 件 知的障がい 202 件 精神障がい 186 件

全体では「ない」が 463 件（43.0%）で最も多く、次いで「どちらとも言えない」387 件（35.9%）、「無回答等」131 件（12.2%）の順です。

障がい種別では、身体障がいは「ない」が 385 件（44.5%）で最も多く、次いで「どちらとも言えない」294 件（34.0%）、「無回答等」119 件（13.8%）の順です。

知的障がいは「どちらとも言えない」が 88 件（43.6%）で最も多く、次いで「ない」66 件（32.7%）、「ある」26 件（12.9%）の順です。

精神障がいは「どちらとも言えない」が 63 件（33.9%）で最も多く、次いで「ない」62 件（33.3%）、「無回答等」31 件（16.7%）の順です。



(48) 日常生活において、必要な情報の収集で困っていることについて

日常生活において、必要な情報の収集で困っていることは

【(47) で1と回答した人のみ】

複数回答可

1. 「どこに問い合わせたらよいか」
2. 「身近な場所で相談するところがない」
3. 「電話やフックスを使って情報収集する場所が少ない」
4. 「市のホームページがわかりづらい、また情報提供が少ない」
5. 「点字、声の広報、音声コードによる情報提供が少ない」
6. 「窓口で相談した際、相談内容が周囲の人に聞こえてしまう」
7. 「その他」
8. 「無回答等」

【基数＝回答数】

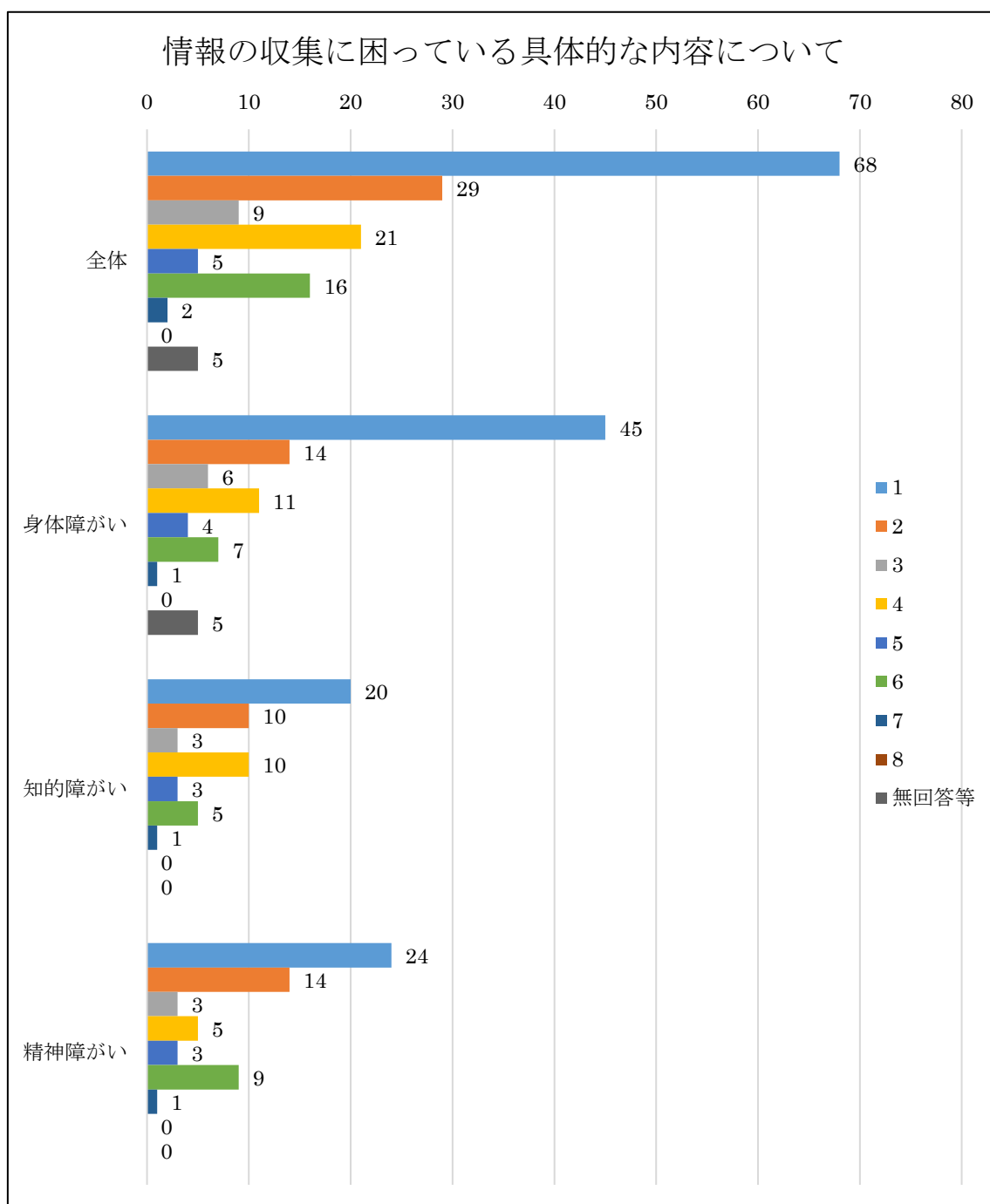
全体 155 件 身体障がい 93 件 知的障がい 52 件 精神障がい 59 件

全体では「どこに問い合わせたらよいか」が 68 件 (43.9%) で最も多く、次いで「身近な場所で相談するところがない」件 (18.7%)、「市のホームページがわかりづらい、また情報提供が少ない」 21 件 (13.5%) の順です。

障がい種別では、身体障がいは「どこに問い合わせたらよいか」が 45 件 (48.4%) で最も多く、次いで「身近な場所で相談するところがない」 14 件 (215.1%)、「市のホームページがわかりづらい、また、情報提供が少ない」 11 件 (11.8%) の順です。

知的障がいは「どこに問い合わせたらよいか」が 20 件 (38.5%) で最も多く、次いで「身近な場所で相談するところがない」と「市のホームページがわかりづらい、また情報提供が少ない」 10 件 (19.2%) の順です。

精神障がいは「どこに問い合わせたらよいか」が 24 件 (40.7%) で最も多く、次いで「身近な場所で相談するところがない」 14 件 (23.7%)、「窓口で相談した際、相談内容が周囲の人に聞こえてしまう」 9 件 (15.3%) の順です。



(49) 福祉関連の情報について

福祉関連の情報を、主にどこから入手していますか

複数回答可

1. 「県、市の広報誌、パンフレットなど」
2. 「学校、職場」
3. 「テレビ、ラジオ」
4. 「新聞、雑誌」
5. 「インターネット」
6. 「医療機関」(病院など)
7. 「障がい者団体」
8. 「行政機関」(健康福祉センター、児童相談所、市役所)
9. 「福祉関係施設」
10. 「家族、親族」
11. 「社会福祉協議会」
12. 「その他」
13. 「無回答等」

【基数＝回答数】

全体 1,951 件 身体障がい 1,524 件 知的障がい 399 件 精神障がい 331 件

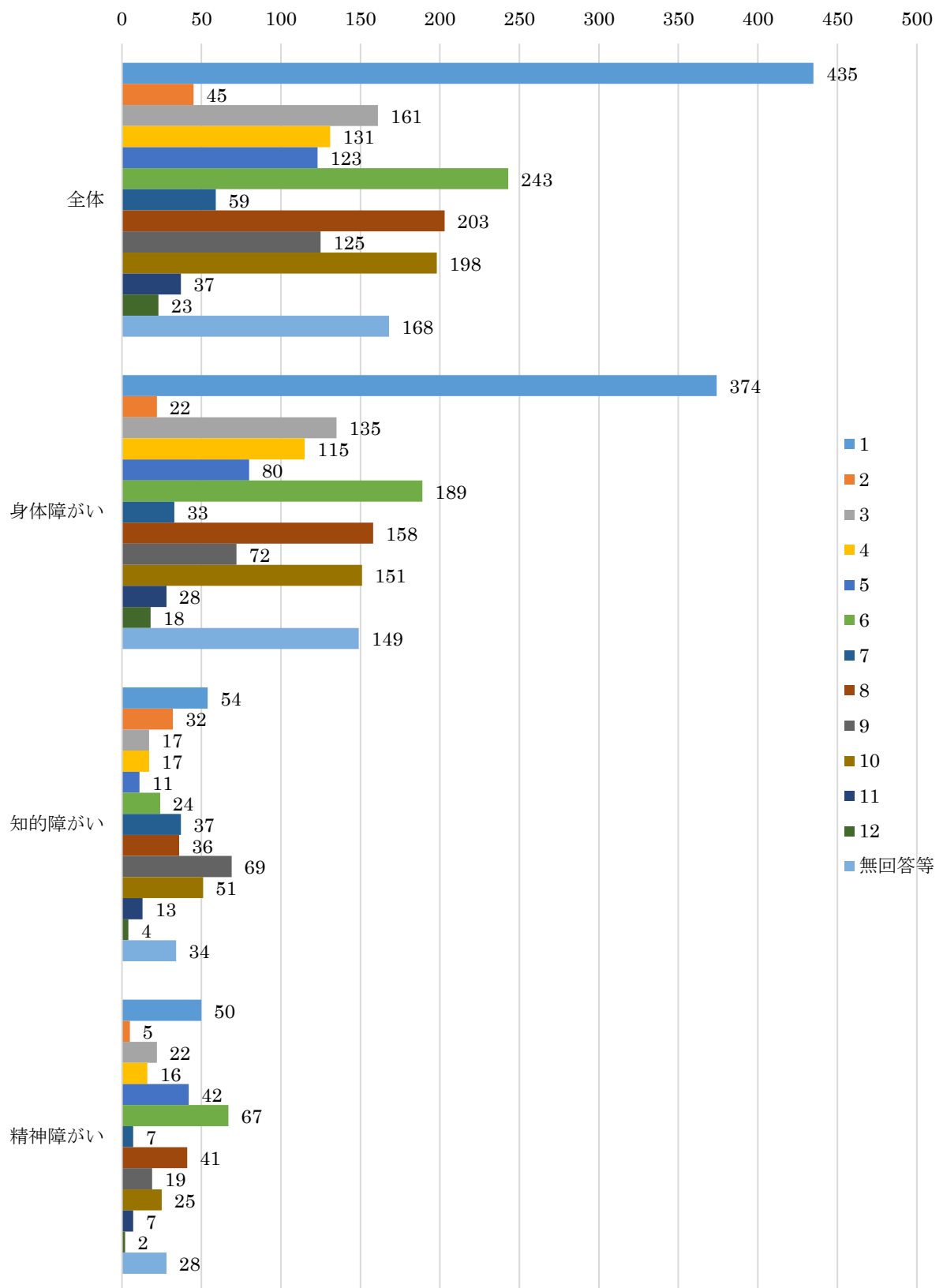
全体では「県、市の広報誌、パンフレットなど」が 435 件(22.3%)で最も多く、次いで「医療機関」243 件(12.5%)、「行政機関」203 件(10.4%)、「家族、親族」198 件(10.1%)の順です。

障がい種別では、身体障がいは「県、市の広報誌、パンフレットなど」が 374 件(24.5%)で最も多く、次いで「医療機関」189 件(12.4%)、「行政機関」158 件(10.4%)、「家族、親族」151 件(9.9%)の順です。

知的障がいは「福祉関係施設」が 69 件(17.3%)で最も多く、次いで「県、市の広報誌、パンフレットなど」54 件(13.5%)、「家族、親族」51 件(12.8%)の順です。

精神障がいは「医療機関」67 件(20.2%)で最も多く、次いで「県、市の広報誌、パンフレットなど」50 件(15.1%)、「インターネット」42 件(12.7%)、「行政機関」41 件(12.4%)の順です。

福祉関連情報を主にどこから入手していますか



(50) スポーツ、レクリエーション、文化、芸術活動について

スポーツ、レクリエーション、文化、芸術活動をどのくらい行っていますか

1. 「ほぼ毎日」
2. 「週に数回」
3. 「月に数回」
4. 「年に数回」
5. 「ほとんど行っていない」
6. 「無回答等」

【基数＝回答数】

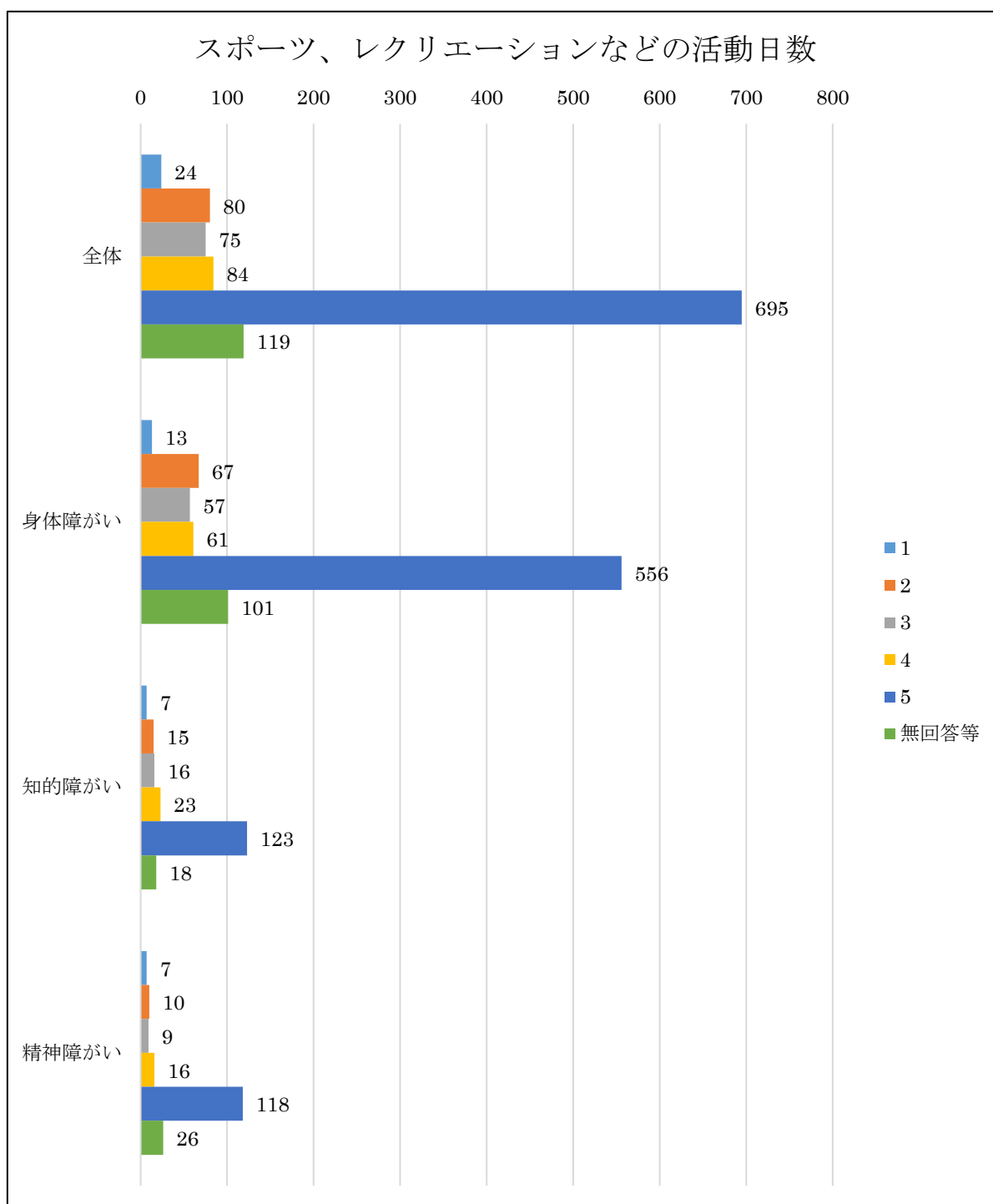
全体 1,077 件 身体障がい 855 件 知的障がい 202 件 精神障がい 186 件

全体としては「ほとんど行っていない」が 695 件 (64.5%) で最も多く、次いで「無回答等」119 件 (11.0%)、「年に数回」84 件 (7.8%) の順である。

障がい種別では、身体障がいは「ほとんど行っていない」が 556 件 (65.0%) で最も多く、次いで「無回答等」101 件 (11.8%)、「週に数回」67 件 (7.8%) の順です。

知的障がいは「ほとんど行っていない」が 123 件 (60.9%) で最も多く、次いで「年に数回」23 件 (11.4%)、「無回答等」18 件 (8.9%) の順である。

精神障がいは「ほとんど行っていない」が 118 件 (63.4%) で最も多く、次いで「無回答等」26 件 (14.0%)、「年に数回」16 件 (8.6%) の順である。



(51) スポーツ、レクリエーション、文化、芸術活動での困りごと

スポーツなどでの困りごとや、活動しない理由は

複数回答可

1. 「施設や整備で障がいの配慮がない」
2. 「参加しやすい講座、イベントがない」
3. 「大勢の人と参加することに、気が引ける」
4. 「スポーツ指導者がいない」
5. 「介助者がいない、介助者に気を使う」
6. 「一緒に参加する仲間がいない」
7. 「気軽に集まる場所がない」
8. 「活動のための情報が少ない」
9. 「スポーツをする機会が少ない」
10. 「文化、芸術活動の場が少ない」
11. 「忙しくて時間がない」
12. 「経済的な余裕がない」
13. 「その他」
14. 「興味がない」
15. 「特にない」
16. 「無回答等」

【基数＝回答数】

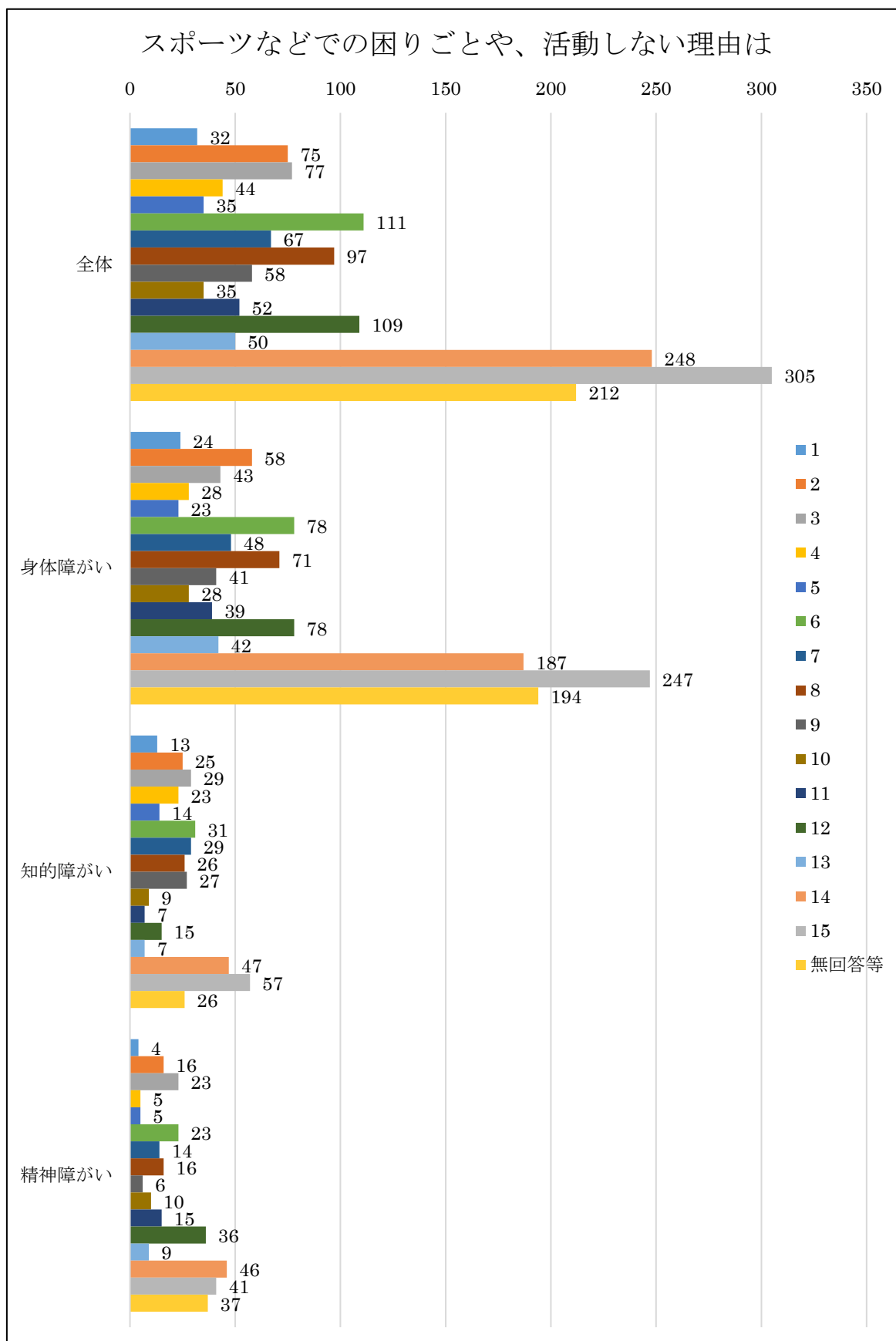
全体 1,607 件 身体障がい 1,229 件 知的障がい 385 件 精神障がい 306 件

全体では「特にない」が 305 件（19.0%）で最も多く、次いで「興味がない」248 件（15.4%）、「無回答等」212 件（13.2%）の順です。

障がい種別では、身体障がいは「特にない」が 247 件（20.1%）で最も多く、次いで「無回答等」194 件（15.8%）、「興味がない」187 件（15.2%）の順です。

知的障がいは「特にない」が 57 件（14.8%）で最も多く、次いで「興味がない」47 件（12.2%）、「一緒に参加する仲間がいない」31 件（8.1%）の順です。

精神障がいは「興味がない」が 46 件（15.0%）で最も多く、次いで「特にない」41 件（13.4%）、「無回答等」37 件（12.1%）の順です。



(52) 障がいのある人にとって住みよい街について

施設や交通などの生活面で、住みよい街か

1. 「住みやすい」
2. 「ふつう」
3. 「住みにくい」
4. 「わからない」
5. 「無回答等」

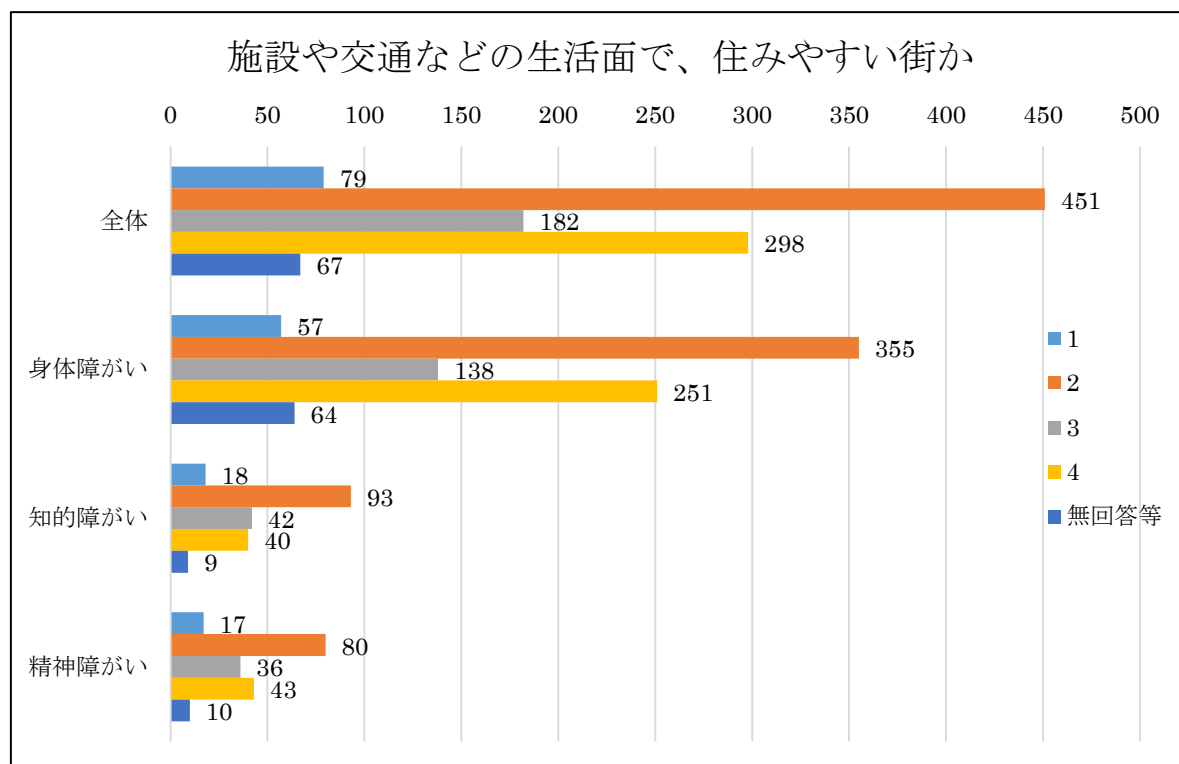
【基数＝回答数】

全体 1,077 人 身体障がい 865 人 知的障がい 202 人 精神障がい 186 人

全体では「ふつう」が 451 人 (41.9%) で最も多く、次いで「わからない」298 人 (27.7%)、「住みにくい」182 人 (16.9%) の順です。

障がい種別では、身体障がい、精神障がいは「ふつう」が各 355 人 (41.0%)、80 人 (43.0%) で最も多く、次いで「わからない」各 251 人 (29.0%)、43 人 (23.1%)、「住みにくい」各 138 人 (16.0%)、36 人 (19.4%) の順です。

知的障がいは「ふつう」が 93 人 (46.0%) で最も多く、次いで「住みにくい」42 人 (20.8%)、「わからない」40 人 (19.8%) の順です。



(53) 障がいのある人にとり、住みにくい理由について

障がいのある人にとり、住みにくい理由は【(52) で3を回答した人のみ】

複数回答可

1. 障がいのある人が「利用しやすい公共施設が少ない」
2. 障がいのある人が「利用しやすい福祉施設が少ない」
3. 障がいのある人が「利用しやすい相談機関が少ない」
4. 障がいのある人が「利用しやすい医療機関が少ない」
5. 障がいのある人が「利用しやすい商業施設、レジャー施設が少ない」
6. 障がいのある人が「利用しやすい交通機関が少ない」
7. 道路の段差や歩道整備など「バリアフリーになっていない」
8. 「障がいのある人に配慮した情報が少ない」
9. 「地域の理解、配慮が少ない」
10. 「その他」
11. 「無回答等」

【基数＝回答数】

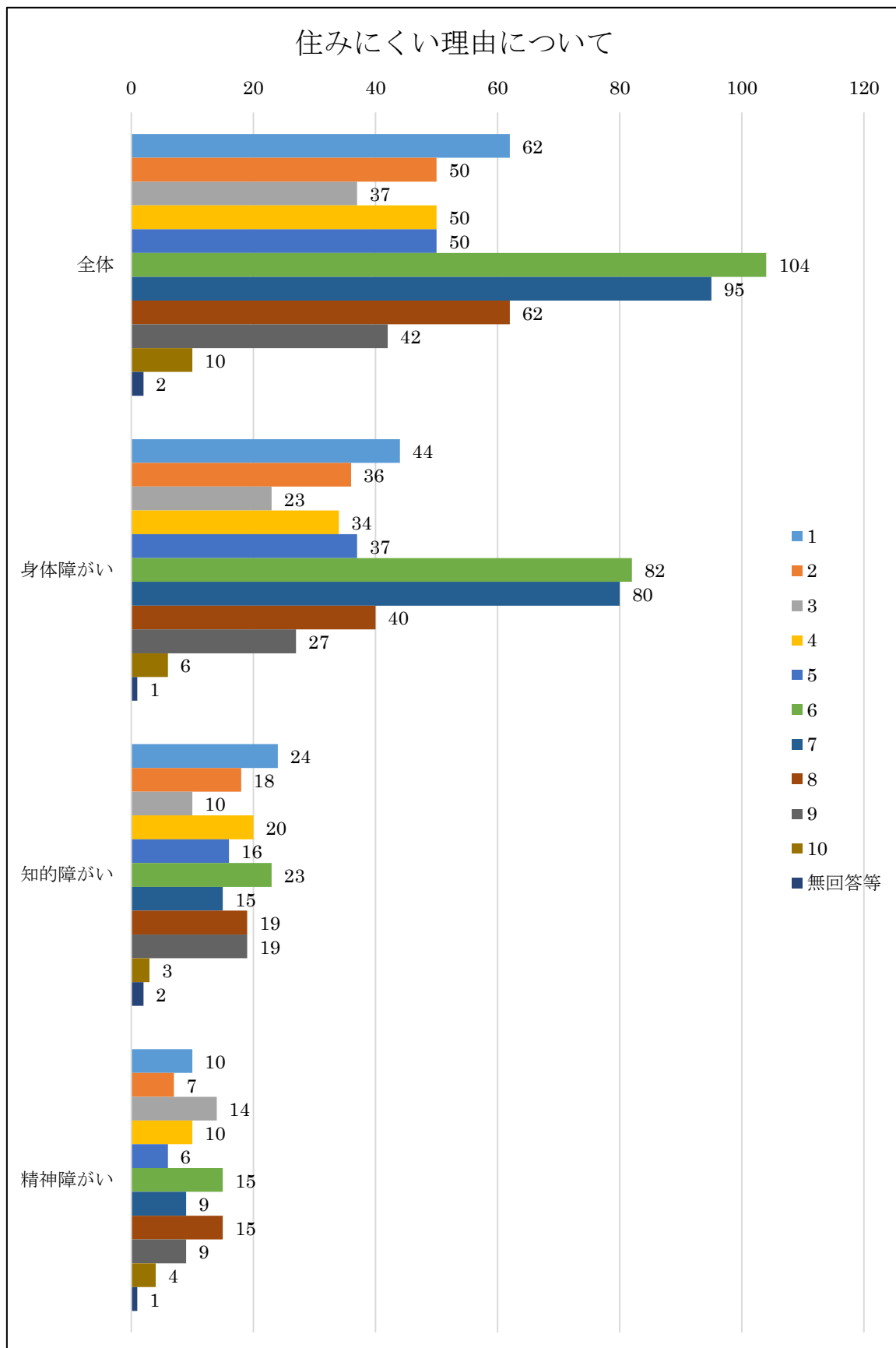
全体 564 件 身体障がい 410 件 知的障がい 169 件 精神障がい 100 件

全体では「利用しやすい交通機関が少ない」が 104 件 (18.4%) で最も多く、次いで「バリアフリーになっていない」95 件 (16.8%)、「利用しやすい公共施設が少ない」と「障がいのある人に配慮した情報が少ない」62 件 (11.0%) の順です。

障がい種別では、身体障がい「利用しやすい交通機関が少ない」が 82 件 (20.0%) で最も多く、次いで「バリアフリーになっていない」80 件 (19.5%)、「利用しやすい公共施設が少ない」44 件 (10.7%) の順です。

知的障がいは「利用しやすい公共施設が少ない」24 件 (14.2%) で最も多く、次いで「利用しやすい交通機関が少ない」23 件 (13.6%)、「利用しやすい医療機関が少ない」20 件 (11.8%) の順です。

精神障がいは「利用しやすい交通機関が少ない」と「障がいのある人に配慮した情報が少ない」が 15 件 (15%) で最も多く、次いで「利用しやすい相談機関が少ない」14 件 (14%) の順です。



(54) 成年後見制度について

成年後見制度を知っているか、また利用したいか

【知的障がい、精神障がいの人のみ回答】

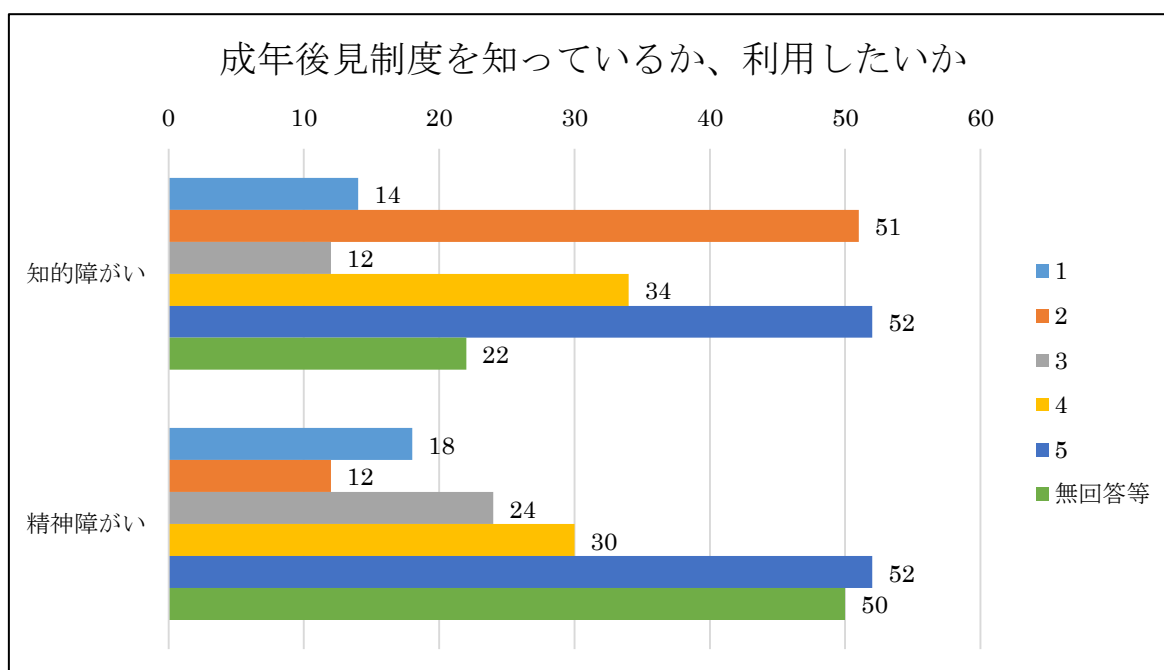
1. 「現在利用している」
2. 「知っており、将来利用したい」
3. 「知っているが、利用しない」
4. 「知っているが、利用する必要があるかよくわからない」
5. 「知らない」（知らなかった）
6. 「無回答等」

【基数＝回答数】

知的障がい 185 件 精神障がい 186 件

知的障がいは「知らなかった」が 52 件（28.1%）で最も多く、次いで「知っており将来利用したい」51 件（27.6%）、「知っているが、利用する必要があるかわからない」34 件（16.8%）の順です。

精神障がいは「知らなかった」が 52 件（28.0%）で最も多く、次いで「無回答等」50 件（26.9%）、「知っているが、利用する必要があるかよくわからない」30 件（16.1%）の順です。



(55) 力を入れてほしい施策

力を入れてほしい施策は

複数回答可

1. 「居宅介護などの在宅サービスの充実」
2. 「施設に通所し、身体介護や日中活動の支援などのサービスの充実」
3. 「グループホームの充実」
4. 「緊急時の受入れ体制の充実」
5. 「施設に入所し、身体介護などのサービスの充実」
6. 「保健医療サービスの充実」
7. 「療育、保育、教育」（発達障がいのある児など）
8. 「障がいのある人向けの住宅整備、住宅改修」
9. 「バリアフリーの街づくり」
10. 「就労支援体制の充実」
11. 「社会参加、地域参加への支援」
12. 「相談支援体制の充実」
13. 「障がいの理解を深める啓発、広報」
14. 「ボランティアの育成、活動の支援」
15. 「権利擁護の推進」（成年後見制度、虐待・差別の防止）
16. 「障がいを学ぶ機会の確保」（学校教育、公民館講座）
17. 「障がいに関係なく、利用できるスポーツ施設の整備」
18. 「障がいに関係なく、一緒にスポーツなどのイベントの充実」
19. 「障がいのある人の文化、芸術活動の発表の場の確保」
20. 「その他」
21. 「特にない」
22. 「無回答等」

【基数＝回答数】

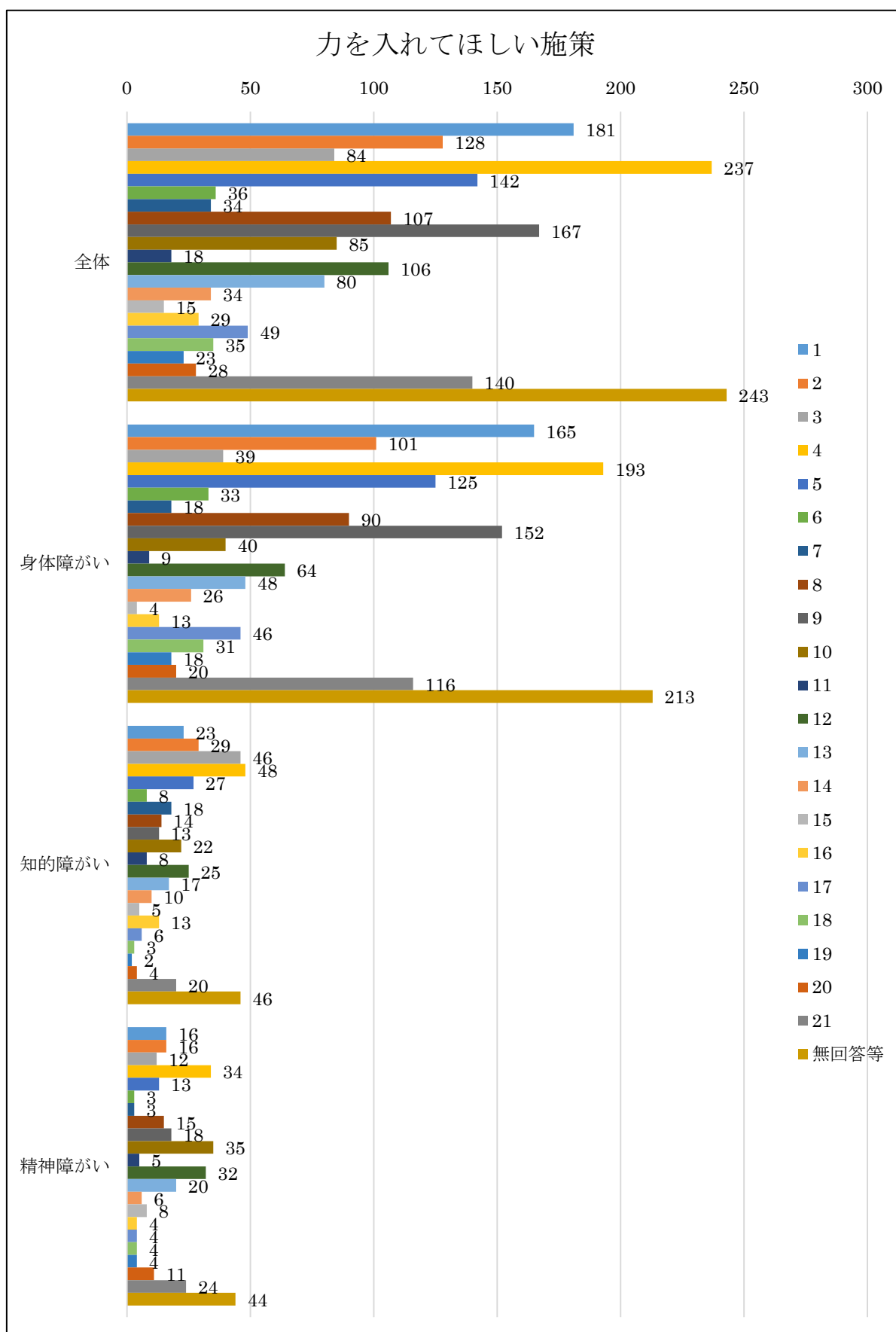
全体 2,001 件 身体障がい 1,564 件 知的障がい 407 件 精神障がい 331 件

全体では「無回答等」が 243 件（12.1％）で最も多く、次いで「緊急時の受入れ体制の充実」237 件（11.8％）、「居宅介護などの在宅サービスの充実」181 件（9.0％）、「バリアフリーの街づくり」167 件（8.3％）の順です。

障がい種別では、身体障がいは「無回答等」が 213 件（13.6％）で最も多く、次いで「緊急時の受入れ体制の充実」193 件（12.3％）、「居宅介護などの在宅サービスの充実」165 件（10.5％）、「バリアフリーの街づくり」152 件（9.7％）の順です。

知的障がいは「緊急時の受入れ体制の充実」48件（11.8%）で最も多く、次いで「グループホームの充実」と「無回答等」46件（11.3%）、「施設に通所し、身体介護や日中活動の支援などのサービスの充実」29件（7.1%）の順です。

精神障がい「無回答等」が44件（13.3%）で最も多く、次いで「就労支援体制の充実」35件（10.6%）、「グループホームの充実」34件（10.3%）、「相談支援体制の充実」32件（9.7%）の順です。



第2次野田市障がい者基本計画(改訂版)に基づく施策の進捗状況

通し 番号	項目(大)	項目(小)	事業内容及び方針	平成29年度の実績	平成30年度の実績予定	担当課	通し 番号
1	生活支援	相談支援体制の構築	・「障がい者総合相談センター」は、障がい者の相談等を総合的にを行い、サービス利用計画案の作成の促進等、相談支援の中核的な役割を担うため、相談業務の質の向上を図るとともに、相談支援機能の充実と専門化を進め、生活支援体制の強化を図り、関係機関との連携の強化を図ります。	・県主催の各種研修会に職員を参加させ、相談支援機能の充実を図りました。 野田保健所 発達障害基礎研修 1人 市町村障害者虐待防止担当者連絡会議 3人 千葉県相談支援従事者初任者研修 2人 相談支援従事者等専門コース別研修 1人 障害者雇用連絡会議 2人 障害者福祉研修会(発達障害) 1人 難病相談支援センター会議 1人 療育支援コーディネーター 1人	・千葉県及び各機関が主催する研修等に参加し、相談業務の質の向上を図るとともに、相談支援機能の充実と専門化を進めます。 ・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の相談支援部会において、関係機関との連携強化を図ります。	障がい者支援課 相談支援係	1
2	生活支援	相談支援体制の構築	・地域相談員と連携を図り「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の普及啓発に努めます。	・地域相談員と連携を図り「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の普及啓発に努めました。	・千葉県野田健康福祉センターの広域専門指導員との連携強化を図るとともに、引き続き地域相談員との連携を図り「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の普及啓発を図ります。	障がい者支援課 相談支援係	2
3	生活支援	相談支援体制の構築	・家族と暮らす障がい者について、情報提供や相談支援等により、その家庭や家族を支援する家族教室の開催について検討します。	・当事者の思いや訴えに対する共感を得るため、保護者や家族などで構成される団体からの協力をもとに「当事者・関係者相談」を実施しました。 当事者・関係者相談件数 54件	・当事者の思いや訴えに対する共感を得るために、引き続き、当事者関係者相談を実施するとともに、市報等による相談日程の周知を図ります。	障がい者支援課 相談支援係	3
4	生活支援	相談支援体制の構築	・日常生活自立支援事業については、相談等において、今後、相談支援員等からの支援につながるケースも想定されるため、福祉サービス事業所を中心に普及活動に努めます。	・相談支援事業、成年後見制度、日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)について、障がい福祉ガイドブックに制度を掲載し、普及啓発に努めました。	・日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)については、相談等において、今後、相談支援専門員等からの支援につながるケースも想定されるため、社会福祉協議会とともに福祉サービス事業所、相談支援事業所を中心に普及活動に努めます。	障がい者支援課 相談支援係	4
5	生活支援	相談支援体制の構築	・成年後見制度については、市民後見人の養成を行い支援体制の充実を図るとともに、障がい者福祉ガイドブック等により情報提供及び関係機関等と連携するなど相談状況に応じた支援を実施します。また、積極的な広報・啓発活動を行うとともに、制度の適切な利用の推進を図ります。	・権利擁護に関する相談が59件あり、成年後見制度の市長申立て件数が1件ありました。 ・障がい者理由とする差別相談が5件ありました。 ・相談窓口において、障がい福祉ガイドブックに記載されている成年後見制度、日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)等により情報提供するとともに、関係機関等につなぐなど相談状況に応じた支援を実施しました。	・社会福祉協議会の市民後見制度と連携を図ります。 ・障がい福祉ガイドブック(成年後見制度、日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業))による情報提供及び関係機関等と連携するなど相談状況に応じた支援を引き続き実施します。 ・積極的な広報・啓発活動を行うとともに、制度の適切な利用の推進を図ります。	障がい者支援課 相談支援係	5
6	生活支援	相談支援体制の構築	・障がい者団体の活動拠点として、総合福祉会館の利用促進を図ります。	・障がい者団体の活動拠点として、総合福祉会館の利用促進に努めました。 ・登録団体総数:225団体 うち障がい者団体:14団体 障がい関係ボランティア団体:12団体 その他の障がい関係:団体:10団体 【平成29年4月～30年3月利用件数】 ・利用総件数: 1,504件	・引き続き障がい者団体の活動拠点として、総合福祉会館の利用促進を図ります。	生活支援課社会係、社会福祉協議会	6
7	生活支援	相談支援体制の構築	・障がい者団体への補助については、団体の活動内容や予算の執行状況により、団体の健全育成・運営に努め、限られた予算の範囲内において可能な限り対応を検討します。	・補助金交付規則及び補助金依存率50パーセント以上の団体に対する補助金の交付規則、併せて補助金交付運用基準に基づき、団体の公共性や事業内容により交付するかどうか判断の上、運営費の補助を実施しました。 対象8団体 補助金額1,237,000円	・団体ごとの補助金交付規則を制定し、団体の活動内容や予算の執行状況により、団体の健全育成・運営に努めます。	障がい者支援課 計画係	7
8	生活支援	相談支援体制の構築	・重度・重複障がい者、強度行動障がい者、自閉症、自閉症スペクトラム、高次脳機能障害(失語症等の関連症状を併発した場合を含む。)について、相談支援や地域自立支援協議会を始めとした関係機関との連携・調整等を行うとともに、高次脳機能障害に関する情報発信の充実を図ります。	・職員の障がい者の対応スキル向上を目的に、発達障がいに関する研修を受講しました。 障害者福祉研修会(発達障害者に対する理解と関わり方) 千葉県相談支援従事者等専門コース別研修(発達障害者の相談支援体制)	・高度なスキルを必要とする重度・重複障がい者、自閉症、高次脳機能障害等への相談に対応するため各種の研修会の積極的な受講を図り、専門技術向上を図ります。	障がい者支援課 相談支援係	8

第2次野田市障がい者基本計画(改訂版)に基づく施策の進捗状況

通し 番号	項目(大)	項目(小)	事業内容及び方針	平成29年度の実績	平成30年度の実績予定	担当課	通し 番号
9	生活支援	相談支援体制の構築	・自閉症などの発達障がい児者やその家族に対する相談支援については、相談支援従事者に対する研修を実施するなど、相談支援体制の整備を進めるとともに、千葉県発達障害者支援センター(CAS)や地域の医療、保健、福祉、教育、雇用等の関係者と連携し、地域生活支援体制の充実を図ります。	・発達教育相談等から障害児通所サービスに結び付ける療育支援会議を開催しサービス利用の支援を実施しました。 ・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会における子ども部会、相談支援部会を通し、関係各課との連携強化を図りました。 子ども部会 4回開催 6/29 9/6 12/13 3/14 相談支援部会 3回開催 6/29 9/26 12/13	・今後も発達相談から早期療育の必要な児童に対し、障害児通所支援の利用に向けた療育支援会議を継続するとともに、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会における各部会を通し、関係機関との連携を強化します。 併せて、千葉県障害者支援センター(CAS)や千葉県健康福祉センター等との連携強化や専門的な研修への積極的に参加します。	障がい者支援課 相談支援係	9
10	生活支援	相談支援体制の構築	・地域自立支援協議会の専門部会では、権利擁護について、相談支援部会にて扱うこととしていますが、相談支援部会では扱うべきテーマが数多くあるため、部会内で新たに権利擁護に係る部会を創設することも含めて検討します。	・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会における権利擁護部会において、「障害者差別解消法」のパンフレットを作成、併せて啓発活動について協議を行いました。 また、成年後見制度について研修を行いました。 権利擁護部会 3回開催 6/27 9/14 12/21	・障がい者の権利擁護に向けた多様な事例の検討や情報共有を権利擁護部会で行う必要があります。また、支援強化として成年後見人制度、障害者差別解消、障害者虐待防止など、障がい者の権利擁護に向け関係機関との連携強化を図ります。	障がい者支援課 相談支援係	10
11	生活支援	在宅サービス等の充実	・障がい者の高齢化、重度化に対応するため、中核地域生活支援センターの利用を促進するなど、施設が有する人材、設備などの機能を活用することにより、在宅療育等に関する相談・指導体制の充実を図ります。	・障害福祉サービス申請について、相談支援事業所によるサービス利用計画書の作成割合が支給決定者の94.8%(3月末)となり、在宅療育等に関する相談・指導体制の推進が図られました。 市内の指定特定相談支援事業所数:11事業所 ・中核地域生活支援センターとの相談支援について連携を図りました。	・引き続き、障害福祉サービス申請者について、相談支援事業所が作成するサービス利用計画書の定着に努め、在宅療育等に関する相談・指導体制を充実を図ります。 ・中核地域生活支援センター事業実施要綱の改正により、事業内容に市町村等に対するバックアップ事業が明記されたことも伴い、相談支援について連携を図ります。	障がい者支援課 相談支援係	11
12	生活支援	在宅サービス等の充実	・居宅介護サービスについては、障がい特性を理解したホームヘルパーの養成及びこれに向けた研修を行うとともに、居宅介護事業者の拡充を働きかけていきます。	・市営の指定居宅介護・訪問介護事業者を対象としたホームヘルパー会議を年4回開催しました。 参加者:常勤2名 登録者8名	・引き続き、障がい特性を理解したホームヘルパーの養成及びこれに向けた研修を行います。	障がい者支援課 相談支援係	12
13	生活支援	在宅サービス等の充実	・あおい空を活用し、重度障がい者に対する短期入所及び日中一時支援事業を実施し、在宅サービスの提供の充実を図ります。	・引き続きレスパイトケアを目的とした短期入所及び日中一時支援事業を実施しました。 短期入所 9人 199回 一時支援 11人 512回 あおい空の保護者会を活用して、東葛医療福祉センター光陽園の状況を報告しました。	・引き続き、あおい空を活用し、重度障がい者に対する短期入所及び日中一時支援事業を実施し、在宅サービスの提供の充実を図ります。	障がい者支援課 計画係	13
14	生活支援	在宅サービス等の充実	・民設民営の枠組みの中で、既存施設の有効活用も含め、放課後等デイサービスや、サービス需要が大きい短期入所、日中一時支援事業への対応を支援していきます。	放課後等デイサービス等の障害児通所支援事業については、事業所及び利用者の増加等に伴い、延べ利用者5,840人、延べ利用日数40,084日の利用がありました。 放課後等デイサービス事業所 15箇所(3月末) 児童発達支援事業所 14箇所(3月末) また、市内の障害児通所事業所を構成員とする「野田市障がい児通所事業所連絡会」を4月と7月に開催し、通所事業所における情報連携を図りました。 野田市ホームページに、放課後等デイサービスのガイドライン(市内の放課後等デイサービス事業所の評価)を掲載し、利用に際す際の指標を提供しました。	「野田市障がい児通所事業所連絡会」の定期開催により、支援の質の向上等を関係事業所と協議します。 また、引き続き、野田市ホームページに、放課後等デイサービスのガイドライン(市内の放課後等デイサービス事業所の評価)を掲載し、利用に際す際の指標を提供します。	障がい者支援課 相談支援係	14
15	生活支援	在宅サービス等の充実	・福祉タクシー制度については、利用方法等の改善について、可能な限り利用者の立場に立って検討していきます。また、市内事業者に対し、車いすやストレッチャー対応の福祉タクシーを導入することについて、積極的に働きかけていきます。	・登録業者は、3件増加し、63営業所になりました。 利用者482人 延べ利用件数8,618件 金額5,814,130円	・利用者に交付する利用資格者証の裏面に担当課の連絡先を表示しました。 ・まめバスと合わせて、福祉タクシー制度の役割を検証し見直しを行います。	障がい者支援課 障がい者福祉係	15
16	生活支援	在宅サービス等の充実	・野田市が独自に実施する各種サービスについては、各障がい者団体のニーズを踏まえた上で限られた予算の範囲内で検討・見直しをしていくこととします。	・要望に応じて、意思疎通支援者の派遣を社会福祉協議会への委託から市の直営方式に移行しました。	・引き続き、独自に実施する各種サービスについては、各障がい者団体のニーズを踏まえた上で限られた予算の範囲内で検討・見直しをしていくこととします。	障がい者支援課 計画係	16

第2次野田市障がい者基本計画(改訂版)に基づく施策の進捗状況

通し 番号	項目(大)	項目(小)	事業内容及び方針	平成29年度の実績	平成30年度の実績予定	担当課	通し 番号
17	生活支援	在宅サービス等の充実	・グループホームについては、地域で生活する障がい者に対する在宅支援の拠点として、民設民営を基本とした整備を推進し、運営を支援するとともに、入居者の家賃についても支援し、利用の促進を図ります。また、利用者が自主的に非常災害時における近隣住民との連携体制の構築、防火安全体制の強化を図ります。	・グループホームの利用促進を図るため、事業所の運営を支援するとともに、入居者の家賃補助を実施しました。 対象者数:90人 家賃補助額:11,012,504円 ・グループホームの運営に要する経費の一部を補助しました。 施設数:17箇所 補助額:7,417,510円 ・野田圏域障がい者グループホーム等連絡協議会に出席し情報の共有を図るとともに、近隣市へグループホーム運営について見学を実施しました。	・引き続き、グループホームの利用促進を図るため、事業所の運営を支援するとともに、入居者の家賃補助を実施します。 また、野田圏域障がい者グループホーム等連絡協議会への出席により情報共有を図るとともに、近隣市のGH運営情報の収集と市内のグループホームの利用状況等の調査を定期的実施します。	障がい者支援課 相談支援係	17
18	生活支援	在宅サービス等の充実	・民間賃貸住宅の入居に関する様々な相談に対応し、野田市民間賃貸住宅居住支援事業の円滑な推進を図るため、多くの不動産店の協力が得られるよう、宅建協会等に働き掛けを行うとともに、様々な機会を通して、協力不動産店の情報を利用者に提供するなど継続して事業の広報、周知に努めます。	・民間賃貸住宅の入居に関する様々な相談に応じ事業の円滑な推進を図るため、多くの不動産店の協力が得られるよう、宅建協会に働きかけを行うなど、居住支援事業の広報、周知に努めました。 協力不動産の登録件数 15店 野田市民間賃貸住宅居住支援事業の利用状況 相談件数 0件(うち心身障がい者 0件) 利用状況 0件(うち心身障がい者 0件)	・支援施策の更なる増進を図るため、助成の対象となる費用を協力不動産物件の賃貸借契約に基づく月額家賃及び共益費の合計額の10分の3とし、限度額を11,000円から20,000円としました。	営繕課	18
19	生活支援	在宅サービス等の充実	・障がい者が社会の構成員として地域で共に生活することができるようになるとともに、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある方に対し、手話通訳者や要約筆記者等によるコミュニケーション手段の確保及び盲人ガイドヘルパーや移動支援事業、福祉タクシー等による外出のための移動支援の対象者の拡大など社会参加促進のためのサービスを充実強化します。	・障がい者の社会参加の促進のためのサービス充実強化を図りました。 ・手話通訳者及び要約筆記者(意思疎通支援者)の派遣について、野田市社会福祉協議会への委託を平成30年1月から市の直営方式としました。 社会福祉協議会委託(平成29年4月から12月まで) 手話通訳者派遣416件 要約筆記者派遣167件 市の直営方式(平成30年1月から3月まで) 意思疎通支援者派遣155件 盲人ガイドヘルパー派遣18件 同行援護利用実人数 27名(3月末) 移動支援193件	・意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に対し、意思疎通支援者によるコミュニケーション手段の確保を継続します。 ・移動支援を必要とする障がいのある人の社会参加を促進するためサービスの充実を図ります。 ・盲人ガイドヘルパー派遣事業廃止に伴い、同行援護の利用促進を図るため、支給基準量を20時間/月から50時間/月に改正します。	障がい者支援課 障がい者福祉係 相談支援係	19
20	生活支援	在宅サービス等の充実	・地区社会福祉協議会が地域ぐるみ福祉ネットワーク事業として行っている「ふれあいいきいきサロン事業」などを活用し、引き続き、障がい者の社会参加の促進を図ります。	・「ふれあいいきいきサロン事業」などを活用し、引き続き障がい者の社会参加の促進を検討しました。	・地区社会福祉協議会が地域ぐるみ福祉ネットワーク事業として行っている「ふれあいいきいきサロン事業」などを活用し、引き続き障がい者の社会参加の促進を図ります。	社会福祉協議会	20
21	生活支援	在宅サービス等の充実	・地域自立支援協議会は、地域の資源を活用し障がい者への支援体制に重要な役割を果たしていくことから、専門部会である相談支援部会を活用し、情報の収集に努め、在宅サービスの充実を図ります。	・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の相談支援部会を開催し、関係機関との連携強化、情報共有等を行いました。 相談支援部会 3回開催 6/29 9/26 12/13	・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会における相談支援部会を定期的に開催し、関係機関との連携強化、情報共有を図ります。	障がい者支援課 相談支援係	21
22	生活支援	在宅サービス等の充実	・重症心身障害児施設東葛飾医療福祉センター光陽園の利用促進を図るほか、千葉県及び東葛6市と連携し、運営協力を図ります。	・平成29年度の重症心身障害児施設東葛飾医療福祉センター光陽園の状況は、平成29年度は新たに入所を希望する待機者1人を受付しました。	・重症心身障害児施設東葛飾医療福祉センター光陽園の利用について、家庭環境等を踏まえた入所支援の促進を図るほか、千葉県及び東葛6市と連携し、運営協力を継続していきます。	障がい者支援課 相談支援係	22
23	生活支援	在宅サービス等の充実	・障がい者にも対応した特別養護老人ホームや併設する障がい者のためのグループホーム及び短期入所について平成29年4月開設を目指すとともに、「障がい者が優先して入所できる独自の入所基準」の策定を進めます。	・「障がい者にも対応した特別養護老人ホームとして設置する施設の開設に伴う、介護認定を受けている市内在住の障がい者の入所基準等に関する協定書」に基づき、「船形サルビア荘」の入所検討委員会に市が推薦する障がい者団体の代表者1名及び市の担当職員が出席し、障がい者の入所に配慮しました。(高齢者支援課)	・船形サルビア荘の特別養護老人ホーム90床のうち障がい者利用定員として10床が確保されていますが、障がい者の利用者は、10名を下回っているため、施設の周知を図っていきます。障がい者に対応できる介護職員の適正配置と精神保健福祉士の有資格者を採用するように法人に要請していきます。(高齢者支援課)	障がい者支援課 計画係、高齢者支援課	23
24	生活支援	在宅サービス等の充実	・あおい空の短期入所及び日中一時支援事業を始めとして既存の福祉施設について、資源のバランスを図りつつ、利用者の利便を高めるよう、その施設が有すべきサービス機能の強化を図ります。	・あおい空による障がい者等一時支援事業、短期入所事業を実施しました。 短期入所 9人 199回 一時支援 11人 512回	・あおい空を活用し、重度障がい者に対する短期入所及び日中一時支援事業を実施し、在宅サービスの提供の充実を図るとともに、既存施設の有効活用も含め、サービス需要が大きい短期入所、日中一時支援事業への対応を引き続き支援していきます。	障がい者支援課 計画係	24

第2次野田市障がい者基本計画(改訂版)に基づく施策の進捗状況

通し 番号	項目(大)	項目(小)	事業内容及び方針	平成29年度の実績	平成30年度の実績予定	担当課	通し 番号
25	生活支援	在宅サービス等の充実	・地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援などに対応したサービス提供体制を整え、地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援拠点の整備により、地域の社会福祉資源を活用した提供体制づくりを推進します。	・地域生活支援拠点等整備委員会を開催し、柏市の地域生活支援拠点あおば会や地域生活支援拠点たんぽぽを稼働した担当者を講師に招き先進地域の事例を検討しました。	・地域生活支援拠点の整備を進めていくため、自立支援協議会等を活用し、市の課題を共有します。既存の社会資源の活用を推進し、拠点(グループホーム)と補完し合いながら、緊急時の受け入れ態勢等や人材確保・育成ができる在り方を早急に再検討します。	障がい者支援課 計画係	25
26	生活支援	障がい児支援の充実	・妊娠から出産、育児、就学と子どもの成長に応じたワンストップ相談に応じ、その成長に合わせた適切な支援へとつなげるために「子ども支援室」を設置し、障がいの疑いのある子どもを早期に発見し、早期に療育を開始し、障がい児の発達に効果的な支援を提供するとともに、相談、支援機関との連携強化に努めます。	・妊娠から18歳までの児童に関する総合相談窓口として来室、電話、訪問等で相談を受け付けました。継続支援が必要な方には支援プランを作成し、定期的にプランの見直しと評価を行い、関係機関との連携のもと支援しました。 ・障害福祉サービス受給者証の発行に必要な意見書を発行し、必要な方を早期療育につなげることが出来ました。 ・妊娠届出時面談:814件(プラン 220件) ・転入妊婦面談数:71件(プラン 21件) ・妊娠届出以外の相談総数:1,671件(プラン 111件) 電話相談: 1,210 件 面接相談: 461件 (うち来庁: 415件、出張: 3件 訪問: 43件) 文書相談: 0件	・学校や保育所等施設に専門職(理学療法士・作業療法士・心理士等)を派遣し、教員や保育士等に助言を行います。言語聴覚士については引き続き検討します。 ・関係機関と情報共有するシステムの導入を検討します。	保健センター、 子ども支援室	26
27	生活支援	障がい児支援の充実	・こだま学園及びあさひ育成園は、児童発達支援センターとして、従来の通所支援に加え、障がい児やその家族への相談(障害児相談支援事業)や障がい児を預かる施設への援助・助言等(保育所等訪問支援事業)を行うこととされており、療育に対する経験や高い専門性が要求される施設への転換が必要のため、市直営で運営することは極めて困難な状況にあることから、指定管理者制度を導入し、指定管理者が児童発達支援センターとして地域の障がい児支援における中核的療育施設として事業運営ができるよう、必要な手続を進めていきます。 また、あさひ育成園については、平成27年度より医療型児童発達支援センターから福祉型児童発達支援センターに変更し、療育を主とした支援を行っていきます。	・あさひ育成園において、障がい児12人に対し、日常生活動作訓練、運動機能等の低下防止訓練を含む児童発達支援を実施しました。 この外に外来療育相談を月2回実施し、延30件の利用がありました。 就業後の部屋の貸し出しについて、8月下旬から実施しました。 ・こだま学園において、児童発達支援(利用者29人)、障害児相談支援(利用者107人)、保育所等訪問支援(利用者22人)を実施しました。 この外に、療育相談、発達検査及び個別療育を毎週火曜日に実施し、療育相談延26件、発達検査延24件、個別療育延40件の利用がありました。	・引き続き、指定管理者制度により管理、運営を行い、事業所の特性を生かした児童発達支援事業(主に知的障がい児を対象に療育を行うこだま学園、日常生活動作訓練や運動機能等の低下防止を含めた療育を行うあさひ育成園)と外来療育相談(平成30年6月より隔週実施を毎週実施に拡充)を実施します。	障がい者支援課 計画係	27
28	生活支援	障がい児支援の充実	・障がい児の保育については、「子ども・子育て支援新制度」において保育の必要性の優先利用対象であることから、受入れに対する優先度を考慮します。また、保育士が、障がい児に対する理解を深め適切な保育サービスが提供できるように、専門家講師による研修を実施します。	・障がい児の優先的入所の配慮 障がい児の程度に応じて、保育士の加配を行いました。また、「子ども・子育て支援新制度」では保育の必要性の優先利用対象となっていることから、調整指数の加点項目により、優先的に入所できるよう配慮しました。 【入所実績】 加配認定児童 7人 (加配保育士数 5人) ・障がい児研修等の実施 公立(直営)保育所では、県立野田特別支援学校教諭や民間施設の特別支援教育士等との勉強会を開き、障がい児に対する理解を深めました。 公立(指定管理)保育所や私立保育所では、事業者が障がい児保育に関する各種研修に、保育士を積極的に参加させ、保育士の技術や知識等の習得に努めました。 【研修実績】 直営保育所内の勉強会 毎月1回程度 (全保育士) 事業者による内部研修 発達支援研修 年5回 参加人数 19人 障がい児研修 年3回 参加人数 17人 野田健康福祉センター研修 参加人数 5人 ・障がい児等保育補助金交付事業 平成29年度から市内保育所で障がい児を受け入れた場合、保育士の加配に必要な経費を補助する制度を開始しました。 【交付実績】 私立保育所 1園1人 (保育課)	・障がい児の優先的入所の配慮 「子ども・子育て支援新制度」では、障がい児の保育は優先利用対象であることから、入所の際に加点するなどの配慮をします。 ・障がい児研修等の実施 保育士が障がい児に対する理解を深め、適切なサービスが提供できるように研修の充実に努めます。 ・障がい児等保育補助金交付事業 事業者に対して、補助金交付事業の周知を図り、補助金を活用していただくことで、障がい児等の保育の充実に図ります。 (保育課)	障がい者支援課 計画係、保育課	28

第2次野田市障がい者基本計画(改訂版)に基づく施策の進捗状況

通し 番号	項目(大)	項目(小)	事業内容及び方針	平成29年度の実績	平成30年度の実績予定	担当課	通し 番号
30	生活支援	障がい児支援の充実	・保護者の障がいに対する理解を深めるため、「まめっ娘」キャラバン隊と開催の仕方などを協議し、研修会の開催を検討していきます。	・「野田市障がい児通所事業所連絡会」については、定例会を2回開催しました。 ・川間公民館の避難所開設訓練、差別解消法に関する市職員研修会において、「まめっ娘」キャラバン隊の協力を得て講演を行いました。	・障がい特性について理解を進めます。	障がい者支援課 障がい者福祉係	30
31	生活支援	障がい児支援の充実	・幼稚園では、障がい児の適切な就園、就学に結び付けるため、教育相談・支援体制の充実に努めます。	・ひまわり相談会の実施 引き続き、野田幼稚園・関宿南部幼稚園を会場に、子育てや就学に向けての心配事や悩み事を抱えている保護者や保育関係者の要請に応じて、相談・支援活動を行いました。 ・公立幼稚園における専門家チームによる巡回相談・園内研修の実施 午前中に園児の様子を観察し、午後、事例検討会を行いました。 野田幼稚園…4回(うち1回は職員の理論研修) 講師 平林計重(千葉敬愛短期大学講師) 関宿南部幼稚園…3回 講師 高橋ゆう子(大妻女子大学教授) 関宿中部幼稚園…2回 講師 担当指導主事	・障がい児の適切な就園、就学に結び付けるため、関係機関との連携も図り、教育相談・支援体制の充実に努めます。 ・各公立幼稚園では、関係機関との協力・連携を図り、教育相談・支援体制を充実させます。専門家チームによる巡回相談・園内研修を実施します。 (予定)野田幼稚園…4回(職員研修1回を含む) 講師 平林計重 関宿南部幼稚園…3回 講師 高橋ゆう子(大妻女子大学教授) 関宿中部幼稚園1…2回 講師 担当指導主事	学校教育課、指導課	31
32	生活支援	障がい児支援の充実	・学童保育所では「子ども・子育て支援法」に基づき、障がい児やその家族が、身近な地域において必要な子育て支援を享受できるように努めます。 また、障がい児が円滑に教育・保育等を利用できるように、指導員の加配を行なうとともに、学童保育所入所前の面接をきめ細かく行い、障がい児が過ごしやすい環境を整備していきます。	・家庭児童相談員による各学童保育所の巡回相談を実施し、学童保育所内における相談業務を実施しました。学童保育所においては、障がい児童を受け入れるにあたり、障がい児童をサポートする指導員を配置しました。児童の入所前に保護者から入所児童の健康状態等の聞き取りを実施し、加配指導員の配置調整を実施しました。 【巡回相談実績】 学童保育所33か所(相談142件)	・学童保育所については、「子ども・子育て支援法」に基づき、障がい児やその家族が、身近な地域において必要な子育て支援を享受できるようにするため家庭児童相談員が各学童保育所を巡回します。さらに障がい児が必要な子育て支援を享受するため、障がい児が円滑に教育・保育等を利用できるように、指導員の配置人数の加算を行なうと共に、学童保育所入所前の面接をきめ細かく行い、障がい児が過ごしやすい環境を整備します。	児童家庭課	32
33	生活支援	サービスの質の向上	・質の高いサービスを確保する観点から、「障害者・児施設のサービス共通評価基準」等を活用し、自己評価を更に進めるとともに、第三者評価機関等による客観的なサービス評価の実施も検討します。	・野田市ホームページに、放課後等デイサービスのガイドライン(市内の放課後等デイサービス事業所の評価)を掲載し、利用に際す際の指標を提供しました。	・野田市ホームページに、放課後等デイサービスのガイドライン(市内の放課後等デイサービス事業所の評価)を掲載し、利用に際す際の指標を提供を継続します。	障がい者支援課 相談支援係	33
34	生活支援	サービスの質の向上	・サービス利用者に対し、千葉県社会福祉協議会や事業者が設置している「苦情解決システム」の積極的な周知を図り、円滑な利用を支援します。	・「苦情解決システム」は、広報や各福祉施設の見やすいところに掲示するなど、市としてシステムを作成し広報・啓発に努めました。 なお、具体的に申出がなされた場合は、市報で公表することとしています。	・サービス利用者に対し、千葉県社会福祉協議会や事業者が設置している「苦情解決システム」を市報やホームページ、また、各施設内に掲示し積極的な周知を図り円滑な利用を支援します。	生活支援課社会係	34
35	生活支援	人材の育成・確保	・相談支援事業の機能強化を図るため、社会福祉士、精神保健福祉士を始めとした社会福祉の専門的相談、支援等に従事する者の確保に努めるとともに、専門的な技術や知識の向上を図るため研修に参加します。	・障がい者支援課における相談支援体制は、相談支援係員のうち、4人を社会福祉主事(ケースワーカー)として配置(うち1名は社会福祉主事及び先進保健福祉士)し、相談支援専門員となる千葉県相談支援従事者初任者研修を受講しました。 この他、虐待防止研修、差別解消、発達障害等の専門的な研修を受講させ、スキルアップを図りながら、関係機関等と連携し、利用者本位の支援に努めました。 また、専門相談について、当事者関係者相談も含めて実施しました。	・障がい者支援課における相談支援体制として、相談支援係における社会福祉主事(ケースワーカー)による相談業務に従事し各支援機関と連携するとともに、障がい者虐待防止研修等の研修受講により、スキルアップを図りながら、利用者本位の支援に務めます。	障がい者支援課 相談支援係	35
36	生活支援	福祉用具の利用支援及び身体障害者補助犬	・福祉用具(補装具及び日常生活用具)に関する窓口における説明や障がい者福祉ガイドブック等により適切な情報提供に努めるほか、相談窓口に従事する職員の資質の向上に努めます。	・福祉用具(補装具、日常生活用具)に関する窓口における説明や障がい福祉ガイドブック等により適切な情報提供に努めました。 ・福祉用具に関する情報提供や相談窓口の整備に努めました。	・福祉用具(補装具、日常生活用具)に関する窓口における説明や障がい福祉ガイドブック等により適切な情報提供に努めるほか、相談窓口に従事する職員の資質の向上に努めます。 ・福祉用具に関する情報提供や相談窓口の整備に努めます。	障がい者支援課 障がい者福祉係、相談支援係	36

第2次野田市障がい者基本計画(改訂版)に基づく施策の進捗状況

通し 番号	項目(大)	項目(小)	事業内容及び方針	平成29年度の実績	平成30年度の実績予定	担当課	通し 番号
37	生活支援	福祉用具の 利用支援及 び身体障害 者補助犬	・福祉用具(補装具及び日常生活用具)の給付、貸与による利用支援を行うとともに、日常生活用具の対象種目の適時見直しを行います。	・障がい福祉ガイドブックを常備し、日常生活用具及び補装具に関する情報提供と利用支援を行いました。 日常生活用具 3,013件 補装具 240件(購入143件 修理97件)	・引き続き、福祉用具(補装具、日常生活用具)の利用支援を行い、日常生活用具の対象種目等の見直しの要望について、適時対応します。	障がい者支援課 障がい者福祉 係、相談支援係	37
38	生活支援	福祉用具の 利用支援及 び身体障害 者補助犬	・身体障害者補助犬法に基づき、身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬及び聴導犬)を使用する身体障がい者の利用の円滑化を図るため、公共施設にステッカーを掲示するなど普及啓発活動に努めます。	・身体障害者補助犬給付申請はありませんでした。	・身体障害者補助犬の利用について、日本盲導犬協会からの情報収集に努め、適切な情報提供に努めます。	障がい者支援課 障がい者福祉係	38
39	保健・医療	障がいに対す る適切な保 健・医療サー ビス等の充実	・小児に対しては、乳幼児健康診査等により障がいの疑いのある児を早期に発見し適切に早期療育につなげることが、その後の障がいの軽減や発達に及ぼす影響が大きいことから、療育に知見と経験を有する医療・福祉の専門職と共に療育の場の確保に努めるとともに、関係者間の共通理解の下、発達段階に応じ障がいの特性に対応した支援をします。	・他市へ積極的に視察に赴き、事業内容、個人票等の見直しを行い障がいの疑いのある児を早期に発見できるよう充実を図りました。 精密健康診査票交付数 3か月児健康診査:24件 1歳6か月児健康診査:52件 3歳児健康診査:366件 5歳児健康診査:13件 低出生体重児健康診査:3件 ・発達障がい児支援では、健康診査の事後フォローとして就学に向けて教育委員会と連携を図りました。 ・小児発達部門での精密検査医療機関との契約を4医療機関増やしました。	・引き続き積極的に他市へ視察を実施し、障がいの疑いのある児の早期発見に努めます。 ・今年度より、理学療法士、作業療法士を乳幼児健診に配置することにより、より多くの職種の視点から、小児の障がいの早期発見、早期治療または療育に努めます。	保健センター	39
40	保健・医療	障がいに対す る適切な保 健・医療サー ビス等の充実	・全ての相談員の技術の向上を図るため、研修等に積極的に参加するとともに、相談内容の情報共有を図ります。	・当事者関係者相談員及び専門相談員については、2月に相談員会議を開催し、年間の相談件数及び相談事例を報告し情報共有、事例の検討等を行いました。 当事者・関係者相談 6団体 件数54件 障がい者相談 11名 件数708件(3か月ごとに報告) ・また、身体障害者相談員については、千葉県身体障害者福祉協会による地区別研修会(2/8)に参加しました。	・今後も、当事者関係者相談員及び専門相談員については相談員会議において、年間の相談件数及び相談事例を報告し事例の検討等を行い相談内容の情報共有を図ると共に、研修会等に参加し相談技術の向上を図ります。	障がい者支援課 相談支援係	40
41	保健・医療	障がいに対す る適切な保 健・医療サー ビス等の充実	・障がい児の就学に際しては、学校との連携により相談業務のスムーズな移行を行うとともに、発達障がいの疑いがある就学前児童について連携して取り組めるよう関係機関と検討します。	・就学相談や学校見学会を通して、小学校から中学校へスムーズな就学の移行支援が行われるように進めました。就学前の児童については、ひまわり相談や市の就学相談を通して、丁寧な面談や関係機関(特別支援学校・医療・福祉関係等)との適切な連携を心がけて実施しました。	・障がい児の就学に際し、幼稚園・学校との連携により相談業務のスムーズな移行を行うとともに、支援が必要な就学前児童について、連携して取り組めるよう関係機関と検討します。(「就学指導委員会」は「教育支援委員会」に名称変更。)	学校教育課、指 導課	41
42	保健・医療	障がいに対す る適切な保 健・医療サー ビス等の充実	・千葉県、野田健康福祉センター(野田保健所)、関係機関と連携を図り、障がい者に必要な地域医療体制の充実や、精神医療、精神保健対策、母子保健医療対策、障がい者保健医療対策の推進を図ります。	・事例を通して、医療、保健、福祉、教育等の関係機関と連携を図りながら医療サービスの提供を支援しました。	・千葉県、野田健康福祉センター(野田保健所)、関係機関と連携を図り、障がい者に必要な地域医療体制の充実や精神医療、精神保健対策、母子保健医療対策、障がい者保健医療対策の推進を図ります。	保健センター	42
43	保健・医療	障がいに対す る適切な保 健・医療サー ビス等の充実	・保護者の育児不安悩み等に対し、妊娠から出産、育児、就学と子どもの成長に応じたワンストップ相談に応じ、その成長に合わせた適切な支援へとつなげるために「子ども支援室」を設置し、障がいの疑いのある子どもを早期に発見し、早期に療育を開始し、障がい児の発達に効果的な支援を提供するとともに、関係機関と連携を深め継続した支援を行っていきます。	・他市へ視察を積極的に赴き、それを活かし、保護者の育児上の問題・悩み等に対応するため育児学級や親子教室、育児相談の支援内容の見直しを行いました。 両親学級参加人数 延711人 育児学級参加人数 延232人 親子教室参加人数 延764人 子育て相談会人数 延399人	・両親学級に関しては、今年度から、子ども支援室職員も従事スタッフに入り、妊娠期から、産後うつ、子育て情報の提供についてを教室内容に取り入れます。 ・親子教室に関しては、今年度から作業療法士がスタッフとして入り、より多職種の視点で親子への支援をしていくとともに保護者と方針等について十分に話ができるように取り組んでいきます。	保健センター	43
44	保健・医療	障がいに対す る適切な保 健・医療サー ビス等の充実	・保健推進員については、各種行政活動への参加等を通し、より一層の活動の充実を図り、市民の健康増進事業における積極的な役割を担っていきます。	・妊娠中や育児上の不安や問題等について、地域の身近な相談相手として、保健推進員が妊婦や乳児の訪問を行いました。平成29年度未受診訪問はハイリスク家庭の早期発見、早期介入を実現するため保健師による訪問に変更しました。 保健推進員 妊婦訪問件 156件 乳児訪問件数 1,339件	・今年度から、保健推進員の活動から訪問活動を廃止し、保健事業のサポートや検診(健診)のPR活動、子育て中の親子に対する講演会の企画・運営活動を中心に、積極的に健康増進を図ります。	保健センター	44

第2次野田市障がい者基本計画(改訂版)に基づく施策の進捗状況

通し 番号	項目(大)	項目(小)	事業内容及び方針	平成29年度の実績	平成30年度の実績予定	担当課	通し 番号
45	保健・医療	障がいに対する適切な保健・医療サービス等の充実	・発育・発達や親子関係が気掛かりな乳幼児に対しては、療育施設等の関係機関と適切な連絡調整を行い、相談後の保護者への継続した支援体制を確立していきます。	・発育・発達や親子関係が気掛かりな乳幼児に対しては、臨床心理士または臨床発達心理士による心理相談、保健師等による保健指導をきめ細かく行い、関係機関や各専門職と連携し支援しました。 母子保健係受付分 延 1,194件 子ども支援室受付分 延 461件	・発育・発達や親子関係が気掛かりな乳幼児に対しては、療育施設等の関係機関と適切な連絡調整を行い、相談後の保護者への継続した支援体制を確立します。 ・関係機関と情報共有するシステム導入を検討します。 ・保健センターの理学療法士を1名増員し、子ども支援室に作業療法士を配置したため、学校や保育所等施設に専門職を派遣し、教員や保育士等に助言を行います。言語聴覚士については引き続き検討します。 ・保育所等へ巡回し保育士へ適切な対応や支援方法を助言するなど、地域で支援する力を向上させるための方策を検討します。	保健センター	45
46	保健・医療	障がいに対する適切な保健・医療サービス等の充実	・育児不安の解消や発達面からの支援を行うため、子育て支援センターにおいては親子教室・出前保育・育児相談等の充実、ことば相談室においては合同講演会・親の会わいわいティータム・育児相談等の充実を図ります。また、子育て支援センターを中心に子育てサロン等との連携を図ります。	・子育て支援センター、子育てサロン、つどいの広場等において、育児相談や子育て講習会等を実施しました。また、子育て支援センターを中心に育児支援に関わる事業者・団体等の交流会を開催し連携を図りました。 【参加実績】※延人数 ◎子育て支援センター(4か所) 9,220人 ◎ことば相談室(親の会わいわいティーパーティ):90人(保育課) 【参加実績】※延人数 ◎子育てサロン(3か所):5,642人 ◎つどいの広場:111人(児童家庭課)	・子育て支援センターにおいては、育児不安の解消や発達面からの支援を行うため、親子教室・出前保育・育児相談等の充実を図ります。また、子育てサロン等との連携を推進します。 ・ことば相談室においては、合同講演会・親の会わいわいティータム・育児相談等の充実を図ります。(保育課)	保育課、児童家庭課	46
47	保健・医療	障がいに対する適切な保健・医療サービス等の充実	・市内在住の就学前児童について、引き続き言語発達遅滞、吃音等が見られる言語障がい児童に対して個別指導を行うとともに保護者に対しても相談に応じ、子育て支援の促進を図ります。今後、「子ども支援室」の整備を踏まえて、ことば相談室の役割について検討します。	・野田ことば相談室と関宿ことば相談室において、言語障がい児童に対する個別指導やことばに関する心配をお持ちの保護者からの相談に応じました。 【相談実績】 ことば相談室 相談延件数 1,651件(個別指導含) 「就学に向けての学習会」の講演会 参加人数38人	・言語発達遅滞、吃音等が見られる言語障がい児童に対して、引き続き個別指導を行うとともに、保護者の相談に応じることで、子育て支援の促進を図ります。 ・子ども支援室とことばの教室との連携について検討を進め、効果的な運営・指導に取り組みます。	保育課	47
48	保健・医療	障がいに対する適切な保健・医療サービス等の充実	・機能回復訓練については、心身の機能が低下し医療終了後も継続して機能訓練の必要な方、老化等により心身の機能が低下している方に対し、引き続き実施していきます。	・個別相談の実績はありませんでした。	・理学療法士と連携し、個別に対応していきます。	保健センター	48
49	保健・医療	障がいに対する適切な保健・医療サービス等の充実	・歯科検診及び歯科医療を受けることが困難な障がい者に対し、歯周疾患検診、在宅ねたきり老人等の訪問歯科検診を引き続き実施していきます。	・20歳から70歳までの5歳刻みの市民の方を対象とし、歯周疾患検診を実施しました。 受診者数 1,199人 ・歯科診療を受けられない65歳以上の在宅ねたきり者に対して口腔内の衛生管理や保健指導、歯科検診を実施しました。 利用者数 7人	・歯科検診及び歯科医療を受けることが困難な障がい者に対し、引き続き、歯周疾患検診、在宅ねたきり老人等の訪問歯科検診を実施します。また、広報等で周知をしていきます。	保健センター 障がい者支援課	49
50	保健・医療	障がいに対する適切な保健・医療サービス等の充実	・障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な各種医療費(自立支援医療等)の助成を引き続き行います。	・自立支援医療等の各種医療費の助成を行いました。 更生医療 105件 101,618,615円 育成医療 22件 1,972,250円	・障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な各種医療費(自立支援医療等)の助成を継続します。	障がい者支援課 障がい者福祉係	50
51	保健・医療	障がいに対する適切な保健・医療サービス等の充実	・重度障がい者医療費助成の現物給付化については、千葉県の動向に合わせて実施していきます。	・重度障がい者医療費助成を現物給付により実施しました。 身体 受給者2,489人 件数63,396件 知的 受給者 659人 件数9,635件 精神 受給者 196人 件数3,023件 合計 382,917,302円	・障がい者の経済的負担の軽減のため、重度障がい者医療費の助成を行います。	障がい者支援課 障がい者福祉係	51

第2次野田市障がい者基本計画(改訂版)に基づく施策の進捗状況

通し 番号	項目(大)	項目(小)	事業内容及び方針	平成29年度の実績	平成30年度の実績予定	担当課	通し 番号
52	保健・医療	障がいに対する適切な保健・医療サービス等の充実	・精神障がい者及び家族の多様なニーズに対応できるよう、「障がい者総合相談センター」による相談支援事業の推進を図るとともに、専門相談「こころの生活相談」、当事者・関係者相談「精神障がい者相談」を実施し、関係機関等と連携を図りながら支援体制の強化を図ります。	・相談は月～金曜日の8:30～17:15のほかに毎月、日時を決めて専門相談「こころの生活相談」、当事者・関係者相談「精神障がい者相談」を実施し、関係機関等と連携を図りながら支援をしました。	・相談は月～金曜日の8:30～17:15のほかに毎月、日時を決めて専門相談「こころの生活相談」、当事者・関係者相談「精神障がい者相談」を実施し、関係機関等と連携を図りながら支援をします。 また専門相談「こころの生活相談」、当事者・関係者相談「精神障がい者相談」については、年間を通して相談日を市報、ホームページに掲載し、相談受付日の周知をします。	障がい者支援課 相談支援係	52
53	保健・医療	精神保健・医療の提供等	・精神障がい者の社会復帰を促し、将来的には自活して普通に社会参加ができるようにしていくため、地域活動支援センターを始めとする必要なサービスの提供について、民設民営という基本的な枠組みの中で事業者を支援することによって対応します。	・地域活動支援センターの活動の支援を行いました。 対象7カ所 補助金54,842,803円	・地域活動支援センターの運営費を補助することにより、障がい者が自立した日常生活及び社会生活をできるようにするため、事業者を支援していきます。	障がい者支援課 障がい者福祉係	53
54	保健・医療	精神保健・医療の提供等	・精神疾患による入院患者の減少及び精神障がい者の地域移行への取組について、野田健康福祉センターと中核地域生活支援センター「のだネット」と連携し推進します。	・精神疾患による入院患者の減少及び精神障がい者の地域移行への取組について、野田健康福祉センター、中核地域生活支援センター「のだネット」、相談支援事業所と連携し推進しました。 ・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の相談支援部会により、こころの作品展を開催しました。	・引き続き、精神疾患による入院患者の減少及び精神障がい者の地域移行への取組について、野田健康福祉センター、中核地域生活支援センター「のだネット」と連携し推進します。 ・野田圏域における地域移行支援事業(千葉県事業)と精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた事業の受託法人の検討を行います。	障がい者支援課 相談支援係	54
55	保健・医療	精神保健・医療の提供等	・心の健康、精神保健相談の充実を図るとともに、関係機関との連携の下「心の健康づくり」を推進します。	・野田健康福祉センターや医療機関等と協力、連携を図りながら個別相談や訪問指導を行いました。	・心の健康づくりの充実を図るとともに、関係機関と連携し取り組みます。	保健センター 障がい者支援課	55
56	保健・医療	精神保健・医療の提供等	・精神疾患の早期発見及び早期治療につなげられるよう、引き続き、講演会の開催や各種媒体を活用した知識の普及、啓発に努めます。	・精神疾患に関するパンフレットを各保健センターに設置しました。	・精神疾患の早期発見及び早期治療につなげられるよう、引き続き、各種媒体を活用した知識の普及、啓発に努めます。	保健センター 障がい者支援課	56
57	保健・医療	精神保健・医療の提供等	・障がい児を持つ保護者が安心して育児に臨めるように、育児学級、訪問指導や健康相談等事業の啓発に努め、参加を促します。	・育児学級(えだまめクラブ)、親子教室、訪問指導、健康相談、健康教育等の各種保健事業を通して、精神保健に関する知識の普及・啓発に努めました。 ・育児学級:延232人 ・親子教室:延764人 【訪問指導】 ・妊産婦:515人 ・新生児:178人 ・乳幼児:552人 ・精神保健福祉:24人 ・生活習慣病その他:12人	・安心して育児に臨めるように、訪問指導の強化、訪問時の指導スキルの向上、健康相談等事業の啓発に努めます。 ・育児学級については、野田市保健センターでは子ども支援室の個別相談や子育て相談会に対応が可能なことから廃止し、関宿保健センターでは継続して実施していきます。	保健センター	57
58	保健・医療	人材の育成・確保	・リハビリ教室や相談に対応できる理学療法士、精神保健福祉士等の有資格者の適切な配置には、今後も民間の人材の活用を推進します。	・引き続き、職員は、障がい福祉行政に関わる研修に参加します。また、障がい者支援課には、社会福祉士及び精神保健福祉士の資格をもつ職員がいます。	・職員については、社会福祉士などの資格のあるなしに関わらず、様々な研修に参加し、障がい分野の知識を深め、対応スキルの向上に努めます。	障がい者支援課	58
59	保健・医療	人材の育成・確保	・地域の保健・医療・福祉事業従事者との連携強化を図り、障がいの原因となる疾病等の予防から福祉施策まで適切に提供できる体制を整備するため、関係者会議等や研修会に参加し、意見交換や情報収集等から専門職の資質向上に努め、関係機関等との連携強化を図ります。	・関係機関との連携あるいは情報を収集するため、障がい者支援課においては、近隣4市が参加している東葛地域医療ケア連絡協議会に参加しました。	・関係機関との連携を図るため、東葛地域医療ケア連絡協議会に、障がい者支援課だけでなく、連携が必要と考えられる保育課や子ども支援室などにも参加を依頼します。	障がい者支援課	59
60	保健・医療	難病に関する施策の推進	・難病患者の悩みや不安等の解消のため、関係機関と連携の下、日常生活における相談事業を推進します。	・難病患者への福祉サービスの提供について、対象疾病等を踏まえ、適切なサービスの提供に努めました。 【障害福祉サービス利用人数】 3人(居宅介護2人、就労継続支援A型1人:難病対象)	・難病患者への福祉サービスの提供について、対象疾病等を踏まえ、適切なサービスの提供に努めるとともに、利用できる障害福祉サービスについての情報や難病に関する各種情報について、市のホームページを通じて提供し難病患者の不安等の解消を図ります。	障がい者支援課 相談支援係・保健センター	60

第2次野田市障がい者基本計画(改訂版)に基づく施策の進捗状況

通し 番号	項目(大)	項目(小)	事業内容及び方針	平成29年度の実績	平成30年度の実績予定	担当課	通し 番号
61	保健・医療	難病に関する 施策の推進	・難病療養者見舞金については、国・県・近隣市の動向を踏まえながら、対象疾患数等を検討していきます。	・平成29年4月から対象疾病が拡大され、難病療養者見舞金の支給を継続して実施しました。【平成29年度実績 支給人数(延べ人数)/支給金額】 ・入院: 31人/ 1,212,000円 ・通院: 1,641人/ 53,814,000円 合計 55,026,000円	・国が平成30年度4月から、対象疾患を331疾病に拡大したことにより、難病療養者見舞金についても併せて支給対象の拡大を実施します。また国・県・近隣市の制度内容等状況を把握し必要な改正を実施してまいります。	生活支援課社会係	61
62	保健・医療	難病に関する 施策の推進	・難病等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、難病の特性(病状の変化や進行、福祉のニーズ等)に配慮した円滑な事務が実施されるよう、理解と協力の促進を図り、適切なサービスの提供を行っていきます。	・東葛北部地域難病相談支援センター(東京慈恵会医科大学付属柏病院)の運営会議に出席し、難病についての情報交換を行いました。	・東葛北部地域難病相談支援センター(東京慈恵会医科大学付属柏病院)の運営会議に出席し、難病についての情報交換を図ります。	障がい者支援課 相談支援係	62
63	保健・医療	障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見の推進	・障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見を一層進めるとともに、出生から高齢期に至る健康保持・増進のため、各種健診や健康相談等の充実を図り、施策を推進します。	・乳幼児健康診査では、発育・発達状態、栄養の状態、疾病の有無等の医学的診査及び精神発達等の相談・指導などの多角的な健康診査により、心身障がいを早期に発見し、不安の軽減・早期支援に努めました。 乳児健康診査費用助成件数: 1,146件(平成29.4～平成30.2月受診分) ＜各種乳幼児健康診査の実績＞ 3か月児健康診査 対象者数: 885人 受診者数: 859人 受診率: 97.1% 1歳6か月児健康診査 対象者数: 951人 受診者数: 932人 受診率: 98.0% 3歳児健康診査 対象者数: 1,049人 受診者数: 970人 受診率: 92.5% 5歳児健康診査 対象者数: 32人 受診者数: 32人 受診率: 100% 低出生体重児健診 対象者数: 165人 受診者数: 150人 受診率: 90.9% ＜健康相談の実績＞ 重点健康相談 29回 251人 総合健康相談 111回 273人	・障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見を一層進めるとともに、出生から高齢期に至る健康保持・増進のため、各種健診や健康相談等の充実を図り、施策を推進します。 ・妊産婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するため母子等医療費助成金の支給を行うとともに妊婦一般健康診査、乳児一般健康診査の助成・妊婦歯科健康診査の実施、受診勧奨し、両親学級、妊産婦・新生児訪問へと妊娠中から継続した保健指導に努め、必要に応じ関係機関と連携をして支援します。	保健センター	63
64	保健・医療	障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見の推進	・妊産婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するため母子等医療費助成金の支給を行うとともに妊婦一般健康診査、乳児一般健康診査の助成、妊婦歯科健康診査の実施、受診の勧奨を行い、両親学級、妊産婦・新生児訪問へと妊娠中から継続した保健指導に努め、必要に応じ関係機関と連携をして支援していきます。	・関係機関と連携し、保健指導の必要なケースに対しその都度受診勧奨を実施しました。妊娠～出産、育児へ継続した支援に努めました。	・妊産婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するため母子等医療費助成金の支給を行うとともに妊婦一般健康診査、乳児一般健康診査の助成、妊婦歯科健康診査の実施、受診の勧奨を行い、両親学級、妊産婦・新生児訪問へと妊娠中から継続した保健指導に努め、必要に応じ関係機関と連携をして支援します。	保健センター	64
65	保健・医療	障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見の推進	・生活習慣病予防と合併症の発症や症状の進展等を予防するため、今後より多くの方の予防教室への参加、健康診査の受診を促進し、事業を実施します。	・特定保健指導利用者 206人(15.7%) ・利用勧奨に重点を置き、郵送または電話での勧奨を実施 ・特定健康診査受診者 11,019人(33.4%) ・電話による特定健康診査受診勧奨 後期高齢者健康診査 5,659人(29.8%)	・特定健康診査等の受診率向上を目指し健診の周知徹底を行います。受診者に対しては生活習慣改善のための情報提供を行うとともに、生活習慣病予防を目的に実施する特定保健指導の利用率向上を目指します。	保健センター	65
66	保健・医療	障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見の推進	・より多くの方に、「えだまめ体操」を普及し、今後も疾病予防に努めます。	・「野田市オリジナル体操 えだまめ体操」を保健センターで実施する健康教育実施時に組み込み体操の普及に努めました。また、各保健センターで実施する健康づくりフェスティバルにて、策定委員と一緒にえだまめ体操の普及活動を行いました。活動回数: 10回 参加人数206人	・今後も、より多くの方に、えだまめ体操を普及し健康増進に努めます。	保健センター	66
67	保健・医療	障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見の推進	・骨粗しょう症に起因する疾病予防のため、今後も引き続き骨太教室を開催します。	・骨粗しょう症予防のための「骨太教室」を開催し、4回2会場で80人(40～64歳は11人)の参加者がありました。	・今後も引き続き、骨粗しょう症に起因する疾病予防のため骨太教室を開催します。また、40歳～50歳の参加を促す広報活動に努めます。	保健センター	67

第2次野田市障がい者基本計画(改訂版)に基づく施策の進捗状況

通し 番号	項目(大)	項目(小)	事業内容及び方針	平成29年度の実績	平成30年度の実績予定	担当課	通し 番号
68	保健・医療	障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見の推進	・24時間救急医療体制の充実を図りつつ、今後も関連する地域医療体制の在り方について検討していきます。	・24時間救急医療(小張病院) 診療日数:365日 患者数:19,639人	・今後も、24時間救急医療体制の充実を図りつつ、関連する地域医療体制の在り方について検討していきます。	保健センター	68
69	保健・医療	障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見の推進	・救急医療体制の充実を図りつつ、今後も急病センターの在り方について検討していきます。	・急病センター 診療日数:365日 患者数:920人	・今後、救急医療体制の充実を図りつつ、急病センターの在り方について検討していきます。	保健センター	69
70	保健・医療	障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見の推進	・今後も医師会の協力の下、現休日当番医制度は維持しつつ、地域医療体制の在り方について検討していきます。	・休日在宅当番(内科・小児科、外科、産婦人科) 診療日数:73日 患者数:8,864人	・今後も医師会の協力の下、現行の休日当番医制度は維持しつつ、地域医療体制の在り方について検討していきます。	保健センター	70
71	教育、文化芸術活動・スポーツ等	一貫した相談支援体制の構築	・教育の形態に応じて、教育内容や方法の充実を図るとともに、一人一人の障がいの特性等に応じた教育が行われるよう対応を図っていきます。	・ひばり教育相談 カウンセラーやスクールカウンセラー・学校支援員が、児童生徒の個々の現状に合わせて助言を行ったり、教育活動の支援を行ったりしました。 ①野田市カウンセラー・ひばり教育相談員による不登校・学校生活等の相談【面談】2216件、【電話】66件、【訪問】115件 ②カウンセラーによる教育相談 113件 ③学校訪問による助言 16校 162件 ・ひばり教育相談員による学校支援 15校 60件 602回	・支援が必要な児童生徒や保護者の悩みや個々の状況に応じ、社会的自立に繋がることを目的とした教育相談を行う。 ・ひばり教育相談による教育相談や自立活動 ・野田市カウンセラーによる発達に応じた教育相談 ・野田市スクールカウンセラーの学校訪問による、児童生徒の教育相談や学校での対応の助言 ・ひばり教育相談員の学校支援員による、児童生徒の教育活動支援	指導課	71
72	教育、文化芸術活動・スポーツ等	一貫した相談支援体制の構築	・教育の形態に応じて、教育内容や方法の充実を図るとともに、一人一人の障がいの特性等に応じた教育が行われるよう対応を図っていきます。	通級指導教室の状況(平成29年5月1日現在) 【中央小】 言語障がい 児童数:34 担任数:2 【宮崎小】 言語障がい 児童数:34 担任数:2 【南部小】 言語障がい 児童数:33 担任数:2 【北部小】 言語障がい 児童数:16 担任数:1 【川間小】 言語障がい 児童数:12 担任数:1 【清水台小】 言語障がい 児童数:28 担任数:1 【岩木小】 言語障がい 児童数:33 担任数:3 【尾崎小】 言語障がい 児童数:9 担任数:1(岩木小より巡回) 【七光台小】 言語障がい 児童数:19 担任数:1 【二ツ塚小】 LD・ADHD等 児童数:33 担任数:2 【みずき小】 LD・ADHD等 児童数:20 担任数:1 【二川小】 言語障がい 児童数:26 担任数:2	(1)わかる授業づくり ・市全体でユニバーサルデザインの視点の共有化を図るため、教育相談研修会(特別支援教育)でユニバーサルデザインの授業をテーマとした講演会を実施します。 ・特別支援学級教育課程説明会を実施します。小・中それぞれの発達段階による課題への対応や授業内容(形態)の工夫について説明をするとともに、実践例の情報交換を通じて授業力向上を目指します。 (2)特別支援教育の推進 ・通常学級・通級指導教室に通う児童・生徒についても、配慮が必要な場合、合理的配慮の合意形成の過程を含めた教育支援計画を作成し、活用します。	指導課	72

第2次野田市障がい者基本計画(改訂版)に基づく施策の進捗状況

通し 番号	項目(大)	項目(小)	事業内容及び方針	平成29年度の実績	平成30年度の実績予定	担当課	通し 番号
73	教育、文化芸術活動・スポーツ等	一貫した相談支援体制の構築	・教育の形態に応じて、教育内容や方法の充実を図るとともに、一人一人の障がいの特性等に応じた教育が行われるよう対応を図っていきます。	特別支援学級の状況(平成29年5月1日現在) 【中央小】 ・知的 児童数:18 学級数:3 担任数:3 支援員:3 ・自閉症・情緒 児童数:12 学級数:2 担任数:2 支援員:3 ・難聴 児童数:6 学級数:1 担任数:1 支援員:0 【宮崎小】 ・知的 児童数:14 学級数:2 担任数:2 支援員:2 【東部小】 ・知的 児童数:10 学級数:2 担任数:2 支援員:2 【南部小】 ・知的 児童数:16 学級数:2 担任数:2 支援員:2 【川間小】 ・知的 児童数:2 学級数:1 担任数:1 支援員:1 ・自閉症・情緒 児童数:2 学級数:1 担任数:1 支援員:0 【柳沢小】 ・自閉症・情緒 児童数:5 学級数:1 担任数:1 支援員:1	(1)わかる授業づくり ・市全体でユニバーサルデザインの視点の共有化を図るため、教育相談研修会(特別支援教育)でユニバーサルデザインの授業をテーマとした講演会を実施します。 ・特別支援学級教育課程説明会を実施します。小・中それぞれの発達段階による課題への対応や授業内容(形態)の工夫について説明をするとともに、実践例の情報交換を通じて授業力向上を目指します。 (2)特別支援教育の推進 ・通常学級・通級指導教室に通う児童・生徒についても、配慮が必要な場合、合理的配慮の合意形成の過程を含めた教育支援計画を作成し、活用します。	指導課	73
74	教育、文化芸術活動・スポーツ等	一貫した相談支援体制の構築	・教育の形態に応じて、教育内容や方法の充実を図るとともに、一人一人の障がいの特性等に応じた教育が行われるよう対応を図っていきます。	〈特別支援学級の状況〉(平成29年5月1日現在) 【山崎小】 ・自閉症・情緒 児童数:15 学級数:2 担任数:2 支援員:3 【岩木小】 ・自閉症・情緒 児童数:19 学級数:3 担任数:3 支援員:3 【尾崎小】 ・自閉症・情緒 児童数:13 学級数:2 担任数:2 支援員:2 【七光台小】 ・自閉症・情緒 児童数:5 学級数:1 担任数:1 支援員:1 【二ツ塚小】 ・自閉症・情緒 児童数:3 学級数:1 担任数:1 支援員:1 【木間ヶ瀬小】 ・自閉症・情緒 児童数:11 学級数:2 担任数:2 支援員:2 【二川小】 ・自閉症・情緒 児童数:14 学級数:2 担任数:2 支援員:2 【関宿中央小】 ・自閉症・情緒 児童数:14 学級数:2 担任数:2 支援員:2	(1)わかる授業づくり ・市全体でユニバーサルデザインの視点の共有化を図るため、教育相談研修会(特別支援教育)でユニバーサルデザインの授業をテーマとした講演会を実施します。 ・特別支援学級教育課程説明会を実施します。小・中それぞれの発達段階による課題への対応や授業内容(形態)の工夫について説明をするとともに、実践例の情報交換を通じて授業力向上を目指します。 (2)特別支援教育の推進 ・通常学級・通級指導教室に通う児童・生徒についても、配慮が必要な場合、合理的配慮の合意形成の過程を含めた教育支援計画を作成し、活用します。	指導課	74

第2次野田市障がい者基本計画(改訂版)に基づく施策の進捗状況

通し 番号	項目(大)	項目(小)	事業内容及び方針	平成29年度の実績	平成30年度の実績予定	担当課	通し 番号
75	教育、文化芸術活動・スポーツ等	一貫した相談支援体制の構築	・教育の形態に応じて、教育内容や方法の充実を図るとともに、一人一人の障がいの特性等に応じた教育が行われるよう対応を図っていきます。	特別支援学級の状況(平成29年5月1日現在) 【第一中】 ・知的 生徒数:6 学級数:1 担任数:1 支援員:1 ・自閉症・情緒 生徒数:3 学級数:1 担任数:1 支援員:1 【第二中】 ・知的 生徒数:5 学級数:1 担任数:1 支援員:1 ・自閉症・情緒 生徒数:4 学級数:1 担任数:1 支援員:1 ・難聴 生徒数:2 学級数:1 担任数:1 支援員:0 【東部中】 ・知的 生徒数:9 学級数:2 担任数:2 支援員:2 【南部中】 ・知的 生徒数:5 学級数:1 担任数:1 支援員:1 ・自閉症・情緒 生徒数:5 学級数:1 担任数:1 支援員:1	(1)わかる授業づくり ・市全体でユニバーサルデザインの視点の共有化を図るため、教育相談研修会(特別支援教育)でユニバーサルデザインの授業をテーマとした講演会を実施します。 ・特別支援学級教育課程説明会を実施します。小・中それぞれの発達段階による課題への対応や授業内容(形態)の工夫について説明をするとともに、実践例の情報交換を通じて授業力向上を目指します。 (2)特別支援教育の推進 ・通常学級・通級指導教室に通う児童・生徒についても、配慮が必要な場合、合理的配慮の合意形成の過程を含めた教育支援計画を作成し、活用します。	指導課	75
76	教育、文化芸術活動・スポーツ等	一貫した相談支援体制の構築	・教育の形態に応じて、教育内容や方法の充実を図るとともに、一人一人の障がいの特性等に応じた教育が行われるよう対応を図っていきます。	特別支援学級の状況(平成29年5月1日現在) 【川間中】 ・知的 生徒数:1 学級数:1 担任数:1 支援員:1 ・自閉症・情緒 生徒数:11 学級数:2 担任数:2 支援員:1 【岩名中】 ・自閉症・情緒 生徒数:9 学級数:2 担任数:2 支援員:2 【木間ヶ瀬中】 ・自閉症・情緒 生徒数:12 学級数:2 担任数:2 支援員:2 【二川中】 ・知的 生徒数:9 学級数:2 担任数:2 支援員:2	(1)わかる授業づくり ・市全体でユニバーサルデザインの視点の共有化を図るため、教育相談研修会(特別支援教育)でユニバーサルデザインの授業をテーマとした講演会を実施します。 ・特別支援学級教育課程説明会を実施します。小・中それぞれの発達段階による課題への対応や授業内容(形態)の工夫について説明をするとともに、実践例の情報交換を通じて授業力向上を目指します。 (2)特別支援教育の推進 ・通常学級・通級指導教室に通う児童・生徒についても、配慮が必要な場合、合理的配慮の合意形成の過程を含めた教育支援計画を作成し、活用します。	指導課	76
77	教育、文化芸術活動・スポーツ等	一貫した相談支援体制の構築	・障がいのある子どもを持つ保護者が児童相談所や野田特別支援学校の教育相談等を活用し、引き続き早期から適切な教育相談が行える体制を整備していきます。	・早期からの適切な相談が行えるように、児童相談所や県立野田特別支援学校等の関係機関と連携を図りました。特別支援学校には、今年度もひまわり相談や就学相談、専門家チーム事例検討会、特別支援教育連携協議会等において協力いただきました。センター的機能として市内の特別支援教育をリードしていただき、具体的な支援を行っていただきました。(指導課) ・自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の子ども部会等において、ライフサポートファイルの導入に関する協議等が進みませんでした。(障がい者支援課)	・県立野田特別支援学校には、保護者の相談・教育支援や学校現場の具体的な支援を引き続き行っていただき、野田市のセンター的機能として、教育支援の支援体制の充実に努めます。(指導課) ・自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の子ども部会等において、ライフサポートファイルの導入を検討を行います。(障がい者支援課)	障がい者支援課 相談支援係、指導課	77

第2次野田市障がい者基本計画(改訂版)に基づく施策の進捗状況

通し 番号	項目(大)	項目(小)	事業内容及び方針	平成29年度の実績	平成30年度の実績予定	担当課	通し 番号
78	教育、文化芸術活動・スポーツ等	一貫した相談支援体制の構築	・障がいのある子ども一人一人の個性に応じた支援体制の充実を図り、障がいのある子どもの社会的、職業的自立を促進するため、教育、福祉、医療、労働等の幅広い視点から適切な支援を行えるよう関係機関と連携し、包括的なサポート体制の構築に努めます。	・今年度も引き続き、地域自立支援協議会における関係機関との情報交換を行ったり、中核地域生活支援センターが主催する会議などに参加したり、支援体制の連携を図りました。(指導課) ・野田市特別支援教育連携協議会を年間3回を実施し、各関係機関と連携した包括的なサポート体制の構築に努めました。(指導課) ・自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の専門部会(相談支援部会、就労支援部会、子ども部会、権利擁護部会)を定期開催し、情報共有、事例の検討等を実施します。 また、障害者就業・生活支援センターは一とふるの地域意見交換会等の関連する支援機関の会議等に参加し、支援体制の連携強化に努めます。(障がい者支援課) 相談支援部会 3回開催 6/29 9/26 12/13 就労支援部会 3回開催 6/27 9/14 12/21 子ども部会 4回開催 6/29 9/6 12/13 3/14 権利擁護部会 3回開催 6/27 9/14 12/21	・学校・保護者・地域の相談の窓口とのつながりを大切にし、より適切な支援の場を提供できるように連携を図ります。障がい者支援課や子ども支援室等との協力の場も具体的に考えてまいります。(指導課) ・自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の専門部会(相談支援部会、就労支援部会、子ども部会、権利擁護部会)を定期開催し、情報共有、事例の検討等を実施します。 また、障害者就業・生活支援センターは一とふるの地域意見交換会等の関連する支援機関の会議等に参加し、支援体制の連携強化に努めます。(障がい者支援課)	障がい者支援課 相談支援係、指導課	78
79	教育、文化芸術活動・スポーツ等	教育環境の整備	・特別支援学校で行う保護者への教育支援や小・中学校における障がいのある児童・生徒への教育支援等の地域の中核となる教育センター的機能の充実を図るための取組を支援します。	・県立野田特別支援学校で実施する相談会や就学に向けての見学・体験について、各学校に周知を図りました。(指導課) ・「見え方、聞こえ方、こころと体の相談会」では、担当指導主事が相談員として参加し、mata、関係機関との連携による支援体制の構築に努めました。(指導課) ・福祉部局と連携し、より包括的で継続可能な支援体制の構築を図る必要があります。(指導課) ・特別支援学校の移行支援会議に参加しました。 ・特別支援学校卒業後の進路として、就労継続支援B型事業所を検討する場合、就労アセスメントを実施する体制を、就労支援部会等において検討し、特別支援学校、相談支援事業所、障害者就業・生活支援センターは一とふると連携しました。(障がい者支援課)	・切れ目のない支援を構築するために、教職員等を対象に研修会や講習会を実施し、特別な配慮を要する児童・生徒への支援の充実を図ります。(指導課) ・引き続き、特別支援学校の移行支援会議等に参加するなど、状況共有、連携強化を図ります。併せて、特別支援学校卒業後の進路として、就労継続支援B型事業所を検討する場合、就労アセスメントを実施します。(障がい者支援課)	障がい者支援課 相談支援係、指導課	79
80	教育、文化芸術活動・スポーツ等	教育環境の整備	・専門家チームの設置と教育相談の拡充により、学校外の専門家等の人材活用や、組織として一体的な取組を可能とする支援体制の構築、更には特別支援教育連携協議会を設置し、関係機関との有機的な連携協力体制の構築等により、一人一人の教員及び療育にかかわる専門職員の教育・療育、相談等に対する専門性や指導力の向上を図ります。	・医師、大学教員、臨床心理士、特別支援学校教諭、特別支援学級担任などからなる専門家チームを設置し、年間5回の事例検討会を通して、より良い支援についてアドバイスすることを通して、各関係機関が連携して支援体制を構築しました。学校の要請に応じて実施し、校内支援体制の構築や教員の指導力の向上にも努めました。 ・年3回の特別支援教育連携協議会を開き、それぞれの立場で意見交換することにより、協力体制を強化しました。	・特別支援教育の一層の充実を図ります。そのために、専門家チームの結束や教育相談を拡充し、学校外の専門家等の人材活用や、組織として一体的な取組を可能とする支援体制の構築を目指します。 ・特別支援教育連携協議会では、関係機関との連携協力体制の構築等により、一人一人の教員及び療育にかかわる専門職員の、幼児・児童・生徒理解や相談等に対する専門性や指導力の向上を図ります。	指導課	80
81	教育、文化芸術活動・スポーツ等	教育環境の整備	・特別な支援を必要とする児童・生徒への支援の充実を図るため、教職員等を対象に研修会や講習会を実施し、複数の障がいを持つ児童・生徒に対応していきます。	・特別な支援を必要とする児童生徒への理解と支援の方法について、全ての学級を対象とした教職員を対象に研修会を実施しました。(8月・教育相談研修会) ・特別な支援を必要とする児童・生徒への支援の充実を図るため、教育課程説明会を実施しました。(講師：野田特別支援学校教諭と担当指導主事) 4月11日(火)15時～16時30分 通級指導教室・教育課程 説明会 4月12日(水)15時～16時30分 特別支援学級等新任担当者研修会「特別支援教育の基礎基本」 4月13日(木)15時～16時30分 特別支援学級・教育課程説明会	・特別な支援を必要とする児童・生徒への支援の充実を図るため、教職員等を対象に研修会や講習会を実施し、児童・生徒の多様なニーズに対応できる指導力の向上に努めます。	指導課	81

第2次野田市障がい者基本計画(改訂版)に基づく施策の進捗状況

通し 番号	項目(大)	項目(小)	事業内容及び方針	平成29年度の実績	平成30年度の実績予定	担当課	通し 番号
82	教育、文化芸術活動・スポーツ等	教育環境の整備	・実践的な研修により児童・生徒の個々の状況に応じた指導や教育の一層の充実を図ります。	・特別支援教育の正しい理解と支援の充実のため、野田市新規採用教職員及び転入教職員を対象とした研修会を実施しました。 4月14日(金) 講師:手をつなぐ親の会キャラバン隊「まめっ娘」 講義:「この街ですっと暮らしていきたい」 参加者:新規採用教職員(50名)市内転入職員(12名) ・学校人権教育の観点からも、障がいのある方の人権について上記の新規採用教職員及び転入教職員研修会で講義を設定しました。講師:児童家庭部人権・男女共同参画推進課啓発係職員 講義「野田市における人権教育について」 ・大学の先生方をお招きし、子どもの理解と保護者支援に関する研修会を開きました。 教育相談研修会Ⅰ 8月1日(火)①9時～12時「どの子にも達成感を～インクルーシブ教育システム構築の時代を迎えて～」 植草学園大学 発達教育学部 発達支援教育学科 准教授 加藤 悦子 先生 ②「読み書き障がいへの気づきと支援」 筑波大学大学院 人間総合科学研究科 教授 宇野 彰 先生 参加者①47名 ②59名 教育相談研修会Ⅱ 8月2日(木)不登校対策研修 13時30分～16時 「心に寄り添う教育相談の在り方」参加者49名 なんそう心理教育研究所 所長 上田 和子 先生 ・各学校では夏休みなどに、教育委員会と連携し、特別支援教育をテーマとした校内研修会や授業研究会を実施しました。	・新学習指導要領でも特別支援教育の観点からの要素がたくさん組み込まれました。特別支援教育の正しい理解と支援の充実のため、野田市新規採用教職員及び転入教職員を対象とした研修会を皮切りに、研修体制の充実を図ります。 ・教育委員会では、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりや、通常の学級での支援の在り方について、引き続き研修する機会を充実させます。そのために第一線で研究・実践している講師を招き、子どもの理解と保護者支援に関する研修会を開きます。 ・特別支援学校等の連携もより強めてまいります。	指導課	82
83	教育、文化芸術活動・スポーツ等	教育環境の整備	・学校施設については、障がいの有無に関わらず様々な人々が利用する公的な施設であり、災害発生時における利用等の観点も踏まえつつ、施設のバリアフリー化を推進し、障がいのある子どもにとっても利用しやすい教育施設の場を確保できるよう推進していきます。	【中央小学校】 渡り廊下の段差解消 【福田中学校】 生徒トイレ:洋便器6台→23台 教職員トイレ:洋便器0台→3台 給食調理員トイレ:洋便器0台→1台 【川間中学校】 生徒トイレ:洋便器7台→25台 教職員トイレ:洋便器0台→3台 給食調理員トイレ:洋便器0台→1台 【岩名中学校】 生徒トイレ:洋便器13台→18台 教職員トイレ:洋便器1台→3台	・学校施設については、障がいの有無に関わらず様々な人々が利用する公的な施設であり、災害発生時における利用等の観点も踏まえつつ、施設のバリアフリー化を推進し、障がいのある子どもにとっても利用しやすい教育施設の場を確保できるよう推進していきます。	教育総務課	83
83	教育、文化芸術活動・スポーツ等	文化芸術活動、スポーツ等の振興	・障がい者が様々なスポーツや文化活動に参加できるよう活動機会の拡大を図ります。	・障がい者が様々なスポーツや文化芸術活動に参加できるよう支援しました。 千葉県障害者スポーツ大会:参加者43名(応援等を含む)	・障がい者が様々なスポーツや文化活動に参加できるよう活動機会の拡大を図ります。	障がい者支援課 障がい者福祉係	83
84	教育、文化芸術活動・スポーツ等	文化芸術活動、スポーツ等の振興	・レクリエーションやスポーツの指導員を確保するとともに、障がい者自らが指導員として参画できるよう支援します。	・千葉県及び千葉県障害者スポーツレクリエーション協会主催の障害者スポーツ研修会等の案内を周知し、参加を促しました。	・指導員養成講習会の案内のお知らせ等、人材育成を図るために広く市民に周知していきます。	障がい者支援課 障がい者福祉係	84
85	教育、文化芸術活動・スポーツ等	文化芸術活動、スポーツ等の振興	・市報掲載等、広報・啓発に努め、障がいのある人もない人も、障がい者のスポーツや文化芸術活動に対する関心を深め、障がい者の健康増進や生活の質の向上を図ります。	・千葉県障害者スポーツ大会をはじめとする行事について、市報掲載等、広報・啓発に努めました。	・市報掲載等、広報・啓発に努め、障がい者のスポーツや文化芸術活動に対する関心を深め、障がい者の健康増進や生活の質の向上を図ります。	障がい者支援課 障がい者福祉係	85
86	教育、文化芸術活動・スポーツ等	文化芸術活動、スポーツ等の振興	・地域における学校卒業後の学習機会の充実のため、引き続き、教育、療育・障がい者青年学級終了後、自主的なサークル活動を行うため、引き続き、代表者の育成を図ります。	・障がい者青年学級「わたぼうし」を開設し、毎月1回日曜日に、障がいを持つ青年の社会的自立を目指して、調理実習やスポーツ、館外活動を行いました。 ・障がいを持つ青年とボランティアによる学級を開設し、代表者の育成を図りました。	・地域における学校卒業後の学習機会の充実のため、引き続き、教育、療育機関と連携を図り、生涯学習を支援することで、社会的自立を促進します。 ・障がい者青年学級終了後、自主的なサークル活動を行えるよう、引き続き、代表者の育成を図ります。	社会教育課、中央公民館	86

第2次野田市障がい者基本計画(改訂版)に基づく施策の進捗状況

通し 番号	項目(大)	項目(小)	事業内容及び方針	平成29年度の実績	平成30年度の実績予定	担当課	通し 番号
87	雇用・就業、 経済的自立 の支援	障がい者雇 用の促進	・障がい者の雇用促進を図るため、事業者と障がい者による「障 害者雇用促進合同面接会」に積極的な参加を促します。	・障がい者の雇用の促進を図るため、松戸公共職業安定所野 田出張所と連携し、松戸公共職業安定所が実施する「障害者雇 用促進就職面接会」について、ポスター、チラシ等による啓発活 動を行い、障がい者の参加を促しました。 面接会実施日：11月17日	・松戸公共職業安定所が実施する「障害者雇用促進就職面接 会」について、松戸公共職業安定所野田出張所と連携し、障が い者の雇用の促進を図るために、ポスター、チラシ等による啓 発活動を行い、参加を促します。	商工観光課	87
88	雇用・就業、 経済的自立 の支援	障がい者雇 用の促進	・雇用における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が 職場で働く場合の支障を改善するための措置が新たに規定さ れた改正障害者雇用促進法(平成28年4月施行)に基づき、障 がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働く場合の 支障を改善するための措置等について、広報啓発に取り組みま す。	・障害者差別解消法に関するパンフレットを、民間事業所等に 配布し、広報啓発に取り組みました。(商工観光課) ・障害者差別解消法に関するパンフレットを作成し、民間事業所 等に配布、啓発活動を実施しました。(障がい者支援課)	・引き続き障害者差別解消法に関するパンフレットを、民間事業 所等に配布します。(商工観光課) ・自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の権利擁護部 会にて、民間事業所に対する障害者差別解消法の周知活動の 検討を行い、実施します。(障がい者支援課)	障がい者支援課 相談支援係、商 工観光課	88
89	雇用・就業、 経済的自立 の支援	障がい者雇 用の促進	・「障害者雇用率制度」の普及促進を進めるとともに、改正障害 者雇用促進法(平成30年4月施行)施行に伴う精神障がい者の 雇用が義務化されたことを踏まえ、障がい者雇用について啓発 広報に努めます。	・障がい者の法定雇用率達成指導や市内の障がい者の雇用状 況及び各種支援制度を紹介した「障がい者・高齢者の雇用安 定のための各種支援等措置のご案内」を配布し啓発に努めまし た。 ・野田地区雇用対策協議会の事業として、野田市工業団地連絡 会、関宿工業団地連絡協議会等を対象に「障がい者雇用促進 説明会」を開催し、障がい者の雇用の安定・促進を図りました。 実施日：3月2日、参加：8社、8人	・「障害者雇用率制度」の普及促進を進め、改正障害者雇用促 進法の施行に伴い、法定雇用率の算定基礎に精神障がい者が 加えられるなどの障がい者雇用について、さらなる啓発広報に 努めます。 ・野田地区雇用対策協議会の事業として障がい者雇用促進説 明会を開催し、障がい者の雇用の安定・促進を図ります。	商工観光課	89
90	雇用・就業、 経済的自立 の支援	障がい者雇 用の促進	・宅地開発事業や大規模小売店舗等出店の事前協議の機会を 捉え障がい者の雇用について配慮していただくよう要請し、障 がい者雇用の促進を図ります。	・宅地開発事業や大規模小売店舗等出店の事前協議の際に、 障がい者の雇用について配慮していただくよう事業者に要請し ました。(商工観光課)	・引き続き、宅地開発事業や大規模小売店舗等出店の事前協 議の際に、障がい者の雇用について配慮していただくよう事業 者に要請し、障がい者雇用の促進を図ります。(商工観光課)	障がい者支援課 相談支援係、商 工観光課	90
91	雇用・就業、 経済的自立 の支援	障がい者雇 用の促進	・引き続き、障がい者の特性や適性に応じた訓練施設や就労の 場を確保するため、施設や場を整備・提供していただける法人 等に対する支援を検討するほか、障がい者相談支援事業の中 で、生活支援ワーカーと連携して、就労相談や情報提供の要請 に応じます。	・「障害者就業・生活支援センターはーとふる」が主催し、ハロー ワークや福祉事業所、企業等が参加する地域意見交換会等 における、障がい者の雇用の促進に協力しました。(商工観光課) ・「障害者就業・生活支援センターはーとふる」が主催し、ハロー ワークや福祉事業所、企業等が参加する地域意見交換会に参 加するとともに、関係機関との連絡体制強化を図りました。(障 がい者支援課)	・引き続き、障がい者の特性や適性に応じた訓練施設や就労の 場を確保するため、施設や場を整備・提供していただける法人 等に対する支援を検討します。(商工観光課) ・引き続き、「障害者就業・生活支援センターはーとふる」との連 携を密にし、併せて他の支援機関との連携強化にも取り組み、 障がい者相談支援における就労問題の支援に繋げる関係の促 進を図ります。(障がい者支援課)	障がい者支援課 相談支援係、商 工観光課	91
92	雇用・就業、 経済的自立 の支援	障がい者雇 用の促進	・社会福祉協議会が野田市斎場内に設置している「セレシヨッ プ やすらぎ」に従事している精神障がい者に対し就労に向けた支 援を実施します。	・斎場売店の従事者に対して、日々の業務態度や今後の課題 について自己評価する「やすらぎチャレンジシート」を継続実施 し、一般就労に向けた支援の拡充を図りました。 「やすらぎチャレンジシート」については、現状の支援に即した内 容に改定しました。 ・従事者の増加を図るため周知を行った結果、新規加入者が2 名となり、一般就労を目標に日々従事しています。	・野田市斎場内に設置している「セレシヨッブ・やすらぎ」に従事 している精神障がい者に対し、就労に向けた支援を継続して実 施します。 また、「やすらぎチャレンジシート」を中心に支援内容を見直し、 よりよい支援の提供を目指します。 ・斎場売店サポート委員会を月に1回開催し、情報の共有を図り ます。 ・高齢化に伴う支援者の減少により、平成30年度より「斎場売店 職員」を一般公募し、安定的な支援を提供できるよう努めます。	社会福祉協議会	92
93	雇用・就業、 経済的自立 の支援	障がい者雇 用の促進	・職業紹介相談員兼求人開拓員の事業所訪問などにより、「障 がい者職場実習奨励金支給事業」、「若年者等トライアル雇用 奨励金支給事業」、「野田市雇用促進奨励金交付事業」及び 「野田市起業家支援事業」の周知を図るとともに、利用促進につ いて関係機関と連携し、推進します。	・職業紹介相談員により「障がい者職場実習奨励金支給事 業」、「若年者等トライアル雇用奨励金支給事業」及び「雇用促 進奨励金交付事業」の周知を図るとともに、さらなる利用促進に ついて関係機関と連携し推進しました。 雇用促進奨励金交付対象障がい者：56人、障がい者職場実習 奨励金支給対象者：7事業所、11人	・職業紹介相談員により、従前から実施している「障がい者職場 実習奨励金支給事業」及び「野田市雇用促進奨励金交付事業」 のほか、30年度に創設予定の「トライアル雇用終了後若年者常 用雇用奨励金交付事業」の周知を図るとともに、さらなる利用促 進について関係機関と連携し、推進します。	商工観光課	93
94	雇用・就業、 経済的自立 の支援	総合的な就労 支援	・事業者に対し働きやすい環境づくりを要請する等の対応ととも に、講演会開催情報を提供することで理解の促進を図ります。	・就労を目指す障がい者からの相談に対してIT機器による訓練 プログラムを行っている職業リハビリテーションセンター、障害 者高等技術専門校の入校案内を窓口にて配布しました。 ・、松戸公共職業安定所が開催する「障害者雇用促進セミナー」 の情報提供を行いました。	・事業者に対し働きやすい環境づくりを要請する等の対応ととも に、講演会開催情報を提供することで理解の促進を図ります。	商工観光課	94

第2次野田市障がい者基本計画(改訂版)に基づく施策の進捗状況

通し 番号	項目(大)	項目(小)	事業内容及び方針	平成29年度の実績	平成30年度の実績予定	担当課	通し 番号
95	雇用・就業、 経済的自立 の支援	総合的な就労 支援	・職業紹介相談員兼求人開拓員の事業所訪問などにより、「障がい者職場実習奨励金支給事業」、「若年者等トライアル雇用奨励金支給事業」、「野田市雇用促進奨励金交付事業」及び「野田市起業家支援事業」の周知を図るとともに、利用促進について関係機関と連携し、推進します。(再掲)	・職業紹介相談員により「障がい者職場実習奨励金支給事業」、「若年者等トライアル雇用奨励金支給事業」及び「雇用促進奨励金交付事業」の周知を図るとともに、さらなる利用促進について関係機関と連携し推進しました。 雇用促進奨励金交付対象障がい者:56人、障がい者職場実習奨励金支給対象者:7事業所、11人	・職業紹介相談員により、従前から実施している「障がい者職場実習奨励金支給事業」及び「野田市雇用促進奨励金交付事業」のほか、30年度に創設予定の「トライアル雇用終了後若年者常用雇用奨励金交付事業」の周知を図るとともに、さらなる利用促進について関係機関と連携し、推進します。	商工観光課	95
96	雇用・就業、 経済的自立 の支援	総合的な就労 支援	・「障害者就業・生活支援センターはーとふる」が主催し、ハローワークや福祉事業所、企業等が参加する「地域意見交換会」等に参加し、障がい者の雇用の促進に努めます。	・「障害者就業・生活支援センターはーとふる」が主催し、ハローワークや福祉事業所、企業等が参加する地域意見交換会に参加するとともに、関係機関との連絡体制強化を図りました。	・引き続き、「障害者就業・生活支援センターはーとふる」との連携を密にし、併せて他の支援機関との連携強化にも取り組み、障がい者相談支援における就労問題の支援に繋げる関係の促進を図ります。	障がい者支援課 相談支援係	96
97	雇用・就業、 経済的自立 の支援	総合的な就労 支援	・障がい者の地域生活において、就労は非常に重要であり、専門機関である「障害者就業・生活支援センターはーとふる」に情報を提供、就労している者のフォローを連携して実施します。	・松戸公共職業安定所が主催する障害者雇用連絡会、障害者就業・生活支援センターはーとふるが主催する意見交換会に出席し、情報収集、意見交換を実施しました。	・今後も、松戸公共職業安定所が主催する障害者雇用連絡会、障害者就業・生活支援センターはーとふるが主催する意見交換会に出席し、情報収集、意見交換を実施します。	障がい者支援課 相談支援係	97
98	雇用・就業、 経済的自立 の支援	総合的な就労 支援	・「障害者就業・生活支援センターはーとふる」と連携し、障がい者に係る求人情報を提供するなど、障がい者の雇用につながるワンストップサービスの推進を図ります。	・松戸公共職業安定所が主催する障害者雇用連絡会、障害者就業・生活支援センターはーとふるが主催する意見交換会に出席し、情報収集、意見交換を実施しました。	・今後も、松戸公共職業安定所が主催する障害者雇用連絡会、障害者就業・生活支援センターはーとふるが主催する意見交換会に出席し、情報収集、意見交換を実施します。	障がい者支援課 相談支援係	98
99	雇用・就業、 経済的自立 の支援	障がい特性に 応じた就労支 援及び多様な 就業の機会 の確保	・事業者に対し働きやすい環境づくりを要請する等の対応とともに、講演会開催情報を提供することで理解の促進を図ります。	・就労を目指す障がい者からの相談に対してIT機器による訓練プログラムを行っている職業リハビリテーションセンター、障害者高等技術専門校の入校案内を窓口にて配布しました。 ・、松戸公共職業安定所が開催する「障害者雇用促進セミナー」の情報提供を行いました。	・事業者に対し働きやすい環境づくりを要請する等の対応とともに、講演会開催情報を提供することで理解の促進を図ります。	商工観光課	99
100	雇用・就業、 経済的自立 の支援	障がい特性に 応じた就労支 援及び多様な 就業の機会 の確保	・障がいの部位・特性等に配慮し、障がい者がITを活用し職域の拡大や障がいの特性に応じた雇用・就労形態の選択が可能となるよう、IT機器等の操作に習熟するための職業訓練を推進します。	・就労を目指す障がい者からの相談に対してIT機器による訓練プログラムを行っている職業リハビリテーションセンター、障害者高等技術専門校の入校案内を窓口にて配布しました。	・障がいの部位・特性等に配慮し、障がい者がITを活用し職域の拡大や障がいの特性に応じた雇用・就労形態の選択が可能となるよう、IT機器等の操作に習熟するための職業訓練を推進します。	商工観光課	100
101	雇用・就業、 経済的自立 の支援	障がい特性に 応じた就労支 援及び多様な 就業の機会 の確保	・「障害者就業・生活支援センターはーとふる」が主催し、ハローワークや福祉事業所、企業等が参加する「地域意見交換会」等、地域の就労支援関係機関と連携し、障がい者の就労支援を促進します。	・松戸公共職業安定所が主催する障害者雇用連絡会、障害者就業・生活支援センターはーとふるが主催する意見交換会に出席し、情報収集、意見交換を実施しました。	・今後も、松戸公共職業安定所が主催する障害者雇用連絡会、障害者就業・生活支援センターはーとふるが主催する意見交換会に出席し、情報収集、意見交換を実施します。	障がい者支援課 相談支援係	101
102	雇用・就業、 経済的自立 の支援	障がい特性に 応じた就労支 援及び多様な 就業の機会 の確保	・「野田市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、本市における障がい者就労施設等の提供する物品、役務の優先調達を推進します。	・障がい者就労施設等の提供する物品、役務の優先調達推進のため、各課、各施設へ市内の障がい者就労施設の受注事例を紹介し、受注を募いました。 実績: 936,400円 就労サポートの: 清掃工場の清掃及び雑務業務(清掃第一課) ひばり: リサイクルセンター研修棟の清掃業務(清掃第一課) 野田市心身障がい者福祉作業所: みかん石鹸(国保年金課) ふれあい喫茶つくしんぼ(秘書広報課)	・障がい者就労施設等の提供する物品、役務の優先調達推進のため、調達目標額を953,000円以上とし、各課、各施設へ市内の障がい者就労施設の受注事例を紹介、受注を募います。	障がい者支援課 計画係	102
103	雇用・就業、 経済的自立 の支援	経済的自立 の支援	・重度障がい者医療費助成の現物給付化については、千葉県に合わせて平成27年8月から実施します。(再掲)	・重度障がい者医療費助成を現物給付により実施しました。 身体 受給者2,489人 件数63,396件 知的 受給者 659人 件数9,635件 精神 受給者 196人 件数3,023件 合計 382,917,302円	・重度心身障がい者医療費の助成を行います。	障がい者支援課 障がい者福祉係	103

第2次野田市障がい者基本計画(改訂版)に基づく施策の進捗状況

通し 番号	項目(大)	項目(小)	事業内容及び方針	平成29年度の実績	平成30年度の実績予定	担当課	通し 番号
104	雇用・就業、 経済的自立 の支援	経済的自立 の支援	・心身障がい者福祉手当等については、現下の厳しい財政状況を踏まえた中で、制度の見直しに向け、対応を検討します。	・各種手当等の支給を行いました。 身体障がい者福祉手当 受給者2,720人 支給額154,921,500円 知的障がい者福祉手当 受給者144人 支給額9,500,400円 重度知的障がい者福祉手当 受給者140人 支給額13,554,550円	・各種手当の支給を行います。	障がい者支援課 障がい者福祉係	104
105	雇用・就業、 経済的自立 の支援	経済的自立 の支援	・就労については、「障害者・生活支援センターはーとふる」と連携し、就労を目指した障害福祉サービスの利用などの支援を実施するとともに、諸手当などの給付サービス、税政上の優遇措置等を運用し、総合的に障がい者の自立を支援していきます。	・次のとおり経済的支援を行いました。 重度心身障がい者医療費助成金実績 身体障がい者 2,489人 知的障がい者 659人 精神障がい者 196人 合計 382,917,302円 心身障がい者福祉手当支給実績 身体障がい者 2,720人 154,921,500円 知的障がい者 144人 9,500,400円 重度知的障がい者 140人 13,554,550円 利用者傷害保険料助成 341人 701,500円 通所施設等交通費助 成266人 7,202,840円 障害者就業・生活支援センターはーとふるが主催する意見交換会に出席し、情報収集、意見交換するとともに、利用者の就労について連携し支援を行いました。	・各種の助成や手当の支給を行います。 ・今後も、障害者就業・生活支援センターはーとふるが主催する意見交換会に出席し、情報収集、意見交換を実施するとともに関係機関との支援体制構築を図ります	障がい者支援課 相談支援係 障がい者福祉係	105
106	雇用・就業、 経済的自立 の支援	経済的自立 の支援	・民間施設(入所、通所)の傷害保険料の掛金について、負担の軽減を図るため、引き続き、支援していきます。	・障がい者支援施設や地域活動支援センターの利用者に対し傷害保険料の助成を行いました。 対象者341人 701,500円	・傷害保険料の助成を行います。	障がい者支援課 障がい者福祉係	106
107	雇用・就業、 経済的自立 の支援	経済的自立 の支援	・施設利用者の経済的負担の軽減を図るため、送迎のためのバスの運行費、通所者の支援施策を引き続き進めます。	・施設通所者の支援施策として、交通費の助成を行いました。 対象者266人 7,202,840円	・施設通所に係る交通費の助成を行います。	障がい者支援課 障がい者福祉係	107
108	生活環境	住宅の確保	・障がい者に配慮した公営住宅の生活環境整備を今後とも推進していきます。	・障がい者に配慮し、共用階段へ手摺りの取り付けを要望しました。(上花輪団地3号棟、七光台中央団地)	・障がい者に配慮した公営住宅の生活環境整備を今後とも推進していきます。	営繕課	108
109	生活環境	住宅の確保	・平成27年度以降については上花輪団地2号棟、3号棟、七光台中央団地の順に共用階段へ手すりの取り付けを行う予定です。		・緊急的な施設修繕を優先することになりますが、上花輪団地3号棟、七光台中央団地の共用階段へ手摺り取り付け(改修)を検討していきます。	営繕課	109
110	生活環境	住宅の確保	・障がい者の生活環境の向上のため、日常生活用具の一部として住宅改修の給付を行い、住宅のバリアフリー化の推進に努めます。	・障がい者の生活環境の向上のため、日常生活用具の一部として住宅改修の給付を行い、住宅のバリアフリー化の推進に努めました。 4件	・引き続き、障がい者が在宅で生活する環境の向上のため、日常生活用具の一部として住宅改修の給付を行い、住宅のバリアフリー化の推進に努めます。	障がい者支援課 相談支援係、障がい者福祉係	110
111	生活環境	住宅の確保	・グループホームについては、地域で生活する障がい者に対する在宅支援の拠点として、民設民営を基本とした整備を推進し、運営を支援するとともに、入居者の家賃についても支援し、利用の促進を図ります。(再掲)	・グループホームの利用促進を図るため、事業所の運営を支援するとともに、入居者の家賃補助を実施しました。 対象者数:90人 家賃補助額:11,012,504円 ・グループホームの運営に要する経費の一部を補助しました。 施設数:17箇所 補助額:7,417,510円 ・野田圏域障がい者グループホーム等連絡協議会に出席し情報の共有を図るとともに、近隣市へグループホーム運営について見学を実施しました。	・引き続き、グループホームの利用促進を図るため、事業所の運営を支援するとともに、入居者の家賃補助を実施します。 また、野田圏域障がい者グループホーム等連絡協議会への出席により情報共有を図るとともに、近隣市のグループホーム運営情報の収集と市内のグループホームの利用状況等の調査を定期的実施します。	障がい者支援課 相談支援係	111

第2次野田市障がい者基本計画(改訂版)に基づく施策の進捗状況

通し 番号	項目(大)	項目(小)	事業内容及び方針	平成29年度の実績	平成30年度の実績予定	担当課	通し 番号
112	生活環境	公共施設等のバリアフリー化の促進	・今後も引き続き改修等を行う場合には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づき施工するよう協議します。	・改修等を行う場合には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づき施工するよう協議、指導しました。 相談件数は12件で住居8件、公共施設1件、商業施設3件でした。 ・公益的施設について、高齢者や障がいのある人たちが安全で快適に利用できるような必要な整備基準への適合努力義務を求めました。 ・千葉県福祉のまちづくりの基準に満たない施設についても、高齢者や障害者に配慮した施設になるよう要請しています。	・今後も引き続き、施設整備や改修等を行う場合には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づき施工するよう協議の上、必要に応じて指導や要請を行います。	生活支援課社会係	112
113	生活環境	公共施設等のバリアフリー化の促進	・バリアフリー法に基づく「野田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」を基準とした都市公園の園路などの施設改修を引き続き実施し、障がい者や高齢者等誰もが快適に利用できる公園の整備を進めます。	・安全で快適な歩行空間を確保するため、街路樹の根上がりにより歩道に段差が生じていた4箇所の根の除去を行い段差の解消を図りました。	・バリアフリー法に基づく「野田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」を基準とした都市公園の園路などの施設改修や街路樹による良好な歩行空間の確保などを引き続き実施し、障がい者や高齢者等誰もが快適に利用できる公園、街路樹の整備を進めます。	みどりと水のまちづくり課	113
114	生活環境	障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進	・今後も、公共施設半径1,000m以内の福祉のまちづくりパトロールを実施し、歩行空間の安全確保(バリアフリー化)を図ります。また、公共施設のバリアフリー化については、ファシリティマネジメント基本方針及び27年度策定予定の野田市公共施設等総合管理計画の中で検討していきます。	・16路線のパトロールを行い、舗装穴の補修、側溝蓋の交換、側溝隙間の補強、歩車道境界ブロックの破損解消、段差の解消、散乱した砂利の除去、地権者に対する雑草の除去依頼などを行い、補修・改修に努めました。 いちいのホール周辺(2)、老人福祉センター周辺(2)、関宿中央ターミナル周辺(2)、木間ヶ瀬公民館周辺(2)、みずき小周辺(2)、川間中周辺(2)、福田第二小周辺(2)、東部中周辺(2) 16路線のパトロールの結果、指摘箇所数は市分69か所、国・県分17か所、警察等15か所、その他(現状維持)9か所の合計110か所でした。市分69か所の指摘箇所は工事等により全て改修いたしました。国・県で10か所、警察等で5か所の改修をいたしました。また、国・県で7か所、警察等で10か所が未改修となりました。 【営繕課】 ・交通バリアフリー法専門部会で決定した下記の整備を実施しました。 勤労青少年ホーム、福田公民館、関宿公民館の一部トイレ洋式化工事 関宿公民館の車椅子用トイレの改修工事 中央公民館玄関ポーチ手摺設置工事 携帯型集団補聴システムの購入(1式)	・平成28年度からの3か年間の計画の最終年度となります。その計画に沿って、公共施設関係1,000m以内の福祉のまちづくりパトロール16路線を実施し、歩行空間の安全確保(バリアフリー化)を図ります。 ・実施か所として北部公民館周辺(1)、関宿会館周辺(4)、島会館周辺(2)、関宿小周辺(2)、南部中周辺(2)、第一中周辺(2)、福田中周辺(2)、七光台駅周辺(1)を予定しています。 ・平成28年度からの3か年間のパトロール路線の実施完了を受け、新たな路線選定を行いません。 【営繕課】 ・交通バリアフリー法専門部会で決定した下記の整備工事を実施予定です。 総合公園体育館、南コミュニティセンターの一部トイレ洋式化及び文化会館ロビー手摺の設置、市役所1・2階トイレの一部に暖房付温水洗浄便座の設置	生活支援課社会係 営繕課	114
115	生活環境	障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進	・交通バリアフリー法に基づき作成した野田市移動円滑化基本構想に沿って、駅、駅前広場、道路、信号機等の一体的なバリアフリー化を推進していきます。	・交通バリアフリー法に基づき作成した野田市移動円滑化基本構想に沿って、駅、駅前広場、道路、信号機等の一体的なバリアフリー化を推進しました。(企画調整課・都市整備課) ・まめバス乗務員に対してバス停等での接客対応について周知しました。(企画調整課)	・交通バリアフリー法に基づき作成した野田市移動円滑化基本構想に沿って、駅、駅前広場、道路、信号機等の一体的なバリアフリー化を推進していきます。(企画調整課・都市整備課) ・まめバス乗務員へのバリアフリー教育を充実させ、接客サービスを向上させます。(企画調整課)	企画調整課、道路建設課、都市整備課	115
116	生活環境	障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進	・重点整備地区の愛宕駅周辺地区は、愛宕駅西口駅前広場の整備を進めるとともに、連続立体交差事業に合わせて駅のバリアフリー化を推進していきます。	・連続立体交差事業については、平成29年度に全線仮線切り替えが完了し、愛宕駅東口仮駅舎の開設により、平成27年度に供用開始した愛宕駅東口駅前広場(暫定形)と接続されたことにより、一体的なバリアフリーが図られました。 ・愛宕駅西口駅前広場については、同時に整備を進めるため、駅前広場用地の一部買収等と、土地開発公社による用地買収及び物件補償等を実施しました。 ＜参考＞ ・愛宕駅及び野田市駅は、連続立体交差事業により完全バリアフリー化が図られることから、事業の早期完成を推進していきます。 (仮線工事、愛宕駅・野田市駅仮駅舎建設工事、高架橋 工事等 事業進捗率:30.4%)	・重点整備地区の愛宕駅周辺地区は、愛宕駅西口駅前広場の整備を進めるとともに、連続立体交差事業の32年度高架切り替えによる駅のバリアフリー化を目指し、推進していきます。 ・愛宕駅西口駅前広場については、土地開発公社が先行取得した物件補償の一部買戻しを実施し、事業を推進していきます。 ＜参考＞ ・愛宕駅及び野田市駅は、連続立体交差事業により完全バリアフリー化が図られることから、事業の早期完成を推進していきます。	愛宕駅周辺地区市街地整備事務所、都市整備課	116

第2次野田市障がい者基本計画(改訂版)に基づく施策の進捗状況

通し 番号	項目(大)	項目(小)	事業内容及び方針	平成29年度の実績	平成30年度の実績予定	担当課	通し 番号
117	生活環境	障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進	・準重点整備地区の川間駅北口駅前広場は、街路事業に合わせて整備するとともに、野田市駅は、連続立体交差事業、区画整理事業等の実施に合わせてバリアフリー化を推進していきます。	・準重点整備地区の野田市駅は、連続立体交差事業により、バリアフリー化を進めるとともに、野田市駅前広場などの野田市駅西地区は、土地区画整理事業より、バリアフリー化に対応した整備を図っており、物件補償を進めました。	・準重点整備地区の野田市駅は、連続立体交差事業により、バリアフリー化を進めるとともに、野田市駅前広場などの野田市駅西地区は、土地区画整理事業より、バリアフリー化に対応した整備を図っており、引き続き、物件補償を進めます。	道路建設課、都市整備課	117
118	生活環境	障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進	・障がい者の通行の安全を図るため、視覚障がい者用信号機等(音声付信号機等)の設置について警察署に要望していきます。	・視覚障がい者用信号機の要望はありませんでした。 ・視覚障がい者の要望に応じ、市民生活課と協力し、横断旗の補充や横断旗入れボックスの位置変更を行いました。	・視覚障がい者用信号機(音声付信号機等)設置の要望があれば、市から野田警察署へ申請します。	市民生活課 障がい者支援課	118
119	生活環境	障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進	・障がい者の様々な要望に対応するため、船形地区の第二福祉ゾーンには、障害福祉サービス事業所ひばり、ほっと、みそらが整備されています。今後も、建設や運営能力が確実な法人等に土地を貸与し、民設民営による施設整備を図ります。	・具体的な実績はありません	・現在、具体的な要望はありませんが、今後も運営能力が確実な法人等に土地を貸与し、民設、民営による施設整備を図ります。	生活支援課社会係	119
120	生活環境	障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進	・施設整備については、障がい者が身近なところで施設を利用できるよう既存施設の有効活用等も含めて、野田市の現状と利用者の要望を踏まえ真に必要なものを見極め検討します。	・あおい空において、重症心身障害児者等を対象とした日中一時支援事業、短期入所事業を実施しました。 日中一時支援11人 短期入所事業9人利用	・引き続き、あおい空において、重症心身障害児者等を対象とした日中一時支援事業、短期入所事業を実施していきます。	障がい者支援課 計画係	120
121	生活環境	障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進	・障害者総合支援法により、障がい者種別を越えた施設サービスの利用が可能となっていることから、既存の障がい者施設の利用について検討していきます。	・自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の相談支援部会を開催し関係機関との情報報共有等を実施しました。また、障害者就業・生活支援センターは一とふるの地域意見交換会に参加し、支援体制の連携強化に努めました。 相談支援部会 3回開催 6/29 9/26 12/13	・引き続き、自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の相談支援部会を定期開催し関係機関との情報報共有等を図るとともに、障害者就業・生活支援センターは一とふるの地域意見交換会に参加し、支援体制の連携強化を図ります。	障がい者支援課 相談支援係	121
122	情報アクセシビリティ	情報バリアフリー化の推進	・障がい者のIT活用による就労や社会参加を促進するため、ITの利用について様々な角度から推進するとともに、その基盤となる情報通信機器(日常生活用具)給付の中で、引き続き支援していくほか、機器に関する情報提供や活用方法の検討についても進めていきます。	・野田公民館において、視覚障がい者を対象にパソコン講習会を開催しました。(社会教育課) ・社会福祉協議会への委託により障がい者パソコン講習会を実施しました。 参加者数5人(障がい者支援課)	・視覚障がい者パソコン講習会の受講対象者を視覚障がい者の家族及び支援グループにも広げ、視覚障がい者のIT利用に対し、周囲からの支援も進めていきます。(社会教育課) ・障がいのある人の情報活用能力の向上のため、パソコン教室等の研修・講習会の充実を図るなど障がい者のIT利用を総合的に支援します。(障がい者支援課)	障がい者支援課 相談支援係、社会教育課	122
123	情報アクセシビリティ	情報バリアフリー化の推進	・障がい者の情報活用能力の向上のため、パソコン教室等の研修・講習会の充実を図るほか、障がい者のITの利用を支援する支援技術者の養成・育成を推進するための施策を促進するなど障がい者のIT利用を総合的に支援します。	・障がい者パソコン講習会 開催日 10月2日から12月4日まで (3時間/回×8回=24時間) 場所:野田公民館情報活用コーナー 参加者数5人	・障がい者の情報活用能力の向上のため、パソコン教室等の研修・講習会の充実を図るなど障がい者のIT利用を総合的に支援します。	障がい者支援課 障がい者福祉係	123
124	情報アクセシビリティ	情報バリアフリー化の推進	・野田公民館情報活用コーナーでは事業を継続するとともに、引き続き社会福祉協議会及びボランティアセンターと講座情報の共有化を図り、情報提供体制を一層強化していきます。	・野田公民館における取組として、視覚障がい者パソコン講習会を開催し、延べ4名が受講しました。また開催に当たっては、施設ボランティア(延べ2名)がサポートしました。 (11月11日～2月10日、4回、2時間/回)	・引き続き、野田公民館情報活用コーナーでは、視覚障がい者パソコン講習会の受講対象者を視覚障がい者の家族及び支援者グループにも広げ、事業を継続するとともに、社会福祉協議会及びボランティアセンターと講座情報の共有化を図り、情報提供体制を一層強化していきます。	社会教育課	124
125	情報アクセシビリティ	情報提供の充実等	・公共サービスにおいては、補聴援助システムの普及や点字、録音物等による広報を推進するほか、手話通訳者、要約筆記者、点訳奉仕者、朗読者等の協力を求めるなど、それぞれの障がい特性に的確に対応した情報提供に努めます。	・点訳の会及び朗読グループあいの会の協力により、市報等の点字、録音物等による広報の推進に努めました。(社会福祉協議会) ・ボランティアセンターにおいて、点訳の会や朗読グループの協力により、点字、録音物等による広報の推進に努めました。(障がい者支援課) ・第5期野田市障がい福祉計画において、音声コードを添付しました。(障がい者支援課)	・引き続き点字、録音物等による広報を推進するほか、手話通訳者、要約筆記者、点訳奉仕者、朗読者等の協力を求めるなど、それぞれの障がい特性に的確に対応した情報提供に努めます。(障がい者支援課)	障がい者支援課 障がい者福祉係、社会福祉協議会	125
126	情報アクセシビリティ	情報提供の充実等	・講演会や説明会などにおいて、手話や要約筆記、補聴援助システム等が設置される旨の周知を図ります。	・イベント等において、手話や要約筆記、補聴援助システム等の設置について、チラシや広報紙にその旨を記載し、市民への周知に努めました。(障がい者支援課)	・引き続き、イベント等において、手話や要約筆記、補聴援助システム等の設置について、チラシや広報紙にその旨を記載し、市民への周知に努めました。(障がい者支援課) ・補聴援助システムの貸し出しについて周知を図ります。	障がい者支援課 障がい者福祉係、社会福祉協議会	126

第2次野田市障がい者基本計画(改訂版)に基づく施策の進捗状況

通し 番号	項目(大)	項目(小)	事業内容及び方針	平成29年度の実績	平成30年度の実績予定	担当課	通し 番号
127	情報アクセシ ビリティ	情報提供の 充実等	・障がい者が出席する会議については、会議資料の提供方法 や会議の進め方等について、できるだけ障がい特性に応じた形 となるよう努めます。	・障がい者が出席する会議等に必要な盲人ガイドヘルパーや意 思疎通支援者(手話通訳者、要約筆記者)の派遣を行いました 。また、必要に応じてヒアリンググループの貸し出しを行いま した。 社会福祉協議会委託(平成29年4月から12月まで) 手話通訳者派遣416件 要約筆記者派遣167件 市の直営方式(平成30年1月から3月まで) 意思疎通支援者派遣155件 盲人ガイドヘルパー派遣18件(社会福祉協議会へ委託)	・意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対し、意思疎通 支援者によるコミュニケーション手段の確保を継続します。	障がい者支援課 障がい者福祉係	127
128	情報アクセシ ビリティ	意思疎通支 援の充実	・コミュニケーション支援を必要とする視覚障がい者や聴覚障が い者のニーズに対応するため、盲人ガイドヘルパーや手話通訳 者、要約筆記者及び点訳奉仕者の養成研修を推進、強化する とともに、これらの派遣体制の充実強化を図ります。	・視覚障がい者や聴覚障がい者のニーズに対応するため、盲人 ガイドヘルパーや手話通訳者、要約筆記者の派遣及び手話通 訳者の養成研修を実施しました。 手話奉仕員養成講座 開催日 平成29年6月8日から平成29年12月21日まで 計27回 場所 総合福祉会館第3会議室 参加者 16名	・コミュニケーション支援を必要とする視覚障がい者や聴覚障が い者のニーズに対応するため、ガイドヘルパーの派遣。手話通 訳者及び要約筆記者の養成講座を実施します。(社会福祉協議 会)	障がい者支援課 障がい者福祉 係、社会福祉協 議会	128
129	情報アクセシ ビリティ	意思疎通支 援の充実	・各種サービス窓口における手話のできる職員の育成、配置や 点字の案内板等の設置を行うことにより、視聴覚障がい者の利 便性の向上を図ります。	・社会福祉協議会が実施する「手話奉仕員養成講座」を職員に 周知し、職員1名が受講しました。(人事課)	・手話講座については、多くの職員が受講できるよう、参加しや すい野田市会福祉協議会での養成講座や通信教育助成事業 等を周知するなどし、引き続き、受講を推進していきます。(人事 課)	障がい者支援課 障がい者福祉 係、人事課	129
130	情報アクセシ ビリティ	意思疎通支 援の充実	・市本庁舎及び関係支所に要約筆記の技能も備えた手話通訳 者を設置し、対応し利便性の向上を図っていきます。加えて、設 置通訳者の同行範囲について検討します。	・手話通訳者の設置について、平成28年に拡充した市役所に週 4日(4時間/日)、支所に週1日(4時間/日)を継続しました。 ・意思疎通支援者の派遣を社会福祉協議会への委託から、市 の直営方式に移行しました。	・市職員においても、手話を言語とするために、手話習得の機 会として、手話奉仕員養成講座の受講を案内していきます。	障がい者支援課 障がい者福祉係	130
131	情報アクセシ ビリティ	意思疎通支 援の充実	・公共施設においては、千葉県が定めた「障害のある人に対す る情報保障のガイドライン」に沿い、コミュニケーション支援体制 の充実に努めるとともに、コミュニケーションボード等の活用に より、知的障がい者や自閉症者などが円滑なコミュニケーション を行いやすくなるような環境づくりを推進します。	・聴覚や言語に障がいのある方への窓口等での対応について、 筆談対応ができることを示すマークの「筆談マーク」を用意し、 窓口等に設置しました。	・千葉県の「障害のある人に対する情報保障のガイドライン」に 基づき、庁内に周知を図るとともに、コミュニケーションボードを 導入し、コミュニケーション支援体制の充実に努めます。	障がい者支援課 障がい者福祉係	131
132	情報アクセシ ビリティ	意思疎通支 援の充実	・「手話言語法」の制定に向け、市としても法整備の実現に向け て支援していきます。	・手話奉仕員養成講座(前期)に市の職員が参加しました。	・引き続き市職員においても、手話を言語とするために、手話習 得の機会として、手話奉仕養成講座の受講を促します。また、 職員研修(障がい者理由とする差別の解消の推進に関する野 田市職員対応要領による研修)においても、手話習得の機会提 供を検討します。	障がい者支援課 障がい者福祉係	132
133	情報アクセシ ビリティ	行政情報バ リアフリー化の 推進	・引き続き、野田公民館情報活用コーナーでの障がい者のIT活 用を促進するための事業を継続するとともに、関係機関と連携 し機器の活用をより一層PRしていきます。	・野田公民館における取組として、視覚障がい者パソコン講習 会を開催しました。 (11月11日～2月10日、4回、2時間/回)	・視覚障がい者パソコン講習会の受講対象者を視覚障がい者 の家族及び支援者グループにも広げ、視覚障がい者のIT利用 に対し周囲からの支援を強化するとともに、機器の活用をより一 層PRしていきます。	社会教育課	133
134	情報アクセシ ビリティ	行政情報バ リアフリー化の 推進	・市公式ホームページは、障がい者を含む全ての人が利用しや すいホームページとなるよう、ウェブアクセシビリティ(年齢や身 体的制約、利用環境等に関係なく、誰もがホームページ等で提 供される情報や機能を支障なく利用できること)の維持・向上に 努めます。	・市ホームページのウェブアクセシビリティの維持向上に努めま した。 ・市報をカラー化したので、色覚障がいの方の利便性向上に配 慮した紙面づくりに努めました。	・引き続き、ウェブアクセシビリティの維持・向上に努めるととも に、市報などの頒布物のバリアフリー化を進めます。	広報広聴課	134
135	安全・安心	防災対策の 推進	・引き続き、防災会議委員に障がい者団体連絡会から女性1人 が参加し、地域防災計画等の作成等の取組を促進し災害に強い 地域づくりを促進します。	・医療救護活動の見直しに伴い、地域防災計画の修正を行いま した。	・引き続き、防災会議委員に障がい者団体連絡協議会から女性 1名(聴覚障がい者)の参加をいただき、地域防災計画の見直し を行う際には、障がい者の意見を計画に反映させていきます。	防災安全課	135
136	安全・安心	防災対策の 推進	・災害時に防災行政無線で聴覚障がい者に対して適切に情報 を伝達できるよう手帳を所有する世帯へ引き続き防災行政無線 の文字表示機能付戸別受信機の無償貸与を実施します。	・聴覚障がい者から、防災行政無線の文字表示機能付戸別受 信機の新規設置依頼はありませんでした。	・災害時に防災行政無線で聴覚障がい者に対して適切に情報 を伝達できるよう障がい者支援課と連携し、手帳を所有する世 帯へ引き続き、防災行政無線の文字表示機能付戸別受信機の 無償貸与を実施します。	防災安全課	136

第2次野田市障がい者基本計画(改訂版)に基づく施策の進捗状況

通し 番号	項目(大)	項目(小)	事業内容及び方針	平成29年度の実績	平成30年度の実績予定	担当課	通し 番号
137	安全・安心	防災対策の 推進	・避難行動要支援者名簿を作成し、個人情報の保護に留意しつつ、自治会や自主防災組織への働き掛けを行い台帳の整備を進め、安全な避難体制を確立していきます。	・新たに要支援名簿登載の対象となった方に、名簿への登載とその名簿を避難支援等関係者へ情報提供することについての同意確認及び意向確認を年3回行い、更新名簿を作成の上、自治会や自主防災組織等の避難支援等関係者に提供し、個別計画の作成を含めた台帳整備を行いました。(高齢者支援課)	・年3回(7月、11月、翌年3月)名簿更新作業を実施の上、新たな避難行動要支援者名簿を作成し、個人情報の保護に留意しつつ、自治会や自主防災組織等の避難支援等関係者に提供してまいります。同時に個別計画の作成を含めた台帳整備を進めていきます。(高齢者支援課)	障がい者支援課 障がい者福祉 係、高齢者支援 課	137
138	安全・安心	防災対策の 推進	・災害時に、一般の避難所での避難生活が困難なため、特別な配慮をする障がい者や高齢者のみの世帯の方が避難する福祉避難所において、障がい者が必要な物資を含め、障がい特性に応じた支援を得ることができるよう必要な体制を整備します。	・避難所開設訓練の実施に伴い、川間公民館において、福祉避難スペースの確保を実施するとともに、障害のある人との避難生活を共にすることを想定して避難者に障がい特性を理解を得るために、障がい特性について野田市手をつなぐ親の会「キャラバン隊まめっ娘」の協力により説明を行いました。	・防災フェアなどの機会を通じて、福祉避難スペースの周知に取り組めます。	障がい者支援課 障がい者福祉係	138
139	安全・安心	防災対策の 推進	・障がい者関係団体の参加により防災関係部局及び福祉関係部局との連携の下で、引き続き防災訓練の実施等の取組を促進し災害に強い地域づくりを推進します。	・防災フェアで、障がい者団体などの協力により障がいに関する講演を予定しておりましたが、台風の接近により中止となりました。	・引き続き、防災関係部局と連携し、防災訓練や避難所開設訓練の取組を促進してまいります。	障がい者支援課 障がい者福祉 係、防災安全課	139
140	安全・安心	防災対策の 推進	・自主防災組織の設立を促進するほか、防災訓練実施に活動補助金を交付するなど、災害に強い地域づくりを推進します。	・自主防災組織設立時の資機材補助金、設立後4年を経過した自主防災組織への資機材補助金、防災訓練実施の活動補助金の拡充を行った結果、新たに11団体が設立され、217組織、組織率は50.2%となりました。	・新たに自主防災組織を設立する自主防災組織に対し、引き続き、資機材等の補助金や防災活動に対する補助金の交付を行い、地域防災力の向上を図ります。	防災安全課	140
141	安全・安心	防災対策の 推進	・災害発生時又は災害が発生するおそれのある場合に、障がい者に適切に情報を伝えるための防災ハンドブックを引き続き作成し配布します。	・防災安全課窓口及び市民課窓口、関宿支所、出張所、市内公民館にて防災ハンドブックを配布しました。	・災害発生時又は災害が発生するおそれのある場合に、障がい者に適切に情報を伝えるための防災ハンドブックを、転入時及び公共施設窓口で配布します。	防災安全課	141
142	安全・安心	防犯対策の 推進	・青色回転灯搭載の防犯パトロール車両によるパトロールを行い犯罪抑止に努めます。	・北部地区に設置した「まめばん」とともに、青色回転灯搭載の防犯パトロール車両2台による市内全域のパトロール及び不審者情報付近の重点パトロールを行い犯罪抑止に努めました。 ・市報、ホームページ、まめメール等で、市内で発生する犯罪情報を提供し、被害に遭わないよう広報周知を行いました。 ・防犯推進員による市内の全小学校へ防犯教室(低学年向け)を実施。	・青色回転灯搭載の防犯パトロール車両によるパトロールを行い犯罪抑止に努めます。 ・「まめばん」を活用した犯罪情報の発信、防犯指導及び啓発に努めます。 ・市報、ホームページ、まめメール等で、市内では発生する犯罪状況を提供し、被害に合わないよう広報周知を行います。	防災安全課	142
143	安全・安心	消費者トラブルの防止及び被害からの救済	・障がい者の消費者トラブルを防止するため、消費生活センターのPRと合わせ、消費生活展、出前講座、消費生活セミナーを通じ、消費者問題について広く啓発を図ります。また、関係機関と連携を図り、出前講座を実施します。	・障がい者に対して実績はありませんでした。	・障がい者の消費者トラブルを防止するため、消費生活センターのPRとあわせ、消費生活展、出前講座、消費生活セミナーを通じ、消費者問題について広く啓発を図ります。また、障がい者支援課等の関係機関と連携を図り、出前講座を実施します。	市民生活課	143
144	差別の解消及び権利擁護の推進	障がい者を理由とする差別の解消の推進	・平成28年4月の障害者差別解消法の施行に合わせ、法の趣旨、目的等に関する効果的な広報、啓発活動、相談体制の整備に取り組み、障がい者を理由とする差別の解消の推進を図ります。	・障害者差別解消法の周知、啓発活動等として、民間事業者に対し障害者差別解消法パンフレットを配布しました。また、8月には福祉のまちづくり講座にて、30年1月にはボランティアサークルほのぼの会研修会にて、職員による障害者差別解消法等の講演を行いました。	・引き続き、民間事業所等に対し障害者差別解消法の周知活動を実施していきます。また、野田市自立支援・障がい者差別解消法支援地域協議会の権利擁護部会において、連携強化とともに事例の共有等を行い情報の共有を図ります。	障がい者支援課 相談支援係	144
145	差別の解消及び権利擁護の推進	障がい者を理由とする差別の解消の推進	・雇用における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働く場合の支障を改善するための措置が新たに規定された改正障害者雇用促進法(平成28年4月施行)に基づき、障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働く場合の支障を改善するための措置等について、広報啓発に取り組みます。(再掲)	・障害者差別解消法に関するパンフレットを民間事業所等に配布し、広報啓発に取り組みました。(商工観光課) ・障害者差別解消法に関するパンフレットを作成し、民間事業所等に配布し、広報啓発に取り組みました。 ・障がい者福祉ガイドブックにおいて、障がい者を理由とする差別の項目を設けました。 ・障害者就業・生活支援センターは一とふるが主催する意見交換会に出席しました。 ・障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する野田市職員対応要領をもとに市職員及び指定管理者の職員に対し、研修を実施しました。(3月23日 午前、午後各1回) (障がい者支援課)	・障害者差別解消法に関するパンフレットを民間事業所等に配布し、改正障害者雇用促進法(平成28年4月施行)に定められた雇用における障がい者に対する差別の禁止及合理的配慮の提供義務、事業主に対し苦情処理、紛争解決援助の措置についての広報啓発に取り組みます。(商工観光課) ・引き続き、民間事業所等に対し障害者差別解消法の周知活動を実施していきます。また、野田市自立支援・障がい者差別解消法支援地域協議会の権利擁護部会において、連携強化とともに事例の共有等を行い情報の共有を図ります。(障がい者支援課)	障がい者支援課 相談支援係、商 工観光課	145

第2次野田市障がい者基本計画(改訂版)に基づく施策の進捗状況

通し 番号	項目(大)	項目(小)	事業内容及び方針	平成29年度の実績	平成30年度の実績予定	担当課	通し 番号
146	差別の解消 及び権利擁 護の推進	権利擁護の 推進	・障がい者総合相談センターは、障がい者虐待防止センター機能を有していることから、障がい者の虐待通報、届出等に対応するとともに相談体制の充実に努めます。また、障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発を行い、障がい者虐待防止に努めます。	・障がい者支援課相談支援係が障害者虐待防止センターとして対応しており、平成29年度13件の通報、届出等を受け、3件を虐待認定しました。 ・10月1日号の市報に障がい者虐待防止の案内を掲載しました。 また、千葉県が主催する障害者虐待防止・権利擁護研修に年3回参加しました。	・障がい者支援課相談支援係が障害者虐待防止センターとして、今後も障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発を行い、障がい者虐待防止に努めます。 併せて千葉県等による虐待防止の研修に積極的に参加します。	障がい者支援課 相談支援係	146
147	差別の解消 及び権利擁 護の推進	権利擁護の 推進	・障害年金など個人の財産については、障がい者が「成年後見制度利用支援事業」を利用して適切に管理できるよう支援します。	・長期入院患者を抱える医療機関や入所施設からの相談に応じ、障害年金など個人の財産については、障がい者が「成年後見制度利用支援事業」を利用して適切に管理できるよう支援し、平成29年度市長申立てを1件実施しました。	・今後も医療機関や関係施設等と連携し、障害年金など個人の財産について、障がい者が「成年後見制度利用支援事業」を利用して適切に管理できるよう支援を継続するとともに、支援の必要な方に市長申立の実施を行います。	障がい者支援課 相談支援係	147
148	差別の解消 及び権利擁 護の推進	権利擁護の 推進	・日常生活自立支援事業については、相談等において、今後、相談支援員等からの支援につながるケースも想定されるため、福祉サービス事業所を中心に普及活動に努めます。(再掲)	・相談支援事業、成年後見制度、日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)について、障がい福祉ガイドブックに制度を掲載し、普及啓発に努めました。	・日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)については、相談等において、今後、相談支援専門員等からの支援につながるケースも想定されるため、福祉サービス事業所、相談支援事業所を中心に普及活動に努めます。	障がい者支援課 相談支援係	148
149	差別の解消 及び権利擁 護の推進	権利擁護の 推進	・成年後見制度については、市民後見人の養成を行い支援体制の充実に努めるとともに、障がい者福祉ガイドブック等により情報提供及び関係機関等と連携するなど相談状況に応じた支援を実施します。また、積極的な広報・啓発活動を行うとともに、制度の適切な利用の推進を図ります。(再掲)	・権利擁護に関する相談が59件あり、成年後見制度の市長申立て件数が1件ありました。 ・障がい者を理由とする差別相談が5件ありました。 ・相談窓口において、障がい福祉ガイドブックに記載されている成年後見制度、日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)等により情報提供するとともに、関係機関等につなぐなど相談状況に応じた支援を実施しました。	・社会福祉協議会の市民後見制度と連携を図ります。 障がい福祉ガイドブック(成年後見制度、日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業))による情報提供及び関係機関等と連携するなど相談状況に応じた支援を引き続き実施します。 ・積極的な広報・啓発活動を行うとともに、制度の適切な利用の推進を図ります。	障がい者支援課 相談支援係	149
150	行政サービス 等における配 慮	行政機関にお ける配慮及び 障がい者理 解の促進等	・新規採用職員研修を始め、職員を対象とした接遇に関する研修を実施するとともに、職員自らが考え実践するための接遇改善委員会を設置し、更なる接遇マナーの向上に努めます。	・障がい者に対する理解を深めるために、4月の新規採用職員研修(第一次)において、障がい者団体による研修を実施しました。新規採用職員18名 ・障害者差別解消法の施行に伴い策定した「障がい者を理由とする差別の解消に関する野田市職員対応要領」の内容を、各職級別(主事、主任主事、係長及び課長級職員)の研修会において講義しました。受講者:105人 ・職員の障がい者への理解を促進し、接遇等に生かすため、野田市手をつなぐ親の会キャラバン隊「まめっ娘」による研修会を実施しました。職員、指定管理者157人 ・接遇マナー向上などを図るため、4月の新規採用職員研修(第一次)において研修を実施しました。新規採用職員18名	・障害者差別解消法の施行に伴う研修会については、障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領に基づき実施します。 ・各職級職員研修において、障害者差別解消法についての研修を実施します。 ・障がい者団体による研修を4月の新規採用職員研修(第一次)に実施します。 ・新規採用職員など未受講の職員を対象に認知症サポーター養成講座を実施します。 ・4月に実施する新規採用職員研修(第一次)において、専門家による接遇・マナーの研修を実施します。	人事課	150
151	行政サービス 等における配 慮	行政機関にお ける配慮及び 障がい者理 解の促進等	・職員の障がい者への理解の促進を図るため、引き続き障がい者当事者団体の協力を得ながら研修を実施します。	・職員の障がい者への理解を促進するための研修を、野田市手をつなぐ親の会によるキャラバン隊「まめっ娘」の協力の下、新規採用職員研修(第一次)及び障がい者を理由とする差別の解消に関する研修会で実施しました。	・4月に新規採用職員研修(第一次)において野田市手をつなぐ親の会によるキャラバン隊「まめっ娘」による研修を実施します。 ・障害者差別解消法の施行に伴う研修については、障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領に基づき、各職級別研修において実施します。	人事課	151
152	行政サービス 等における配 慮	行政機関にお ける配慮及び 障がい者理 解の促進等	・対人関係力を伸ばす講座を通信教育助成の対象講座にするとともに、職員への周知を行い受講者の増加に努めていきます。	・社会福祉協議会が実施する「手話奉仕員養成講座」を職員に周知し、職員1名が受講しました。	・手話講座については、多くの職員が受講できるよう、参加しやすい野田市会福祉協議会での養成講座や通信教育助成事業等を周知するなどし、引き続き、受講を推進していきます。	人事課	152

第2次野田市障がい者基本計画(改訂版)に基づく施策の進捗状況

通し 番号	項目(大)	項目(小)	事業内容及び方針	平成29年度の実績	平成30年度の実績予定	担当課	通し 番号
153	行政サービス等における配慮	行政機関における配慮及び障がい者理解の促進等	・教職員については、正しい理解と支援の充実のため、特別支援教育に関する研修会や公開研究会等への参加を引き続き推進していくとともに、研修・研究の機会の拡充に努めます。	・特別支援教育の正しい理解と支援の充実のため、野田市新規採用教職員及び転入教職員を対象とした研修会を実施しました。 4月14日(金) 講師:手をつなぐ親の会キャラバン隊「まめっ娘」 講義:「この街でずっと暮らしていきたい」 参加者:新規採用教職員(50名)市内転入職員(12名) ・学校人権教育の観点からも、障がいのある方の人権について上記の新規採用教職員及び転入教職員研修会で講義を設定しました。講師:児童家庭部人権・男女共同参画推進課啓発係職員 講義「野田市における人権教育について」 ・大学の先生方をお招きし、子どもの理解と保護者支援に関する研修会を開きました。 教育相談研修会Ⅰ 8月1日(火)①9時～12時「どの子にも達成感を～インクルーシブ教育システム構築の時代を迎えて～」 植草学園大学 発達教育学部 発達支援教育学科 准教授 加藤 悦子 先生 ②「読み書き障がいへの気づきと支援」 筑波大学大学院 人間総合科学研究科 教授 宇野 彰 先生 参加者①47名 ②59名 教育相談研修会Ⅱ 8月2日(木)不登校対策研修 13時30分～16時 「心に寄り添う教育相談の在り方」参加者49名 なんそう心理教育研究所 所長 上田 和子 先生 ・各学校では夏休みなどに、教育委員会と連携し、特別支援教育をテーマとした校内研修会や授業研究会を実施しました。	・新学習指導要領でも特別支援教育の視点からの要素がたくさん組み込まれました。特別支援教育の正しい理解と支援の充実のため、野田市新規採用教職員及び転入教職員を対象とした研修会を皮切りに、研修体制の充実を図ります。 ・教育委員会では、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりや、通常の学級での支援の在り方について、引き続き研修する機会を充実させます。そのために第一線で研究・実践している講師を招き、子どもの理解と保護者支援に関する研修会を開きます。 ・特別支援学校等の連携もより強めてまいります。	指導課	153
154	行政サービス等における配慮	行政機関における配慮及び障がい者理解の促進等	・人権教育・啓発に関する野田市行動計画(第二次改訂版)では、障がい者の人権問題を課題の一つに位置付けており、野田市人権に関する市民意識調査の課題も踏まえ、様々な場や各種機会を通して施策を推進していきます。	・「人権教育・啓発に関する野田市行動計画(第2次改訂版)」に基づき、個別の人権課題(障がい者)及び一人ひとりの人権擁護のための施策を推進しました。 ・人権啓発冊子の配布・活用 人権意識の高揚と偏見・差別の解消のため、啓発資料「人権ア・ラ・カルト」等を配布・活用し、あらゆる機会を人権啓発の場と捉え、啓発を推進しました。 ・「障がい」をテーマとする講演会の実施 「人権啓発推進企業連絡協議会研修会」 テーマ:ユニバーサルデザインが拓く日本の未来 開催日:6月22日(木) 会場:市役所8階大会議室 参加者:41人	・人権教育・啓発に関する野田市行動計画(第2次改訂版)では、障がい者の人権問題を課題の一つに位置付けており、現行動計画が平成31年度で満了となることから、見直しの基礎資料とするため、「人権に関する市民意識調査」を市民2,000人を対象に実施します。	人権・男女共同参画推進課	154
155	行政サービス等における配慮	選挙等における配慮等	・移動に困難を抱える障がい者に配慮した投票所のバリアフリー化など、引き続き、投票環境の向上に努めます。	移動に困難を抱える障がい者等に配慮するため、スロープ設置や土足化を図るほか、全ての投票所に車椅子用記載台や点字器を設置するなど、投票所のバリアフリー化、障がい者の利用に配慮した投票設備の設置等に努めました。	・移動に困難を抱える障がい者に配慮した投票所のバリアフリー化など、引き続き、投票環境の向上に努めます。	選挙管理委員会	155
156	行政サービス等における配慮	選挙等における配慮等	・障がい者が自らの意志に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施等の取組を促進します。	・代理投票制度について、市報や市ホームページ等において周知を図り、障がい者が自らの意志に基づき円滑に投票できるように努めました。	・障がい者が自らの意志に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施等の取組を促進します。	選挙管理委員会	156
157	行政サービス等における配慮	選挙等における配慮等	・指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がい者の投票機会の確保に努めます。	・不在者投票制度(指定病院等における不在者投票、郵便投票等)について、市報や市ホームページ等において周知を図り、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がい者の投票機会の確保に努めました。	・指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がい者の投票機会の確保に努めます。	選挙管理委員会	157

第2次野田市障がい者基本計画(改訂版)に基づく施策の進捗状況

通し 番号	項目(大)	項目(小)	事業内容及び方針	平成29年度の実績	平成30年度の実績予定	担当課	通し 番号
158	啓発・広報	広報・啓発活動の推進	・共生社会の理念を普及するとともに、障がい者に関する正しい理解を促して心のバリアフリー化を進めるため、「福祉のまちづくりフェスティバル」「ふれあいハートまつり」「子ども釣り大会」を始めとする各種行事や講演会を中心に、一般市民、ボランティア団体、障がい者団体、企業、NPOなど幅広い層の参加による啓発活動等を推進します。	・障がいのある方と共にみんなが一緒に参加できる各行事を通して、障がい者について正しい理解と認識を持つことができました。行事への積極的な参加の機会となりました。 第43回おひさまといっしょに 開催日:6月17日(土) 場所:関宿総合体育館 参加校:柳沢小、第一中 第27回サンスマイル 場所:野田市文化会館 開催日:7月25日(火) 参加校:市内小中学校特別支援学級、南部小、福一小、川間小、木間ヶ瀬小 第21回福祉のまちづくりフェスティバル 第16回市民ふれあいハートまつり 同時開催 開催日:11月18日(土) 場所:文化会館 ボランティア参加 南部中学校 福祉のまちづくり講座(全6回) 6・7月:参加者58名 北部公民館 講演「共生社会の実現に向けて」「体験してわかる相手の気持ち」「オレンジリングって、何」 10・11月:参加者68名 木間ヶ瀬公民館 実施内容:「障がい者差別解消法について」、「疑似体験及び障がい者スポーツ体験」、「認知症サポーター養成について」実施しました。	・障がいのある方と共にみんなが一緒に参加できる各行事を通して、障がい者について正しい理解と認識を持つことができるよう積極的な参加を推進します。 第44回おひさまといっしょに 場所:関宿総合体育館 開催日:6月16日(土) 参加校:福田中、南部中 第28回サンスマイル 場所:野田市文化会館 開催日:7月24日(火) 参加校:市内小中学校特別支援学級、宮崎小、七光台小、二川小、山崎小 など 第22回福祉のまちづくりフェスティバル 第17回市民ふれあいハートまつり 同時開催 福祉のまちづくり講座を実施予定 川間公民館(予定) 1回目 市の職員に福祉のトピックス的な内容の講演の時間を1時間程度、ゲーム的なものを1時間程度 2回目 疑似体験など 3回目 交流会、ニュースポーツなど 福田公民館(予定) 疑似体験、中学校の校長先生の福祉の講演、防災訓練高校生(中学生)との。	障がい者支援課 障がい者福祉係、生活支援課 社会係、指導課	158
159	啓発・広報	広報・啓発活動の推進	・障害者基本法に定められた障害者週間において、懸垂幕を掲揚し、啓発活動を推進します。また、視覚障がい者のために、音声による啓発についても検討します。	・12月3日～9日の障害者週間に市役所の懸垂塔に懸垂幕を掲揚するとともに、窓口にポスターを掲示し、啓発を図りました。 ・市役所ふれあいギャラリーを活用して12月6日から12月12日まで、福祉作業所等で作成した作品を展示しました ・7月1日号の市報から「みんなで支えるバリアフリー」を掲載し、障がいの理解を進めました。	・引き続き12月3日～12月9日の障害者週間に、啓発の一環として懸垂幕を掲示します。 ・あわせて、市役所ふれあいギャラリーを活用して12月5日から12月11日まで、福祉作業所等で作成した作品を展示します。	障がい者支援課 計画係	159
160	啓発・広報	広報・啓発活動の推進	・野田市子ども人権作品展に向けて、市内各学校で作文やポスター、標語等を募集し障がい者に対する理解を促進します。	・野田市子ども人権作品展に向けて、市内各学校から作文やポスター、標語等を募集し、障がい者に対する理解を深めました。 ・特別支援学級に在籍する児童・生徒の絵画や工作、家庭科作品を「たんぼぼ作品展」では、ふれあいギャラリーに展示し、より多くの市民の方々への理解を深める場となりました。	・引き続き、野田市子ども人権作品展に向けて、市内各学校から作文やポスター、標語等を募集し、障がい者に対する理解を深めます。 ・特別支援学級に在籍する児童・生徒の絵画や工作、家庭科作品をふれあいギャラリーに展示し、「たんぼぼ作品展」を通して、市民の方々への理解を深めていただきます。	指導課	160
161	啓発・広報	広報・啓発活動の推進	・各種障がい者のためのマークについて市報等の手段を通じ周知するなど、市民全体の障がい者に対する理解を深めるとともに、関係機関等との連携を図り、地域住民への啓発・広報を展開します。	・12月3日～9日の障害者週間に市役所の懸垂塔に懸垂幕を掲揚するとともに、窓口にポスターを掲示し、啓発を図りました。 ・市役所ふれあいギャラリーを活用して12月6日から12月12日まで、福祉作業所等で作成した作品を展示しました。	・引き続き12月3日～12月9日の障害者週間に、啓発の一環として懸垂幕を掲示します。 ・あわせて、市役所ふれあいギャラリーを活用して12月5日から12月11日まで、福祉作業所等で作成した作品を展示します。	障がい者支援課 計画係	161
162	啓発・広報	広報・啓発活動の推進	・障害者総合支援法を始めとする各種福祉サービスの周知徹底を図るため、障がい者福祉ガイドブックや広報紙、ホームページ等による広報活動の充実に努めます。	・障害者差別解消法に関するパンフレットを作成し、民間事業所、障害者支援施設等に配布し啓発活動を実施しました。 ・障害者週間にあわせて、12月1日号の市報に、障害者差別解消法、心のバリアフリーを周知掲載しました。 ・障害者虐待防止法について、10月1日号の市報に周知掲載しました。	・障害者差別解消法に関するパンフレットを活用し、民間事業所等への啓発活動を継続して実施します。	障がい者支援課 相談支援係	162
163	啓発・広報	障がい及び障がい者理解の促進	・障がい者団体や施設等が行う、障がい者に対する理解促進のための啓発、広報活動を積極的に支援するとともに、広く情報提供に努めます。	・12月3日～9日の障害者週間に市役所の懸垂塔に懸垂幕を掲揚するとともに、窓口にポスターを掲示し、啓発を図りました。 ・市役所ふれあいギャラリーを活用して12月6日から12月12日まで、福祉作業所等で作成した作品を展示しました。 ・7月1日号の市報から「みんなで支えるバリアフリー」を掲載し、障がいの理解を進めました。	・引き続き12月3日～12月9日の障害者週間に、啓発の一環として懸垂幕を掲示します。 ・あわせて、市役所ふれあいギャラリーを活用して12月5日から12月11日まで、福祉作業所等で作成した作品を展示します。	障がい者支援課 計画係	163

第2次野田市障がい者基本計画(改訂版)に基づく施策の進捗状況

通し 番号	項目(大)	項目(小)	事業内容及び方針	平成29年度の実績	平成30年度の実績予定	担当課	通し 番号
164	啓発・広報	障がい及び障がい者理解の促進	・体験学習や交流教育などの小・中学校等における学校教育活動を通じ、障がい者に対する理解を深める福祉教育を社会福祉協議会とも連携し積極的に推進します。	・小・中学校では、児童生徒の実態に応じて、特別支援学級と通常学級との共同・交流学習に取り組みました。特別支援学校との居住地校交流も実施できました。ボランティアサークルの協力を得て、小学校で車いす体験や手話・点字の学習等を実施し、障がい者に関する理解を深めました。	・小・中学校等における体験学習や交流教育などの学校教育活動を通じ、障がい者に対する理解や福祉教育を、社会福祉協議会とも連携し積極的に推進します。	指導課	164
165	啓発・広報	障がい及び障がい者理解の促進	・体験学習、交流教育の実施に当たっては、3障がいのバランスに配慮するとともに、障がい当事者との交流機会の創設に努めます。	・特別支援教育の正しい理解と支援の充実のため、野田市新規採用教職員及び転入教職員を対象とした研修会を実施しました。 4月14日(金) 講師:手をつなぐ親の会キャラバン隊「まめっ娘」 講義:「この街ですっと暮らしていきたい」 参加者:新規採用教職員(50名)、市内転入職員(12名) ・学校人権教育の観点からも、障がいのある方の人権について上記の新規採用教職員及び転入教職員研修会で講義を設定しました。講師:児童家庭部人権・男女共同参画推進課啓発係職員 講義「野田市における人権教育について」	・新学習指導要領でも特別支援教育の視点からの要素がたくさん組み込まれました。特別支援教育の正しい理解と支援の充実、人との温かい関わりができるように体験学習や研修体制の充実を図ります。	指導課、障がい支援課障がい者福祉係	165
166	啓発・広報	障がい及び障がい者理解の促進	・引き続きフィルムライブラリーの充実及び利用促進を図り、障がいや障がい者理解のための啓発に努めます。	・障がい者に対する市民の理解を深めるため、小学校の人権教育、人権・男女共同参画推進課が実施する市民や企業向けの人権教育研修会等で利用するフィルムライブラリー教材の貸出しを行いました。 ＜平成29年度の人権関係教材の貸出件数＞ 延べ貸出件数: 19回 延べ利用者数: 653人	・引き続き、フィルムライブラリーの利用促進を図り、障がいや障がい者理解のための啓発に努めます。	社会教育課	166
167	啓発・広報	障がい及び障がい者理解の促進	・平成26年度より福祉のまちづくり講演会に代わり、公民館の連続講座として、その趣旨を継続した福祉のまちづくり講座を開設しています。誰もが地域において豊かに生きる社会となるよう、より身近な課題として市民の理解が深まる事業を展開し、啓発を図ります。	・福祉のまちづくり講座実績 会場①:北部公民館 テーマ:「みんなが幸せになるために」 実施日:6月28日～7月12日(全3回) 延べ参加人数:67人 会場②:木間ヶ瀬公民館 テーマ:「みんながいきいき暮らせるまちづくり」 実施日:10月18日～11月1日(全3回) 延べ参加人数:68人	・福祉のまちづくり講座実施予定 会場①:川間公民館 テーマ:「共に学び、共に楽しもう」 実施日:6月27日～7月11日(全3回) 延べ参加人数:78人 会場②:福田公民館 テーマ:未定 実施日:11月下旬～12月中旬(全3回) 募集人数:30人	社会教育課	167
168	啓発・広報	障がい及び障がい者理解の促進	・人権教育・啓発に関する野田市行動計画(第2次改訂版)では、障がい者の人権問題を課題の一つに位置付けており、野田市人権に関する市民意識調査の課題も踏まえ、様々な場や各種機会を通して施策を推進していきます。(再掲)	・「人権教育・啓発に関する野田市行動計画(第2次改訂版)」に基づき、個別の人権課題(障がい者)及び一人ひとりの人権擁護のための施策を推進しました。 ・人権啓発冊子の配布・活用 人権意識の高揚と偏見・差別の解消のため、啓発資料「人権ア・ラ・カルト」等を配布・活用し、あらゆる機会を人権啓発の場と捉え、啓発を推進しました。 ・「障がい」をテーマとする講演会の実施 「人権啓発推進企業連絡協議会研修会」 テーマ:ユニバーサルデザインが拓く日本の未来 開催日:6月22日(木) 会場:市役所8階大会議室 参加者:41人 (再掲)	・人権教育・啓発に関する野田市行動計画(第2次改訂版)では、障がい者の人権問題を課題の一つに位置付けており、現行動計画が平成31年度で満了となることから、見直しの基礎資料とするため、「人権に関する市民意識調査」を市民2,000人を対象に実施します。(再掲)	人権・男女共同参画推進課	168
169	啓発・広報	ボランティア活動等の推進	・ボランティア活動の推進を図るため、ニーズの高いボランティア関係の講座を開催、実施していきます。	・夏休みボランティア体験講座 ボランティア団体に協力をいただき、自然観察とクリーンボランティア体験コースの実施。市内高齢者施設及び関係機関に協力をいただき、高齢者疑似体験コースのボランティア体験を実施しました。 ・車いす・目かくし歩行体験講座 市内9小学校にて実施 ・ボランティアサロンの開催 ボランティア情報提供、交流の機会を目的に「ボランティアサロン」を開催いたしました。	・夏休みボランティア体験講座 夏季休暇期間の開催 ・車いす・目かくし歩行体験講座 申込のある市内小中学校にて実施 ・ボランティアサロンの開催 ボランティア情報提供、交流の機会を目的に開催。	社会福祉協議会	169

第2次野田市障がい者基本計画(改訂版)に基づく施策の進捗状況

通し 番号	項目(大)	項目(小)	事業内容及び方針	平成29年度の実績	平成30年度の実績予定	担当課	通し 番号
170	啓発・広報	ボランティア活動等の推進	・地域でのスムーズなボランティアの受入れのため地区社会福祉協議会において研修会を開催します。	・地区社協ボランティアスタッフ懇談会 地域でのスムーズなボランティアの受入れ及びコーディネートの充実を図るため、ボランティアについて学びました。	・地区社協ボランティアスタッフ懇談会 地域でのスムーズなボランティアの受入れ及びコーディネートの充実を図るため、認知症予防や健康づくりについて学びます。	社会福祉協議会	170
171	啓発・広報	ボランティア活動等の推進	・ホームページ、SNS、「社福のだ」、「ボランティア通信」を活用し、ボランティアに関する情報を広く提供します。	・ホームページ、SNS、社福のだ、ボランティア通信を活用し、ボランティアに関する情報を広く提供します。	・ホームページ、SNS、「社福のだ」、「ボランティア通信」を活用し、ボランティアに関する情報を広く提供するとともにホームページの活用についても周知します。	社会福祉協議会	171
172	啓発・広報	ボランティア活動等の推進	・若年層のボランティア活動普及を目的にボランティア活動の主旨や内容を記載した冊子を作成し、市内の中学校を卒業する生徒に配布します。	・ボランティア、福祉活動へのきっかけづくりを目的にガイドブック「はじめの一步応援します」を市内の中学校を卒業する生徒に配布し、ボランティア活動の普及に努めました。	・ボランティア、福祉活動へのきっかけづくりを目的にガイドブック「はじめの一步応援します」を市内の中学校を卒業する生徒に配布し、ボランティア活動の普及に努めます。 ・若年層に関心があるボランティア情報の収集に努めます。	社会福祉協議会	172
173	啓発・広報	ボランティア活動等の推進	・イベント以外の機会を利用し、引き続き「ボランティア活動」へのきっかけづくりと人材発掘に努めます。	・ホームページやSNSを活用し、若年層のボランティア活動へ参加促進を図りました。	・引き続きボランティア活動を身近に感じていただけるよう参加しやすいボランティア活動及び啓発活動を通じ、ボランティアの活性化に尽力していただけるきっかけづくりと人材発掘に努めます。	社会福祉協議会	173

「第3次野田市障がい者基本計画（案）」への意見などの記入用紙

委員名 _____

意見箇所 ① ページ番号 ② 行番号	ページ _____ 上から _____ 行目 下から _____ 行目
意見など	

平成30年8月30日 配布

平成30年9月25日 意見提出締切日

担当：障がい者支援課 計画係 えびはら 蛸原、森本
電話 04-7125-1111（内線 2142）
FAX 04-7123-1095

第3次野田市障がい者基本計画（案）

（計画期間：平成31年度～平成35年度）

平成〇〇年〇月

全ページに音声コード
（Uni-Voice）を表示する
予定です。



第3次野田市障がい者基本計画（案）目次

（計画期間：平成31年度～平成35年度）

第1章 総論 （1～4 P）

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

（5～16 P）

第3章 計画の基本的な考え方 （17～22 P）

第4章 各分野における施策の基本的な方向性

（23～86 P）

付 録 ① 団体・法人ヒアリング意見抜粋

② 障がい者福祉に関するアンケート

結果報告書抜粋※付録は添付省略

「障害」の「害」の字のひらがな表記に関する基本方針について

野田市では、平成22年11月1日に「障害」の「害」の字のひらがな表記に関する基本方針を策定し、公用文等で「障害」という言葉が単語又は熟語として用いられ、前後の文脈から人又は人の状態を表す場合は、「害」をひらがな表記としています。本計画書（案）も本方針の趣旨に則り作成しています。

【「障害」の「害」の字のひらがな表記に関する基本方針実施目的抜粋】

～「障害」の「害」の字は、身体障害者福祉法の制定の際に「礙(がい)」や「碍(がい)」(礙(がい)の俗字)の字が当用漢字の制限を受けて使用できないため、代わりに使用されるようになりました。しかし、一般的に「害」という字には、「悪くすること」、「わざわい」等の否定的な意味があり、「障がい」は、本人の意思でない生来のものや病気や事故などに起因するものであることから、障がい者を表すときに「害」を用いることは人権尊重の観点からも好ましくないものと考えます。そこで、市は、障がいのある方に対する差別や偏見をなくし、少しでも障がいのある方に対して不快感を与えないようにするため、また、障がい者に対する理解の市民啓発の観点から、市が作成する公文書等について「障害」の「害」の字をひらがな表記に改めて、より一層の障がい者福祉の充実を図ることにより、障がいへの理解を進め、心のバリアフリーを推進します。

なお、今後、国の法令等において、「障害」の「害」の字が「碍」に改められた場合も、野田市においては、本方針に基づき、引き続きひらがな表記とすることとします。～

第1章 総論

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 国・県の対応

平成19年度に「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）」に署名以降、次のとおり障がい施策、制度の改正を実施しました。

年度	内容
平成23年度	・「障害者基本法の一部を改正する法律」成立、施行 ・「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に対する法律（障害者虐待防止法）」成立
平成24年度	・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」成立 ・「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に対する法律（障害者虐待防止法）」施行 ・「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」成立 【県】第四次千葉県障害者計画改訂
平成25年度	・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」一部施行 ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」成立 ・「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（障害者雇用促進法）」成立 ・「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」施行 【国】第三次障害者基本計画策定

平成25年度（平成26年1月20日）の「障害者権利条約」の批准書を国連に寄託しました。

年度	内容
平成26年度	・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」完全施行 【県】第五次千葉県障害者計画策定
平成28年度	・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」施行 ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び

	児童福祉法の一部を改正する法律」成立及び一部施行 ・「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の一部施行 ・「発達障害者支援法の一部を改正する法律」成立、施行
平成 29 年度	・「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」成立、一部施行 【国】 第四次障害者基本計画策定 【県】 第六次千葉県障害者計画策定
平成 30 年度	・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」施行 ・「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の施行 ・「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」施行

(2) 野田市の対応

平成 11 年度に「野田市障害者基本計画」を策定し、各種施策に取り組み、福祉サービスの向上に努めてまいりました。

野田市障がい者基本計画は、平成 15 年度末及び平成 18 年度末に改訂を行い、さらに平成 24 年度以降「第 2 次野田市障がい者基本計画」を策定し、平成 26 年度末に改訂を行っています。

近年の野田市の障がい福祉に関する法制度などの動向

年度	内容
平成 26 年度	・第 2 次野田市障がい者基本計画改訂及び第 4 期野田市障がい福祉計画策定
平成 28 年度	・野田市地域自立支援協議会を野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会に改組（専門部会に権利擁護部会を配置） ・障がいを理由とする差別の解消の推進に関する野田市職員対応要領策定
平成 29 年度	・第 5 期野田市障がい福祉計画及び第 1 期障がい児福祉計画策定
平成 30 年度	・第 3 次野田市障がい者基本計画策定

(3) 計画策定の趣旨

障がいのある人の人数は増加しております。また、障がいのある人の重度化、高齢化などにより、障がい福祉に対するニーズも複雑かつ多様化しています。

現行計画の進捗状況を検証し、アンケート調査、障がい者団体、障がい福祉事業を展開する法人とヒアリングを実施してきました。

これらの結果を総合的に勘案したほか、平成 30 年 3 月に国が策定した第四次障害者基本計画、千葉県が策定した第六次千葉県障害者計画を踏まえ、障がいのある人に関わる施策を国の計画において示されている分野ごとに施策を推進していきます。

(4) 計画の期間

第 3 次野田市障がい者基本計画は、平成 31 年度から 5 年間とします。

また、平成 30 年度から 3 年間の第 5 期野田市障がい者福祉計画、第 1 期障がい児福祉計画と一体的な推進を図ります。

【障がい者基本計画の推移】

年度	計画名	計画期間
平成 10 年度	野田市障害者基本計画策定	平成 11 年度～平成 22 年度
平成 15 年度	野田市障害者基本計画改訂	
平成 18 年度	野田市障害者基本計画第二次改訂	
平成 21 年度	〈計画期間 1 年延長〉	第 2 期野田市障害福祉計画の計画期間と統一を図るため 平成 22 年度→平成 23 年度
平成 23 年度	第 2 次野田市障がい者基本計画策定	平成 24 年度～平成 29 年度
平成 26 年度	第 2 次野田市障がい者基本計画改訂版	
平成 29 年度	〈計画期間 1 年延長〉	第四次障害者基本計画、第六次千葉県障害者計画策定後に第 3 次基本計画を策定するため 平成 29 年度→平成 30 年度
平成 30 年度	第 3 次野田市障がい者基本計画策定	平成 31 年度から 5 年間

【障がい福祉計画の推移】

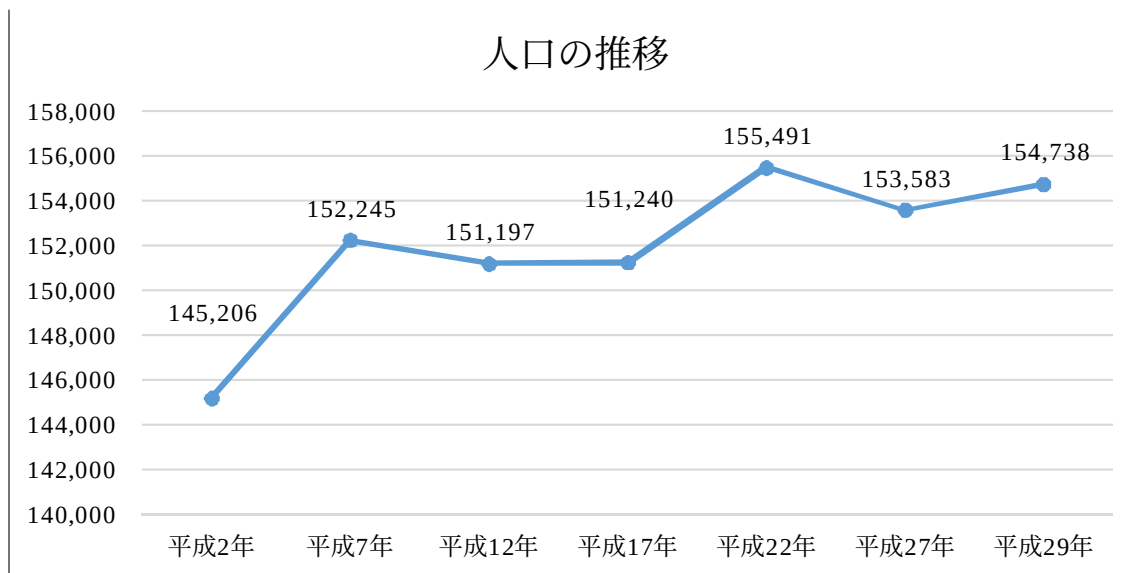
年度	計画名	計画期間
平成 17 年度	第 1 期野田市障害福祉計画策定	平成 18 年度～平成 20 年度
平成 20 年度	第 2 期野田市障害福祉計画策定	平成 21 年度～平成 23 年度
平成 23 年度	第 3 期野田市障がい福祉計画策定	平成 24 年度～平成 26 年度
平成 26 年度	第 4 期野田市障がい福祉計画策定	平成 27 年度～平成 29 年度
平成 29 年度	第 5 期野田市障がい福祉計画策定 (第 1 期障がい児福祉計画)	平成 30 年度～平成 32 年度

第2章 障がい者等を取り巻く現状

1 野田市の概要

(1) 人口・世帯数等の推移

平成29年度（平成29年10月1日現在）の野田市の人口は、154,738人となっています。平成7年度の国勢調査までは、大きな伸びを示していましたが、近年は、緩やかに推移しています。



（単位：人）

資料：国勢調査。ただし、平成29年度は住民基本台帳による。

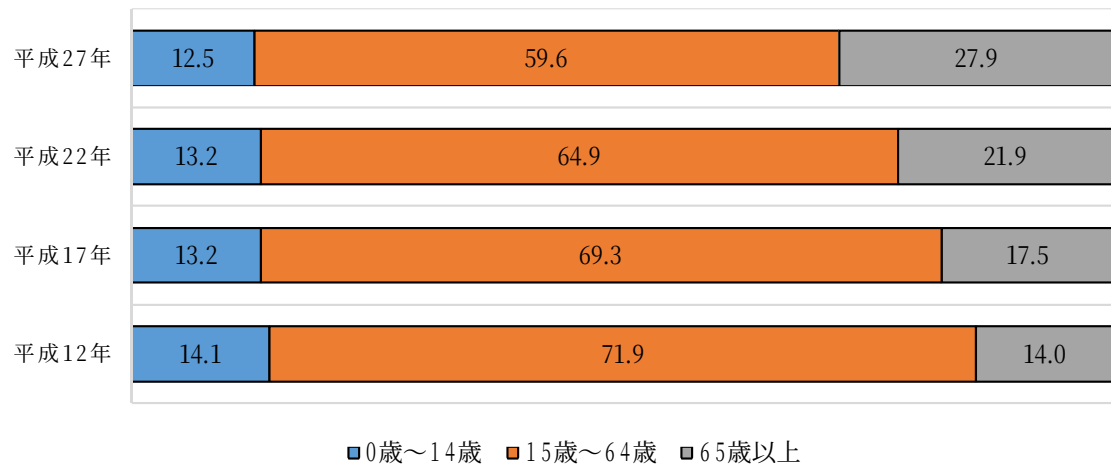
数値は、各年度10月1日現在

平成12年度以前は旧関宿町を含む。

(2) 年齢別人口構成の推移

年齢別人口構成においては、14歳以下の子ども及び15歳から64歳までの生産年齢層の割合が減少傾向にあり、逆に65歳以上の割合が大きく増加しています。このことから野田市においても少子・高齢化が進んでいることが分かります。

年齢別人口構成の推移



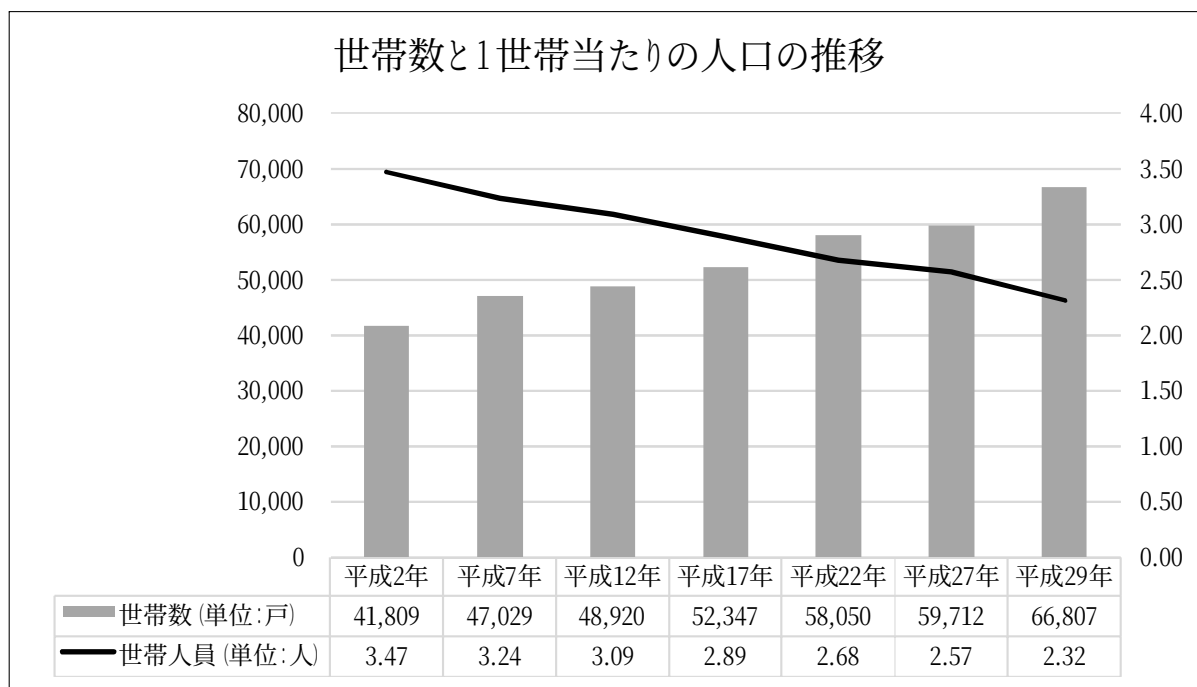
(単位：%)

資料：国勢調査。数値は、各年度10月1日現在

(3) 世帯数と1世帯当たりの人数の推移

野田市の世帯数は、平成29年度（平成29年10月1日現在）で66,807世帯と一貫して増加しています。

しかし、1世帯当たりの人数については、平成2年の3.47人から平成29年の2.32人と1人以上の減少となっており、世帯の少人数化が進んでいることが分かります。



資料：国勢調査。ただし、平成29年は住民基本台帳による。

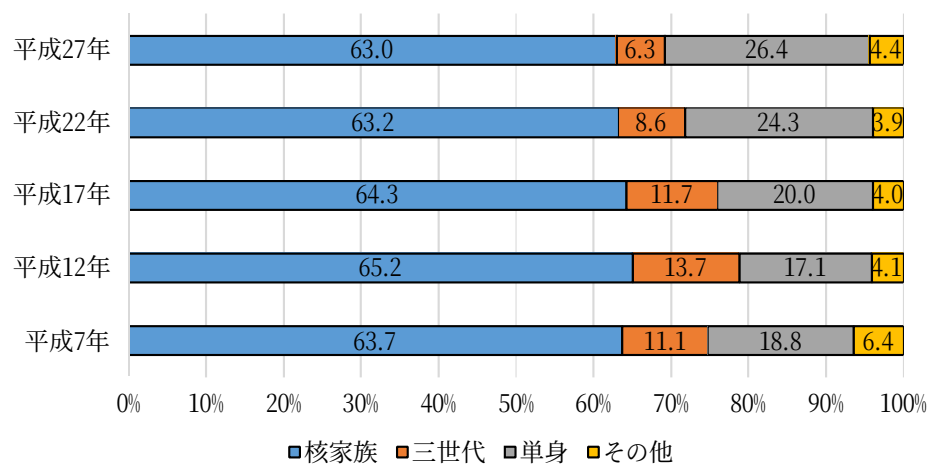
数値は、各年度10月1日現在

平成12年度以前は旧関宿町を含む。

(4) 世帯類型の推移

世帯類型については、三世代同居世帯の減少が見られる一方、単身世帯は、増加しています。

世帯累計の推移



資料：国勢調査

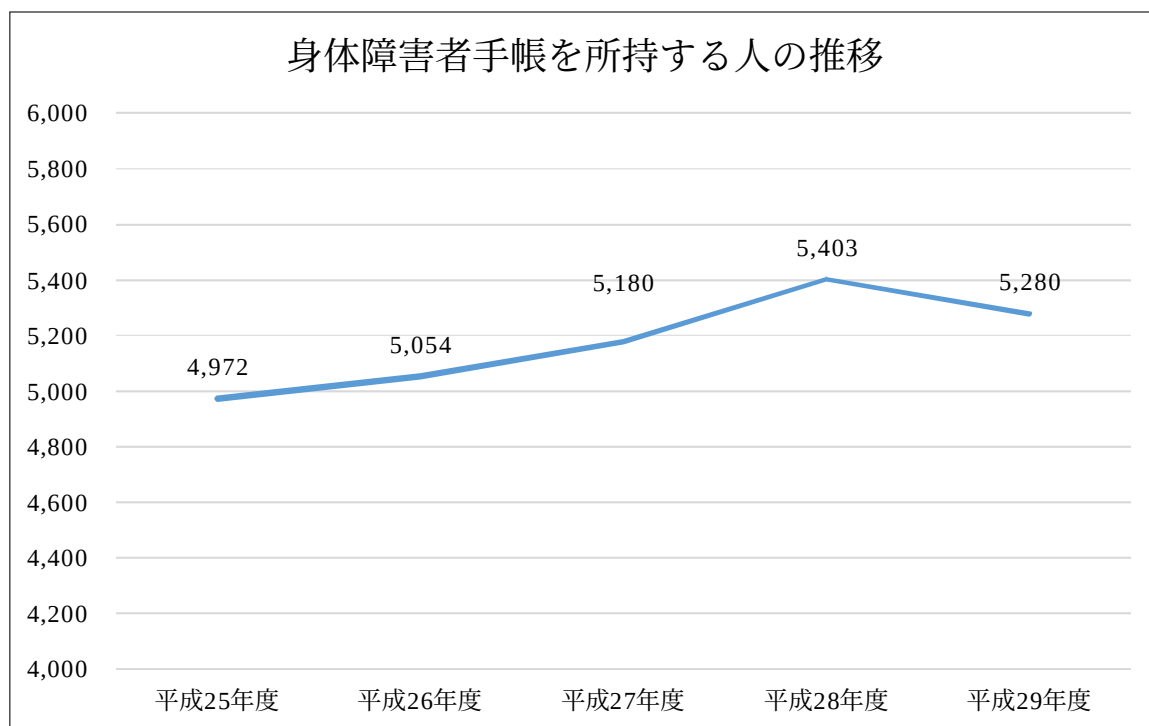
数値は、各年度 10 月 1 日現在

2 障がいのある人などの状況

(1) 身体障害者手帳を所持する人

① 身体障害者手帳を所持する人の推移

身体障害者手帳を所持する人は増加傾向です。平成 29 年度（平成 30 年 3 月 31 日現在）の身体障害者手帳を所持する人は 5,280 人で、平成 25 年度と比較し 308 人増加しています。



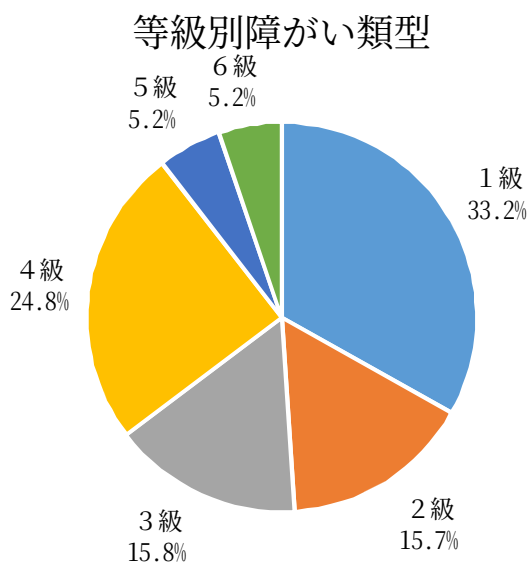
(単位：人)

資料：障がい者支援課台帳
各年度 3 月 31 日現在

② 身体障害者手帳の級別及び種別について

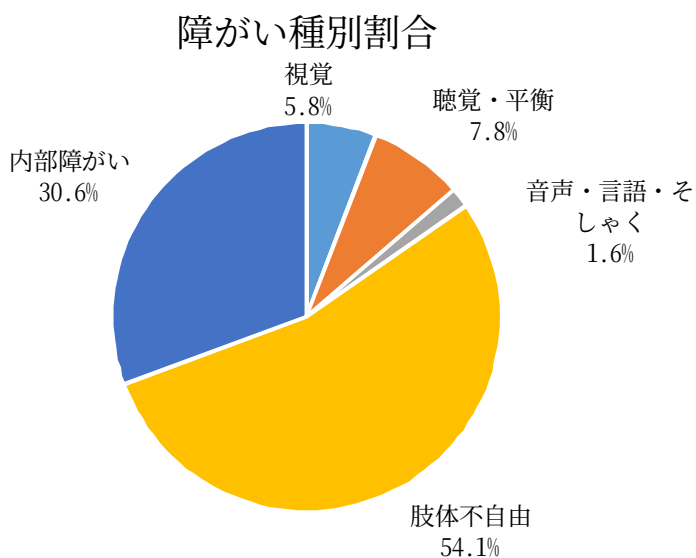
重度（障がい等級 1 級及び 2 級）の身体障がいのある人は、全体の 48.9%と約半数となります。

障がい種別では、肢体不自由が 54.1%と過半数を占め、次いで内部障がい 30.6%となり、肢体不自由と内部障がい 84.7%を占めます。



資料：障がい者支援課台帳

平成 30 年 3 月 31 日現在



資料：障がい者支援課台帳

平成 30 年 3 月 31 日現在

③ 身体障害者手帳の状況

障がい種別		区分	身体障害者 手帳所持者	内 訳					
				1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
視 覚 障 が い	18 歳未満		2	0	0	0	0	2	0
	18 歳以上		305	94	97	23	26	50	15
	計		307	94	97	23	26	52	15
聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 が い	18 歳未満		19	1	4	4	3	0	7
	18 歳以上		394	23	110	45	86	5	125
	計		413	24	114	49	89	5	132
音 声 ・ 言 語 そ しゃく 機 能 障 が い	18 歳未満		2	1	0	0	1	0	0
	18 歳以上		85	6	10	43	26	0	0
	計		87	7	10	43	27	0	0
肢 体 不 自 由	18 歳未満		62	38	9	4	4	4	3
	18 歳以上		2,794	525	573	532	821	216	127
	計		2,856	563	582	536	825	220	130
内 部 障 が い	18 歳未満		13	12	0	1	0	0	0
	18 歳以上		1,604	1,052	28	182	342	0	0
	計		1,617	1,064	28	183	342	0	0
	心 臓	18 歳未満	4	4	0	0	0	0	0
		18 歳以上	758	591	6	73	88	0	0
		計	762	595	6	73	88	0	0
	呼 吸 器	18 歳未満	3	3	0	0	0	0	0
		18 歳以上	108	29	3	68	8	0	0
		計	111	32	3	68	8	0	0
	じ ん 臓	18 歳未満	3	2	0	1	0	0	0
		18 歳以上	434	415	1	16	2	0	0
		計	437	417	1	17	2	0	0
	ぼうこう 又は直腸	18 歳未満	1	1	0	0	0	0	0
		18 歳以上	258	1	2	18	237	0	0
		計	259	2	2	18	237	0	0
	小 腸	18 歳未満	0	0	0	0	0	0	0
		18 歳以上	4	0	0	1	3	0	0
		計	4	0	0	1	3	0	0
	免 疫	18 歳未満	0	0	0	0	0	0	0
		18 歳以上	36	14	12	6	4	0	0
		計	36	14	12	6	4	0	0
	肝 臓	18 歳未満	2	2	0	0	0	0	0
		18 歳以上	6	2	4	0	0	0	0
		計	8	4	4	0	0	0	0
合 計	18 歳未満		98	52	13	9	8	6	10
	18 歳以上		5,182	1,700	818	825	1,301	271	267
	計		5,280	1,752	831	834	1,309	277	277

(単位：人)

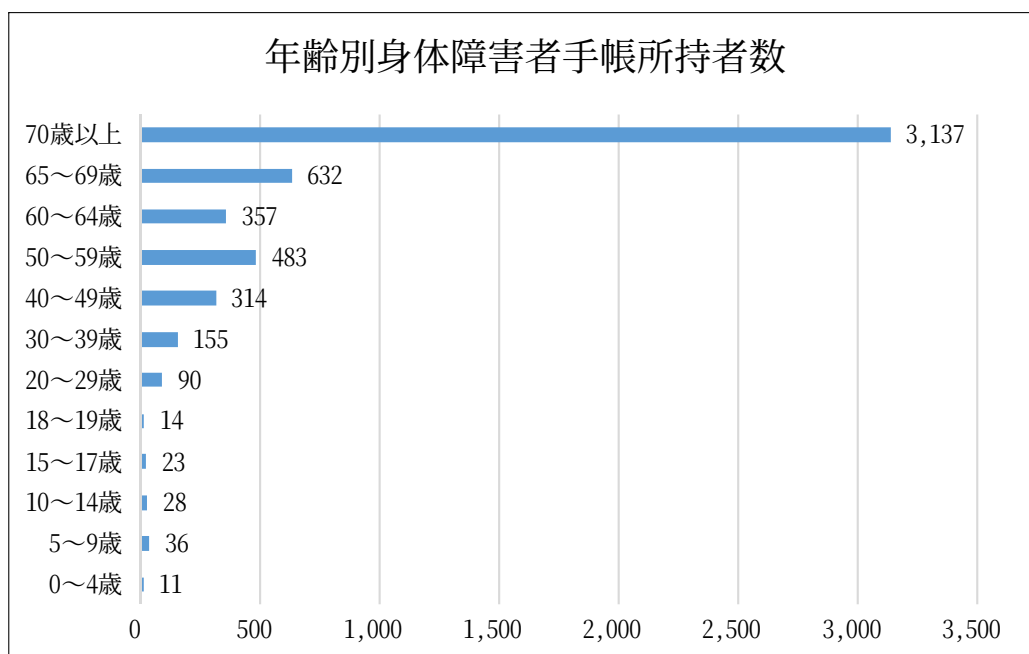
資料：障がい者支援課台帳

平成 30 年 3 月 31 日現在

④ 身体障害者手帳を所持する人の年齢別の状況

身体障害者手帳を所持する人の年齢別の状況は、70 歳以上の人が 3,137 人で全体の 59.4%となっています。

また、50 歳以上の人が 4,609 人で全体の 87.3%を占める一方で、18 歳未満が 98 人で全体の 1.9%の割合です。

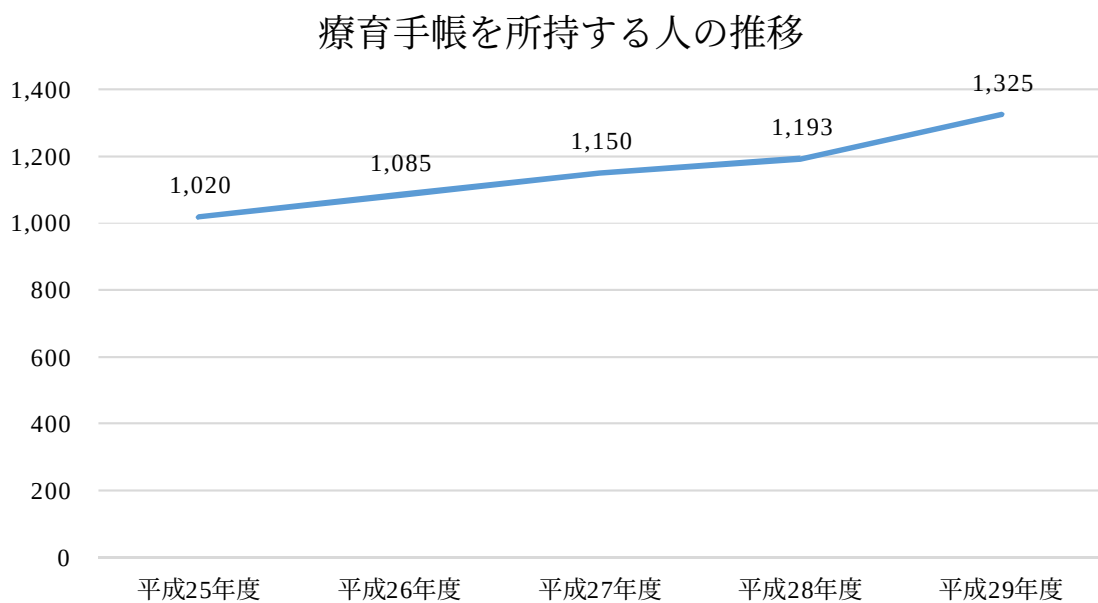


(単位：人)

(2) 療育手帳を所持する人

① 療育手帳を所持する人の推移

療育手帳を所持する人は、年々増加しています。平成 29 年度（平成 30 年 3 月 31 日現在）の療育手帳を所持する人は 1,325 人で、平成 25 年度と比較し 305 人増加しています。



資料：障がい者支援課台帳
各年度 3 月 31 日現

在

② 療育手帳の障がい程度、年齢別の状況

療育手帳の障がい程度が重度の判定を受けている人は、482 人で全体の 36.4%を占めています。

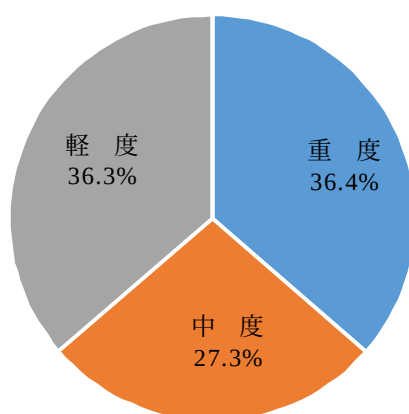
また、年齢別にみると 18 歳未満が 375 人で全体の 28.3%を占めています。

療育手帳を所持者数

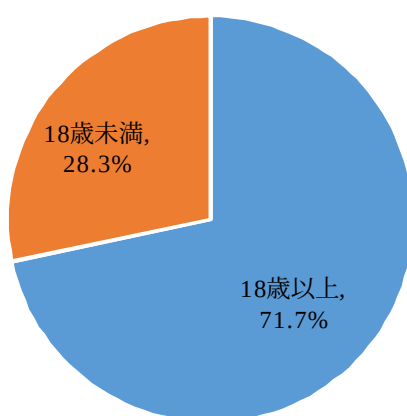
(単位：人)

総 計	知的障がい者 (18 歳以上)				知的障がい児 (18 歳未満)			
	重 度	中 度	軽 度	計	重 度	中 度	軽 度	計
1,325	394	294	262	950	88	68	219	375

程度別療育手帳所持者



年齢別療育手帳所持者数



資料：障がい者支援課台帳

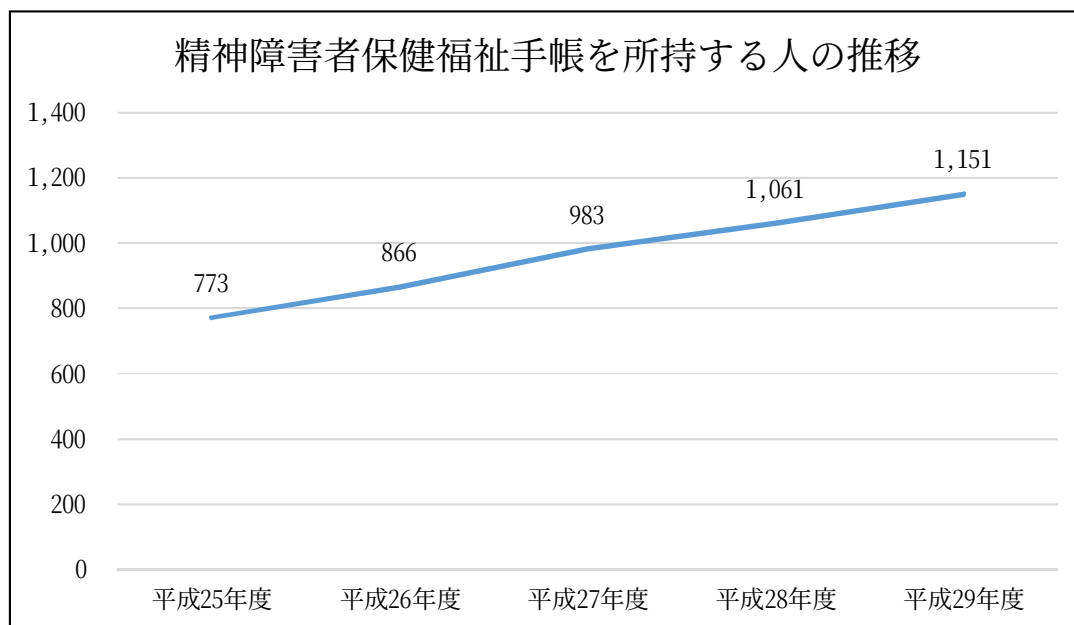
平成 30 年 3 月 31 日現在

(3) 精神障害者保健福祉手帳を所持する人

① 精神障害者保健福祉手帳を所持する人の推移

精神障害者保健福祉手帳を所持する人は、年々増加しています。平成 29 年度

(平成 30 年 3 月 31 日現在) の精神障害者保健福祉手帳を所持する人は 1,151 人で、平成 25 年度と比較し 378 人増加しています。



(単位：人)

資料：障がい者支援課台帳

数値は各年度末

② 精神障害者保健福祉手帳の級別及び種別について

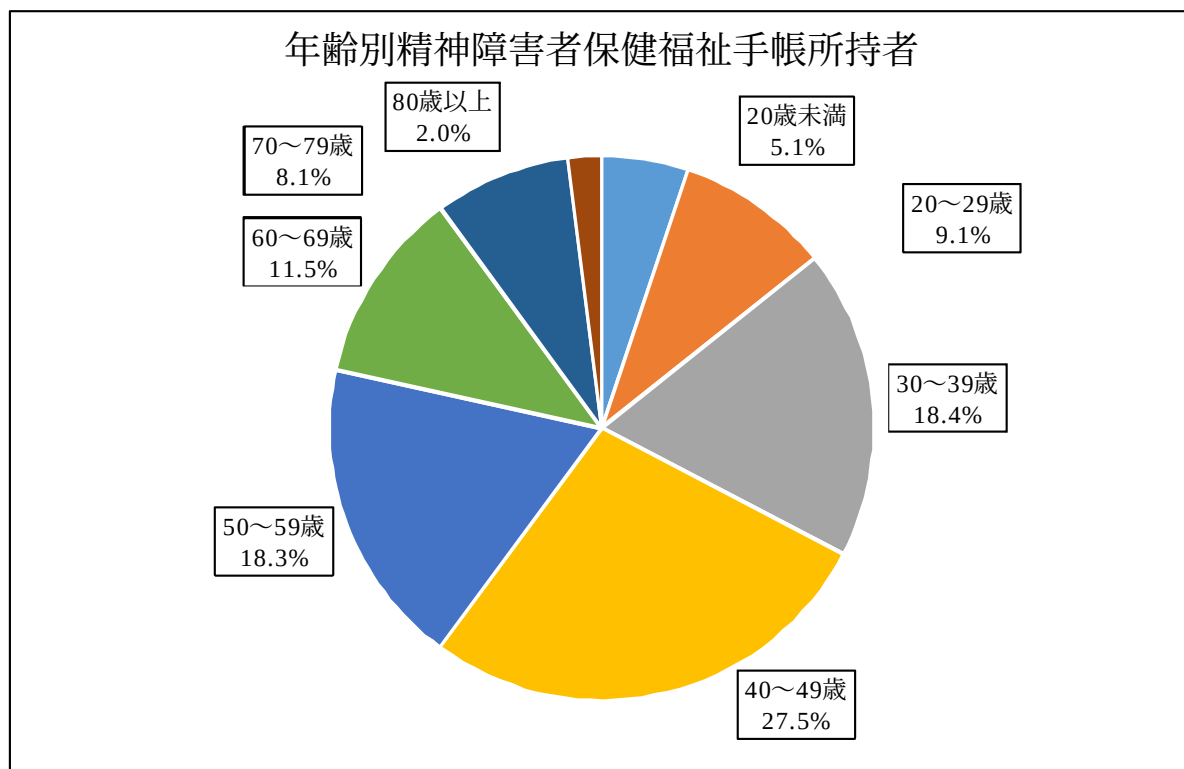
障がい等級 2 級が 664 人で全体の 57.7% と約半数超を占めます。

また 20 歳以上 59 歳未満が 844 人で全体の 73.3% を占める一方で、20 歳未満が 59 人で全体の 5.1% の割合です。

	総数	1 級	2 級	3 級
80 歳以上	23	18	4	1
70～79 歳	93	53	29	11
60～69 歳	132	31	81	20
50～59 歳	211	47	121	43
40～49 歳	316	36	202	78
30～39 歳	212	25	128	59
20～29 歳	105	8	61	36
20 歳未満	59	9	38	12
合計	1151	227	664	260

資料：障がい者支援課台帳

平成 30 年 3 月 31 日現在



資料：障がい者支援課台帳

平成 30 年 3 月 31 日現在

(4) 難病

社会通念上、原因が不明で治療方針が確立しておらず、患者の生活面へ長期にわたり支障があるような病気です。

平成 25 年 4 月から施行された障害者総合支援法では、障害福祉サービスなどの対象として、身体障がい、知的障がい、精神障がいの 3 障がいの他に「難病等」が加えられました。

難病等に含まれる疾病の種類は、平成 30 年 4 月から 359 疾病となります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

障がい施策は、障がいの有無に関わらず、かけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じていきます。

このような社会の実現に向けて、障がいのある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体と捉え、障がいのある人が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるように支援するとともに、障がいのある人の活動を制限し社会への参加を制約している社会的障壁を除去するため、障がい施策の基本的な方向を定めます。

2 計画の基本原則

（地域社会における共生など）

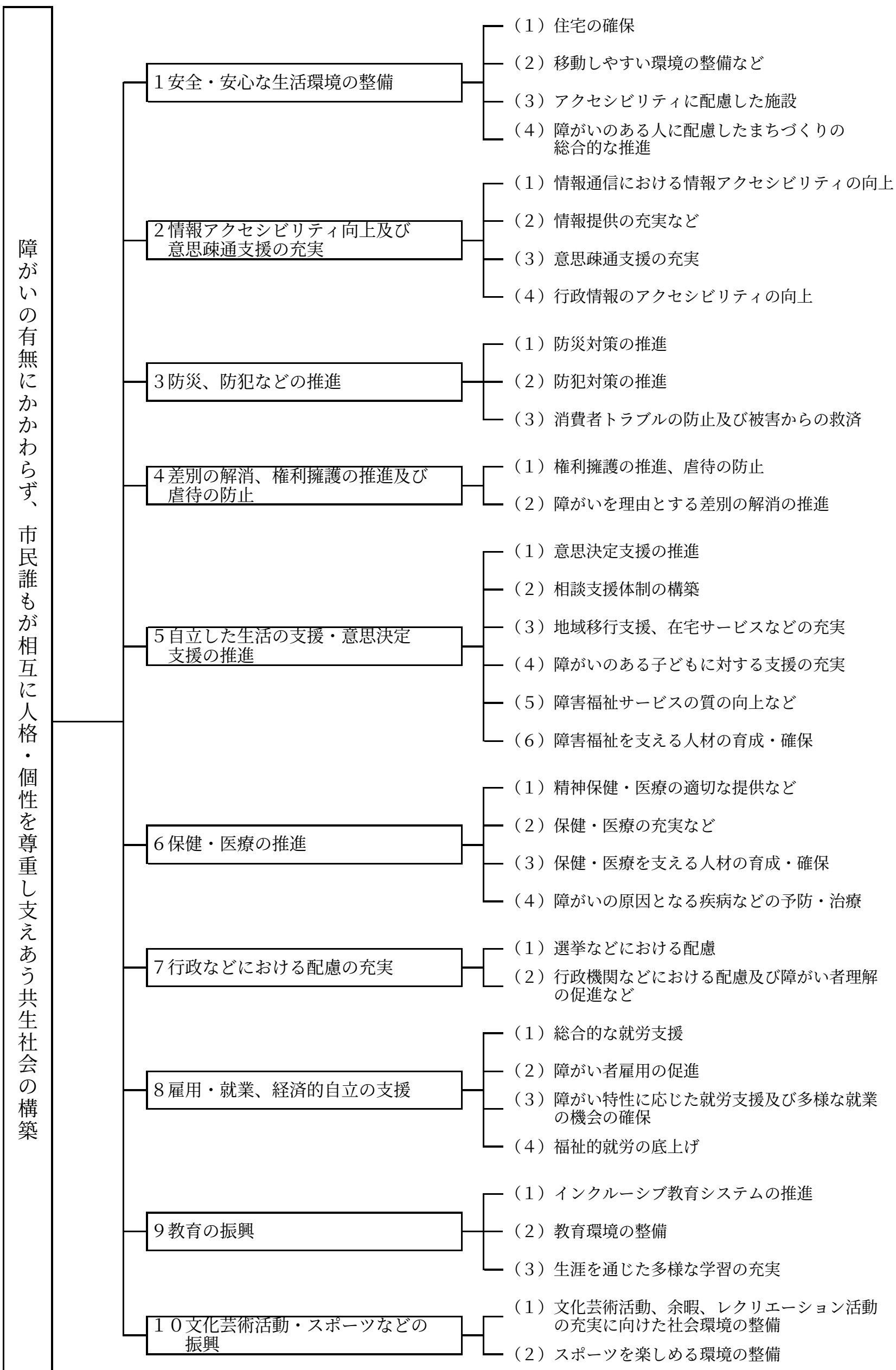
すべての障がいのある人が、障がいのない人と平等に、基本的人権を享有する個人として、その尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提に、次に掲げる機会の適切な確保・拡大を図ることを旨として障がい施策を実施します。

- ・社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会の確保
- ・地域社会において他の人々と共生することを妨げられず、どこで誰と生活するかについて選択する機会の確保
- ・意思疎通のための手段について選択する機会の確保
- ・情報の取得又は利用のための手段について選択する機会の拡大

（差別の禁止）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が施行され、法制的な整備は講じられているが、実効性の確保に努めます。

3 計画の体系



4 計画の展開方向

I 総論

第2次野田市障がい者基本計画（改訂）と同じように、障がいのある人に関わる施策を推進します。

（前回との項目比較）

No	国の第四障害者基本計画（H30.3策定） 第3次野田市障がい者基本計画	国の第三次障害者基本計画（H25.9策定） 第2次野田市障がい者基本計画（改訂）
1	安全・安心な生活環境の整備	生活支援
2	情報アクセシビリティ向上及び意思疎通支援の充実	保健・医療
3	防災、防犯などの推進	教育、文化芸術活動・スポーツ等
4	差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	雇用・就業、経済的自立の支援
5	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	生活環境
6	保健・医療の推進	情報アクセシビリティ
7	行政などにおける配慮の充実	安全・安心
8	雇用・就業、経済的自立の支援	差別の解消及び権利擁護の推進
9	教育の振興	行政サービス等における配慮
10	文化芸術活動・スポーツなどの振興	啓発・広報

II 各論

1. 安全・安心な生活環境の整備

障がいのある人が、地域で安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、住環境の整備、障がいのある人が移動しやすい環境の整備、アクセシビリティに配慮した施設などの普及促進、障がいのある人に配慮したまちづくりを推進し、障がいを理由とする社会的障壁を除去し、アクセシビリティの向上を推進します。

2. 情報アクセシビリティ向上及び意思疎通支援の充実

障がいのある人が、円滑に意思表示やコミュニケーションができるように、意思疎通支援を担う人材の育成・確保します。また、補聴援助システムなどの機器を確保して意思疎通支援事業の充実を図ります。

3. 防災、防犯などの推進

障がいのある人が地域社会において安全に安心して生活を送ることができるように、災害に強い地域づくりを推進しつつ、災害発生時には障がい特性に配慮した情報保障や避難支援を推進し、福祉避難所・福祉避難スペースを含めた避難所の確保に向けた取組を推進します。

また、障がいのある人を、犯罪被害や消費者被害から守るために、犯罪対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進します。

4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

障がいを理由とする差別の解消を進めるため、地域の社会資源である事業所と連携を図りつつ、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の浸透に向けた広報、啓発活動を展開し、障害者差別解消法の実効性のある施行を図ります。

また、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の適正な運用を通じて、障がいのある人への虐待を防止するとともに、障がいのある人の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、相談・紛争解決体制の充実などに取り組むことにより、障がいのある人の権利擁護のための取組を着実に推進します。

5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

自ら意思を決定すること及び意思を表明することが困難な障がいのある人に対し、本人の自己決定の尊重される相談支援が受けられる体制を構築し、障がいのある人の地域移行及び地域定着を推進します。

障がいのある人が、グループホームなどを利用し、地域の実情に即した支援を受けながら、障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ります。

6. 保健・医療の推進

障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、可能な限り、地域で支援を行います。

また、入院中の精神に障がいのある人の早期退院、地域移行を推進し、社会的入院の解消を推進します。

さらに、障がいのある人が、身近な地域で医療やリハビリテーションを受けられるように、地域医療体制などと連携を図ります。

7. 行政などにおける配慮の充実

障がいのある人が、その権利を円滑に行使できるように、行政機関の窓口、選挙などにおいて、必要な環境の整備、障がい特性に応じた合理的配慮の提供を行います。

8. 雇用・就業、経済的自立の支援

障がいのある人が、地域で質の高い自立した生活を営むには、就労が重要であるとの考え方の下、働く意欲のある障がいのある人が、その適正に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、就労支援の担い手の育成などを図ります。

あわせて、雇用・就業の促進に関する施策と、福祉施策との適切な組合せを検証します。

9. 教育の振興

障がいの有無によって分け隔てられることがない共生社会の実現に向けて、可能な限り、共に教育を受けることができる仕組みを整備し、また、障がいに対する理解を深める取組を推進します。さらに、障がいのある人が、その一生を通じて、自分の可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として、豊かな生活が送れるように、共生社会の実現を目指します。

10. 文化芸術活動・スポーツなどの振興

障がいのある人の芸術及び文化活動への参加を通じて、障がいのある人の生活を豊かにするとともに、市民の障がいのある人への理解と知識を深めて、障がいのある人の自立と社会参加の促進を促します。

サンスマイル、市民ふれあいハートまつり、福祉のまちづくりフェスティバル、障が

い者釣大会、おひさまといっしょになどを通じて、障がいのある人の交流、余暇の充実を図ります。

また、障がいのある人のスポーツの普及に努めます。

第4章 各分野における施策の基本的な方向性

1 安全・安心な生活環境の整備

事業番号・事業名	1 安全・安心な生活環境の整備
	(1) 住宅の確保
担当課	障がい者支援課、営繕課

【事業、施策等の現状】

- ・市内に、障がい者グループホームが9法人23事業所あります。
- ・障害者グループホーム等支援事業（千葉県事業）において、障害保健福祉圏域ごとに障害者グループホーム等支援ワーカーを配置し、グループホームなどに対する相談支援や新規開設支援などを行っています。
- ・第二の福祉ゾーン（市有地）において、地域生活支援拠点事業（相談支援、短期入所及びグループホーム）を実施する準備を進めています。
- ・障がい者等グループホーム運営費補助金交付事業、障がい者グループホーム等入居者家賃助成金事業を実施しています。

〈平成29年度〉

区分	内容
障がい者等グループホーム運営費助成	9法人17事業所 (市内4法人8事業所、市外5法人9事業所)
障がい者グループホーム等入居者家賃補助	90人(市内グループホーム入居者48人) (市外グループホーム入居者42人)

- ・障がいのある人の生活環境向上のため、日常生活用具（居宅生活動作補助用具）の給付による住宅改修（バリアフリー化）を実施しています。

〈平成29年度〉

区分	内容
対象者	身体障害者手帳（等級：1級から3級）を所持する下肢、体幹に障がいのある人
	身体障害者手帳（等級：1級、2級）を所持する上肢に障がいのある人
件数	5件

- ・安心した住環境を整備するため、室内にある家具類の転倒、落下、移動を防止する対策として、家具転倒防止器具取付事業を実施しています。

〈平成 29 年度〉

区分	内容
対象者	身体障害者手帳（等級：1 級から 3 級）を所持する人がいる世帯
	療育手帳（等級：最重度、重度、中度）を所持する人がいる世帯
	精神障害者保健福祉手帳（等級：1 級または 2 級）を所持する人がいる世帯
件数	2 件

- ・障がいのある人が、家賃の支払いができるにもかかわらず、不動産仲介業者から「条件のあう住宅を探すのが困難」、「連帯保証人がいない」、「入居後の生活が安定しない状況」などの理由で、民間賃貸住宅を、ひとりで探すのが困難な人を支援する「民間賃貸住宅居住支援制度」を実施しています。
- ・市営住宅の入居募集においては、単身世帯（60 歳以上の人や障がいのある人）、車椅子使用者世帯、高齢者等・障がい者世帯向けなどに分類し案内をしています。

【事業、施策等の課題】

- ・地域生活支援拠点事業を実施するにあたり、①相談、②緊急時の受入・対応、③体験の機会・場の提供、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりについて、実態に応じた整備が必要になります。
- ・地域移行の推進には、住まいの場となるグループホームの確保が重要になります。
- ・障がいのある人の重度化・高齢化、「親亡き後」に備え、地域で生活する生活の拠点となる障がい者グループホームの支援が必要になります。

【事業、施策等の方針】

- ・次々年度（2020 年）を目標に、第二の福祉ゾーン（市有地）において、地域生活支援拠点（相談支援、短期入所及びグループホーム）を整備します。
- ・地域生活支援拠点（相談支援、短期入所及びグループホーム）において、基幹相談支援センター、体験・機会の場の提供及び 24 時間対応可能な緊急短期入所などの推進に努めます。
- ・平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定により、共同生活援助では障がいのある人の重度化・高齢化に対応できる「日中サービス支援型共同生活援助」が創設されたことを踏まえグループホームへの支援を検討します。
- ・障がいのある人が、地域で生活するための支援を引続き実施します。
- ・日常生活用具（居宅生活動作補助用具）の給付による住宅改修（バリアフリー化）を引き続き支援します。

事業番号・事業名	1 安全・安心な生活環境の整備
	(2) 移動しやすい環境の整備など
担当課	障がい者支援課、生活支援課（社会福祉協議会）、高齢者支援課、企画調整課

【事業、施策等の現状】

- ・ 障がいのある人が、福祉タクシーを利用した場合、利用1回につき支払った運賃の2分の1に相当する額（1,000円を上限）の助成を実施しています。（1月あたり10枚の助成券を支給しています。）

〈平成29年度〉

区分	内容
対象者	身体障害者手帳（等級：1級から3級）を所持する人
	療育手帳を所持する人
	精神障害者保健福祉手帳（等級：1級）を所持する人
平成29年度	482人

〈福祉タクシー登録事業所〉

事業所数（営業所数）	61事業所（63営業所）
------------	--------------

- ・ 屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立した生活及び社会参加を促す移動支援事業を実施しています。

〈平成29年度〉

区分	内容
対象者	身体障害者手帳を所持する人のうち
	両下肢の機能障がいの程度が1級または2級
	体幹の機能障がいの程度が1級から3級
	療育手帳を所持する人
	精神障害者保健福祉手帳を所持する人
利用者	136人

- ・ 外出に同行し、移動時に必要な視覚的情報の提供（代筆・代読を含む）を行うとともに、移動の援護、排せつ、食事等の介護、その他外出する際の必要な援助を行う同行援護を実施しています。

〈平成29年度〉

区分	人数
利用者	27人

- ・平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定により、同行援護は外出する際に必要な援助を行うことを基本とすることから「身体介護を伴う」、「身体介護を伴わない」の分類が廃止され、基本報酬が一本化されます。
- ・まめバスの利用に当たり、障がい者手帳の提示により、通常運賃 100 円を 50 円に割引をします。
(割引対象者は、大人(中学生以上)のみ。付添人も 1 人まで対象です。)
- ・身体障がいのある人が、自立更生のため自動車運転免許を取得した場合、費用の一部を助成しています。

〈平成 29 年度〉

区分	件数
助成件数	4 件

- ・身体障がいのある人が、就労、通院、通学に使用する自動車について、自ら運転するために必要な改造を行った場合に、費用の一部を助成しています。

〈平成 29 年度〉

区分	件数
助成件数	2 件

- ・社会福祉協議会において、福祉カー貸出事業を実施しています。

〈平成 29 年度〉

区分	利用件数
ゆうあい号 1 台 (5 人乗り うち車いす 2 台乗車可能)	87 件
たんぼぼ号 4 台 (3 人乗り うち車いす 1 台乗車可能)	252 件

【事業、施策等の課題】

- ・公共交通機関を利用することが困難な障がいのある人を運送する福祉有償運送事業¹の活用や周知を検討する必要があります。

【事業、施策等の方針】

- ・様々な障がいの種別、障がいの等級、障がいのある人の状況などに応じた移動手段を把握し、支援に努めます。
- ・コミュニティバス検討専門委員会におけるまめバスの運行と併せて検討しているまめバスが運行できない地域、いわゆる交通不便地域の対応の中でさらなる移動手段について検討していきます。

¹特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人が実施する事業

事業番号・事業名	1 安全・安心な生活環境の整備
	(3) アクセシビリティに配慮した施設
担当課	障がい者支援課、管理課、みどりと水のまちづくり課

【事業、施策等の現状】

- ・窓口業務などを行う行政施設について改修などを行う場合には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づき施工しています。
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく「野田市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」及び「野田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」を基準とした道路整備、都市公園などを整備しています。
- ・駅周辺の視覚障がい者誘導用ブロック上に、物を置かないことを案内する「点字ブロックステッカー」の貼付を実施しています。

【事業、施策等の課題】

- ・通路、施設内の段差を解消するにあたり、スロープなどの設置スペースが確保できないため、整備が難しい場合があります。

【事業、施策等の方針】

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づき、引続き施工するよう協議します。
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく「野田市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」及び「野田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」を基準とした道路整備、都市公園などを整備し、引き続き、障がいのある人や高齢の人など、誰もが快適に利用できるように進めます。
- ・公益的施設において、障がいのある人や高齢の人が、安全で快適に利用できるような必要な整備基準への適合努力義務を求めています。

事業番号・事業名	1 安全・安心な生活環境の整備
	(4) 障がいのある人に配慮したまちづくりの総合的な推進
担当課	生活支援課、障がい者支援課、市民生活課、都市整備課、 愛宕駅周辺地区市街地整備事務所

【事業、施策等の現状】

- ・平成9年度より平成29年度まで、福祉のまちづくりパトロールを実施し、総指摘箇所は、3,493箇所になります。

また、パトロール範囲について、平成24年度で公共施設から500m以内は終了し、平成25年度から、半径1,000m以内に拡大しています。

〈平成29年度指摘箇所 110箇所〉

市所管分			国・県所管分			警察／事業者／所有者対応			車駐 車看 板、 枝剪 定等	現状 維持
指摘 箇所	改修 済	H30 以降	指摘 箇所	改修 済	未改修・ 現状維持 ※1	指摘 箇所	改修 済	未改修・ 現状維持 ※2、3		
69	69	0	17	10	7	15	5	10	0	9

※1 国や県の未改修及び現状維持は、先方が現地を確認し、即座に対応が必要かどうか、修繕箇所の優先順位等を見ながら、予算内で対応できるところから対応しています。

※2 警察による回答の現状維持は、現時点での早急な対応が必要ないとの判断によるものです。

※3 事業者・所有者の未改修及び現状維持は、相手方の判断に委ねられており、強制的に改修を依頼することはできないものです。

- ・野田市行政改革大綱における「ファシリティマネジメント（施設の長寿命化計画）の基本方針」が策定され、公共施設のバリアフリー化について、予算の範囲内で、総合計画実施計画に位置付けし、計画的に実施しています。

具体的な実施事業は、平成27年度に実施した「公共施設のバリアフリー化に対するニーズ調査」の結果を基にした「個別事業策定方針」や利用状況等を踏まえて、福祉のまちづくり運動推進協議会交通バリアフリー法専門部会で決定しています。

〈個別事業策定方針に基づく平成29年度実施事業〉

事業名	内容
勤労青少年ホームトイレ改修工事	男女トイレ 洋式便器改修（自動洗浄タイプ）外
福田公民館トイレ改修工事	男女トイレ 洋式便器改修（自動洗浄タイプ）外
関宿公民館トイレ改修工事	女トイレ・車椅子用トイレ 洋式便器改修（自動洗浄タイプ）外

事業名	内容
中央公民館玄関ポーチ手すり設置工事	玄関ポーチ 手すり 2 箇所設置
携帯型集団補聴システム整備（備品）	携帯型磁器ループ機器、マイク・スピーカーなど

- ・公共施設における多目的トイレの箇所は 136 箇所ありますが、そのうちオストメイト対応トイレは 12 箇所です。オストメイト対応可能なトイレが設置されている施設一覧をホームページに掲載しています。
- ・愛宕駅周辺地区を重点地区として高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動円滑化の促進に関する法律（以下「交通バリアフリー法」という。）に基づき作成した野田市移動円滑化基本構想に沿って、駅、駅前広場、道路、信号機等の一体的なバリアフリー化を推進しています。
- ・重点整備地区の愛宕駅周辺地区は、愛宕東駅前線及び愛宕駅東口暫定駅前広場をバリアフリー化対応で整備しました。また、愛宕駅東口に仮駅舎を設置し、車いす対応のトイレやスロープを整備し、愛宕駅東口暫定駅前広場から一体的なバリアフリー化を推進しました。
- ・準重点整備地区の野田市駅は、仮駅舎の設置に伴い車いす対応のトイレを整備いたしました。
- ・愛宕駅及び野田市駅については引き続き、交通バリアフリー法に基づくバリアフリー化を推進しています。
- ・市内に、視覚障がい者用信号機（音声付き信号機）は 11 箇所設置されています。

【事業、施策等の課題】

- ・バリアフリー化について、道路及び公共施設を併せて、検討が必要です。
- ・既存のトイレについて、オストメイト対応トイレを含む多目的トイレの新設や既存改修では、設置スペースの確保が必要です。
- ・重点整備地区の愛宕駅や東西駅前広場及び準重点整備地区の野田市駅や西口駅前広場については、連続立体交差事業の実施に合わせて一体的なバリアフリー化を推進することとしていますが、工事完了まで時間を要することが課題となっています。
- ・信号機設置については、近年、交通安全施設の維持管理に係る費用も増えていることから、信号機の新規設置数が少ない状況となっています。

【事業、施策等の方針】

- ・高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に基づき作成した野田市移動円滑化基本構想に沿って、駅、駅前広場、道路、信号機等の一体的なバリアフリー化を推進していきます。
- ・重点整備地区の愛宕駅西口駅前広場及び準重点整備地区の野田市駅西口駅前広場の整備は、交通バリアフリー法に基づき作成した野田市移動円滑化基本構想に沿って、駅、駅前広場、道路、信号機等の一体的なバリアフリー化を推進していきます。

- ・愛宕駅及び野田市駅のバリアフリー化は、交通バリアフリー法による原則、次々年度（2020 年）までの移動円滑化基準への適合整備の方針に基づき、千葉県施行の連続立体交差事業の整備により図られることから、事業の早期完成を促進していきます。
- ・信号機設置要望のあった交差点については、引き続き、必要性、緊急性を検討し、野田警察署へ市から要望していきたいと考えています。

2 情報アクセシビリティ²向上及び意思疎通支援の充実

事業番号・事業名	2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
	(1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上
担当課	障がい者支援課、営繕課、市民課

【事業、施策等の現状】

- ・聴覚や発語の障がいのある人が携帯電話やスマートフォンのインターネット接続を利用して、簡単な操作で 119 番通報ができる緊急通報システム「WE B119」を平成 25 年度から開始し、さらに機能が充実した「NE T119」に平成 29 年度から変更しました。

〈平成 29 年度〉

区分	人数
登録者	31 人

- ・視覚障がいのある人への対応として、パンフレット、ポスターに音声コード Uni-Voice を導入し、情報通信機器を通して、必要が情報を得られるように進めました。
(平成 29 年度障がい者支援課におけるパンフレット、ヘルプマーク、第 5 期野田市障がい福祉計画及び第 1 期障がい児福祉計画、平成 30 年野田市議会議員一般選挙におけるポスター)
- ・施設の案内表記について、視覚障がいのある人に配慮したカラーユニバーサルデザインの認証を受けたもので導入を図りました。
(平成 29 年度 市役所正面玄関ホール：野田市庁舎案内板)
(平成 30 年度 市民課窓口：番号札発券器機、番号呼び出し表示パネル)

【事業、施策等の課題】

- ・障がいのある人の ICT 活用を推進するとともに、情報通信機器の取得や情報提供、活用方法の周知に努める必要があります。
- ・音声コード Uni-Voice については、写真や図形には対応できないため、当事者などの意見を聴きながら、必要な情報をわかりやすく提供していく必要があります。
- ・音声コード Uni-Voice 導入にあたり、音声コード Uni-Voice 脇に、説明文を併記する必要があります。
- ・平成 20 年度に配備した視覚障害者用活字文書読上げ装置（スピーチオ 障がい者支援課窓口）及び、視覚障害者用ポータブルレコーダー（プレクストーク 障がい者支援課及び図書館窓口）は、携帯電話やスマートフォン等の情報通信機器の拡充

²年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着き、利用できること。

に伴い、見直しなどの検討が必要です。

【事業、施策等の方針】

- ・障がいのある人が、携帯電話やスマートフォン等の情報通信機器を活用し、社会参加の促進を推進します。
- ・日常生活用具給付において、情報通信機器のあり方を検討します。
- ・「ユニバーサルデザイン2020行動計画」の内容に沿った取組を実施します。

事業番号・事業名	2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
	(2) 情報提供の充実など
担当課	障がい者支援課

【事業、施策等の現状】

- ・市が開催する会議、講演会などにおいて、手話通訳者及び要約筆記者の派遣、あるいは補聴援助システムの配備による情報保障を実施しています。

〈平成 29 年度〉

区分	件数
手話通訳者の派遣	416 件（平成 29 年 4 月～12 月まで） 120 件（平成 30 年 1 月～3 月まで）
要約筆記者の派遣	225 件（平成 29 年 4 月～12 月まで） 34 件（平成 30 年 1 月～3 月まで）
補聴援助システムの利用	12 件

- ・平成 30 年 1 月より、障がい者支援課に配置されている設置手話通訳者が、手話通訳者及び要約筆記者の派遣受付事務を実施しています。
（社会福祉協議会に委託していた手話通訳者及び要約筆記者の派遣事業を、設置手話通訳者が直接行うことに変更しました。）
- ・福祉のまちづくり運動推進協議会交通バリアフリー法専門部会において、「補聴援助システム」の配備を進め、平成 28 年度に本庁舎、平成 29 年度に南コミュニティセンターに配備しました。

【事業、施策等の課題】

- ・障がいのある人が出席する会議については、障がい特性に応じた配慮が必要です。
- ・会議などにおいて、手話通訳者及び要約筆記者の活用や補聴援助システムの利用の促進を図ることが必要です。

【事業、施策等の方針】

- ・講演会や説明会などにおいて、手話通訳者や要約筆記者の派遣、補聴援助システムなどの利用促進を図ります。
- ・障がいのある人が出席する会議では、会議資料の提供方法や会議の進め方などについて、障がい特性に応じた配慮に努めます。
- ・障がいのある人のための I C T 利用について注視します。

事業番号・事業名	2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
	(3) 意思疎通支援の充実
担当課	障がい者支援課、生活支援課（社会福祉協議会）

【事業、施策等の現状】

- ・意思疎通支援事業に関する養成研修を社会福祉協議会に委託して実施しています。

〈手話奉仕員養成講座（後期）〉

区分	受講者
平成 28 年度	9 人

〈要約筆記者養成講座〉※隔年実施

区分	受講者
平成 28 年度	2 人

- ・平成 29 年 8 月に庁内、関宿支所、各出張所の窓口に、聴覚に障がいのある人の求めに応じ、筆談で対応することを示す「筆談マーク」を配置しました。
- ・平成 29 年度にヘルプマークを 700 個作成し、平成 29 年 11 月より、障がい者支援課、関宿支所、各出張所において、ヘルプマークの配布を開始しました。また、千葉県が健康福祉センター、市町村を通じて、ヘルプカードの配布を開始しました。

〈平成 29 年度〉

区分	配布個数
ヘルプマーク	475 個

- ・平成 29 年 11 月に、野田市が全国手話言語市区長会に加入しました。（千葉県においては、平成 28 年 6 月に「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」が施行されました。）
- ・身体障害者手帳の所持にかかわらず、軽度・中等度難聴児（18 歳未満）に対して、健全な言語、社会性の発達を支援することも目的に補聴器の購入の費用の一部を助成しています。

〈平成 29 年度〉

区分	件数
軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	2 件

【事業、施策等の課題】

- ・意思疎通支援を必要とする視覚障がいのある人や聴覚障がいのある人のニーズに対応するため、引続き支援体制の強化する必要があります。
- ・窓口において、意思疎通に困難を抱える障がいのある人の利便性の向上を図る必要があります。

- ・千葉県が定めた「障害のある人に対する情報保障のガイドライン」に沿い、意思疎通支援体制の充実に努める必要があります。
- ・手話奉仕員養成講座、要約筆記者養成講座の受講者が、定員数に達していません。

【事業、施策等の方針】

- ・意思疎通支援を必要とする視覚障がいのある人や聴覚障がいのある人に対応するため、同行援護従事者、手話通訳士、手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者、要約筆記奉仕員、点訳奉仕者等の養成研修を推進し、支援体制の充実を図ります。
- ・コミュニケーションボードを活用した知的障がいのある人や自閉症の人などが意思疎通を行いやすくなるような環境づくりを推進します。

事業番号・事業名	2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
	(4) 行政情報のアクセシビリティの向上
担当課	障がい者支援課、広報広聴課、防災安全課、社会教育課（公民館）

【事業、施策等の現状】

- ・点字・声の広報等発行事業を社会福祉協議会に委託して実施しています。
（視覚障がいのある人を対象に、市報のだをC D及び点訳ダイジェスト版に作成し、対象者に送付しています。）

〈平成 29 年度〉

区分	対象者	実施回数
C D	22 人	24 回
点訳	6 人	24 回

- ・聴覚障がいのある人に対して、防災行政無線の戸別受信機及び戸別文字表示器の貸与を実施しています。
- ・視覚障がいのある人を対象とした中途視覚障害者自立更正支援事業の利用があります。事業内容は、歩行訓練、点字、ワープロ、日常生活動作訓練があります。
- ・障害福祉サービスのうち機能訓練（国立障害者リハビリテーションセンター）において、視覚障がいのある人を対象とした歩行訓練、点字、ワープロ、日常生活動作訓練があります。
- ・野田公民館において、視覚障がい者協会の協力いただき視覚障がいのある人のためのパソコン補修講習会を行っています。

〈平成 29 年度〉

事業名	内容
パソコン補習講習会	毎月第 2 土曜日 午前 10 時から正午ごろまで

- ・野田公民館情報活用コーナーに視覚障がいのある人が使用可能なパソコンを設置し利用いただくとともに、年に 1 回、視覚障がいのある当事者を講師に、視覚障がいのある人のためのパソコン講座を開催しています。

【事業、施策等の課題】

- ・点字・声の広報等発行事業の対象とする文書を充実させる必要があります。
- ・野田公民館情報活用コーナーを利用する障がいのある人及び支援グループが少数にとどまっているため、周知を図り、障がいのある人に対応する機器利用の促進を図る必要があります。

【事業、施策等の方針】

- ・点字・声の広報等発行事業の充実に努めます。

- ・引き続き野田公民館情報活用コーナーでの視覚障がいのある人の IT 活用を促進するための事業を継続するとともに、関係機関と連携し機器活用の周知をより一層図ります。

3 防災、防犯などの推進

事業番号・事業名	3 防災、防犯等の推進
	(1) 防災対策の推進
担当課	障がい者支援課、防災安全課

【事業、施策等の現状】

- ・自主防災組織の協力により、避難所開設訓練を実施しています。
- ・防災関係機関・事業者・市民などの参加により総合防災訓練を実施しています。
- ・大規模な地震、風水害その他の災害が発生し避難所開設が長引く場合に配慮を必要とする障がいのある人（要配慮者³）を受け入れる福祉避難所⁴について、平成 25 年 10 月 9 日にバリアフリー化され、施設内の安全性、利便性が確保されている障害者支援施設及び特別支援学校と協定を締結しました。

〈福祉避難所〉

施設名	法人名等	所在地	備考
くすのき苑	(社福) いちいの会	野田市木間ヶ瀬 3121 番地	障害者支援施設
野田特別支援学校	千葉県	野田市鶴奉 147 番地の 1	公立学校
野田芽吹学園	(社福) 野田芽吹会	野田市下三ヶ尾 875 番地の 1	障害者支援施設

- ・平成 29 年度避難所開設訓練の実施に伴い、川間公民館において福祉避難スペース⁵の確保を実施し、障害のある人と避難生活を共にすることを想定して避難者（訓練に参加した人）に障がいの特性を理解していただくため、野田市手をつなぐ親の会「キャラバン隊まめっ娘」が参加し、障がいの特性について、説明を行いました。

【事業、施策等の課題】

- ・地域防災計画に沿い、福祉避難所と連携し、災害時の支援体制の整備を強化する必要があります。

【事業、施策等の方針】

- ・総合防災訓練などを通じて、障がいの特性を理解していただくとともに障がいのある人に対応した防災施策を推進します。

³防災政策において特に配慮を要する障がいのある人

⁴二次的に要配慮者を収容する施設

⁵一般の避難所の中に、介護や医療相談等を受けることができる空間を確保することを想定します。専門性の高いサービスは必要としないものの、避難所では避難生活に困難が生じる要配慮者が避難する場所になります。

事業番号・事業名	3 防災、防犯等の推進
	(2) 防犯対策の推進
担当課	障がい者支援課、防災安全課

【事業、施策等の現状】

- ・野田市立のあおい空の短期入所においては、玄関を施錠し、警備会社が建物内の巡回を実施しています。
- ・市内の障害者支援施設においては、利用者の高齢化に伴い、歩行時のつまずきや、突発的な発作などを確認することが目的になりますが、防犯カメラが設置されています。
- ・平成 28 年 7 月に、神奈川県相模原市の障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生したことを受けて、「社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について」通知がありました。
- ・北部地区に設置した「まめぼん」とともに青色回転灯掲載の防犯パトロール車両 2 台による市内全域のパトロールを行い犯罪の抑止に努めています。
- ・ひったくりなど路上犯罪を減少させるため、野田市内に防犯カメラを 75 台（平成 30 年 3 月末現在）設置し犯罪の抑止に努めています。

【事業、施策の課題】

- ・障がいのある人への理解、あるいは障がいのある人が入所している障害者支援施設への理解が必要です。

【事業、施策等の方針】

- ・地域の人との交流を深めることにより、障がいのある人への協力を得て社会福祉施設などにおける障がいのある人の安全の確保に努めていきます。
- ・青色回転灯掲載の防犯パトロール車両によるパトロールを行い犯罪の抑止に努めます。また、社会福祉施設などにおいて不審者情報などがあった時にはパトロールを強化します。
- ・防犯カメラについては、既存設置箇所の地区のバランスも考慮しながら新設していきます。

事業番号・事業名	3 防災、防犯等の推進
	(3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済
担当課	市民生活課

【事業、施策等の現状】

- ・消費生活センターのPRを行うとともに、消費生活展、出前講座、消費生活セミナーを通じ、消費者問題について啓発を図っています。

【事業、施策等の課題】

- ・障がいのある人を消費者被害から守るため、障害のある人に相談窓口となる消費生活センターをPRするとともに、関係機関と連携して出前講座などを推進する必要があります。

【事業、施策等の方針】

- ・障がいのある人の消費者トラブルを防止するため、消費生活センターのPRと合わせ、消費生活展、出前講座、消費生活セミナーを通じ、消費者問題について啓発を図ります。また、関係機関と連携を図り、出前講座を実施します。

4 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

事業番号・事業名	4 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
	(1) 権利擁護の推進、虐待の防止
担当課	障がい者支援課、生活支援課（社会福祉協議会） 人権・男女共同参画推進課

【事業、施策等の現状】

- ・毎年、市報のだ（10月～12月）に、障害者虐待防止法の記事を掲載しています。
- ・障がい者支援課に「野田市障がい者虐待防止センター」を配置し、障がいのある人への虐待について、通報・届出の受付、あるいは相談に対応しています。
- ・毎月、各出張所、関宿支所、公民館、会館、保健センター、社会福祉協議会などに配布している相談チラシ（当事者・関係者相談日、専門相談日の掲載案内）に、野田市障がい者虐待防止センターを掲載しています。
- ・野田市社会福祉協議会が野田市成年後見支援センターを開設し、成年後見制度に関する相談対応や普及啓発活動、法人後見事業、日常生活自立支援事業を実施しています。

〈平成29年度の障がいのある人の後見等の市長申立て件数〉

区分	件数
市長申立て件数	1件

〈平成29年度の野田市障がい者虐待防止センターの相談、通報の件数〉

区分	件数
通報、届出件数	13件
虐待認定件数	2件

〈平成29年度の野田市成年後見支援センターの後見支援員数と後見等受任件数〉

区分	件数
後見支援員数	3人
後見等受任件数	4件

【事業、施策等の課題】

- ・市民・福祉施設従事者、民間事業所に対して、障害者虐待防止法の啓発、周知に努める必要があります。

【事業、施策等の方針】

- ・「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」を構築し、障がいのある人の権利擁護の推進、虐待の防止に努めます。
- ・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会（本会、専門部会）と連携し、心の作品展事業を通じて、障がいのある人の権利擁護に取り組みます。
- ・障害年金などの個人の財産を、障がいのある人が「成年後見制度利用支援事業」を利用して適切に管理できるよう支援します。

事業番号・事業名	4 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
	(2) 障がい者を理由とする差別の解消の推進
担当課	障がい者支援課、人権・男女共同参画推進課

【事業、施策等の現状】

- ・ 障害者差別解消法第 10 条に基づき「障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する野田市職員対応要領」を策定し、職員研修を実施しています。
- ・ 障害者総合支援法第 89 条の 3 及び、障害者差別解消法第 17 条第 1 項に基づいて、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会（本会・専門部会）を整備し、専門部会には、相談支援部会、就労支援部会、子ども部会、権利擁護部会を配置しています。
- ・ 市の関係する民間事業所向け説明会などにおいて、障害者差別解消法に関する説明や資料配布を実施しました。

〈平成 29 年度〉

区分	件数
障がい者を理由とする差別の関する相談	3 件

【事業、施策等の課題】

- ・ 市民・福祉施設従事者、民間事業所に対して、障害者差別解消法の啓発、周知に努める必要があります。
- ・ 市職員に対して、障がい者を理由とする差別の解消の推進及び、障がい特性の理解を促進し意識向上に努める必要があります。

【事業、施策等の方針】

- ・ 野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会と連携し、障がい者を理由とする差別の解消の推進と、障がい特性の理解に努めます。
- ・ 「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」における広域専門指導員、地域相談員と連携を図り、県条例の普及に努めます。
- ・ 引き続き市の関係する民間事業所向け説明会などにおいて、障害者差別解消法に関する説明や資料配布を実施します。

5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

事業番号・事業名	5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
	(1) 意思決定支援の推進
担当課	障がい者支援課、生活支援課（社会福祉協議会）

【事業、施策等の現状】

- ・日常生活自立支援事業、成年後見制度について、障がい福祉ガイドブックにて制度の紹介を行い、普及啓発に努めています。
- ・野田市成年後見支援センターについて、障がい福祉ガイドブックにて紹介を行っています。
- ・特定援助対象者法律相談援助制度について、障がい福祉ガイドブックにて紹介を行っています。
- ・障がい者支援課が受けた相談支援件数

〈平成 29 年度〉

区分	件数
障がい者相談件数	846 件
うち、権利擁護に関する支援	59 件

- ・野田市社会福祉協議会が野田市成年後見支援センターを開設しています。
- ・野田市成年後見支援センターに後見支援員が登録されており、市民後見人として活躍することを目標としています。
- ・障害福祉サービス、障がい児の福祉サービスの利用に当たり、原則として相談支援専門員が「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」に則り、利用者の意思を尊重してサービス等利用計画（案）を作成しています。
（この他に、セルフプラン、ケアプランによる対応があります。）

【事業、施策等の課題】

- ・障害年金などの個人の財産については、障がいのある人が「成年後見制度利用支援事業」を利用して適切に管理できるよう支援する必要があります。
- ・障がいのある人の高齢化、重度化、「親亡き後」を見据え、日常生活自立支援事業や成年後見制度を利用する人が増加することが想定されます。
- ・相談支援の利用者が増加しており、相談支援専門員の人数が不足しています。

【事業、施策等の方針】

- ・引き続き「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」に則り、

利用者の意思を尊重した障害福祉サービスの提供を推進します。

- ・知的障がいまたは精神障がいにより、判断能力が不十分な人が、速やかな成年後見制度が利用できるように努めます。
- ・相談支援専門員が作成するサービス等利用計画（案）について、意思決定支援が反映されているかを確認し、利用者のサービス向上に努めます。

事業番号・事業名	5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
	(2) 相談支援体制の構築
担当課	障がい者支援課、高齢者支援課、介護保険課

【事業、施策等の現状】

- ・相談支援機能強化として、市内の地域活動支援センターⅠ型の事業者と、近隣市の相談支援事業を受託し野田圏域にとらわれない相談支援事業者に、相談支援事業を委託しています。

〈相談支援事業所 事業所数：2〉

- ・市内にある指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所があり、計画相談支援、障害児相談支援、基本相談支援を実施しています。

〈相談支援事業所 事業所数：10〉

- ・野田市障がい者団体連絡会に協力により「当事者関係者相談」を実施し、野田特別支援学校、中核地域生活支援センターのだネット、サポートセンター沼南、地域活動支援センターさくら、障がい者相談員の協力により「専門相談」を実施しています。
- ・当事者関係者相談は、障がいのある当事者が相談に応じる体制としています。

〈当事者関係者相談〉予約制

区分	実施日	時間	団体等
視覚障がい者相談	第1火曜日	午前10時から正午まで	野田市視覚障がい者協会
聴覚障がい者相談	第1火曜日	午後1時30分から 午後3時30分まで	野田市中途失聴者・ 難聴者の集い「みみ づくの会」
知的障がい者相談	第1水曜日	午前10時から正午まで	野田市手をつなぐ親 の会 野田市自閉症協会
身体障がい者相談	第1水曜日	午後1時30分から 午後3時30分まで	野田市身体障がい者 福祉会 野田市肢体不自由児 者父母の会
ろうあ者相談	第3火曜日	午前10時から正午まで	野田市聴覚障害者協 会
精神障がい者相談	第3火曜日	午後1時30分から 午後3時30分まで	市内の地域活動支援 センター

〈専門相談〉予約制

区分	日時	時間	団体等
発達教育相談	第1、第3 月曜日	午後1時30分から 午後4時まで	野田特別支援学校
生活療育相談	第1木曜日	午後1時30分から 午後4時まで	中核地域生活支援 センター
就労者生活相談	第3木曜日	午後1時30分から 午後4時まで	サポートセンター 沼南
こころの生活相談	第4火曜日	午後1時30分から 午後4時まで	地域活動支援セン ターさくら
生活支援相談	第4木曜日	午後1時30分から 午後4時まで	障がい者相談員

- ・指定管理者が管理しているあさひ育成園、こだま学園において、外来療育相談を実施しています。

〈外来療育相談〉予約制

区分	日時	時間
あさひ育成園	毎週木曜日	午後3時から 午後5時まで
こだま学園	毎週火曜日	午前9時から 正午

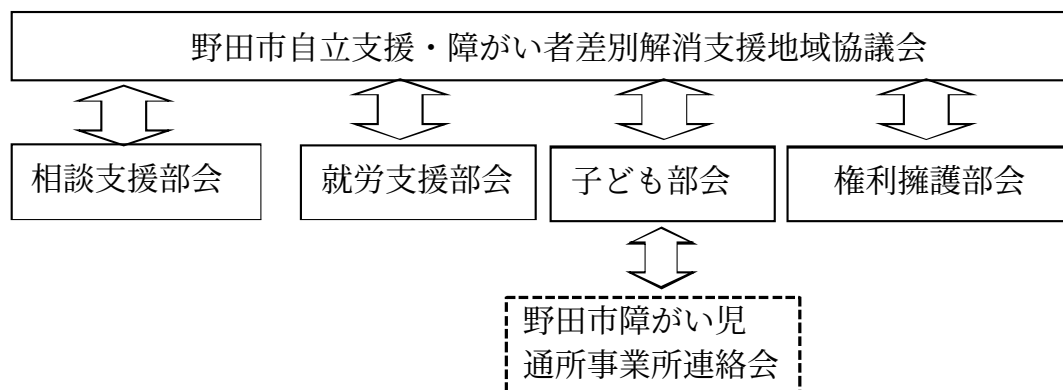
- ・野田市障がい者団体連絡会の推薦による11名を野田市障がい者相談員とし相談業務を委託しています。
(野田市障がい者相談は、身体障害者福祉法第12条の3に規定する身体障害者相談員及び知的障害者福祉法第15条の2に規定する知的障害者相談員です。)

- ・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会について、本会と4つの専門部会（相談支援部会、就労支援部会、子ども部会、権利擁護部会）を配置し、それぞれの部会が課題に対して意見交換などを実施しています。
- ・子ども部会においては、障がい児通所事業所連絡会を設けて、事業所との意見交換会を実施しています。

(平成28年11月、障害者総合支援法第89条の3に基づく野田市地域自立支援協議会について、障害者差別解消法第17条第1項の障害者差別解消支援地域協議会の機能を追加した野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会に改組し、併せて専門部会についても、権利擁護部会を追加しました。)

組織図

障害者総合支援法第 89 条の 3、障害者差別解消法第 17 条による協議会



<平成 29 年度>

区分	開催回数
本会	2 回
相談支援部会	3 回
就労支援部会	3 回
子ども部会	4 回
権利擁護部会	3 回
障がい児通所事業所連絡会	2 回

【事業、施策等の課題】

- ・地域における相談支援の中核的な役割を担う相談支援事業所同士の連携と、相談支援事業所間を調整、とりまとめをする機関の設置を検討します。
(障害者総合支援法第 77 条の 2 に基づく基幹相談支援センター)
- ・平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定により、計画相談支援、障害児相談支援における質の高い事業所を評価する制度について、周知が必要です。

区分	サービス	内容
支援 評価	モニタリング実施 標準期間の見直し	居宅介護者が 6 月ごとから 3 月ごとに 障害者支援施設入所者が 1 年ごとから 6 月ごと 他
支援 評価	相談支援専門員 1 人あたりの標準担 当件数の設定	1 人の相談支援専門員が担当する 1 月の標準担当件 数は 35 件
支援 評価	特定事業所加算の 見直し	事業所における相談支援専門員の複数人配置などを 評価
支援 評価	高い質と専門性を 評価する加算創設	初回加算、入院時情報関係加算、退院・退所加算、 サービス担当者会議実施加算など 7 項目

- ・障害者総合支援法の改正に伴い、共生型サービスが創設されたことや長期間にわたり障害福祉サービスを利用していた一定の高齢期の障がいのある人に対する介護保険サービスの利用者負担の軽減などを踏まえ、両サービスの円滑な利用を促進するため、介護支援専門員との連携が重要になります。

【事業、施策等の方針】

- ・障害者総合支援法第 77 条の 2 に基づく基幹相談支援センターを設置し、相談支援事業所間の連携を図ります。
- ・地域生活支援拠点において、短期入所、グループホームの整備にあわせて相談支援の充実を図ります。
- ・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会を活用して、障害福祉サービス事業所・障害児通所事業所が抱える事案、障がいのある人に対する差別や虐待（の疑い）などについて、引続き協議、報告を実施します。
- ・平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定の影響をみながら、障害福祉サービスの利用推進を図ります。
- ・相談支援専門員と介護支援専門員が支援に必要な情報を共有できるよう両者の連携の強化を図ります。

事業番号・事業名	5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
	(3) 地域移行支援、在宅サービスなどの充実
担当課	障がい者支援課

【事業、施策等の現状】

・市内の障害福祉サービス事業所、障害児通所事業所の事業所数は次のとおりです。

1 訪問系サービス（障害福祉サービス）

区分	事業所数
居宅介護事業所	15
重度訪問介護	13
同行援護	2
行動援護	1

2 訪問系サービス（地域生活支援事業）

区分	事業所数
訪問入浴サービス	1（委託事業所）

3 日中活動系サービス（障害福祉サービス）

区分	事業所数
生活介護	10
短期入所	6（うち法外1）

4 施設系・居住系サービス（障害福祉サービス）

区分	事業所数
施設入所支援	2
共同生活援助（グループホーム）	23

5 訓練系サービス（障害福祉サービス）

区分	事業所数
自立訓練（生活訓練）	1

6 就労系サービス（障害福祉サービス）

区分	事業所数
就労移行支援	1
就労継続支援A型	3
就労継続支援B型	6

7 日中活動系サービス（地域生活支援事業）

区分	事業所数
一時支援事業	8
移動支援事業	6
地域活動支援センター	4

- ・千葉県において6番目の重症心身障がい児者施設（東葛地区初めての施設）が開所しています。
- ・地域活動支援センター運営費等補助金交付規則に基づいて、野田市援護者が利用している市内4箇所、市外3箇所の地域活動支援センターに補助金を交付しています。
- ・野田圏域障がい者グループホーム等連絡協議会（千葉県が、障害保健福祉圏域ごとに委託する障害者グループホーム等支援事業）にオブザーバーとして参加し、意見交換を行っています。
- ・障がい者にも対応した特別養護老人ホーム「船形サルビア荘」の入所検討委員会に、オブザーバーとして参加し、入所検討を行っています。
- ・松戸市基幹相談支援センターCOCOが、開催する東葛地域医療的ケア連絡協議会に参加し、意見交換を行っています。
- ・障害福祉サービス事業所や地域活動支援センターの利用者に対し、傷害保険料及び通所者交通費を助成しています。

〈平成29年度〉

区分	件数
傷害保険料の助成	341件

〈平成29年度〉

区分	件数
通所者交通費の助成	266件

【事業、施策等の課題】

- ・平成30年度障害福祉サービス等報酬改定により、支援評価、報酬見直、上限設定、サービスの創設、報酬設定された制度の周知が必要です。

区分	サービス	内容
支援評価	重度訪問介護 入院中の支援評価	障害支援区分6の人が、病院、診療所、介護老人保健施設への入院中のコミュニケーション支援を提供
報酬見直	同行援護 基本報酬の見直し	外出する際に必要な援助を行うことを基本とすることから、「身体介護を伴う」「身体介護を伴わない」の分類を廃止し、基本報酬を一本化
上限設定	短期入所 利用日数の見直し	・連続利用日数は30日限度（既存利用者は1年猶予） ・年間利用日数180日目安 （いずれも自治体判断により、やむを得ない場合は）

		例外可)
創設	日中サービス支援 共同生活援助	グループホームの新たな類型（障がいのある人の重度化、高齢化に対応）
創設	自立生活援助	ひとり暮らしを希望する障がいのある人の意思を尊重した地域生活支援
創設	就労定着支援	就労移行支援などを利用して、一般就労に移行した障がいのある人の就労に伴う生活上の支援
加算 見直	加算単位の見直し （送迎加算）	自動車維持費の低下を踏まえて適正化を図る 生活介護において、重度の障がいのある人の送迎に対して、単価を見直す

- ・障がいのある人や高齢の人が、共に同じ福祉サービスの事業所を利用できる共生型サービスによる影響を注視する必要があります。

【事業、施策等の方針】

- ・地域移行支援、共同生活援助（グループホーム）及び平成 30 年度より創設された地域定着支援などの障害福祉サービスの利用推進を図ります。

事業番号・事業名	5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
	(4) 障がいのある子どもに対する支援の充実
担当課	障がい者支援課、保健センター（子ども支援室） 児童家庭課、保育課

【事業、施策等の現状】

- ・市内の在宅サービスの事業所数（障がい児の福祉サービス）

区分	事業所数
児童発達支援事業所	15
放課後等デイサービス事業所	15
保育所等訪問支援	1

- ・千葉県事業

区分	事業所数
千葉県障害児等療育支援事業	1（千葉県の委託事業所）

- ・子ども支援室が開催する療育支援会議に参加し意見交換を行っています。
- ・児童家庭課及び保健センターが保育所への巡回相談を実施している他、児童家庭課で学童保育所及び子ども館への巡回相談を実施しています。巡回時に保護者からの子育てに関する相談に応じたり、障がいの疑いのある子どもの早期発見に努めています。

- ・言語障がい児童に対する個別指導や、ことばに関する心配をお持ちの保護者の方の相談を野田ことば相談室及び関宿ことば相談室において行いました。

<平成 29 年度 相談実績>

ことば相談室 相談件数	1,651 件
「就学に向けての学習会」の講演会	43 人

- ・子育て支援センター、子育てサロン、つどいの広場等において育児相談や子育て講習会等などを実施しました。また、子育て支援センターを中心に育児支援に関わる事業者・団体等などの交流会を開催し連携を図りました。

<平成 29 年度 利用実績>

子育て支援センター（4 カ所）	延 7,358 人
子育てサロン（3 カ所）	延 2,042 人
つどいの広場	延 5,165 人

- ・子ども支援室に、保健師や心理士などの専門職を配置し、妊娠期から18歳までの子どもや保護者の相談体制を充実させるとともに、支援が必要な子どもを早期に療育などの支援につなげることに努めています。
- ・毎月1回開催している療育支援会議では、関係機関の意見交換や、相談のあった児の状況から望ましい支援について検討し、意見書を発行しています。意見書により、診断書や手帳を取得していない児が早期に児童発達支援や放課後等デイサービスの利用を開始することができます。

【事業、施策等の課題】

- ・指定管理者が管理する「あさひ育成園」及び「こだま学園」は、指定管理期間が平成31年3月に終了するため、平成30年度に指定管理の更新を検討します。
- ・平成30年度障害福祉サービス等報酬改定により、支援評価、報酬見直、上限設定、サービスの創設、報酬設定された制度の周知が必要です。

区分	サービス	内容
創設	居宅訪問型 児童発達支援	医療的ケアなどの重度の障がいのある児で、障害児通所支援事業所の外出が著しく困難な場合、居宅を訪問しての支援
報酬 見直し	放課後等デイサービス 基本報酬の見直し	障がいのある児の状態像を勘案した指標を設定し、報酬区分を設定し、さらに短時間報酬を設定
報酬 見直し	自己評価結果等の公表	自己評価結果等の公表が義務付けられている児童発達支援、放課後等デイサービスが、未公表の場合は減算

- ・障がいのある人や高齢の人が、共に同じ福祉サービスの事業所を利用できる共生型サービスによる影響に注意します。
- ・言語発達遅滞以外のコミュニケーション障がいや集中できないなどの発達障がいの疑いのある利用児が多くなってきているので、それらの利用児も含めて言語発達遅滞として一括して指導する必要があります。
- ・子育て支援センターは、乳幼児とその保護者が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合う中で交流を図るとともに、育児相談などを行う場として、子育て中の保護者の負担感の緩和に努めています。しかし、子育て中の悩みや相談が複雑化しており、より専門的な知識が必要となっています。
- ・療育支援会議では、意見書の発行に係る意見交換や、関係機関とのよりよい支援体制と連携方法について検討していく必要があります。

【事業、施策等の方針】

- ・療育支援の障害福祉サービスの適正な利用を図ります。

- ・児童家庭課と保健センターが保護者からの相談に応じ、保護者が専門的な療育を求めた障がいの（疑いの）ある子どもについては、障害児通所サービスや相談支援専門員の利用につながるよう子ども支援室及び障がい者支援課に案内しています。
- ・市内在住の未就学児について、引き続き言語発達遅滞、吃音などが見られる言語障がいのある児に対して個別指導を行うとともに保護者に対しても相談に応じ子育て支援の促進を図ります。
- ・育児不安の解消や発達面からの支援を行うため、子育て支援センターにおいては親子教室・出前保育・育児相談などの充実、また、子育て支援センターを中心に他機関との連携を図ります。
- ・子ども支援室で、関係機関の巡回相談などの実施を検討していきます。

事業番号・事業名	5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
	(5) 障害福祉サービスの質の向上など
担当課	障がい者支援課

【事業、施策等の現状】

- ・サービスを利用する児童の利便性向上を目的に市のホームページにおいて「放課後等デイサービス自己評価表⁶」を公表しています。
- ・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準において、放課後等デイサービス事業者はおおむね1年に1回以上、ホームページや事業所内に公表します。
- ・就労継続支援A型事業所、児童発達支援通所事業所、相談支援事業所に対する実地指導を実施しました。今度も、事業所の適正な運営に関して、必要に応じて実地指導を実施します。
(指導内容：人員に関する基準、運営に関する基準、給付費の取扱い、事故発生時の対応)

【事業、施策等の課題】

- ・サービスを利用する人に対し、千葉県社会福祉協議会や事業者が設置している「苦情解決システム」の周知を図り、利用を支援します。

【事業、施策等の方針】

- ・必要に応じて、障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所、相談支援事業所などに立入検査を実施します。
- ・サービスを利用する人に対し、千葉県社会福祉協議会や事業者が設置している「苦情解決システム」の周知を図り、利用を支援します。

⁶放課後等デイサービス事業者が放課後等デイサービスガイドラインに沿い評価及び改善内容を記載したもの

事業番号・事業名	5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
	(6) 障害福祉を支える人材の育成・確保
担当課	障がい者支援課、こぶし園、行政管理課、人事課

【事業、施策等の現状】

- ・職員採用試験において、社会福祉士、理学療法士、作業療法士などの福祉専門職を募集し、採用後は、保健福祉部、児童家庭部に専門職として勤務しています。

〈平成 30 年 4 月 1 日採用状況〉

区分	人数
社会福祉士	2 人
理学療法士	1 人
作業療法士	1 人
計	4 人

- ・市立の障害福祉サービス事業所及び障害児通所事業所では、福祉専門職が勤務しています。

〈平成 30 年の勤務状況（常勤、非常勤含む）〉

区分	事業所名	専門職	人数
障害福祉サービス	野田市立あおい空	介護福祉士	6 人
		正看護師	1 人
		准看護師	3 人
	野田市立あすなろ職業指導所	正看護師	1 人
		准看護師	1 人
		保育士	2 人
		介護福祉士兼保育士	1 人
	野田市立こぶし園	社会福祉士	1 人
		正看護師	1 人
	野田市心身障がい者福祉作業所	介護福祉士	4 人
		准看護師	1 人
障害児通所	野田市立あさひ育成園	社会福祉士	1 人
		正看護師	1 人
		准看護師	1 人
	野田市立こだま学園	社会福祉士	1 人
		社会福祉士兼保育士	1 人
		保育士	5 人

- ・意思疎通支援者派遣事業において、臨時職員として設置通訳者、派遣職員を採用しています。

〈平成 30 年の勤務状況（臨時職員）〉

区分	人数
手話通訳者	6 人
要約筆記者	10 人
計※	16 人

※1 人が手話通訳者及び要約筆記者を兼務しているため、実人数は 15 人になります。

〈障がい者支援課職員の研修状況〉

- ・社会福祉主事の任用を受けている職員は、相談支援従事者初任者研修を受講し修了証書の交付を受けています。（相談支援専門員の資格を取得しています。）
- ・千葉県（委託による研修を含む）が主催する様々な研修を受講しています。

〈平成 29 年度 主な研修受講状況〉

区分	人数
市町村障害者虐待防止担当者連絡会議	3 人
千葉県相談支援従事者初任者研修	2 人
相談支援従事者等専門コース別研修	1 人

- ・この他、こぶし園においては、自立活動研修会（身体支援研修会）を計画的に進め、児童に関係する課においても、専門的な研修を適時実施しています。

【事業、施策等の課題】

- ・福祉専門職の職員確保は、今後の事業継続に影響を与えることが考えられます。
- ・手話奉仕員養成講座、要約筆記者養成講座の受講者が、定員数に達していません。
- ・障がい福祉を支える人材の育成のため、手話奉仕員養成講座などへの職員の受講を促進させる必要があります。

【事業、施策等の方針】

- ・引き続き福祉専門職の職員の確保を行います。
- ・手話奉仕員養成講座、要約筆記養成講座、同行援護従事者養成研修、点訳・音訳ボランティア講座などを含めた福祉専門職の人材養成講座について、市民への周知に努めます。また、職員に対しても各種養成講座の周知を強化し、受講者の増加に努めます。

6 保健・医療の推進

事業番号・事業名	6 保健・医療の推進
	(1) 精神保健・医療の適切な提供等
担当課	障がい者支援課

【事業、施策等の現状】

- ・千葉県野田健康福祉センターが開催する野田保健所地域精神保健福祉連絡協議会に参加し、意見交換を行っています。
- ・千葉県が、障害保健福祉圏域ごとに委託する事業者である中核地域生活支援センターのだネットが開催する野田圏域連絡調整会議に参加し、意見交換を行っています。
- ・千葉県が、障害保健福祉圏域ごとに委託する千葉県精神障害者地域移行支援事業で実施していた「こころの作品展」を、平成 29 年度は、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の専門部会（相談支援部会）が中心となり、市役所 1 階ふれあいギャラリーにおいて開催しました。
- ・千葉県高次脳機能障害支援拠点機関が開催する会議に参加し、意見交換を行っています。
- ・医療観察法に基づき、精神疾患による患者のケア会議に参加し、意見交換を行っています。

<平成 29 年度>

主催者	ケア会議実施回数
国立研究開発法人国立国際医療研究センター 国府台病院	6 回
医療法人社団健仁会船橋北病院	4 回
医療法人社団啓心会岡田病院	4 回
計	14 回

- ・家族学習会の研修会、講演会を支援しています。

【事業、施策の課題】

- ・保健、医療、福祉関係者による協議の場及び、住まいの確保支援も含めた地域の基盤整備を推進するため、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」のあり方を検討する必要があります。
- ・家族学習会の周知が必要です。

- ・平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定により、精神障がいのある人の地域移行の推進が図られ、その周知が必要です。

区分	サービス	内容
加算	精神障害者地域移行特別加算	グループホームにおける精神障がいのある人の支援を評価（退院から 1 年以内）
創設	地域移行支援サービス費	地域移行支援における地域移行実績などの評価
創設	自立生活援助	ひとり暮らしを希望する障がいのある人の意思を尊重した地域生活支援
加算	社会生活支援特別加算	医療観察法対象者への支援

【事業、施策等の方針】

- ・保健、福祉関係者による協議の場及び住まいの確保支援も含めた地域の基盤整備を推進するため、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進します。
- ・地域移行支援や平成 30 年度に創設された自立生活援助などの障害福祉サービスを適正に活用し、精神障がいのある人の地域移行を図ります。

事業番号・事業名	6 保健・医療の推進
	(2) 保健・医療の充実など
担当課	障がい者支援課

【事業、施策等の現状】

- ・障がいのある人の医療費のうち、自己負担の一部または全額について助成をする「重度心身障がい者医療費助成」を実施しています。

(所得制限、年齢制限があります。)

〈平成 29 年度〉

区分	内容
対象者	身体障害者手帳（等級：1 級から 3 級）を所持する人
	療育手帳（等級：最重度、重度、中度）を所持する人
	精神障害者保健福祉手帳（等級：1 級）を所持する人
受給者数	3,344 人

- ・精神障がいのある人及び保護者に対し、医療費（入院療養費）の自己負担の一部を助成する「精神障がい者入院医療費助成」を実施しています。（所得制限があります。）

〈平成 29 年度〉

区分	内容
対象者	野田市に引き続き 1 年以上住民登録があり、精神疾患のため継続して 1 ヶ月以上入院している人
受給者数	131 人

※「重度心身障がい者医療費助成」と「精神障がい者入院医療費助成」は重複受給できません。

- ・自立支援医療（精神疾患の治療のため、通院に係る医療費の自己負担が原則 1 割負担となる「精神通院医療」、身体障害者手帳を所持する 18 歳以上の人で対象の疾病治療に対する医療費を軽減する「更正医療」、身体障がいのある、あるいは現存する疾患を放置すると障がいを残すと認められ、確実な治療効果が期待できる 18 歳未満の人の医療費を軽減する「育成医療」）を実施しています。

〈平成 29 年度〉

区分	受給者数
更生医療	105 人
育成医療	22 人

- ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳を初めて交付申請する人に診断書作成料

の助成を実施しています。

〈平成 29 年度〉

区分	件数
身体障害者手帳	289 件
精神障害者保健福祉手帳	107 件

- ・地域活動支援センターなどに巡回歯科診療車（ビーバー号）による歯科検診、歯科保健指導を実施しています。（千葉県が、一般社団法人千葉県歯科医師会に委託しています。）

- ・千葉県において 6 番目の重症心身障がい児者施設（東葛地区初めての施設）

事業所名	種別	備考
東葛医療福祉センター光陽園	療養介護	野田市援護者 6 人（者 5 人児 1 人）

利用者は、超重症心身障がい、準重症心身障がいのある人も入所しています。気管切開、人工呼吸器、胃チューブ、胃ろうなどの医療的ケアの対応がされています。

- ・市立の障害福祉サービス事業所において、看護師による医療的ケアへの対応を実施しています。

事業所名	種別	対応している内容
野田市立あおい空	生活介護	胃ろう、喀痰吸引、導尿
野田市立あさひ育成園	児童発達支援	胃ろう、酸素吸入、人工呼吸器

【事業、施策等の課題】

- ・障害福祉サービス事業、特に短期入所において医療的ケアが実施できる専門職員の確保が必要です。
- ・平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定により、医療的ケアの人に対する支援の充実が図られたことの周知が必要です。

区分	サービス	内容
加配 創設	看護職員加配加算の創設	一定の基準を満たす医療的ケア児に対する看護職員の加配を評価
加算 拡充	医療連携体制加算の拡充	医療的ケア児に対する支援を、外部の看護職員が訪問して支援した場合を評価
創設	居宅訪問型児童発達支援の創設	医療的ケアなどの重度の障がいのある児で、障害児通所支援事業所の外出が著しく困難な場合、居宅を訪問しての支援
加算 拡充	送迎加算の拡充	送迎において、喀痰吸引などの医療的ケアが必要な場合、手厚い人員体制で送迎を行うことを評価
創設	福祉型強化短期入所サービス費	短期入所において、医療的ケアの人に対応する看護職員を常勤で 1 人以上配置していることを評価

加算 拡充	常勤看護職員等配置加算の拡充	生活介護において、医療的ケアの人に対応する看護職員を2人以上配置している場合を評価
創設	要医療児者支援体制加算の創設	相談支援において、医療的ケアの人に対する支援体制を有している場合の評価
創設	医療・保育・教育機関等連携加算	相談支援において、医療機関、保育機関などと必要な協議をした上でのサービス等利用計画を評価

【事業、施策等の方針】

- ・市内の障害福祉サービス事業所において、重症心身障がい児の支援及び、さらなる医療的ケアが実施できる体制を目指します。

事業番号・事業名	6 保健・医療の推進
	(3) 保健・医療を支える人材の育成・確保
担当課	障がい者支援課、保健センター

【事業、施策等の現状】

- ・地域生活支援拠点において、障害福祉サービスあるいは様々な制度に熟知した相談コーディネーターの配置を検討しています。
- ・市内医療機関の看護師などの充足に資するため、看護師又は准看護師を養成する学校等に在学する人で、将来、市内医療機関において、看護師等の業務に従事しようとするものに対して、就学貸付金を実施しています。
(修学資金貸付金額：月額 5,000 円)
- ・保健センターにさまざまな不安や相談に対応するため理学療法士、作業療法士、心理士などの専門職を配置しています。

【事業、施策等の課題】

- ・障がいのある人の重度化、高齢化に伴い、周囲からの支援が必要となります。
- ・保健師、栄養士などの専門職が研修会に参加し、専門知識の向上に努めています。
- ・理学療法士、作業療法士の専門性を活かし関係機関と連携を図る必要があります。

【事業、施策等の方針】

- ・障がいのある人の重度化、高齢化に伴い、それを支える専門的人材の確保・養成を地域生活支援拠点の機能のひとつとして実施します。
- ・理学療法士、作業療法士などの有資格者の適切な配置を推進します。
- ・地域の保健・医療・福祉事業従事者との連携強化を図り、障がいの原因となる疾病などの予防から福祉サービスが適切に提供できるよう関係者会議や研修会などに参加し、意見交換や情報収集などから専門職の資質向上に努め、関係機関との連携強化を図ります。

事業番号・事業名	6 保健・医療の推進
	(4) 障がいの原因となる疾病などの予防・治療
担当課	保健センター、児童家庭課

【事業、施策等の現状】

- ・乳幼児健康診査では、発育・発達状態、栄養の状態、疾病の有無などの医学的診査及び精神発達等の相談・指導などの多角的な健康診査により、心身障がいを早期に発見し、不安の軽減・早期支援に努めました。・低出生体重児健診（すくすく健診）を実施し発育・発達の確認と疾病の早期発見に努め、育児支援を通して安心して育児ができるようサポートしました。また、医療機関で行う妊婦健康診査（14 回分）、乳児健康診査（2 回分）の助成をしました。
- ・生活習慣病からなる障がいの原因を予防するため、特定健康診査、後期高齢者健康診査を実施し、健診の結果により特定保健指導をしました。
- ・骨粗しょう症予防のための「骨太教室」を開催し、4 回 2 会場で 80 人の参加者がありました。

〈平成 29 年度乳幼児健康診査の実績〉

健康診査	対象者数	受診者数	受診率
3 か月児健康診査	885 人	859 人	97.1%
1 歳 6 か月児健康診査	951 人	932 人	98.0%
3 歳児健康診査	1,049 人	970 人	92.5%
5 歳児健康診査	32 人	32 人	100.0%
低出生体重児健診	165 人	150 人	90.9%

〈平成 29 年度妊婦・乳児健康診査助成実績〉

妊婦健康診査助成件数	10,071 件
乳児健康診査助成件数	1,287 件

〈平成 29 年度健康診査等実績〉

特定健康診査等受診率

	対象者	受診者	受診率
特定健康診査	32,999 人	11,019 人	33.4%
後期高齢者健康診査	19,009 人	5,659 人	29.8%

特定保健指導利用率

	対象者	利用者	利用率
特定保健指導	1,315 人	206 人	15.7%

【事業、施策等の課題】

- ・妊婦・乳幼児健康診査においては、受診勧奨、保健指導の必要なケースがあり関係機関と連携し妊娠中から出産、育児へと継続した支援に努めています。今後も受診状況を把握し早期から支援していく必要があります。
- ・生活習慣病からなる障がいの原因を予防するため、特定健康診査を実施しているが、受診率が横ばいの状態にあることから、受診率の向上を図る必要があります。
- ・骨太教室を開催していますが、参加者数が横ばいのため、参加者の増加を図る必要があります。

【事業、施策等の方針】

- ・障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見を一層進めるために、新生児から高齢期に至る健康保持・増進のため、乳幼児健診や特定健康診査、健康相談などの充実を図り、施策を推進します。
- ・妊産婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するため妊婦健康診査、乳児健康診査の助成、受診の勧奨を行い、妊娠中から継続した保健指導に努め、必要に応じ関係機関と連携をして支援していきます。
- ・骨粗しょう症に起因する疾病予防のため、今後も引き続き骨太教室を開催します。

7 行政などにおける配慮の充実

事業番号・事業名	7 行政等における配慮の充実
	(1) 選挙などにおける配慮
担当課	選挙管理委員会事務局

【事業、施策等の現状】

- ・投票所出入口へのスロープの設置による段差解消、土足、点字投票の対応など、必要に応じ障がいのある人が投票しやすい環境整備を実施しています。
- ・選挙啓発ポスターにおいて、音声コード Uni-Voice の導入を図りました。
- ・県選挙管理委員会の指定を受けた病院や老人ホームなどに入院、入所中の人はその施設内で不在者投票を行うことができます。
- ・身体に重度の障がいがあり、下表のいずれかの要件に該当する人で、自署できる人は、自宅での郵便による不在者投票が利用できます。また、自署できない人でも、下表のいずれかの要件に該当して、さらに上肢か視覚の障がいの程度（等級）が1級の場合には、代理記載制度があります。

〈自宅での郵便による不在者投票の該当要件〉

区分	障がい等の程度（等級）	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい	1 級か 2 級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸機能の障がい	1 級か 3 級
	免疫、肝臓機能の障がい	1 級から 3 級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹機能の障がい	特別項症から第 2 項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓機能の障がい	特別項症から第 3 項症
介護保険被保険者証	要介護 5	

【事業、施策等の課題】

- ・移動に困難を抱える障がいのある人などに配慮した投票所のバリアフリー化、障がいのある人などの利用に配慮した投票設備の設置に努めます。
- ・身体に重度の障がいがあり、投票所に行けない人は、不在者投票制度、代理記載制度を利用できることの周知に努めます。

【事業、施策等の方針】

- ・移動に困難を抱える障がいのある人などに配慮した投票所のバリアフリー化など、引き続き、投票環境の向上を目指します。
- ・障がいのある人が自らの意志に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施の取組を促進します。
- ・指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がいのある人の投票機会を確保します。

事業番号・事業名	7 行政等における配慮の充実
	(2) 行政機関などにおける配慮及び障がい者理解の促進など
担当課	人事課、障がい者支援課

【事業、施策等の現状】

- ・平成 28 年 4 月に施行した障害者差別解消法に基づき「障害を理由とする差別の解消の推進に関する野田市職員対応要領（以下「野田市職員対応要領」という。）」を策定しました。
 - ・野田市職員対応要領において、「職員による障がいを理由とする差別」は相談窓口を人事課と定め、障がい者支援課と連携し、担当課から状況を確認したうえで、人事課及び障がい者支援課が、代替案などの検討や、相談者と担当課の調整を行うなど、組織で対応することとしています。
- また、相談内容を次のとおり区分し記録します。

〈区分〉

① 不当な差別 ② 合理的配慮の要求 ③ 環境整備 ④ その他

- ・平成 29 年度に職員による障がいを理由とする差別の関する相談実績はありませんでした。
- ・職員が障害者差別解消法の趣旨や「心のバリアフリー」を理解し、各所属の事務事業において、障がいのある人に対する差別解消を推進できるよう研修を行います。平成 30 年度においては、新規採用職員研修、主事級職員研修、主任主事級職員研修、係長級職員研修、課長級職員研修（補佐級と合せて実施）で実施します。

〈平成 29 年度の全体研修〉

平成 30 年 3 月 23 日	参加者 市職員 157 人
午前・午後開催	講師 野田市手をつなぐ親の会「キャラバン隊まめっ娘」

- ・障がいの疑似体験や家族の体験談を聴講し、障がいの特性を理解することに努めました。

【事業、施策等の課題】

- ・合理的配慮の理解、障がいのある人の特性の理解が必要です。
- ・相談内容について、環境の整備を求めらることもあります。
- ・職員は、障がいのある人に対して野田市職員対応要領により障害を理由とする差別の解消と障がいのある人への配慮を念頭に対応していきませんが、様々な事案が想定されることから、具体的な相談及び対応などを蓄積していく必要があります。

【事業、施策等の方針】

- ・合理的配慮の提供を実施します。

- ・可能な限り、環境の整備に努めます。
- ・具体的な相談及び対応などを蓄積し、必要に応じて、野田市職員対応要領の見直しを図ります。

8 雇用・就業、経済的自立の支援

事業番号・事業名	8 雇用・就業、経済的自立の支援
	(1) 総合的な就労支援
担当課	障がい者支援課、商工観光課

【事業、施策等の現状】

- ・障がいのある人の就労を支援するため、雇用促進奨励金、若年者等トライアル雇用奨励金、障がい者職場実習奨励金の3種類の奨励金を交付しました。
若年者等トライアル雇用奨励金は、ここ数年交付実績がなかったことから、平成30年度から制度を廃止しました。

〈平成29年度〉

奨励金名	件数
野田市雇用促進奨励金	56件
野田市若年者等トライアル雇用奨励金	0件
野田市障がい者職場実習奨励金	11件

- ・障がいのある人の法定雇用率達成指導や市内の障がいのある人の雇用状況及び各種支援制度を紹介した冊子「障がい者・高年齢者の雇用安定のための各種支援等措置のご案内」を改訂し、雇用促進奨励金制度及び障がい者職場実習奨励金制度の周知を図りました。
- ・野田市工業団地連絡会、関宿工業団地連絡協議会などを対象に「障がい者雇用促進説明会」を開催し、障がいのある人の雇用の安定・促進を図りました。

実施日	参加企業	参加者
平成30年3月2日	8社	8人

- ・千葉県が障害保健福祉圏域ごとに配置する障がいのある人の就労を支援する「障害者就業・生活支援センター」の事務室が、本庁舎にあります。
- ・平成30年4月1日から障がいのある人の法定雇用率が0.2%引き上げられました。さらに3年後の4月までに、0.1%引き上げられます。

事業主区分	法定雇用率	
	平成30年4月1日以降	3年後の4月まで
民間企業	2.2%	2.3%
国、地方公共団体等	2.5%	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.4%	2.5%

なお、対象となる民間事業所の範囲は、平成30年4月1日以降、従業員50人以上から45.5人以上に拡大しました。

- ・平成30年4月1日から障がいのある人の雇用義務対象者に、精神障がいのある人が加わりました。
- ・従業員のうち、身体障がいのある人が、身体障害者補助犬を同伴する基準が引き上げられました。

事業主区分	従業員数	
	平成30年4月1日以降	備考
民間企業	45.5人以上	当分の間（43.5人以上）

- ・精神・発達障害者しごとサポート養成講座が始まります。

【事業、施策等の課題】

- ・障がい者職場実習奨励金の交付実績が減少傾向にあるため、さらなる制度の周知に努めるとともに、奨励金交付後に常用雇用に結びついているかの検証を行う必要があります。
- ・民間企業の障害者雇用率が、平成30年4月より2.2%、3年を経過する前までに2.3%に引き上げられます。障がいの種別を問わない雇用支援に努める必要があります。
- ・「障害者の雇用の促進法に関する法律」及び「身体障害者補助犬法」の周知に努める必要があります。
- ・精神・発達障害者しごとサポート養成講座の周知に努める必要があります。
- ・学校を卒業見込みの学生が、学校の就職支援担当者のアドバイスを受けて、障害者手帳や、障害福祉サービス（訓練等給付）の利用に関する相談があります。

【事業、施策等の方針】

- ・障がいのある人からの相談に応じて、就労に関する支援を実施します。
- ・引き続き、雇用促進奨励金、障がい者職場実習奨励金の周知を図り、関係機関と連携して利用促進に努めます。

事業番号・事業名	8 雇用・就業、経済的自立の支援
	(2) 障がい者雇用の促進
担当課	生活支援課（社会福祉協議会）、障がい者支援課

【事業、施策等の現状】

- ・松戸公共職業安定所が主催する「松戸職安管内障害者雇用連絡会議」に出席し意見交換をしています。
- ・障害者就業・生活支援センターはーとふるが主催する意見交換会に出席し、意見交換をしています。
- ・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の専門部会のひとつとして、就労に関することを議題とする就労支援部会を設置しています。
- ・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の本会、専門部会（就労支援部会、権利擁護部会）に、公共職業安定所の職員が委員として参加しています。
- ・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の本会、専門部会（相談支援部会、就労支援部会）に、障害者就業・生活支援センターの職員が委員として参加しています。
- ・斎場売店の従事者に対して、日々の業務態度を自己評価する「やすらぎチャレンジシート」を継続実施し、一般就労に向けた支援の充実を図ります。

【事業、施策等の課題】

- ・宅地開発事業や大規模小売店舗等出店の事前協議の機会を捉え、障がいのある人の雇用について要請していく必要があります。

【事業、施策等の方針】

- ・平成 28 年 4 月に施行した障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法）により、雇用の場における障がいのある人への差別を禁止し、募集や採用では障がいのある人となない人の均等な機会を確保し、採用後においては、障がいのある人となない人の均等な待遇や、障がいのある人の能力の有効な発揮の支障となる事業を改善する措置への取組、支援を行います。
- ・宅地開発事業や大規模小売店舗等出店の事前協議の機会を捉え、障がいのある人の雇用について配慮していただくよう要請し、雇用の促進を図ります。
- ・千葉県が、株式会社パソナに委託しております「障害者雇用サポート事業」を活用し、障がいのある人の就労と企業の障がい者雇用を支援します。
- ・野田市斎場内に設置している「セレシヨップやすらぎ」に従事している精神障がいのある人への就労支援を実施します。（野田市斎場売店事業運営委員会）

事業番号・事業名	8 雇用・就業、経済的自立の支援
	(3) 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
担当課	障がい者支援課

【事業、施策等の現状】

- ・ 障害福祉サービスにおいて、訓練等給付を実施しています。

市内の訓練等給付の実施事業所

○自立訓練（生活訓練）

指定多機能型事業所つばさ

○就労移行支援

就労サポート・のだ⁷

○就労継続支援A型

ウィズパートナー

株式会社ホップ

フィールドスター

○就労継続支援B型

訓練サポートセンターライフ野田

野田市立あすなろ職業指導所

野田市心身障がい者福祉作業所

野田市関宿心身障がい者福祉作業所⁸

つばさ

羽の郷野田

訓練サポートセンターライフ野田

(指定管理)

(指定管理)

(指定管理)

○障害者就業・生活支援センター（都道府県事業）

障害者就業・生活支援センターはーとふる

【事業、施策等の課題】

- ・ 障害保健福祉圏域において、様々な障がいに応じた就労支援が行う体制を整える必要があります。
- ・ 障害者就業・生活支援センターはーとふるなどの就労支援機関と連携する必要があります。

⁷就労サポート・のだは、就労訓練の場所のひとつとしてふれあい喫茶つくしんぼ市役所店、けやき店において、店員業務を実施しています。

⁸野田市関宿心身障がい者福祉作業所は、福祉的就労としてふれあい喫茶つくしんぼいちい店において、店員業務に従事し、就労を体験しています。

- ・平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定により、サービスの創設、報酬見直がされたため制度の周知が必要です。

区分	サービス	内容
報酬 見直	就労継続支援 A 型 基本報酬の見直し	定員規模別及び、1 日平均労働時間に応じた報酬設定 (1 日の平均労働時間により基本報酬が違う)
報酬 見直	就労継続支援 B 型 基本報酬の見直し	定員規模別及び、1 日平均工賃月額に応じた報酬設定 (1 日の平均工賃月額により基本報酬が違う)
創設	就労定着支援	就労移行支援などを利用し、一般就労に移行した障 がいのある人について、生活リズムや給料の浪費な どの就労に伴う生活面の課題を支援

※就労継続支援 A 型事業所の利用者の 1 日の労働時間は 4 時間

【事業、施策等の方針】

- ・障害者就業・生活支援センターは一とふるの意見交換会に参加し、障がいのある人の就労支援について意見交換を行います。
- ・自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の専門部会のひとつである就労支援部会において、障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保について、意見交換を行います。
- ・福祉施設を利用している障がいのある人が、就労移行支援事業などの障害福祉サービスを通じて、民間企業に就労し、就労定着することを支援します。

事業番号・事業名	8 雇用・就業、経済的自立の支援
	(4) 福祉的就労 ⁹ の底上げ
担当課	障がい者支援課

市内の就労継続支援事業所¹⁰

就労継続支援A型	3 箇所	定員合計	54 人
就労継続支援B型	6 箇所	定員合計	99 人

【事業、施策等の現状】

- ・工賃向上に当たり、地方公共団体が発注する官公需の活用が効果的であることから、障害者優先調達推進法に基づく「野田市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」を毎年度策定しています。
- ・千葉県においては、平成 30 年度から 3 年間の「工賃向上計画」を策定し、その計画に基づいた支援を行っています。

〈平成 29 年度 発注実績〉

区分	調達内容	発注した課
役務の提供	清掃工場清掃業務	清掃第 1 課
	リサイクルセンター清掃業務	
物品購入	コーヒー、昼食	広報広聴課
	みかん石鹸	国保年金課

- ・平成 29 年度は、障害者週間にあわせて、市役所 1 階ふれあいギャラリーにおいて、千葉県障害者就労事業振興センターよりパネルを借りて、障害福祉サービス事業所で働く障がいのある人についてを周知、啓発しました。

【事業、施策等の課題】

- ・地方公共団体及び、民間事業所による発注により、工賃を向上させる必要があります。

【事業、施策等の方針】

- ・今後も、障害者優先調達推進法に基づく「野田市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」策定し、目標設定額の増加を図ります。
- ・庁内各課に対して、障がい者就労施設等から物品購入、役務の提供を行うように依頼します。

⁹就労の意欲があっても、民間企業などでは就労が難しい障がいのある人は、就労継続支援事業所などの福祉施設において生産活動に従事すること。

¹⁰障がいのある人が事業所と雇用契約を締結することを原則とする就労継続支援A型事業所と、雇用契約に基づかない生産活動の場である就労継続支援B型事業所があり、雇用計画に基づかない生産活動により、障がいのある人に支払われる賃金を工賃といいます。

- ・平成 29 年 11 月に、千葉県が作成した千葉県福祉人材確保・定着推進方針のもと、福祉的就労の定着、底上げを図ります。

9 教育の振興

事業番号・事業名	9 教育の振興
	(1) インクルーシブ教育システムの推進
担当課	指導課

【事業、施策等の現状】

- ・「野田市特別支援教育基本方針」や「野田市学校教育指導の指針」などに方針を掲げ、市内公立幼稚園・小学校・中学校を中心に、研修会や校長会・教頭会等で周知を図っています。
- ・各学校に周知を図っている視点として、すべての児童生徒において、

- ① 授業内容がわかる。
- ② 学習活動に参加している実感・達成感を持つ。
- ③ 充実した時間を過ごす。
- ④ 生きる力を身につける。

ということをもとに、学校現場で日々の授業改善や環境整備などに努めています。
(誰にとってもわかりやすく意欲が持てる授業展開の充実を図る。)

- ・研修については、校内授業研究会に各教科担当指導主事が参加し、特別支援教育の視点から助言を行っています。各校において、特別支援教育に関する校内研修も進めています。
- ・市主催の研修会として、①特別支援学級等新任担当者研修会、②教育課程説明会（通級指導教室・特別支援学級担当）、③教育相談研修会、④新規採用教職員研修会、⑤サポートティーチャー、土曜アシスト、特別支援学級支援員等研修会などを催しています。④に関しては、キャラバン隊「まめっ娘」の皆様にも協力をいただいています。
- ・特別支援教育連携協議会では、学識経験者・保護者（PTA 代表、親の会等代表）・医療関係者・福祉関係者・労働関係者・学校関係者（幼・保・小・中・高・特別支援学校）・教育委員会が連携し、障がいのある幼児児童生徒に対する支援体制の整備を促進するため、年間3回、情報交換・意見交換を行っています。
- ・園内・校内での支援体制として、①特別支援教育専門家チームの派遣、②公立幼稚園における「専門家チーム巡回指導」があります。
- ・各学校において、交流活動も進められています。

例）・特別支援学級と通常の学級との交流

・県立野田特別支援学校の居住校交流

・なかよし運動会、たんぼぼ作品展、おひさまといっしょに、サンスマイルなどの行事への参加

- ・「早期からの教育相談と支援体制の構築」のために、教育支援委員会を中心に、丁寧な就学相談と就学先の決定を進めています。

【事業、施策等の課題】

- ・小・中学校において、若手教職員が増えていることもあり、今後、さらに特別支援教育に関する教員の専門性の向上を図る必要があります。
- ・就学相談の件数が年々増えています。丁寧な相談を実施するためにも、就学相談員の増員や、幼児期からの支援体制の組織作りが求められます。
- ・学校現場での環境を整えることが緊急の課題です。（支援員の増員や設備面の充実など）

【事業、施策等の方針】

- ・平成 30 年度「野田市学校教育指導の指針」の重点項目の 2 番目に「特別支援教育の推進」を掲げています。各園・学校に、特別支援教育についてのさらなる周知を図り、上記の事業内容を具体化して、児童生徒にとってよりよい支援、幼稚園・学校生活につながるように努めていきます。
- ・専門的な知識や他機関との連携が重要であることから、連絡を密にし、円滑な支援ができるように進めていきます。

事業番号・事業名	9 教育の振興
	(2) 教育環境の整備
担当課	指導課、教育総務課

【事業、施策等の現状】

① 指導に関すること

- ・切れ目のない支援体制づくりや多様な学びの場の提供ができるように、公立幼稚園・小・中学校の様子を把握しながら、特別な教育的ニーズに応じた就学相談や教育相談を進めています。
- ・各学校において、交流及び共同学習の推進を図っています。
 - 特別支援学級と通常の学級との交流
 - 県立野田特別支援学校の居住校交流
 - 幼・保・こ・小・中の連携活動
 - なかよし運動会、たんぽぽ作品展、おひさまといっしょに、サンスマイルなどの行事を通じて交流
- ・スクールカウンセラーやひばり教育相談、ひまわり相談、子ども支援室、福祉・医療機関等と連携・協力し、望ましい教育的支援ができるように取り組んでいます。
- ・教育相談による支援体制として、ひばり教育相談・適応指導教室・巡回教育相談・学校支援の相談員配置・ひまわり相談等による相談を実施しています。
- ・特別な配慮を要する幼児児童生徒には、保護者との協力のうえ作成した個別の教育支援計画を日常の支援に活用しています。
- ・県立野田特別支援学校には、校内支援や研修会の指導など、専門的な立場から助言をいただいています。

② 施設に関すること

- ・平成 29 年度は次のとおり改修を実施しました。

＜平成 29 年度 学校別改修状況＞

学校名	改修箇所
中央小学校	校舎から体育館への渡り廊下段差解消
福田中学校	生徒トイレ 17 台、教職員トイレ 3 台を洋式化
川間中学校	生徒トイレ 18 台、教職員トイレ 3 台を洋式化
岩名中学校	生徒トイレ 5 台、教職員トイレ 2 台を洋式化

【事業、施策等の課題】

① 指導に関すること

- ・就学相談の体制整備が必要です。
(相談員や相談場所の不足・幼児期からの相談体制の連携・相談業務の増加により事務処理がより煩雑になっているなど)

- ・特別支援学級や通級指導教室の環境整備を図ることが必要です。
(希望する児童生徒の増による通級指導教室の増設や中学校への通級指導教室設置の検討、指導者の養成、学習支援としてICT機器などの活用)
- ・配慮を要する幼児児童生徒を支援する支援員の増員が必要です。

② 施設に関すること

- ・障がいのある子ども一人一人に応じたきめ細かい支援ができる学校施設にするため、トイレ改修、手すりの取付けやスロープなどの整備が必要とされます。

【事業、施策等の方針】

① 指導に関すること

- ・幼稚園・学校現場や相談に見えた保護者の声をよく聞き、子どもにとってより良い支援につながる具体的な取り組みを進めていきます。
例) ・就学相談や教育相談の機会の設定
 - ・合理的配慮に応じた環境整備
 - ・特別支援教育に係る情報提供
- ・特別支援教育の推進のための研修の場の充実を図ります。
- ・次年度を見据えた環境の整備を行います。(教室環境・人材の養成など)

② 施設に関すること

- ・学校施設については、障がいの有無に関わらず様々な人々が利用する公的な施設であり、災害発生時における利用等の観点も踏まえつつ、施設のバリアフリー化やトイレの洋式化を推進し、障がいのある人にとっても利用しやすい教育施設の場を確保できるよう推進していきます。

事業番号・事業名	9 教育の振興
	(3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実
担当課	社会教育課（公民館）、興風図書館

【事業、施策等の現状】

- ・障がい者青年学級「わたぼうし」を開設し、毎月1回日曜日に、障がいのある青年の社会的自立を目指して、調理実習やスポーツ、館外活動を行っています。
- ・障がいのある青年とボランティアによる学級を開設し、代表者の育成を図ります。
- ・来館が困難の方に対し、宅送貸出しサービスを実施しています。
- ・視覚障害者手帳（1、2級）の方に郵送貸出しサービスを実施しています。
- ・視覚障がいにより表現の認識が困難な人に対し、デイジー図書（デジタル録音図書）、点字図書の貸出しやボランティアによる対面朗読を実施しています。
- ・通常の活字の認識が困難の人に対し、大活字本の貸出しを実施しています。

【事業、施策等の課題】

- ・障がいのある青年のリーダーによる行事の計画や会員への連絡などの支援が必要です。
- ・PRしたサービスについて、対象者（当事者）の情報収集が難しいことがあります。

【施策の方針】

- ・地域における学校卒業後の学習機会の充実のため、引き続き、教育、療育機関と連携を図り、生涯学習を支援することで社会的自立を促進するとともに、障がい者青年学級終了後も自主的なサークル活動が行えるよう、リーダーの育成を図ります。
- ・サービスの対象者（当事者）に限らず、その親族や知人も含めて、サービス内容についてPRに努めます。
- ・LLブック¹¹やマルチメディア・デイジーなど身体以外の障がいに対応した資料の収集・貸出しに努めます。

¹¹ LLブックとは、日本語が得意でない方や、知的障がいのある方をはじめとした一般的な情報提供では理解が難しいさまざまな方にとって読みやすいようにむずかしい漢字や長文はなく、ふりがなや絵文字がついていて誰もが読書を楽しめるように工夫してつくられた本です。

10 文化芸術活動・スポーツ等の振興

事業番号・事業名	10 文化芸術活動・スポーツなどの振興
	(1) 文化芸術活動、余暇、レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備
担当課	生活支援課、障がい者支援課、社会教育課（公民館）

【事業、施策等の現状】

- ・障がいのある人もない人も地域の中で、普通の生活を送ることができ、可能な限り自立して社会参加ができるよう、心のバリアフリーの実現を目指しています。

〈平成 29 年度文化芸術活動 実施状況〉

名称	実施日	会場
サンスマイル	7月25日	文化会館

〈平成 29 年度イベント実施状況〉

名称	実施日	会場
市民ふれあいハートまつり	11月18日	中央公民館 総合福祉会館 中央公民館前の時計の広場
福祉のまちづくりフェスティバル		文化会館

〈平成 29 年度レクリエーション 実施状況〉

名称	実施日	会場
障がい者釣大会 (子ども釣大会と同時開催)	6月3日	旧関宿クリーンセンター調整池

- ・障がい者青年学級「わたぼうし」を開設し、毎月1回日曜日に、障がいのある青年の社会的自立を目指して、調理実習やスポーツ、館外活動を行いました。
- ・障がいのある青年とボランティアによる学級を開設し、代表者の育成を図りました。

【事業、施策等の課題】

- ・障がいのある人のさらなる参加を目指します。
- ・障がいのある青年のリーダーによる行事の計画や会員への連絡などの支援が必要です。

【施策の方針】

- ・ 今後も、事故なく各種行事が開催できるように必要な支援を実施します。
- ・ 地域における学校卒業後の学習機会の充実のため、引き続き、教育、療育機関と連携を図り、生涯学習を支援することで社会的自立を促進するとともに、障がい者青年学級終了後も自主的なサークル活動を行えるようリーダーの育成を図ります。

事業番号・事業名	10 文化芸術活動・スポーツなどの振興
	(2) スポーツを楽しめる環境の整備
担当課	障がい者支援課、生活支援課（社会福祉協議会）、社会体育課

【事業、施策等の現状】

- ・障がいのある人が、様々なスポーツに参加できるよう支援しています。

〈平成 29 年度 スポーツ大会等への参加状況〉

名称	実施日	会場
千葉県障害者スポーツ大会	5 月 28 日から 12 月 10 日	千葉県総合スポーツセンター 陸上競技場他

- ・千葉県及び千葉県障害者スポーツ協会主催の千葉県障害者スポーツ大会などへの参加を支援しています。
- ・千葉県障害者スポーツ大会を始めとする行事について、市報掲載など、広報・啓発に努め、スポーツの関心を深めました。

〈平成 29 年度 おひさまといっしょにの参加状況〉

内容	実施日	会場
おひさまといっしょに	6 月 17 日	関宿総合公園 体育館

- ・おひさまといっしょにを野田市、野田市社会福祉協議会が後援しています。

【事業、施策等の課題】

- ・障がいのある人が様々なスポーツに参加できるよう活動機会の拡大を図る必要があります。
- ・市民を対象に千葉県が実施する障害者スポーツ指導員養成講座への積極的な参加促進を図り、指導員を確保する必要があります。
- ・障がいのある人のスポーツに対する関心を深め、障がいのある人の健康増進や生活の質の向上を図る必要があります。
- ・現有施設の有効活用を図り、「ファシリティマネジメント（施設長寿命化計画）の基本方針」に基づき計画的に改修を行い、改修に当たっては、バリアフリー化を図る必要があります。

【事業、施策等の方針】

- ・障がいのある人が様々なスポーツに参加できるよう活動機会の拡大を図る必要があります。

- ・千葉県の障害者スポーツ大会等コーディネーター派遣事業実施要領を活用し、障害者スポーツの推進を図ります。
- ・現有施設の有効活用を図り、「ファシリティマネジメント（施設長寿命化計画）の基本方針」に基づき計画的に改修を行い、改修に当たっては、バリアフリー化します。